

東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二二―一八

日本中近世寺社〈記録〉論の構築

―日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化

「日本中近世寺社〈記録〉論の構築」グループ

基盤研究（A）（2018～2022年度）日本中近世寺社〈記録〉論の構築―日本の日記文化の多様性の研究とその研究資源化（代表遠藤基郎）（課題番号 18H03583）報告書 3

科研費
KAKENHI

正誤表

一部重大なミスがありご迷惑をおかけしました。深くお詫びします。

6 ページ上段 2 行～21 行	(正) 削除
163 ページ下段 10 行目文政一に重なる「別」	(正) 削除
174 ページ上段 17 行目傍注「時熙」	(正) 満幸

巻頭によせて―寺社の日記・記録を考える

遠藤基郎

はじめに―本報告書の背景と紹介

鎌倉前期の醍醐寺成賢の「修学士代」（建保六年〔一二二八〕成立、作法集所収）には、「所修法之先例、御願之旨趣等、国史并家々日記普可勘之、後代所修、可守先例故也、兼先代所修、吉凶・法験・勸賞等有無・人々失乱等、尤可尋知之、」とある。密教修法を行う心構えとして、その目的・効果、そして起こしがちなミスを事前に理解しておくべきで、そのためには朝廷の書物だけでなく、「家々日記」に目を通せと述べている。ここでの「家々日記」とは俗人というよりは、「院家」すなわち僧侶のそれを指すと読むべきだろう。その具体例のひとつは、この報告書の醍醐寺の大元帥法の記録であるが、このような事例は枚挙にいとまがない（たとえば続群書類従積家部を参照）。

ところで古代・中世歴史研究の素材として主に想定される「日記」とは「古記録」であり、個人による日次記が圧倒的に多い（大部分は公家）。それもあって、史料学的な「日記」論においても、それらに傾斜しがちである。

たとえば、『日記で読む日本中世史』（元木泰雄・松園斉編著、ミネルヴァ出版、二〇一一年）は、僧俗あわせて一六点の日記が紹介されるが、ほぼ個人の日次記である。

しかし同時代において「日記」と称される史料は、もつと多様であった。たとえば高橋秀樹『古記録入門』（東京堂出版、二〇〇五年）や、

『日記・古記録の世界』（倉本一宏編、思文閣出版、二〇一五年）所収の、近藤好和論文¹において、古典的な研究や荘園文書研究の成果を踏まえ、日次記ではない、単なる事実の記録も「日記」として理解されたことが確認されている。また同論集において上島享は「伝法灌頂記」という真言宗仏事に関わる中世寺院の「日記」を紹介した。

これらは、多様な「日記」への注意喚起であった。これを受ける形で、『中世日記の世界』（松園斉・近藤好和編著、ミネルヴァ出版、二〇一七年）では、公家の故実書が多数取り上げられ、日記周辺の史料の豊かさを通して、日記の世界の多様性を示すことに成功している。また同書においては、これまで以上に寺社の日記が紹介された。

ただしそこでの多様な公家の故実書と比較すると、寺社のものは、京都の北野天満、関東禅宗寺院長楽寺の日次記などで、上島が紹介したやや特殊な「日記」は見えないため、従来の日記理解を大きく変えるにはなお不足の感は否めない。

もとより中世寺社の記録の研究資源化や史料論は、相応の研究蓄積がある。

古くは、『春日社家記録』（春日大社編刊、永島福太郎校訂、全三冊、第一冊初版一九五五年。のち続史料大成〔臨川書院〕）での永島福太郎の解説があり、最近では、伊勢神宮の日記『氏経卿神事記』一・二（史料纂集、八木書店、二〇一六・二〇年）の解題もある。また松園斉は中央・地方神社を包括的に論じている²。その中では多数の別記類に言及し、特に鶴岡八幡宮での単一行事での複数記録や輪番記主であったことの背景に、寺院の影響の可能性を見通したものの、結論としては、日次記に収束した感がある。

一方、寺院の場合、一九九〇年代以降着実にその蓄積を増している寺院史料論の一環として、日記・記録が検討されるようになった。³⁾

寺院史料論の中心は、宗教性の濃いいわゆる「聖教」にあり、そこには教学研究との学際的連携の成果が確認される。同時にどちらかと言えば、歴史研究に親和性の高い「日記」「記録」も探究が進み、研究利用の可能性が広がっている。たとえば本報告書の遠藤・高橋論文が言及する永村眞の成果などがある。ただしその曖昧な性格と多様性の故に、なお十全な利用には至っていないと感ぜられる。加えて未紹介のものも少なくなく、全貌が掴みきれない不安は阻害要因のひとつとなっているようにも見受けられる。

かくしてこれまで以上に、寺社の日記・記録を扱う方法論Ⅱ史料論を鍛えつつ、さらに研究資源となる史料の紹介に努めることが、この分野の進展に寄与するための課題となる。

私どもは、こうした関心から研究グループを組織し、日本学術振興会科学研究補助金を得て、二〇一八年より研究を進めてきた。

この間、個別に史料翻刻や史料論の試みを発表してきたところであり、先の課題に应运ってきたと考えるものであるが、改めて本グループの活動の区切りとして、本報告書を刊行することとした。

次に本報告書に掲載した論考・史料紹介について紹介する。

一 東大寺

東大寺については、すでに二つの史料翻刻の報告書を刊行した。⁴⁾

遠藤「中世後期東大寺「記録」「日記」序論」はこれらを踏まえつつ、さらに全体像を俯瞰しようとしたものである。書き手の役職・階層差や

記録の扱う法会・仏事（俱舎三十講・法華会・手搔会など）に指標をおいた類型論である。

横内『東大寺法華堂要録』小考』は、寺内階層のひとつである堂衆による記録につき、書誌的な考察を加えたもので、撰者他の寺内史料との関係を論じる。遠藤・横内ともに作成された記録がどのように利用されるかに言及する。遠藤は秘匿性よりも公開・共有の側面を強調している。

三輪「史料紹介 新禅院公物方新古道具資材注文書」は、厳密には記録とはやや距離のある史料を扱うが、記録の作成・保管主体としての院家を考える上で意味がある。そして額安寺という寺外寺院の関わりへの指摘は、後述の土山論文における、南都寺社社会の共有された経験と史料の成立という点に通じる部分がある。

二 春日大社

南都寺社社会においてもっとも存在感があるのは、興福寺であるが、その膨大さもあって今回の科研では正面から取り組むことはできていない。もちろんすでにいくつかの貴重な先行研究もある。⁵⁾

今回はその鎮守である春日大社とその神輿動座（強訴）について取り組んだ。前述の通り、同社記録としては、前述の永島福太郎による鎌倉時代の若宮神主千鳥家の日記がよく知られる。本報告書では、既発表の藤原・土山の史料紹介二本を改訂し掲載した（寛正五年中臣祐識記・文正元年中臣延祐記）。これらは主に若宮神主千鳥家とならぶ、春日大社の正預辰市家のものである。

これに加えて、遠藤のわかる範囲で全く不完全なものであるが参考ま

書名	和暦	西暦	記主	翻刻
旧記抄出祐定写			若宮神主	続史料大成『春日社家記録』 第1冊
中臣祐重記	養和2～文治2年	1182-86	同上	同上
中臣祐明記	建久2・8・9・承元・2-4年	1191-1210	同上	同上
中臣祐定記	嘉禄2・3・安貞3(寛喜元)・寛喜4(貞永元)・暦仁2(延応元)・仁治2・寛元4年	1226-46	同上	同上
弘長三年春日若宮神主中臣祐賢記	弘長3年	1263	同上	松村和歌子他東京大学史料編纂所研究紀要23,2013年
中臣祐賢記	文永元～4・6・9-12(建治元)・建治2～4(弘安元)・弘安2・3年	1264-80	同上	続史料大成『春日社家記録』 第2・3冊
中臣祐春記	弘安3・6・10・正応2・3年	1281-90	同上	同上第3冊
弘安五年御進発日記 (中臣祐世記)	弘安5年	1282	若宮神主一族	藤原重雄東京大学史料編纂所研究紀要27,2017年、 28,2018年
[永仁六年春日社造替条々 注進]	永仁6年	1298		藤原重雄他東京大学史料編纂所研究紀要26,2016年
徳治三年神木入洛日記 (中臣延親記)	徳治3年	1308	正預一族	藤原重雄他東京大学史料編纂所研究紀要25,2015年
春日御遷坐御帰坐日記	貞和4年	1348		土山祐之他年報中世史研究 45,2020年
貞治三年春日御動座記 (大中臣春雄記)	貞治3年	1364	若宮神主一族か	続群書類従2上
応安二年春日卅八所造替記 (大中臣春雄記)	応安2年	1369	若宮神殿守	同上
至徳二年記(大中臣師盛記)	至徳2年	1385	大社権神主	同上
率川御社御遷宮日記 (大中臣春雄記)	応永7年	1400	若宮神殿守	同上
当社御造替日記 (大中臣春雄記)	応永13年	1407	同上	同上
若宮殿臨時御遷宮日記 (大中臣春雄記)	応永15年	1408	同上	同上
春日若宮神殿守記 (大中臣春雄記)	応永34年	1427	同上	同上
社頭御八講日記 (大中臣春雄記)	宝徳3年	1451	同上	同上
中臣祐識記	寛正5年	1464	正預一族	藤原重雄他東京大学史料編纂所研究紀要31,2021年、 32,2022年
春日若宮拜殿方諸日記	寛正6年	1465		大田壯一郎奈良大学紀要 44,2016年
中臣延祐記	文正元年	1466	正預	藤原重雄他東京大学史料編纂所研究紀要30,2020年
明応六年紀(大中臣師淳記)	明応6年	1497	大社権神主	続群書類従2下

でに翻刻のある大社の日記・記録を示すと、表の通りである。大社権
神主・正預、若宮神主・神殿守などの様々な書き手がいた。

春日大社は、長官（大社）神主（大中臣家）・正預（中臣家分流大東・
辰市）・若宮神主（中臣家分流千鳥）の社家と、その下位の神人を統括
する神殿守が要職である。当然とも言えるがそれぞれの役職とその一
族毎に記録が確認されるわけである。このうち正預は、「春日執行正預」
と自署しており（中臣祐茂日記嘉禎二年正月二日条他）、執行の役職で
あった。京都・奈良の寺社の執行は運営実務の中核であり、かつまた日
記・記録の書き手でもあった（東寺・祇園・北野天満・東大寺等）。横
断的な共通性がある。

春日大社・興福寺の事案は、張本以外を当事者とする拡がりを持って
いた。土山「法隆寺による春日神木動座・帰座への供奉について」は、
法隆寺伝来の興福寺強訴記録を素材にした論考である。暦応二～四年の
強訴を対象に、強訴の費用が寺院経済だけでなく在地社会に負担を強い
たことを明らかにした上で、にもかかわらずその負担を受容した論理に
ついて提言をしている。南都社社会共通の行事・事件を検討する上で、
組織を越えた記録への目配りの必要性を示した論考でもある。

三 醍醐寺

ここでは本来内裏にて行われた正月修法の大元帥法に対象を絞り、バ
リエーションに富んだ四点を紹介する（藤井・西・関口）。史料編纂所
所蔵の二点「太元帥法血脉」（院政期後半）・「太元法理性院相承次第」（南
北朝初期）と醍醐寺所蔵の二点「太元御修法雑々記」（天文三年）・「太
元護摩次第」（文永三年）である。高橋慎一郎「醍醐寺史料にみる太元

帥法の〈記録〉はこれらについての史料論であり、醍醐寺における「次
第」と「修法」記録」（雑記などと呼称）の違いを指摘する。

大元帥法に関わる「次第」に属するのは、今回紹介した醍醐寺所蔵の「太
元護摩次第」であり、作法の詳細を順に記したマニュアルである。対し
て、「修法」記録は、実際に使用された文書や阿闍梨・道場の情報な
どを記し、先例故実・旧記を引用し、さらに自らのコメントを付す。「雑
記」という名称は、「さまざまな種類の記述が入り混じった雑多な記録」
であることを端的に表現していると述べている。

「次第」の加工度の高さは簡潔さを実現している。一方、「修法」記録
はそこからこぼれ落ちたものをすくい取る営みとも言えるだろう。

四 東寺

本科研の成果のひとつは『東寺執行日記』第一冊（高橋敏子他編、思
文閣出版、二〇二二年）の刊行である。

貫井「東寺執行阿刀家とその伝来史料について」は、その『東寺執行
日記』の書き手の一族の伝来史料を、現在収蔵する京都国立博物館だけ
でなく、他機関所蔵のものも目配りをして俯瞰する。受給した文書や作
成の記録以外にも書写による収集物（東宝記・平家物語・神皇正統記な
ど）を紹介する。

史料紹介は三本、「仁平三年御齋会記」と紙背の「康応二（明德元）
年観智院賢宝日記」（貫井）、「南都真言院伝法灌頂記」「遍智院宮御灌頂記」
紙背となつて残った応永十年快玄の暦記（具注暦に書き込んだ日記）（高
橋敏子）、そして東寺僧宗承の日記記からの抜書「見聞雑記」（続群書
類從第三〇輯上所収他）の応仁三年断簡（高橋敏子）である。

このうち前二者の日記は日次記に属するが、紙背すなわち廃棄にもかかわらず幸運にも再利用によって残されたものであった。

五 仁和寺

仁和寺史料は、奈良国立文化財研究所が継続的に目録を刊行している（『仁和寺御経蔵聖教目録稿』1～5、奈良国立文化財研究所編、一九九八～二〇二二年、継続中）。東京大学史料編纂所もこれとは別に写真撮影を行っており、その報告は各年度の『東京大学史料編纂所所報』の「史料採訪」に掲載している。その経験を通して得た知見による論考・翻刻が次の二点である。

林「『一音坊顕證日次記』について」は、近世前期の仁和寺再興において大きな役割を果たした顕證の日記について、顕證自身と周囲の人を確認しつつ、『顕證日次記』の書誌研究を行う。概要・整理保管状況・自筆本の利用の注意すべき点、そして錯簡・断簡部分の復元などを、寺外、寺外の関連記録に目配りして論じた。今後、本日記を活用する際に踏まえるべき備要である。

川本「史料紹介 仁和寺所蔵『聞書』」は、真言宗寺院にあるこの戦国時代関東の禅宗関係記録が、妙心寺派大蟲宗岑の書を引用したものであり、真言宗と同僧との教学争論関係記録として、仁和寺で作成・伝来したと指摘する。なお大蟲宗岑は、真言宗の頼瑜撰の聖教も踏まえていたという。どちらかと言えば、聖教に性格に近い史料だが、特定事案が成立の契機という点では別記と共通性が見いだせようか。

まとめにかえて

本報告書はそれぞれの研究メンバーの関心による成果の寄せ集めであって、必ずしもひとつの明確な像を提示することを意図したものではない。さしあたり代表個人としてのコメント四点を述べ、まとめに替えたい。

第一は、日次記の問題である。「二 春日大社」項で述べたように、主要な日次記の代表例のひとつは、執行のそれである。彼らは寺社運営の要となる役職であった。世俗的な「裏方」ともいべき役割である。彼らの日次記の特徴は、毎年繰り返されるルーチンの記録という点にある。私たち現代の研究者にとっては退屈な年中行事の繰り返しと感じられるのは避けがたい。しかし、長期的な繰り返しであったとしても、生の業務担当責任者の立場からすれば、その時点ごとには緊張感を伴った筈である。それは現代の高等教育現場において、毎年繰り返される入試というイベントを想起すればよいだろう。日常性の責任が彼らが日次記を書き、それを継承する動機付けになっていたと思われる。

こうしたことは、最初期の朝廷の日記である外記日記などと、あるいは戦国時代の幕府奉行人の日記と、相通じるものだろう。

これと比較すれば、今回扱わなかったより上の階層の日次記、その代表である、興福寺大乘院主の日次記（尋尊・教覚など）の場合、個人の関心による記述が少なくない。こうしたことは、それぞれの出身母体である上級公家社会の日記のありように由来すると理解すべきものかもしれない。もしこの見通しが当たっているならば、そうした出自は寺社最上層に限定されるために、尋尊のような日次記が少数派であることが整

合的に理解できる。

また執行と別当の間の学侶の日次記は、今回の報告書の限りでは、東寺僧による暦記がある。具注暦の余白に書かれたというその情報量の限定性、そしてなにより紙背文書として残された、つまり廃棄されたものであることに鑑みるならば、日次記自体に重きを置いていない文化のありようを見るべきなのかもしれない。むしろ彼らにとっての日記・記録とは次に述べる別記ということになる。

第二は、寺院社会に限定した場合、日次記と比較して、仏事関係に限定した別記類が量的には多くを占めている点である。中世寺院社会構成員がなにがしかの時間と労力を割いたのは、別記のためであったことになる。

すでに冒頭で触れた高橋秀樹著書は、初期の公家の日記が儀式書編纂の素材のために書かれたと簡潔に説き、最近、今村友亮はさらに具体的に論じている。この指摘は、中世寺院の記録・日記にも相当程度、該当するように思われる。

現代人の常識から見ても、日記として日次記を中心にするのは自然であろう。また別記よりも日次記の方が、政治的な事柄や、史料が残りにくい日常的な事柄の記事があり、歴史研究の素材として有用な場合が少なくない。歴史研究者にとっては、別記よりも日次記が魅力的となる訳だが、作成する当事者にとってはそうでないと思われるだろう。自らの仕事のための記憶媒体と考えれば、別記や部類記の方が検索の手間が省け、より効率的だからである。

このように考えるとすれば、むしろ中世寺院社会において日次記が存在する方が特殊とみることすらできる。

以上二つの点は感想の域をでないが、残る二つの点はさらに当座の思いつきの域すら超えない。

第三点は、寺社の「個性」の可能性である。今回対象とした寺社間の比較は全く不十分である。若干の共通性の指摘にとどまる。当然ながらそれぞれの集団は、その地理的・政治的などの条件は異なっており、それが個々の選択の差違を生み出している筈である。そのことの結果として、記録・日記のあり様は多様となるだろう。たとえば醍醐寺満濟の日次記は、やはりこの時期の醍醐寺の固有性に由来するはずで、こうした関心からの比較研究は必要であろう。

第四点は、中世と近世の差違である。中世寺院社会の場合、日次記は限定的と見るべきではないかと、先に述べたが、近世の場合これとは異なる可能性が高いように感じられる。すなわち現代的な感覚での日記観の定着である。換言すると中世の多様な「日記」呼称の消滅である。

今回の報告者で近世の日記を扱ったものは林論考(仁和寺蹟證の日記)のみであるが、たとえば安土桃山期の醍醐寺義演など、記主として際立った存在がいる。また東大寺の場合も、近世中期以降は継続的な日次記が残る。むしろ近世社会は日次記の方が、別記よりも優位に立っているようにも見える。もともと近世社会において中世的な別記⇨特定の事案に特化した記録がなくなる訳ではない。むしろ一件記など実態としては増加している。問題は、それが「日記」と呼称されないことにあると見るべきかもしれない。そもそも問題が何であるのかという見極めと、その歴史的な意味の探究はひとつの課題になると思われる。

冗長な「巻頭言」となってしまったが、本報告書の背景、内容紹介、

そして雑ばくな見通しと可能性を述べさせていただいた。今後の各方面の研究に資することがあれば幸いである。

最後に、今回の研究課題に携わった多くの研究者・大学院生、さらにはご理解賜った各寺社や機関に対して、この場を借りて御礼を申しあげ、結びとしたい。

〔追記〕 なお本科研の構成員・支援研究員、活動などは、科学研究費助成事業データベースあるいは『東京大学史料編纂所報』などに掲載している。

後注

- 1 近藤好和「日記」という文献」『日記・古記録の世界』倉本一宏編、思文閣出版、二〇一五年。
- 2 松園齊「中世神社の記録について」『史淵』一二七、一九九〇年。
- 3 永村眞『中世寺院史料論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)、上川通夫『日本中世仏教史料論』(吉川弘文館、二〇〇八年)、また仁和寺守覚法親王関係の『守覚法親王の儀礼世界』(仁和寺紺表紙小双紙研究会編、勉誠出版、一九九五年)など。なお最近の『日本史研究』七二五号(二〇一三年)では寺院聖教の特集が組まれている。
- 4 『中世東大寺記録執行関係史料』東京大学史料編纂所研究成果報告2020-1、二〇二一年。『中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講史料』東京大学史料編纂所研究成果報告2021-16、二〇二二年、ともに東京大学学術機関リポジトリから公開。なお後者の出世後見記録のうち、出世後見暁円日記翻刻のうち、四六頁上段「〇以下一四一・七五号」から四七頁上段「5ウ」一、十二月十五日、檜扇ノ行までは、五三頁下段「7オ」七月以下に差し替えである。この場を借りて修正する。

- 5 上島享・末柄豊「興福寺旧蔵史料一覧(稿)(興福寺旧蔵史料の所在調査・目録作成および研究、科研費研究成果報告書、二〇〇二年)は現時点でもっとも網羅的な便覧である。その後のものについて、さしあたり気づいたものとして『興福寺典籍文書目録』3・4(奈良文化財研究所編、二〇〇四・二〇〇九年)、『大乘院寺社雑事記研究論集 第五巻』(大乘院寺社雑事記研究会編、和泉書院、二〇一六年)など。

- 6 なおこれ以外については、国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」あるいは、東京大学史料編纂所所報掲載の史料調査記事(同WEBサイトからも公開)を参照のこと。

- 7 松村和歌子「春日社神人の活動と組織」『大宮家文書調査報告書』奈良文化財研究所他編、二〇一四年、二五九頁以下)。

- 8 設楽薫「殿中日々記」『中世日記の世界』ミネルヴァ出版、二〇一七年)。

- 9 今村友亮「撰関家周辺の記録作成と家記形成」『立命館文学』六七九、二〇二二年)。

- 10 いわゆる「日記の家」の解釈にも関わるだろう。たとえば松園齊が紹介した春日若宮神主家が「日記の家」と呼ばれた史料(中臣祐定記寛元四年三月二三日、『春日社記録一』永島福太郎編、臨川書店)がある(『日記の家』吉川弘文館、一九九七年、一〇頁)。春日若宮参詣を計画する前殿下二条良実は、神主祐定に対して、「当社縁記・風情書委可令注進、即日記家ト聞食、先祖祐通神体有之歟」と言ったという。参詣に際して事前に必要な情報を入手されるための照会と理解できる。難解だが、一応、「縁起・風情書(由緒)」などの記録を保管し、必要に応じて提示できることが「日記の家」の特徴であることが伺える。歴代の同家内の日記の所持を指すものではない。なお「日記の家」の解釈については高橋書今村論文も参照。

目次

巻頭によせて―寺社の日記・記録を考える

遠藤 基郎

東大寺

中世後期東大寺「記録」「日記」序論

遠藤 基郎

1

『東大寺法華堂要録』小考―僧団「記録」の覚書

横内 裕人

29

史料紹介 新禅院公物方新古道具資財注文事

三輪 眞嗣

41

春日社

史料紹介 『寛正五年中臣祐識記』(上) (再掲・改訂版)

藤原 重雄
土山 祐之

51

史料紹介 『寛正五年中臣祐識記』(下) (再掲・改訂版)

藤原 重雄
土山 祐之

72

史料紹介 春日大社所蔵『文正元年中臣延祐記』(再掲・改訂版)

藤原 重雄
土山 祐之

97

法隆寺による春日神木動座・帰座への供奉について

— 暦応年間を事例として —

土山 祐之

114

醍醐寺

醍醐寺史料にみる太元帥法の〈記録〉

高橋 慎一郎

131

太元帥法血脈

関口 真規子

135

大元法理性院相承次第

西 弥生

142

太元御修法雑々記

藤井 雅子

144

太元護摩次第

高橋 慎一郎

151

東寺

東寺執行阿刀家とその伝来史料について

貫井 裕恵

159

史料紹介 國學院大學図書館蔵「仁平三年御齋会記（紙背）

康応二年〈明德元年〉観智院賢宝日記」

貫井 裕恵

168

史料紹介 「宝泉院快玄日記」

高橋 敏子

178

史料紹介 「見聞雜記」(欠落部断簡)

高橋 敏子

194

仁和寺

『一音坊顕證日次記』について

林 晃弘

203

史料紹介 仁和寺所蔵『聞書』

川本 慎自

221

205

東大寺

中世後期東大寺「記録」「日記」序論

遠藤 基郎

はじめに

永村眞『中世寺院史料論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)は、南都(東大寺・興福寺)・真言(醍醐寺)を主たる素材として、中世寺院の宗教活動とその担い手たる組織に即して、私たちが向き合っている歴史的痕跡¹史料を、体系的に把握した成果である。そこからは、この歴史的痕跡を残した人々の営みに寄り添おうとする、著者の意図がうかがえる。

ここで扱われる「史料」は、概ね文書・記録・聖教に分類できるであろう。この三者の範疇は、相互に曖昧な領域を含み、明確な定義は困難であるが、直感的・経験的な弁別をするならば、以下のように整理できる。文書は、ある特定の時点での人間の意志を他者(同時代と将来)に伝えるものであって、その搭載される媒体は、料紙一枚を基本し、時には複数枚に及ぶ。聖教は、宗教活動の根幹である教義に関わる言説を記録したもので、思弁的な傾向がある。それ故、数十枚に及ぶ場合が多い。また結果的には他者への情報伝達とはなるが、作成時点ではその他者は必ずしも明確な対象に絞り込まれていない。むしろ第一義には作成者本人のために作成されたとも言える。

そして、記録である。複数枚及ぶ点、初発は作成者本人のために作成という属性は聖教と共通する。相違点は、その内容であって、すぐれて世俗的なできごと(業務内容や、世相的な事件)に傾斜する。宗教活動への記述もあるが、聖教ほど教会的ではなく、儀式の次第や所作など、

業務・運営の記録という点では、相対的に世俗的である。

小論の目的は、この永村の成果に学びつつ、東大寺の記録について、体系的な説明を試みる点にある¹。

これについても、永村前掲書が東大寺執行・東大寺修二会関係の記録を素材に検討しており、大きな導きとなっている。屋上に架す恐れもあるのが、ここではなお触れていないものに及ぶことで、深堀を試みたい。率直なところ東大寺の日記・記録の定義は難しい。特に同時代において「日記」「私記」「²記」と呼称・認識されているものが多様だからである。一般的な「日記」「記録」の定義は、一定期間(複数年にわたる)で時系列順に書き継がれるものあり、そのため分量が複数紙に及び、形態的には卷子ないし冊子となるものである²。

ただし中世社会において「日記」と称されるものはそれとは大きく異なる場合がある。榎原雅治は、検非違使による取り調べ調書としての「日記」や荘園収支報告帳簿のそれを、網羅的に整理している³。これらは一定期間に渡るものでもなければ料紙一枚で完結するものすらある。東大寺の場合もこうした事例は数多い。それ故に、特に史料用語としての「日記」などから直ちに、通例の日記・記録をイメージすることには慎重でなければならぬし、実物が残る場合でも、料紙一枚程度のもので、また複数枚でも会計帳簿のようなものは、原則除外して考えるのが適切とここでは判断する。

定義の曖昧さは避けられないが、右記の場合を除いた、複数枚にわたる記録類をここでは《日記》《記録》として論を進めたい(以下《》は省略する)。ただし完全な弁別は困難であり、以下では言及する場合もあることを断っておく。

今回扱った記録はいくつかの分類指標が設定できる。

(その1) 編成形態

① 単一の記主によるもので、原則としては、一次的記録である。

② ①の部分を切り貼りで再編集したものの、二次的記録である。編集者と一時記録記主が同一の場合と、そうでない場合がある。後者の場合、複数記主の記録が集められることが多い。また②内部の

①は、①の断簡と位置づけられる。

(その2) 編集目的・利用目的の違いに由来した分類

(あ) 記事案を限定せず、中長期間にわたるもの。これは一般的な

日記・目録(個人の職務記録ないし個人的日記)と業務的日誌

(組織の記録)などである。

(い) 特定の法会・行事に限定するもので、公家日記の別記にあたる。

右編成形態分類①の場合は、個別の独立した法会の記録となるから、上記(あ)と比べると、記載期間は短い。一方、分類②の場合、公家日記の部類記にあたり、中長期の複数記録の編纂物となる。

(う) 文集・手引書など。一部は特定の法会・祭礼に限定したものもあり、(い)に含めた方が適切な場合もあるが、それぞれの職の業務一般に即して、複数行事の文例・注意事項を適宜抽出したのものもある。

これら以外に、個人の私日記と役職の公日記という区別もある。他寺であるが興福寺大乘院尋尊の「大乘院寺社雑事記」は、私日記の代表である。それに類するものが中世東大寺にあった形跡は現時点では見だしがたい。

また「二月堂修中練行衆日記」を除けば、中世前期の日記は残っていない。もとよりなんらかの記録はあったのではないか。「東大寺要録別当次第」や平岡本別当次第⁴では、歴代別当実績を記しており、素材となる継続的な業務記録の存在を感じさせるからである。ただし前期の可能性については今後の課題として、ここでは中世後期に絞って論を進める。

以下、最初に寺内各階層・集団ごとの記録のあり方、ついで大きな特徴と言える行事(法会・祭礼)毎に整理できる記録群の構造、そして利用のされた方について見てゆきたい。

一 階層・組織ごとの書き手

大寺院である東大寺は、いくつかの階層・組織で構成される。先行研究によれば以下のように整理できる。⁵

長官僧である(ア)東大寺別当とその代行・補佐役の(イ)出世後見・寺務代、別当系列の実務担当の(ウ)執行・三綱、(エ)学僧集団としては組織としての惣寺と執行部集団、個人としては執行部集団の単年度交替の代表の年預五師、そして学僧個人(含む院主・納所など)、また「行」を中心にする(オ)堂衆特に法華堂衆などである。修造事業と一部金融業務を行う(カ)勧進所(大勧進・戒壇院・油倉)。俗人で組織の末端の実働役である(キ)俗役(堂童子・小綱・公人・神人)である。

以下、それぞれの階層ごとに記録・日記のあり方を粗々整理する。表1〜6も参照されたい。ただし上記のうち、(カ)勧進所系は、現時点では記録は確認されていないため除外した。

(ア) 別当クラス(輩出院家院主など)

現存するのは、俱舎三十講に関わる応永年間の尊勝院光経のみである(表4-2)。それ以外は、存在を示す史料を現時点で見いだしていない。東大寺の場合、寺内・寺外の両様の別当がいる。寺内で別当が出るのは東南院・尊勝院などである。このうち東南院は室町後期に寺外随心院に移ってしまうので、その影響によるのかもかもしれない。東南院も含め寺外史料の精査を待ちたい。一方、寺内にとどまる尊勝院も、途絶してしまっただが、その聖教類(代表は鎌倉中期の宗性関係)は現存するから、もし日記記のようなものがあれば残っていてもおかしくない。もともと尊勝院の場合、莊園関係の文書がほとんど残っていないから、聖教以外のものは何らかの事情で失われた可能性もある。

いずれにせよ、近隣の興福寺大乘院門跡のような膨大な日記記は残っていない。高山京子が指摘するように、大乘院では別当・門主補助者としての坊官層の記録があり、記録の伝統があるのと比べて、東大寺はそうした補助的存在の厚みがないことが一因なのかもしれない。翻つて言えば、大乘院門跡の事例は寺院社会においては特殊事例と評価すべきなのだろう。

(イ) 出世後見・寺務代(表1他)

このふたつの役職については、西尾知己の論考が詳しい。両者ともに鎌倉中期に出現する。寺務代とは文字通り寺務別当の代理である。教学以外の実務・政治向きの事案をも扱う点で、出世後見よりも本来は権限が広がった。出世後見は、本来、法会の開催あるいは法会内での役僧の人事権など教学方面での別当の代行・補佐役である。ただし室町期

からは権限を拡大し、寺務代と同質化するという。

暁円(応永九年(一四〇二)・一四年)と賢春(応永二〇年(二二年)はともに尊勝院別当の出世後見で日記を残す(表1-1・2)。順助(文明年間(一四七〇)〜八七二)は様々な故実を集めた手引書がある(表1-5)。また次節で紹介するように法会関係も多い。

延宮(享徳四(一四五五)〜文明五(一四六六)まで一時交替を含む)は、鎌倉末から室町中期の俱舎三十講記録を類聚する(表4-1)。このうち最後の嘉吉三年(一四四三)他(表4-1⑤⑥)はおそらく延宮自身のもので、嘉吉三年は出世後見以前、康正二年(一四五六)他は出世後見以降となる。

寺務代は、鎌倉中期〜南北朝、しばらく中断あつて室町後期・戦国期に確認される。元亨年間(一三二一〜三三)の別当東南院聖尋の寺務代隆恵の記録の存在が俱舎三十講記録の引用(表4-4)で確かめられる。また室町後期は、別当不在の天文・弘治・永禄年間(一五三二〜七〇)の寺務代英訓の記録が法華会記録に残っている(表5-1④・2②〜④)

(ウ) 執行・会行事・三綱(表2)

三綱は都維那・寺主・上座で組織される。その主幹が執行である。会行事は次席である。これらは、中世後期では薬師院と正法院のふたつの院家が担ったが、現存するのは薬師院のものである。実済(応永頃)・慶実(永享頃)・叡実(永正頃)の三人にほぼ集中する。それぞれに個性がうかがえる。表2によってそれぞれの特徴を整理する。

実済は世事に渡る日記記がある。業務に関わるマニュアルとしての文例集を作成している(表2-3)。これは永村の紹介するところである。

行事記録などはない。

その子慶実は、父の文例集を書写し実用に備えていた。自身のものとしては、日誌・行事記録・俗役補任者記録などがある。行事記録は転害会のみである。日誌(表2-4)は、記述対象を特定行事・法会・事案に絞り込んでおり、文書雛形も掲載し、むしろ別記としての性格が強い。世事にもわたる父実済の日誌とは対照をなす。

慶実は執行補任をめぐって正法院との競争関係が高まっていた。そのことも、記録の作成の強い動機付けになっていた。その日誌が業務に直接関連するものに絞り込んでいることも、業務遂行を優先した結果なのかもしれない。

数世代後の室町後期明応・永正年間(一四九二〜一五二〇)の叡実は、数量・種類が増加する。日誌・文例集・行事記録だけでなく、執行が兼務した浄土堂方の記録や、執行補任をめぐるトラブルの記録まである。

慶実よりも深刻な正法院との競合関係が叡実にはあった。惣寺の決定により執行職補任は正法院との交替制になり、役職喪失の危険性が高まったのである。補任をめぐるトラブルの記録(表2-9)を残した所以である。行事記録は、従来あった転害会に加え俱舎三十講・法華会も追加され、業実(永享頃)・叡実(永正頃)の三人にほぼ集中する。それぞれに個性がうかがえる。表2によってそれぞれの特徴を整理する。実済は世事に渡る日次記がある。業務に関わるマニュアルとしての文例集を作成している(表2-3)。これは永村の紹介するところである。行事記録などはない。

その子慶実は、父の文例集を書写し実用に備えていた。自身のものとしては、日誌・行事記録・俗役補任者記録などがある。行事記録は転害

会のみである。日誌(表2-4)は、記述対象を特定行事・法会・事案に絞り込んでおり、文書雛形も掲載し、むしろ別記としての性格が強い。世事にもわたる父実済の日誌とは対照をなす。

慶実は執行補任をめぐって正法院との競争関係が高まっていた。そのことも、記録の作成の強い動機付けになっていた。その日誌が業務に直接関連するものに絞り込んでいることも、業務遂行を優先した結果なのかもしれない。

数世代後の室町後期明応・永正年間(一四九二〜一五二〇)の叡実は、数量・種類が増加する。日誌・文例集・行事記録だけでなく、執行が兼務した浄土堂方の記録や、執行補任をめぐるトラブルの記録まである。

慶実よりも深刻な正法院との競合関係が叡実にはあった。惣寺の決定により執行職補任は正法院との交替制になり、役職喪失の危険性が高まったのである。補任をめぐるトラブルの記録(表2-9)を残した所以である。行事記録は、従来あった転害会に加え俱舎三十講・法華会も追加され、業実(永享頃)・叡実(永正頃)の三人にほぼ集中する。それぞれに個性がうかがえる。表2によってそれぞれの特徴を整理する。実済は世事に渡る日次記がある。業務に関わるマニュアルとしての文例集を作成している(表2-3)。これは永村の紹介するところである。行事記録などはない。

なお叡実の記録にはその後も子息頼実が追記している場合がある(表2-11・16)。記録継続への意志がうかがえるが、不完全なものである。他の情報が不要な程、叡実の記録の有用性が卓越していたことを物語るものか。あるいは他の事情によるものかは不明である。

(エ) 惣寺方・学侶方(年預五師・年預学侶、学侶一般)(表1他)

他の寺院の事例は寺内学侶集団の合議記録がよく知られている。東寺

の「廿一口方引付」ほかの引付類が有名である。南都の場合も、薬師寺・法隆寺に伝来している。¹⁰⁾

東大寺の場合、学侶集団としては、上位集団である惣寺方（年預五師が統括）、下位集団の学侶方（統括は学侶年預）がいる。学侶方は三論・華嚴教学を修する学僧集団である。¹¹⁾

残念なことに伝存していないものの東大寺惣寺方にも他寺と同種のものがあった。年預五師間の引き継ぎ書類である嘉吉二年（一四四二）二月二十五日東大寺年預五師嘉吉元年分文書勘渡状（未成卷文書3-11-22）の中に「五師所日記」「集会肝要日記一帖」が見えている。おそらく前者は日次記に近く、後者は集会での決議事項の限定したものでないか。後述する惣寺の「大双紙」はこれらのどちらかを指すのであろう。

一方、学侶方は、応永三二年（一四二五）三三年の記録が一点だけ残っている（表1-3）。同方の評定・仏事・財務関係（助成方・新助成方）・所領関係（越中国高瀬荘・周防国仁井令）などの記事が見える。¹²⁾

他寺と違い東大寺で学侶集団の記録がほとんど残っていない理由は、単なる偶然か環境によるものかは不明である。ただしたとえば同じ嘉吉二年二月二十五日東大寺年預五師嘉吉元年分文書勘渡状（未成卷文書3-11-22）の中に「集会記六二通」というのがある。「通」との数詞から、これらはいわゆる「一紙物」、すなわち独立した料紙（一枚ないし続紙）である。具体的には、評定（衆議）事書ないし記録と称されるもので、一回毎の評定決定内容で完結する。その多くは東大寺未成卷文書第二部寺法部にまとめられる。あるいは東大寺の場合は、記録媒体としてはこちらが主で、冊子体はそこからの抄出であり補助的な役割であったのかもしれない。そのことが冊子の記録・日記へのこだわりのなさの原因と

見ることできるだろう。

この他、年預五師の個人的な記録として、天文一七年（一五四八）の宗芸のものがある（表1-7）。これは日次記であり、あるいは前述の「五師所日記」はこれと似たものだったかもしれない。また他の年預五師もこの種のものを書いていたかは不明である。

以上の相対的に日次記の意味合いを帯びるものに対して、法会・行事の記録の可能性のあるものも、同じ嘉吉二年二月二十五日東大寺年預五師嘉吉元年分文書勘渡状（未成卷文書3-11-22）に見える。「受戒会日記双紙二帖・巻物三通」「管絃講并延年日記双紙一帖」である。後者は永享一二年（一四四〇）九月盛賢撰を指している（表1-4）。

これらは惣寺の共有管理下にあったが、法会記録のほとんどは、学侶個人が撰述し、院家ごとに伝来したと考えられる。後述する俱舎三十講（表4）・東大寺法華会の職衆他（表5）、手掻会での田楽頭役（表6）、そして納所である（表4・5）。最後の納所は、室町時代になり学侶がそれまで以上に、財務や年貢の収納・配分面での役割を高めた結果である。これらの中には、出世後見・寺務代（賢春・英憲・英訓・浄実）が、就任以前に記したものが少なからずある。翻つていえば、このように記録をすることで、寺院運営方法を習得したからこそ、出世後見・寺務代に任せられたとも言える。さらにいえば、（イ）と（エ）と区別されるものではなく、学侶の記録の特殊形態として出世後見のものを理解するのが適切なものかもしれない。

学侶の場合、法会記録は残されているものの、個人の日次記はその存在は確かめがたい。これは法会の記録が実用性に優れ、残されやすかつたのに対して、日次記はやや劣ったことが理由かもしれない。

(才) 堂衆 (表3)

堂衆は中門堂と法華堂があるが、残存するのは法華堂のものだけである。一五世紀中ごろから継続的に日次記が残っていることが最大の特徴である。このうち、「法華堂要録」については、本報告書の横内論文を参照されたい。

ほとんどはその日その日に書き継がれた純粋な記述形式ではなく、明らかに後世のある時点で編集されたものと見るのが適切であろう。もちろんその素材には純粋な意味での日次記的なものがあつたと思われる。

ただし江戸最初期のものである東大寺雑事記(表3-8)は、純粋な意味での日次記と見られる。

一方行事記録は、後述の二月堂修二会関係(表3-4・5)と賢成戒和尚拜堂記(表3-1)程度である。学侶方の法会記録の多様さに比べると限定的である。これは堂衆の寺内での役割と、それに由来する集団の自己認識と関わるものかもしれない。

(キ) 俗役(堂童子・小綱・公人・神人)

他のものと比較すると少ない。永享四年(一四三二)清澄庄近年日記(葉1-2-217)は、清澄荘定使(小綱・公人・神人)撰か。いわゆる在地の日記に近接するものと評価できる¹³。後述のように東大寺八幡宮転害会での室町後期の神人記録がある(表6-6-10)。また江戸時代には後述の二月堂修二会の「二月堂修中日記」がある。

以上、各階層・集団毎に多様な特徴があることがうかがい知られる。それぞれの集団相互が東大寺構成員として有機的に関係していたことは

間違いないのだが、一定の機能分化のあつたこともまた事実である。そうした機能・存在形態の違いが、記録の多様性の背景にあると思われる。その差異をどのように説明すべきかは今後の課題であろう。

二 行事(法会・神事)のための記録・日記

貴族・公家の日記では日次記とは別に特定の事案に限定した別記が作成された。一般的なものは特定の行事についてもものである。そしてその行事の役割(関わり方の違い)によって、視点の異なる複数の別記が残される場合もあつた。これについては、すでに橋本義彦が寛仁三年(一〇一九)の皇太子元服に関して、外記と蔵人がそれぞれの日次記をもとに、二つの異なる視点・関心から別記を作成したことを指摘する¹⁴。さらに発展させて、研究者は、このふたつを利用することで、皇太子元服を複眼的かつ俯瞰的視点から理解・把握できると提言している。

複数の異なる視点から記録ということは、寺院社会でも当てはまる。永村は前掲「はじめに」著書において、二月堂修二会(五四頁以下)と興福寺維摩会(二一九頁)の記録を以下のように整理している。

【二月堂修二会】

二月堂修二会は、「お水取り」と籠松明で知られ、平安時代以来欠くことなく続けられてきた行法である。永村によればその記録は大きく二種類ある。

ひとつは、毎年の僧名を書き上げ若干の日誌的記載を伴うものである。出仕催促名簿である「請定」の集積体であると理解することもでき、これが修二会記録の主体である。毎年、書き継がれるという継続性が際立っている。いまひとつは、次第・作法・所作など記した「手引書」である。

一度作られた手引書がいわば「教科書」となって、後世に共有される場合があったという。

このふたつの記録は、修二会における役割の違いにより、次の三種類がある。(あ)学侶、(い)堂衆、(う)俗役の堂童子での書き手の違いである。学侶がもつとも古く平安院政期から(保安五年〔一一二四〕から)、堂衆は遅れて室町中期(享徳三年〔一四五四〕から)から、さらに堂童子は江戸中期(貞享五年〔一六八八〕から)からである。「手引書」では、学侶方で現存するのが天文九年(一五四〇)(表1-6)であるが、おそらく南北朝期以前に類するものがあつたと想定する。また堂衆は長祿三年(一四五九)(表3-5)である。

このように役割分担に即して、それぞれの立場で必要な記録・手引書が作成されている。これは実践的に必要な情報を、合理的に記録・伝達する方法と言えるだろう。翻つて、研究素材として利用するに際しては、その点を十分に踏まえて取り扱うことが要求される。

【興福寺維摩会】

他寺の事例ではあるが、同じく論義法会である東大寺俱舎三十講・法華会の場合を考える上で導きとなる整理が施されている。永村は、開催時期決定から、事前準備、当日運営、事後報告にいたる各段階の流れを別当・講師・読師・聴衆(探題・豎義・問者・精義・番論義論匠)・会始・注記といった役割Ⅱ「職衆」ごとに、主にそれに付随する文書作成・発給の観点から整理する。その検討素材が、「維摩会注記之日記」(東大寺)、「維摩会講師記」(興福寺)、そして大乘院尋尊撰の多様な記録であつた。尋尊のように、同一人物が豎義・講師・探題といった異なる職衆ごとに

記録を作成している点も注意が必要である。ここでもそれぞれの役割毎に記述内容が異なることへの配慮が求められる。

中世後期の東大寺記録で法会・行事の別記としては、すでに永村が紹介した寺内限定の二月堂修二会の他に、俱舎三十講(付世親講)、東大寺主催で他寺参加の東大寺法華会、興福寺主催で東大寺参加の興福寺維摩会、そして神事として東大寺八幡宮の神輿渡御の手搔会(転害会)などがある。ここでは俱舎三十講・法華会・手搔会を対象に紹介する。維摩会については、なお検討が不十分であるのと、すでに前述の永村の成果が一定の導きとなるので、ここでは触れない。

【俱舎三十講】(表4)

俱舎三十講は、院政期に開始された俱舎論についての講問論義会であり、東大寺別当主催の寺内公式行事であつた。¹⁵ 不定期で期間は七日間で、最終日には世親講がある。これは本来独立した学侶集団の自律的行事であつたが、鎌倉中期には俱舎三十講と統合されたとおぼしい。

「読師」がよみあげた論題をめぐり、「講師」(回答者)・「問者」(質問者)がやり取りをする。その内容は「論義書」によって記録された。範囲は寺内学侶方に属する僧侶に限定され、講師・問者・論義書はいずれも学侶方構成員である。

俱舎三十講の記録の記主としては、①別当・出世後見・寺務代、②執行、③論義書、④学侶方学侶、⑤納所がある。

記述内容は以下の通り。

開始決定、出仕者選定・通知、事前修学研修会合(「評定」「談義」)、

会場設定、当日進行・所作、出仕者などへの給付物（含む事前調達）
 現存する記録を通覧すると、独自性が目立つのは②執行・⑤納所の記録であり、他の三つ①③④は、ほぼ同一に見える。理屈の上では、①は主催者視点の記述、③④は行事内での実際の間答に携わる当事者視点であることが想定されるが、そうはなっていない。前述した記主の立場による記述内容の差違という指摘は、俱舎三十講は該当しない。

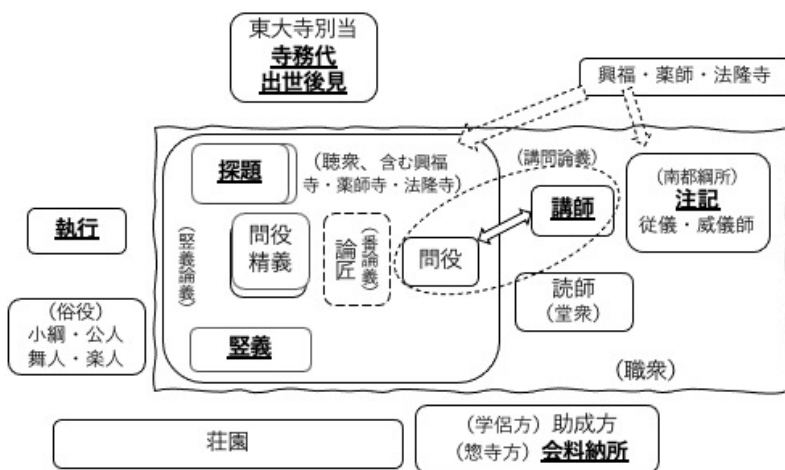
違いの目立つ内、②執行の場合は、会場設定、給付物の記録にほぼ集中する。これらは寺領荘園の負担によってまかなっており、それらの具体的割り当てを体系的に記述する。一方で、事前修学研修など学面
 の記述はない。なお⑤納所は帳簿であり、厳密にはここでの記録の定義からずれる。

残る①③④は、内容の詳細さの程度はあれ、右記記述内容をほぼ網羅する。記録残存例の多いのは④学侶であるが、事前修学研修、当日進行・所作は当然として、以外の会場設定・給付物調達元などへの記述も詳しく
 いることは注目される。明らかに、全体を俯瞰する意図がそこにはある。
 一学侶であっても全体の俯瞰が可能なことは、イベントの規模がコンパクトでそれぞれの役割の機能分化が少ないことによるのであろう。そして、何より学侶集団としての主体的な教学行為としての動機付けが強いからかと思われる。本来自律的な行事である世親講が組み込まれていることが、多少は影響したものかもしれない。

こうした俱舎三十講と比較すると、次の法華会はより複雑である。

【法華会】（表5）

南北朝期以後の東大寺法華会は不定期に開催される論義法会である。



先の俱舎三十講で見た講問論義に加えて豎義論義、そして番論義もセツトで行われている。メインは豎義論義である。森川英純・永村眞・高山有紀などの先行研究によって概要は明らかにされつつある。¹⁶⁾
 奈良時代に始まり、東大・興福・薬師・法隆寺の南都の有力四ヶ寺僧侶が「聴衆」として参加する。この点は興福寺維摩会と同じであって、南都寺院社会共有の法会であった。また朝廷の設置した僧侶統制機関である綱所が関与する格の高い法会でもあった。鎌倉時代までは定期的に行われたものの、その実態は判然としない。史料の残存により詳細がわ

かるのは概ね室町時代以降である。この頃には不定期であった。期間は五日間で、前半四日間が講問・豎義論義で、最終日には「番論義」として合否を伴わない実績あるシニアの僧侶による論義がある。論義出仕者は「論匠」と称される。また会場も豎義という区画で行われた。
 職衆やその他の関わる役割を示すと図のようになる。
 本来東大寺別当が主催者であるが、当該期は出世後見・寺務代がこれに当たる。開催決定・会中の役割分担決定と告知・招

集にあたる。

会場の設営や出仕者への布施などの用意は、東大寺執行が担当した。この点は俱舎三十講と同じである。執行のもとで俗役のうち小綱・公人が現場実務を担当した。

注記は、当日進行役と聴衆僧侶名の記録担当であり、南都綱所から出される。興福寺僧が勤めることとなっていた。

講師は、開始日と最終結願日の講経・表白と、豎義問答の前に行われる講問論義での回答者（解説者）を担当する。同論義での問者は次の豎義論義のそれとは違い、講師に対して教えを乞う立場であった。

合否判定を伴う豎義問答にあつて、その受験者は「豎義」「豎者」であった。豎義への質問者が「問役」「問者」である。俱舎三十講の問者は、経験の浅い僧侶の役であるが、法華会のそれはより学識・経験のある僧侶が担当する。問者への質問に豎義が回答するという形である。この問答を評価するのが「精義」「研学」、そして問答と精義の評定を踏まえて、豎者の合否を判定するのが「探題」であった。その役割に相応しく、探題は別当・出世後見・寺務代が勤めるのが原則である。

探題にはいまひとつ重要な役割がある。その名称（「題を探る」）が示すように出題者としての役割である。豎義問答当日、探題は問題を書いた「短冊」「短尺」を提示する。ただし実際には、豎義・問者・精義には問答開始以前に問題が告知・共有されていた。その手続きは「義名」「夢見」と呼ばれる。

なお豎義・講師・探題は、東大寺僧のステイタスに関わる役割であった。豎義遂行は、南都最大の法会である興福寺維摩会豎者の前提条件であり、その維摩会豎者遂行者は、東大寺法華会講師勤仕後に僧綱に昇進、

さらにその後の昇進のためには同会探題がひとつのルートであった。つまり法華会内諸役は東大寺僧が地位と名声を獲得するための階梯となっていたのである。

これ以外にも読師・会始・散華師・唄師などの役割があるが、記主となった記録がないので今回は省略する。

記録の記主は、①出世後見・寺務代、②執行、③注記、④講師、⑤探題、⑥豎義、⑦学侶、⑧会料納所に分類できる。

また記述内容の内訳はおおむね以下の通りである。

開始決定。「沙汰人」（上位学侶・寺務代・会料納所・年預五師・学侶年預などで構成）確認

職衆選定・通知・豎義・探題・講師・番論義論匠人・興福寺注記への諸連絡（開催通知、職衆名簿）、薬師寺・法隆寺への聴衆名簿提出依頼、京都綱所への連絡

豎義の事前用意・加行・出題（「義名」）

最終日番論義予行練習

会場設定

当日次第・所作

職衆、従者・補助者などへの給付物（含む事前調達）

同じく論義会である俱舎三十講と共通性は高いが、法華会の方が規模が大きく複雑である。当日の学侶僧の役割は聴衆がより多様である。探題・豎義などは俱舎三十講にはない。興福寺・薬師寺・法隆寺など他寺僧の参加がある。この他、下行・給付物も注意を要する。俱舎三十講ではほぼ②執行から出仕者への分配行為だけであるが、法華会では②以外に、出仕者である④探題、⑤講師、⑥豎義も送物の主体として見える。

特に⑥は独自の意味がある。

以下ではそれぞれ役割毎に内容を簡単に紹介する。なお俱舎三十講の記録はすでに翻刻紹介した。ところが、法華会については、翻刻紹介を果たしていない。そのため本来ならば史料引用を行いつつ論を進めるべきであるが、紙幅の都合もあり、結論のみの記述となる。不手際をお詫びするとともに容赦を乞う次第である。

① 出世後見・寺務代

出世後見・寺務代は全体の統括者という立場にある。法華会記録は限定的である。

単独で残された記録は、唯一、応永一〇年（一四〇三）の出世後見暁円のものだけである（表5-1②）。内容的には、興福寺の注記に伝達する聴衆の名簿のひな形四点にとどまる。

また寺務代英訓は天文九（一五四〇）・一六年・弘治三年（一五五七）の三つ（表5-2②③④）は、それぞれ講師・探題を兼帯のため、寺務代関係記事との境目が明瞭でない。

この点、補助となるが、出世後見賢春の応永二〇～二二年の日記（表1-1）であり、法華会記事を要領よく整理する。おそらくは、英訓の法会記録もこのような日記から抽出・撰述した場合もあったのである。

これらを対象に、出世後見・寺務代の法華会記録の特徴を見ると、開催決定から終了までの全体の流れを俯瞰した印象がある。その意味では、別当の俱舎三十講記録と通じる。また、とくに注記・他寺聴衆あるいは京都綱所など対外的連絡は他の記録にはない特徴であり、その立場をよ

く表している。その一方で、以下の探題・講師・豎義の記録でみられるような当日の細かな所作・立ち居振る舞いへの言及はない。

② 執行（含む会行事）

俱舎三十講の場合と同じく会場設営と下行・給付物の記事が中心である。具体的には、「綱所」（従儀師・威儀師）への日々の給米（「日坑飯」）、世俗役（寺侍・小綱他）への下行物（「無官布代」）、講師宿坊調度、法華会本体会場掃除・準備などがある。このうち、日坑飯と会場掃除は、莊園の負担でありその割り当てがあるが、収納情況などの記事に及ぶこともある。¹⁷

また執行が監督・管理する現場実働役の俗役（公人・大炊など）は講師・探題への補助者でもあるので、講師・探題の所作に関する記事もその限りである。

執行の業務は支出・分配業務であり、その記録も支出・供給者としての内容が基本ではあるが、その逆に執行が取得する行為（給料・得分の記事もある。具体的には豎義からの「調鉢」（代銭）であり、永正二年（一五〇五）度では、豎者七名から都合二貫一四六文を受け取っている。

なお最終日番論義（会場亭殿）の運営は執行ではなく同じく三綱の構成員が担当する会行事の担当であるが、一部の記録（表5-14・15）では執行と会行事兼帯のためその記述に及ぶ。

法華会別記としての整理されたものは三点あるが、それぞれに記述スタイルは異なっている。際立っているのが、叡実の永正二年一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百の先例（亭論匠名なども追記されている。また宝徳二年（一四五〇）度の先例（亭論匠名

簿や豎者催促「放請」引用)の追記があつて、必要情報の増補がなされている。こうした多様性は記録が定型化されない個人的営為であることを再確認させる。

③南都綱所・注記

綱所＝僧綱所は、仏教界統制のための朝廷組織であつたが、平安時代後期には仁和寺に拠点を置き、主に朝廷仏事出仕に関わる文書発給や儀式の進行・監督を勤める従儀師・威儀師の機能に限定された。南都綱所は、維摩会など南都の朝廷仏事に携わるいわば出先機関であり、興福寺に拠点があり、同寺僧が任命された。法華会では従儀師・威儀師に加え「注記」という役職で参加が確認できる¹⁸。特に注記は当日進行役として重要な役目であつた。その記録も興福寺側に残されている。天文九年(一五四〇)一〇月度のもの(表5-19)は、法華会当日の流れを理解する上では、もつとも整理されている印象がある。永正二年度の記録(表5-18)は、文例集であり、初日から第四日までの朝・夕各座ごとの法会進行次第・出仕者を記した折紙六通がある。それらは注記の手元において進行メモと考えられる。

この他、天文九年一〇月度の記録からは、事前用意の時点の、「寺務奉行」＝寺務代よりの開催通知とそれへの注記返事。注記から依頼した寺務代より回答のある聴衆・豎者名簿と問答割り振り(各回毎の豎者・精義・擬講・問者五名)、そして講問論義の問者)などのリスト。寺務奉行に送る「床賦」(一床から四床までの座次配置)などがある。

さらに、綱所・注記が受け取る支給物(「請物」として、「別当坊非時供」(年預所より)、「道間料、絹代、亭世俗代」(会料納所?金蔵院より)、「儲日供(日坑飯)」(執行より)、「捧物」(豎義七名より)があり、それ

への請取状なども見える。

④講師

講師が担当するのは、法会開始と結願での表白と、豎義論義に先だつて行われる講問論義である。

記事は宿坊・会場入場・高座登壇の次第・所作に詳しい。講師付きの従僧・従者への言及があり、それらの会場入場時・講師講座担当時の所作にも記事は及んでいる。

一部の記録では、講問論義(講師と講問用問者との論義)の問答内容(問題と返答)の記載がある(表5-2②、11)。しかし、講師が関与しない豎義問答の言及がないのも特徴である。

自らの従僧・従者への下行の記事がある。そしてそれとは反対の自らの取得物(「請物」)の記事がある。その送り主は会料納所・執行、そして豎義であり、それへの請取状の引用がある。注記と同様である。

⑤探題

記事はおおむね以下の内容である。

精義・問者への、出仕と出題分野通知(「用告之廻請」)

豎義への義名実施の通知と豎義からの請文

義名での豎義よりの出題分野・名簿・問題の受取

当日宿坊の調度

問者・精義への問題事前告知(「夢見」)作法

当日会場入場、豎義問答作法、特に問題札を格納する短冊箱の作法等

豎義論義に関わる出題関係の記事の重点が高い。一方、判定行為関係

の記事は少ない。出題関係の記事の内、問題の事前共有のひとつ「義名」については、次の豎義と相互参照関係にある。つまり記事の重なりが認められる。本来、問題分野・問題は審査者側の探題の決定事項である筈だが、実際には、受験者である豎義側に主体性がある。すでに永村が明らかにした維摩会の場合と同じであり、その紹介は次の豎義の項で行う。付随するものとして、探題自身の随行者への催促と随行者からの回答である「見参」があり、講師と同じく、彼らへの下行物の記事がある。また注記・講師などと同じく、豎義よりの送物があつて、豎者よりの捧物送状やそれへの探題からの請取などの記事も見える。

⑥豎義（豎者）

おおよその流れは以下の通りである。

出世後見より指名通知。準備期間の行（「加行」）。

豎義指名の綱牒、義名への探題より呼び出し状、それらへの請文。

義名での探題への出題分野・名簿・問題の提出と、その次第・所作。

当日の入堂・着座・問題短冊請取や問答時の台詞・発声方法などの

作法。

職衆他への送物、従僧などへの下行物、それらの送状など。

以上の内、義名は、豎義の主体性が目立つ。豎義が探題に事前に渡すものは出題分野（狭義の「義名」・名簿（「二字」・問題（「十題」）である。おそらく当初は豎義が出題分野の指定を申請するという手続きで始まったもので、後に問題そのものに及んだものだろう。探題は、当日この問題を短冊に記載してあたかも初めてその場で出題されたように処理する。しかし実際は、質問者・評価者の問者・精義にも探題から事前に告知されていた。その作法は「夢見」と称されている。

このように受験者である豎義は自ら問題を設定しているから、その回答も当然、事前に用意している。注記に対しては、事前にその回答を渡している。実態としての法華会は、試験ではなく、報告・発表の場と理解するのが適切である。この状態での問役の役割は曖昧だが、精義は発表の評価者と理解できるだろう。

執行以下ですでに触れたように豎義は送物主体でもあった。送り先は、職衆・運営スタッフ（執行・俗役）、そして従僧・従者の二種類に分類できる。両者には差異と共通性があると言える。

順番は前後するが、後者の随行者への下行物は、豎義本人への奉仕への謝礼として理解することが容易である。しかし、前者は本来、主催者である東大寺が責任をもつべき性格のものとも言える。これらは職衆への捧物（本来は紙と縛る紐であるが、実際は代銭）、そして職衆と執行・俗役への調鉢（本来は米、実際は代銭）であり、俱舎三十講では寺の責任で執行が分配していたのであった。

実は、法華会の場合も、南北朝期まで同様だった可能性がある。嘉慶元年（一三八七）一十月度では、執行の責任で、第四夜豎義威儀供の饗膳二五膳を黒田荘など八カ荘に割り当てている（表2-13、八六三頁）。これによる限り、豎義本人が別財源で用意するのは、室町前期以降からとなる。豎義と前者の送り先の間で、送状・請取状のやりとりがあるのは、これが単なる贈与行為ではなく、その前身が東大寺よりの支給であったことに由来するのかもしれない。

それでも、豎義が負担することの解釈はむずかしいが、ある種の「受益者負担」と見るべきかもしれない。すなわち、随時開催になった時点で、法華会は豎義に合格し次のステップに進もうとする僧侶のためにこそ開催されるものに転じた。したがって、豎義からの送物は、豎義が自らの

ために集ってくれた僧侶、運営の補助役への謝礼として評価するのが適切だろう。謝礼という点では、実は随行者への下行物と共通性があったのである。

蛇足となるが、豎者が受け取る支給物について具体例で触れておきたい。

宝徳三年（一四五二）正月度の初夜豎義実経の記録（表5-1①）では、右記の送物・下行が大部分を占める支出合計は三一貫九七八文。これに対して東大寺からの資金援助（「寺方助成」として、「会料」二貫八百文・「助成方」八貫文・「亭饗料」百文・「油倉」五百文の計一一貫四〇〇文の記述がある。このうち、法華会当日に受け取るものは亭饗料のみである。「会料」は「法華会料」の略であり、その原資は美濃国大井莊年貢である。平安時代から鎌倉中期頃には別当・執行系列がその収納・分配にあたったが、鎌倉後期以降、惣寺方の関与が深まり南北朝期には惣寺の会料納所が実質的な主体となっている¹⁹。助成方は学侶方の互助組織である²⁰。その財源は手元基金を元にした寺内貸し付けでの返済利益による。また油倉は、大勧進（この時期は実質戒壇院担当）の系列で造営部門の財務として周防国衙領などからの財源があり、そこからの経済支援であった。豎義は将来の東大寺幹部候補であるから、寺内各所よりの支援により、その経済的負担を少なくしようとしたものと理解できるだろう。

ただし、こうした援助は必要経費の三分一にとどまり、残りは豎義の自己負担であった。あるいはこの時の実経は普門院住僧で、同院は寺務代も輩出する有力院家僧であったから、特殊事情の可能性は高い。僧侶によっては、支出を圧縮し、さらに寺からの支援割合が高いということも想定できる。見極めは今後の課題であろう。

⑦学侶

文字数も少なく簡素ではあるが、開始決定から番論義にいたる沙汰人・探題・講師・豎義・番論義論匠に関係する事柄を適宜押さえている（表5-3）。俱舎三十講の学侶方僧侶のそれと近い印象がある。あるいは戦国期になり学侶の役割が相対的に上昇したことを、ここから読み取るべきかもしれない。

⑧会料方納所

同納所は、惣寺方の組織であり、すでに⑥で触れたように美濃国大井莊よりの法華会料を財源として、探題以下の学侶職衆・俗役へ銭・米を下行する。（表5-17）は「日記」の名称はあるが、純粹な帳簿である。俱舎三十講の寺務方納所と同類と言える。紹介した他の記録とは性格を異にする。

【二つの法会記録の共通性と差違】

俱舎三十講記録との比較で、法華会の多様性は明らかである。このうち、別当・出世後見・寺務代と執行は、ふたつの法会での記述方針に差はない。ただし後者出世後見については、寺外との連絡という点の差違はある。

残る探題・豎義・講師の記録は、法華会では独自性がある。

この特徴を理解する上で考慮すべき点がある。法華会が十数年に一度の不定期開催であったこと―俱舎三十講も同じだが―と、本来の属性であるが興福寺・薬師寺・法隆寺僧が参加する、すなわち南都寺院社会に共有の法会であったことである。

おそらく毎年恒例であった段階では、必ずしも毎年豎義合格者が出ていた訳ではないと推測される。その段階では純粋な教学振興手段と言えたであろう。この時点で、合格・昇進という手続きは、教学振興のための動機付け手段であった。これに対して、不定期開催は、目的の変更が想定できる。維摩会豎義出仕のために合格者を出すための開催であった。いわば手段の目的化である。これにより法華会はより儀礼的になる。

繰り返しになるが、東大寺法華会は、豎義（興福寺維摩会豎義条件）↓講師（僧綱昇進条件）↓探題（僧綱以内昇進条件）という階梯上昇の場となっていた。優秀な嘱望された僧侶として、東大寺僧が地位と名声を獲得するためのイベントであった。聴衆が南都他寺からも招かれており、寺内だけでなく寺外の関心も高く、その眼差しの中で、南都僧侶社会に認知されるために、それぞれの役目を無事に果たすことが当事者の課題であった。

彼らの記録作成の動機に、この名誉の問題を据えると探題・豎義・講師の記録の特徴は理解しやすい。

ひとつめは自身および随行者の所作・作法である。三者共に、それぞれの会場の「高座」に登壇所作への記述がある。これは当日会場での眼差しに應えるためであった。随行者まで記事が及ぶことは、彼らの振る舞いも評価の対象となっていたからであろう。

こうした本人・随行者の身体的な相応しい振る舞いと共に大切なのは、物質的な「振る舞い」⇨贈与行為であった。これがふたつめであり、もつとも顕著なのが豎義である。他寺を含む探題以下の学僧、そして執行以下の運営スタッフへの贈与行為は、彼の財力⇨主要構成員としての経済的安定性のアピールであった。だれにどの程度贈るべきなのかという先例が重視されたのである。（表5-12）は応永二〇年（一四一三）正月

度から文明一三年（一四八一）四月度の例を集めており、いかにその情報が重要であったかを物語る。

また豎義だけでなく、探題・講師の記事にある随行者への下行物の記事は、次のように理解すべきだろう。すなわちハレの場に相応しい振る舞いに協力したことへの返礼として、特に配慮が必要だったからである、と。

以上のような振る舞い・贈り物は、探題・講師・豎義、それぞれに独自のものであり、そのための独立した記録作成が効率的である。法華会において俱舎三十講と異なり、記録の多様性が認められるのは、このような理由であったと推察される。

【手搔会（転害会）】（表6）

毎年九月上旬の東大寺鎮守八幡宮（現手向山神社）の祭礼である²²。神体渡御とそれぞれの時点での神事・芸能がポイントとなる。おおまかな流れは以下の通り。

神輿出発直前の神前での寺僧七人による仁王講、神輿渡御（山上の八幡から境内を横断し、奈良街道に面した転害（手搔）門に至り再び八幡に戻る経路）と還御後の神事（宣命・奉幣）・神振（競馬・芸能奉納）。

三綱のひとり会行事が運営責任者である。神事担当の神主・検校・神人、神振の競馬役・舞人などがあり、それらの下行用途・饗宴用途は諸莊園賦課と東大寺郷民一四名の頭役とによって賄われた。この他、会場掃除なども諸莊園賦課である。莊園は執行担当、頭役は会行事・神人が共同分担したとおぼしい。すなわち頭役は会行事のもとでの神人衆議で決定されているからである。

この内の財源関係の莊園賦課と頭役の区別は、やや判然としない。前者は、寺役給料・饗料、会場掃除の動員の役務、神振（競馬・相撲・舞楽）。後者は神人給料（神本・壺洗い他）・七僧法会布施・宵宮饗宴、神事の核心である神体への御幣、そしてここでも神振（細男・相撲・騎兵など）が見える。総じて、頭役の負担は、神人の得分に関わるものが多いという特徴があり、かつ御幣もあることから、祭祀の中心的財源にも見える。これまでの成果では、莊園賦課がベースでそれを補う手段として、鎌倉中期頃に頭役が出現するとされていることや矛盾する。このあたりの検討は今後の課題である。

改めて個々の記録の内容を検討すると、記主は次の三つに分類される。

(あ) 会行事（含む執行）

①貞和四年（一三四八）度（表6-1）・②正長元年（一四二八）度（表6-2）・③長祿元年（一四五七）度（表6-3）、④永正二年（一五〇五）度（表6-4）

①～③は、実施責任者である会行事の業務に則して全体の流れを押さえる。④は、この時、会行事が服喪で関与できなくなった代役として執行が兼務したため、会行事と執行の関係記事が混ざる。執行業務の記事は、用途調達や掃除人夫（いずれも莊園賦課で賄う）がこれに当たる。その内容は俱舎三十講・法華会と共通する。

(い) 田楽頭役の学侶

⑤天文八年（一五三九）度（表6-5）は、田楽頭役英嚴の手にかかる。同人は学侶である。同頭役が用意する御幣・田楽装束・田楽勤仕者への饗膳、それらの買物代金、事前準備の次第などがある。途中「助成方」として、筒井方以下、奈良中地下衆までの進物（錢六五貫文余・樽八六荷）の記事がある。これは頭役に対して、経済的支援として送られ

たものであろう。

(う) 神人方

長祿元年度の⑥⑦⑧（表6-6～8）（本来一巻の分冊か）、天文八年度の⑨（表6-9）・⑩（6-10）がある。

このうち⑥～⑨は、寛永六年（一六二九）時点で神人研屋新右衛門国勝伝来の日記であった。⑩は、松屋源之丞伝来の写本を写したもので、「松屋」は（表6-4）に見える「神人松屋弥八友真」の子孫であろう。つまり研屋・松屋というふたつの神人の家に伝来したものである。

その内容は、会行事の記録が全体を押さえるのに対して、神人が関係する神事・神振の故実・作法や、さらに神人方が受け取る下行物の内容に詳しく、その関心のあり方からみても神人方記録とするのが相応しい。またカタカナで書かれている部分が目立つ。漢字をベースの僧侶層との違いが認められる。神人は都市奈良郷の「郷民」すなわち都市上層民でもあり、こうした階層のリテラシーが知られる史料でもある。なお⑧には、「宮本古本五巻之内」という奥書がある。「宮」すなわち東大寺八幡宮であるから、あるいは記主が神主の可能性もある。

【戒和上戒壇院拜堂・受戒】

戒和上は、具足戒を授ける戒師としての最高責任者であり、東大寺では堂衆が補任された。その就任儀式が戒壇院拜堂である。（表3-1）は康永二年（一三四三）一〇月二〇日の賢成戒和尚の拜堂の記録。寺内の移動次第や、従者や出仕僧侶への饗膳・贈り物の記事がある。その対象は南都綱所も見えている。この時、形式的であろうが、受戒も行われており、用途関係の記事がある。

三 利用

これまでの記録・日記論一般が確認したとおり、多様な記録・日記が作成された理由のひとつは、準備すべき先行事実を学習することで、現在や未来の事態の備える、すなわち「教材」であった。これは、東大寺の記録でも同じである。「出世後見之日記」（文明年間〔一四六九～八六〕、表1-5）には、「一法花会有ル時ハ大事也、口伝ヲ不稟者、伺旧記、沙汰アルヘシ、以暁円之日記写之、十二月十一日」（報告書七八頁上、以下同じ）、すなわち出世後見として法華会に当たる時は、口伝だけでなく記録もしっかり学習せよと語っている。あるいはまた永正年間（一五〇四～二〇）の執行薬師院叡実も、「惣而会式執行之儀、古今之日記等見合テ、可致取沙汰者也、於不審之儀者、祖父慶実之自筆日記ヲ見テ可致領納者也、」（俱舎三十講日記、表4-3、一一五頁下）として、訓戒している。

利用されるのは、自らが属する院家に伝来するものだけではなかった。「出世後見日記」（表1-20、六〇頁上）では、応永二〇年（一四二三）一二月に朝廷よりの別当尊勝院にもたらされた日蝕祈禱宣旨へ、興福寺・薬師寺と同じく口頭回答に留めたことについて、「後日東室・東南院ノ御日記ヲ簡ハル、処ニ、隆恵法印ノ日記ニ東南院へ祈雨ノ宣司ナリケルニ、宣司ニハ御請状ヲ申サス、口状ニテ彼御使ニ申ス旨見タリ、尤可為亀鏡者歟」と事後確認を行っていることがわかる。興味深いのは尊勝院のものではなく、東室・東南院の記録を参照している点であろう。院家を横断する日記の利用である。

しかし、日記の利用は、こうした「教材」だけではなかった。記録の中で、日記（「旧記」）では、行事に参加者間など事案に関わる人々の間

で発生する様々なトラブル回避や解決のための利用が散見される。トラブルの原因はいくつかあった。

（あ）調度

応永一三年度法華会講師日記（表5-7、四丁ウラ）。座敷に円座が敷かれなかったことを不服とした講師と準備役の会行事の争いがあった。この時、会行事は、「会行事方之日記ニ無之」と主張。一方、講師は「註記已下綱所方所持之日記ニ可敷之見タリ」と反論。最終的にはこの日記が根拠となり、会行事の非が認められ同人は処分されている。

（い）座次・請定での記載位置

年預五師宗芸の日記天文一七年（一五四八）六月二四日（表1-7、六八頁上）には、新たに権律師に昇進した法花堂衆良学房の寺内の順位が、惣寺評定の議題となった際の次の記事がある。「大双紙披見之処、文安三円堂衆円良大、四堂和上故、律師口宣頂戴、既為僧綱之上者、寺之律師之末、擬講之上へ可着之由評定之旨被記之、依任其旧記、解除会請定ニ其通認置之訖、」大双紙〓〓「旧記」に見える過去の記事によって、複数の僧名が連署される請定上での序列を決定した。この「大双紙」とは、惣寺評定記録の冊子と考えられる。前述の「集会肝要日記一帖」にあたるものか。

（う）役割分担

天文二三年の俱舎三十講（表4-2②、一四〇頁上）では、論義をリードする経験豊富な古講衆の減員（六名から五名へ）の対応記事がある。三十講の実施自体危ぶまれたものの、「虚（康）正年中ノ旧記ニ講衆五人在之、無人之故重役ヲハ第二重計リテ、勲役ト云々」、つまり康正年間（一四五五・六）の旧記に五人で実施、一人が複数回担当する方法を取る案が出され、「則此旧記ヲ集会エ被出」、集会の場でこの記録が

提出され、それによって方針が決められた。おそらく、旧記は証拠として衆議の場で回覧されたのであろう。

(え) 下行物など

実利に関わる下行物の内容・数量のトラブルでも日記の存在は大きい。応永二年度の俱舎三十講で、先達講衆へ執行が配分する捧物の数量が問題となった(表4-①、八三頁下)。執行は、「人数ノ多少ニヨラス二束ツ、引ト云事、旧記分明ナリ、」として、「旧記」を根拠に二束を主張。一方惣寺評定では、二束の規定は出仕する先達講衆の人数が多かった時代の規定であり、減少により余剰がある現在では見直しが可能としつつも、なお「各二束ツ、引ヘシト云旧記アラハ、執行ノ申様アルヘシト」として、旧記の提出を命じたが、結局旧記が提出されなかったため、数量改定をさらに強く求めることとした。単なる口頭での主張では認められないというルールがここから窺える。

永正一五年の俱舎三十講(表4-5、一一一頁下～一一二頁上)では、承仕が下行物を執行に要求。執行は先例がないとこれを拒絶したところ、承仕は学侶方に訴え出て、学侶方からの使者が執行宅にて交渉を行う。「則古本旧記内々ニミセマウス間、此上ハトテ被罷帰、其後ハ一向ニ不及是非之儀」、すなわち執行を承仕への下行の先例がないことを旧記で確認させたところ、学侶方は納得して帰り、その後このことは蒸し返されなかったとある。旧記の説得力は明らかであろう。

またこの時は、寺方の木守に下行した後、別当尊勝院家の木守も下行物を要求(一一二頁下)。執行は二重負担を拒絶したかったが、「論義書三蔵院フルキ以日記堅被申之間、無力兩人ニ札一枚宛遣之」、つまり証拠となる論義書の旧記の効力に妥協せざるを得なかった。

天正五年法華会では、綱所への下行の際にどの升を用いるかが議論となった(表5-16)。執行の旧記には東大寺の「寺升」を用いるとあるが、受け取る側の注記の記録にどの升を使用するか記載がないので不満を示したとおぼしい。結局、執行の旧記に従って処置することになったのだが、証拠としての日記の重要性が確認できるだろう。

つまるところ日記は、自らの行為の正当性の根拠として、相手の説得や裁定の証拠でもあった。

特に俱舎三十講・法華会のように中長期の中断を挟む不定期開催の場合には、認識のズレが発生しやすく、なかでも下行物の場合は、切実なトラブルが起こりやすい。日記・記録の必要性はその分高まったのである。トラブルの発生を事前に回避するためには先例の確認が必須である。豎義の日記(表5-12)で、下行・送物関係記事のみの集成が行われているのはその最たるものであろう。そしてトラブル発生後には、解決のために当事者間の合意材料として活用されたのである。

まとめにかえて・課題

最後に、これまでの記録・日記論との関わりで若干のコメントを述べたい。

近藤好和は、玉井幸助・榎原雅治の研究に基づき、一般的な日次記に限定されない歴史上の多様な「日記」の実態を明示し、日次記に傾斜した現状の日記論への問題提起をしている。²³「日記」とは事実の記録・覚書である、という明快な定義づけを確認している。小論で扱った中世後期東大寺の記録・日記はまさに近藤の指摘にあうものと言えるだろう。

また最近、摂関・院政期の摂関家とその周辺での記録作成の再検討を行った今村友亮は、日記記と別記について次のように指摘する。²⁴

日記記は、別記の材料であり本来はそれ自体が重要ではなかった。また別記の材料として自家・他家をとわない日記記・別記の収集が一般的であった。松園齋の注目する「日記の家」²⁵はそのような別記を豊富に所持する特定の家を指す。特定の仕事を果たすために効率的に情報が集約された媒体であることが「日記」に期待された。これに対して、日記記が「家継承の象徴」家記」となるのは、摂関家藤原忠実の時に始まった「慣行」である、と。

ここからは、日記・記録のふたつの特性が読み取れる。第一は、その記載する情報が重視され、家を横断した共有・公開が特徴である場合、その代表が別記である。いまひとつは、地位継承・保全のための手段として、モノそのものの自体が重視され、秘匿性が高い場合で、家記がこれに当たる。

東大寺の場合はどうであろうか。

閉鎖的な側面もある。たとえば法華会探題の日記では、探題役限定の閲覧であることを示す史料もある。応永八年（一四〇一）正月度探題某の記録（表5-4）には「実演法印日記」「北室殿ノ日記」閲覧によせて、「探題以上ノ人ナラテハ不可見、堅ク是ライマシメラル、顕宗ニ於テハ至極最秘可秘之」あって、秘匿性が窺える。探題は高位の僧侶限定の役割であるから、身分的な特権維持という点もあろう。また制度的な出題役という守秘義務の動機も含意されたのかもしれない。

ただしこの場合でも、地位の継承⇨相承関係の確認行為という意味合いはない。

むしろ一般的に優位なのは、前節の利用実態に示したとおり、寺内外での情報共有手段としての公開性の方であるように感じられる。それが作法にとどまらず、下行内容など他者を当事者とする実利的な問題に及んでいる点に特徴を見いだしたい。それは、今回の紹介では意識的に排除した、「文書」との境界が曖昧な「日記」（一枚程度で完結するある限定された時間での出来事の記録）の機能と連続する。こうした性格は、在地・村落の「日記」の属性にも相通じるところがあるから、そこに連続性を見ることがまた可能なように思われる。

「あるイベントのその時々の日（々）の記録」が継続的に蓄積されることで、長期にわたる継続的な記憶媒体となるものも同様だろう。すなわち毎年の修二会の記録である二月堂練行衆修中日記と村落での祭礼日記は、その典型事例である。

以上が中世後期の東大寺の日記・記録についての雑ばくな考察である。とりとめなく多様性の一端を示したには過ぎないが、さしあたりは今後の東大寺の史料論や東大寺史一般のため、これらの日記・記録が研究素材として活用されることに繋がれば幸いである。もとより他寺との比較など残された課題はなお多い。

後注

- 1 すでに畠山聡・遠藤基郎「東大寺図書館所蔵記録部の中世史料」(『古文書研究』八三、二〇一七年)において、極々粗い検討を行ったことがあるが、これを改める部分が多い。それは同論文の前提作業となった「東大寺図書館所蔵記録部等解題(抄、中世関連史料) ver1.pdf」(東京大学史料編纂所サイト中の「東大寺文書編纂と中世史研究」遠藤基郎作成)についても同様である。
- 2 近年この分野の共同研究は活況を呈している。『日記で読む日本中世史』(元木泰雄・松園斉編著、ミネルヴァ書房、二〇一一年)、『日記・古記録の世界』(倉本一宏編、思文閣出版、二〇一五年)、『中世日記の世界』(松園斉・近藤好和編著、ミネルヴァ書房、二〇一七年)、『日記で読む日本史』全二〇巻(倉本一宏監修、臨川書店、二〇一六年)など。そこで扱われるものの大部分は、日次記である。
- 3 榎原雅治「荘園文書と惣村文書の接点―日記と呼ばれた文書」『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年)。
- 4 遠藤基郎「平岡定海氏所蔵『東大寺別当次第』について」(『東京大学史料編纂研究紀要』一三、二〇〇三年)。
- 5 もはや古典と言わなければならない文献は、永村眞『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九九九年、稲葉伸道『中世寺院の権力構造』岩波書店、一九九七年、久野修義『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九年であるが、その後も以下の注で触れる研究他により、さらに探究が深化している。
- 6 西尾知己「室町・戦国期の東南院と九条家・東大寺衆中」(『室町期顕密寺院の研究』吉川弘文館、二〇一七年)。
- 7 高山京子「坊官の記録」(『中世興福寺の門跡』勉誠出版、二〇一〇年)。
- 8 西尾「出世後見からみる中世後期東大寺の別当と惣寺」(『中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講史料』東京大学史料編纂所研究成果報告2021-16、二〇二二年)。
- 9 稲葉伸道注5三六頁以下・永村眞注5一三七頁以下・遠藤基郎「室町期東大寺執行の日記から」(『秋大史学』六六、二〇二〇年)。
- 10 【法隆寺】『嘉元記』(法隆寺史料集成5、法隆寺昭和資財帳編纂所編、ワコー美術出版、一九八四年)、『南北朝期法隆寺記録』(南都寺社史料集1、岩田書院史料選書3、「法隆寺記録」を読む会編、二〇一四年)、『南北朝期法隆寺雑記』(南都寺社史料集2、岩田書院史料選書5、「法隆寺雑記」を読む会編、二〇一七年)、『藤原重雄・土山祐之「国文学研究資料館所蔵『春日御遷坐御帰坐日記』(法隆寺記録)』(『年報中世史研究』四五、二〇二〇年)、『南北朝期法隆寺金堂間私日記・吉祥御願御行記録』(南都寺社史料集3、岩田書院史料選書8、「金堂日記」を読む会編、二〇二二年)、『薬師寺』『寺院・検断・徳政―戦国時代の寺院史料を読む』勝俣鎮夫編、山川出版会、二〇〇四年)、『薬師寺所蔵黒草紙・新黒双紙』影印・翻刻(南都史料叢書1、国立文化財機構奈良文化財研究所編、法藏館、二〇〇八年)。
- 11 西尾知己「室町期東大寺の寺家運営と学侶方」(『室町期顕密寺院の研究』吉川弘文館、二〇一七年)。
- 12 なお本史料は、後半に応永二〇年(一四一三)〜弘治三年(一五五七)「三季講々師并散華師次第」・「因明講々師散華次第」・「大乘講々師散花次第」が合わせて綴られている。毎年順次書き継がれたものであり、二月堂修二会記録と同類である。前半の応永三三・三三年の学侶方記録とは弘治三年頃にまとめて綴じられたものであるうか。検討を要する。
- 13 畠山聡「室町時代における東大寺領清澄荘の経営について」『國學院雑誌』一二二(一一)、二〇二二年
- 14 橋本義彦「外記日記と殿上日記」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年)。
- 15 すでに『中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―一六、二〇二二年)において、概要と翻刻を果したが、その後のいくつか改めた箇所がある。
- 16 森川英純「南都綱所について」(『大乘院寺社雑事記研究論集第四卷』大乘院寺社雑事記研究会編、和泉書院、二〇一一年)・永村眞「平安時代における東大寺の教学と法会」(『東大寺の新研究3 東大寺の思想と文化』栄原永遠男他編、

法藏館、二〇一八年)、高山有紀「中世南都の法華会」(『中世寺院の仏法と社会』永村眞編、勉誠出版、二〇二一年)。

17 法華会に関わる支出費目と財源は、執行の関わるもの(玉井・黒田荘)の他に、惣寺の「会料方納所」(大井荘・油倉・学侶方の助成方などあつて複雑である。これらは併存の場合と、時期的な変化と両様考えられ、その見極めと東大寺史内部での意義づけは今後の課題である。

18 綱所Ⅱ僧綱所が関与することは、同法会が「勅会」であることを示す。維摩会のような僧綱位昇進法会でもなく、また勅使派遣もない東大寺法華会にはそぐわない扱いであるが、少なくとも奈良時代開始当初は勅会であった(東大寺要録諸会章、天平一八年〔七四六〕に良弁が朝廷に奏聞し開始されたとする)からその反映であろう。ちなみに東南院文書天喜二年(一〇五四)二月廿三日官宣旨案(平安遺文七一〇号)で、天皇「御願」法会であると主張していることもこれと関係する。

ただしこのことから、京都僧綱所による統制、さらには朝廷による意識的なそれを、室町時代に想定するのは不適切だろう。法華会、ひいては東大寺の由緒の古さや格式の高さを担保しようとする東大寺側の主体性が、この遺制の継続を支えたと評価すべきである。

19 遠藤基郎「美濃国大井荘を史料論から考える」(海老澤衷編『中世荘園村落の環境歴史学 東大寺領美濃国大井荘の研究』吉川弘文館、二〇一八年)

20 遠藤基郎『世親講唐檀』蓋裏貼付文書」(『世親講唐檀』について)『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』科研成果報告書、代表者綾村宏、二〇〇五年)

21 注5 永村書五九一頁以下。

22 さしあたり畠山聡「中世後期における東大寺と東大寺郷」(『中世寺院の都市・権力』五味文彦他編、山川出版社、二〇〇七年)参照。

23 近藤好和「日記という文献」(『日記・古記録の世界』倉本一宏編、思文閣出版、二〇一五年)。

24 今村友亮「撰閲家周辺の記録作成と家記形成」(『立命館文学』

六七九、二〇二三年)。

25 松蘭齋『日記の家―中世国家の記録組織』吉川弘文館、一九九七年、『王朝日記論』法政大学出版局、二〇〇六年

表1 出世後見・惣寺・学侶

No	書名	時期・撰者	所蔵	翻刻
1	〔出世後見暁門記〕	応永9～12年、暁門	松田福一郎氏旧蔵・141-75	東史報告2021-16、1号
2	出世後見日記	応永20～22年、賢春	141-153	東史報告2021-16、2号
3	学侶方諸記録	応永32・33年他	113-310	
4	管絃講并延年日記	永享12年9月、盛賢	141-621	庶民文化史料
5	出世後見之日記	文明年間、順助	142-74	東史報告2021-16、4号
6	二月堂々司私日記	天文9年、英訓	永村書	
7	五師旧記	天文17年、宗芸	142-75	東史報告2021-16、3号。「出世後見記并五師旧記」の内

東史報告2021-16：中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料（東京大学史料編纂所研究成果報告2021-16、2022年）

庶民文化史料：『日本庶民文化史料集成』2・田楽・猿楽、三一書房、1974年

永村書：『中世寺院史料論』（吉川弘文館、2000年）

表2 執行

No	書名	成立・撰者など	分類	典拠	翻刻
1	貞和四転害会施行日記	貞和4年（1348）、実舜撰。	行事記録	薬-2-285(1)	畠山2007
2	東大寺薬師院実濟記	応永15(1408)～22年、実濟撰。	日次記	東京大学史料編纂所	東史報告2020-1、1号
3	東大寺執行所日記	応永12年（1405）頃、実濟撰。永享11年（1439）慶実写。	文例集	薬-2-107	三重県史
4	執行職事記（後欠）	永享5年（1433）10月5日～文安6年（1449）、慶実撰。	年中行事（文例・手引き）	薬-2-142	東史報告2020-1、3号
5	転害会施行日記	正長元年（1428）、慶実撰。	行事記録	薬-2-286	畠山2007
6	任職控	永享11年（1439）8月、慶実撰か。	俗役補任者記録	薬-2-192	東史報告2020-1、4号
7	手搔会行烈次第并修人	長祿元年（1457）、実濟撰。	行事記録	薬-2-260-1	畠山2007
8	執行職私記（後欠）	明応6年（1497）、叡実撰。	補任一件記	薬-2-143-1	東史報告2020-1、5号
9	東大寺執行職折中之記私	明応6年（1497）～永正2年（1505）、叡実撰。	補任一件記	薬-2-143-2	東史報告2020-1、7号
10	東大寺執行職得分請取日記	明応6年～永祿6年、叡実撰。	得分記録	薬-2-140	東史報告2020-1、6号
11	執行方諸補任成下引付（後欠）	明応6年（1497）～永正15年（1518）、叡実・頼実撰。	俗役補任記録	薬-2-141	東史報告2020-1、8号

12	東大寺執行所日記	永正2年(1505)～7年、 叡実撰。	日次記	薬-2-109	東史報告 2020-1、9号
13	浄土堂方日記	永正2年(1505)～同10年、 弘治3年(1557)、叡実撰。	文例・手 引	薬-2-206	東史報告 2020-1、10 号
14	永正二年転害会記	永正2年(1505)、叡実撰。	行事記録	薬-2-287	和田
15	法花会日記	永正2年(1505)、叡実撰。	行事記録	薬-2-291	
16	東大寺執行方日記	永正4年(1507)～17年、 叡実撰。	文例集	薬-2-111	東史報告 2020-1、11 号
17	法花会始行日記	永正10年(1513)、叡実撰。	行事記録	薬-2-292	
18	執行職・会行事之次第	永正14年(1517)、叡実撰。 天文23年(1554)、頼実撰。	手引?メ モ?	薬-2-144	東史報告 2020-1、12 号
19	俱舎三十講日記	永正15年(1518)、叡実撰。	行事記録	142-521	東史報告 2021-16、8 号
20	東大寺々門惣別日記	永正16年(1519)・17年 (1520)、叡実撰。	手引	薬-2-157-2	東史報告 2020-1、13 号
21	法花会日記	天正5年(1577)、実祐撰。 慶長7年(1602)英祐撰。	行事記録	薬-2-297	

東史報告 2021-16：中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料（東京大学史料編纂所研究成果報告 2021-16、2022年）

東史報告 2020-1：中世東大寺記録執行関係史料（東京大学史料編纂所研究成果報告 2020-1、2021年）

畠山 2007：畠山聡〔史料紹介〕「転害会関連史料(1)」『寺院史研究』11、2007年。

和田：和田義昭『日本庶民文化史料集成 第2巻 田楽・猿楽』（三一書房、1974年）

三重県史資料編古代中世（上）黒田荘一三四八号

表3 堂衆

No	書名	成立・撰者など	所蔵
1	賢成戒和尚拜堂記	康永2年(1343)10月19日	薬-2-208
2	法華堂要録	長禄3年(1459)4月3日～文明15年(1483)	薬-2-168
3	襍記(雑記)	永享7年・文安元年～享徳2年・康正2～長禄2年・ 寛正6・文明11・12年・長享2年・応永22・永正8 年	宝珠院
4	二月堂修中記録	享徳3年～	141B-1～
5	二月堂処世界日記	長禄3年、経弘	142-407
6	旧記抜書	嘉吉2年(1442)～永正9年(1512)	薬-2-158
7	寺辺之記	天文3年(1534)正月～慶長6年(1601)、蓮乗院宗 覚房寅清	薬-2-159
8	東大寺雑事記	慶長15年2月～元和8年3月	内閣文庫

【表 4】 俱舎三十講

No	書名	成立・撰者など	典拠	翻刻
1	俱舎三十講日記 ①嘉暦3年12月執行（貞治5実舜写） ②応永2年正月学侶方賢春（後に出世後見） ③応永17年12月論義書延海 ④応永30年論義書某 ⑤嘉吉3年12月学侶方延営カ ⑥康正2年・応仁2年・文明7年出世後見延営	（長享3年？西室公恵カ写）	142-520	東史報告2021-16、5号
2	俱舎三十講愚記	応永30年、寺務尊勝院光経	141-548	東史報告2021-16、6号
3	俱舎三十講日記	応永30年、学侶方定弘	142-519	東史報告2021-16、7号
4	俱舎三十講日記	永正15年、執行叡実	142-521	東史報告2021-16、8号
5	寺務方〔諸荘〕納下〔帳〕	永正7・8年、寺務方納所英訓	142-254	東史報告2021-16、9号
6	〔俱舎〕三十講〔等〕日記〔付維摩会日記・手搔会支配〕	天文8年、寺務方納所浄観	142-524	東史報告2021-16、10号
7	〔俱舎〕三十講日記 （①＊本表6号写し） ②天文23年正月執行正法院某（永禄4年浄実写） ③明応7年学侶方顕門 ④天文23年学侶方浄実カ	（天正8年実英写）	142-522	
8	俱舎三十講日記 ①天正8年12月論義書英定 ②慶長6年12月論義書実英	（寛文3年英性写、天正8年他）	141-553-3)	東史報告2021-16、12号
9	〔俱舎〕三十講日記〔付慶長6・18年追記〕	天正8年12月、学侶方浄実・浄観	142-523	東史報告2021-16、13号
10	俱舎三十講日記〔付文禄2年・慶長18年〕	慶長6年、学侶方訓秀	141-549	東史報告2021-16、14号

東史報告 2021-16：中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料（東京大学史料編纂所研究成果報告 2021-16、2022年）

表 5 法華会

No	書名	成立・撰者など	記主区分	所蔵
1	法花会日記 ①宝徳3年(1451)正月度堅者普門院美経 ②応永10年(1403)度出世後見曉門 ③大永元年(1521)11月度表白 ④天文11年(1542)・22年・弘治2年出世後見・寺務代英訓発給文書写。 ⑤慶長7年(1602)12月度、慶長8年4月度、同9年正月度、元和4年(1618)5月度、元和5年正月度追加(英性?)職衆一覽。	弘治頃(1555～7)英訓? *文禄3年(1594)英性写?追記	堅者・後見 堅者 出世後見 講師 出世後見/寺務代	142-439
2	法華会私日記 ①大永元年(1521)11月度講師・寺務代英頭(寛正4年例言及) ②天文9年(1540)11月度寺務代・講師英訓 ③天文16年(1547)11月度探題兼寺務代英訓 ④弘治2年(1556)12月度探題兼寺務代英訓 (⑤浄実講師日記(142-44の写))	元和4年(1618)閏3月実英*寛永8年(1631)8月度講師上生院権大僧都重祐写	講師・寺務代・探題 講師/寺務代 講師/寺務代 探題/寺務代 探題/寺務代 講師	141-502
3	法花会日記	天文9年(1540)度某、[勸学院頼賢法印私記]引用	学侶方	薬-2-294
4	法華会短尺箱日記	応永8年(1401)正月度探題弁玄大僧都・実演法印の記録を元に寛永5年(1628)4月度探題清涼院法印実英	探題	142-429
5	法華会探題并講師日記	応永29年(1422)12月度探題普門院法印権大僧都秀経	探題	142-430
6	法華会開口并論匠番表白等	鎌倉末期賢慶	講師	141-524
7	法華会講師日記	応永13年(1406)2月度講師尊勝院光経	講師	141-496
8	法華会講師日記 (天正5年浄実142-414写) 応永22年(1415)正月度出世後見賢春法印日記 応永35年閏3月度講師光実日記	元和4年(1618)5月度講師清涼院法印実英	講師 講師 後見 講師	141-501

9	法花会日記講師方	文明9年(1477)4月度講師延英	講師	142-412
10	法華会日記講師方	文明13年(1481)4月度講師英祐随行者の密乗坊英憲	講師	142-413
11	法華会講師日記	天正5年(1577)12月度講師擬講淨実	講師	142-414
12	法華会旧記	明暦頃の四聖坊英性法印明暦4年(1658)5月度堅者勤仕時か(年月日不詳東大寺法華会日記下書〈薬師院文庫史料2-224〉)	堅者	141-509
	①忘永20年(1413)正月度堅義重弁? (某年「維摩絵日記」と[康応元年以前]「堅義法則=淨願坊日記」引用か、永享3年光祐写)		堅者	
	②永享12年(1440)正月度朝乗? (永享4年調鉢代送状引用)		堅者	
	③文明3年(1471)9月度惠延(文明13年2月順円写)		堅者	
	④文明13年(1481)4月度順円他堅者日記		堅者	
13	法花会堅者方日記	明応3年(1494)10月度堅義者某?	堅者	薬-2-290 -1
14	法花会日記	永正2年(1505)11月度執行・会行事兼帯の叡実	執行	薬-2-291
15	法花会始行日記	永正10年(1513)度執行・会行事兼帯の叡実	執行	薬-2-292
16	法花会日記	天正5年(1577)12月度執行薬師院実祐、慶長7年(1602)12月度執行英祐	執行	薬-2-297
17	法花会日記	弘治2年(1556)12月度会料納所実祐	会料納所	薬-2-296
18	永正二年法華会記録		注記	京都大学総合博物館所蔵一乗院文書
19	東大寺法華会注記方日記	天文9年10月度注記從儀師泰諱*	注記	帝塚山大学

*「史料紹介 帝塚山大学奈良学総合文化研究所蔵『南院家文書』(『大乘院寺社雑事記研究論集五巻』大乘院寺社雑事記研究会編、和泉書院、2016年)

表6 手搔会

No	書名	成立・撰者など	典拠	翻刻
1	転害会執行日記	貞和4年、執行実舜、会行事代行	薬-2-285(1)	畠山 2007、 1号
2	転害会施行事	正長元年、会行事慶実	薬-2-286	畠山 2007、 2号
3	手搔会行列次第并条々	長祿元年、会行事実濟	薬-2-260(1)	畠山 2007、 3号
4	転害会記	永正2年、執行叡実、会行事代行	薬-2-287	和田
5	〔転害会執行日記〕	天文8年、田楽頭役学侶英巖	113-377(1)	畠山 2008
6	転害会日記	長祿元年、神人新右衛門国勝	薬-2-289(1)	畠山 2007、 4号
7	東大寺八幡宮祭礼目録	神人新右衛門国勝	薬-2-289(2)	畠山 2007、 5号
8	東大寺八幡宮祭礼供物日記	神人新右衛門国勝	薬-2-289(3)	畠山 2007、 6号
9	東大寺八幡宮祭礼目録	天文8年、神人新右衛門国勝	薬-2-289(4)	畠山 2007、 7号
10	〔転害会〕	天文8年、神人松屋	薬-2-288	和田

畠山 2007：畠山聡〔史料紹介〕「転害会関連史料(1)」『寺院史研究』11、2007年。

畠山 2008：畠山聡〔史料紹介〕「転害会関連史料(2)」『寺院史研究』12、2008年。

和田：和田義昭『日本庶民文化史料集成 第2巻 田楽・猿楽』（三一書房、1974年）

『東大寺法華堂要録』小考―僧団「記録」の覚書

横内裕人

はじめに

本科研において筆者は、東大寺所蔵『東大寺法華堂要録』(以下、『要録』)の校訂本作成を担当した。本書は『続々群書類従』五記録部に翻刻され、一般に利用されている。ただ『続々群書類従本』は、字句の誤りが多く、利用には注意を要する。そこで、原本の写真帳を用いて新たに翻刻し、影写本(「不空菴文庫」旧蔵、早稲田大学所蔵²)を参照して校本を作成した。校本は目下整理中で別途公開を予定している。

校訂作業で得られた情報をもとに、『要録』についての性格を考察した結果、本書制作の過程や撰述の目的など新しい知見が得られた。ここに紙面を借りて報告する次第である。

一 『要録』の性格

(1) 日記の概要

『東大寺法華堂要録』(以下、『要録』)は、東大寺法華堂衆が著した記録としてひろくその名が知られている。書誌については『国史大辞典』の堀池春峰氏執筆解説が詳しい。以下、少々長いが、全文を掲げる(傍線は横内。以下同)。

長禄三年(一四五九)四月から文明十五年(二四八三)六月の間、東大寺法華堂衆の「僧侶が記した日記。東大寺図書館蔵。袋綴装。墨付七十三枚。縦二四・五センチ、幅一九・五センチ。料紙楮紙。文

明四年十二月条に同六年から十二年の間は著者の意向で記載しなかつたという趣旨の注記があるが、原本では文明五年から同十三年の九年間の記は収録されていない。『寺辺之記』とともに十五世紀後半期における著者の眼に映じた世相の動向を示す点で興味深いものがある。応仁の乱前後の記載が中心で、寛正六年(一四六五)九月の將軍足利義政の南都巡礼の記、乱後に勃発した馬借・土一揆に堂衆が筒丸腹当や楯を持って防禦に出動した有様、「京都大變条々ノ事」の一条を設けて、乱勃発にあつたの細川・山名兩軍の攻防と京都焼亡のことを記載する。伝聞などによるとはいいながら『応仁記』などと対比してその記載は鮮明である。世上動乱の中に寺中では尊勝院大般若会や仁王講・受戒会・修正会などがどうにか行われたこと、興福寺では春日若宮神事・八講や維摩会が開催されたことを略記している。『続々群書類従』記録部に収録されている。なお、原本の紙背には康正三年(一四五七)正月の八幡講頭役定状をはじめ、永享―文安年間(一四二九―一四九)の消息や補任状・連哥懷紙などがみられる。

堀池氏は、本書を法華堂衆の僧侶個人の日記とする。日記に加えて、特筆すべき事項(將軍義政の南都巡礼や土一揆、京都大乱に関する事柄)を纏めた別記を織り込んでいと指摘する。注意が必要なのは、二重下線部のように筆者が記述を省略した箇所である。当該箇所の原文は「文明六〈甲/午〉同七〈乙/未〉同八〈丙/申〉同九〈丁/酉〉同十〈戊/戌〉同十一〈己/亥〉」「一二〈庚/子〉無殊事ニヨテ不記之」とある。十二年もの長期間、日記を記さなかつたわけであるが、一般にいう日記とするにはやや違和感を覚える。本文はおおむね日付順に記され

ているが、ままだ付が前後する箇所が散見する。『要録』は、これとは別に記された日次記を抄出した編録書と考えることもできよう。

以上の情報を共有した上で、あらためて書誌情報を確認していく。

まず体裁について。表紙は、本文料紙よりやや厚手の素紙を用い、外題「東大寺法華堂要録」を記す(図1)。料紙は、素紙あるいは文書の反故を用いている。料紙の大きさも数種あり、執筆を継続し料紙が不足すると、その都度、新たな料紙を足していったらしい。表紙・本文の料紙の天地は丸く化粧裁ちされており、天地の文字に欠損が見られる(図1・2)。天地には焼損の痕跡があり、焼損して炭化した天地を修理の際に裁断したものと見られる。

本文の筆跡は、楷書に近いものから極端に崩したものでバリエーションがあるが、ほぼ全文一筆と見られる。外題は本文の筆跡に酷似しており、外題は筆者自筆の可能性がある。とすれば、筆者は、本書を「要録」、すなわち「法華堂の重要事を記録した書」と位置づけていたことになる。

つぎに記載方法について。本書は前述のように一部に空白期間を挟むが、長祿三年(一四五九)四月から文明十五年(一四八三)六月までの二五年間分を記録対象にしている。一年ごとに記述内容を纏めており、「二、七月十七日ヨリ…」などと、案件ごとに箇条書きにする。ただし、日付がないもの(小字傍注で追記される例「一、卯月廿八日」)執筆剛神御宝前水曳…(10才)や、日付が前後するものが多数ある。年によって粗密の差が大きい。

つぎに筆者について考察する。本文の筆跡は、このころ法華堂衆のひとりであった延恵のものと同判断する。その根拠は、延恵自筆になる長祿

二年(一四五九)三月日燈明料所地子注文(図4)の筆跡と『要録』本文のそれが一致していると思われるからである(図5①～⑤)。

延恵は、康正三年(一四五七)・長祿三年(一四五八)の文書に「筆師大法師延恵」として署名している⁵⁾。法華堂衆における筆師の役割は明確ではないが、堂衆発給文書に諸進(日下)・堂司(奥)とともに日次行に連署するものが散見する⁶⁾。堂衆の書記役として文書の作成・管理や衆議の記録役に当たったのであろう。たとえば長祿三年九月日家長田地寄進状案は、寄進状を「懸札」に記すため、同月八日に作成された草案である⁷⁾。寄進を衆中に披露する際読み上げるためか、本文の漢字には読み仮名が振られている(図6)。法華堂衆中にとり重要な文書である。案文の筆者の名は明記されないが、あきらかに全文、延恵の筆跡である。

また寛正六年(一四六五)十月七日法華堂衆書状案は本文に追筆や抹消の訂正痕があり、書状の草案と考えられるが、これも延恵の筆跡である(図7)。法華堂衆の全体意思を書状にまとめる作業を延恵が行っていることから、筆師たる延恵が法華堂衆の書記担当役の立場にあったことが窺える。

延恵は、『要録』中の二十六箇所の記事に登場する。これは、他の僧侶の登場回数を大きく上回り、延恵と『要録』との特別な関係を示唆している。

延恵が登場する例を挙げると、『要録』寛正七年十月五日条では、

《十月五日戌剋》「東室殿御出家、御実名、御戒師上坊春道大《長》
「一、兼日ヨリ召ル、問、如何之由、延恵二談合ノ間、当「一」受
戒会ニ出仕セス云々、シカラハ当年ハカリ延恵出スシテ、《出仕セ



図2 裏表紙



図1 表紙

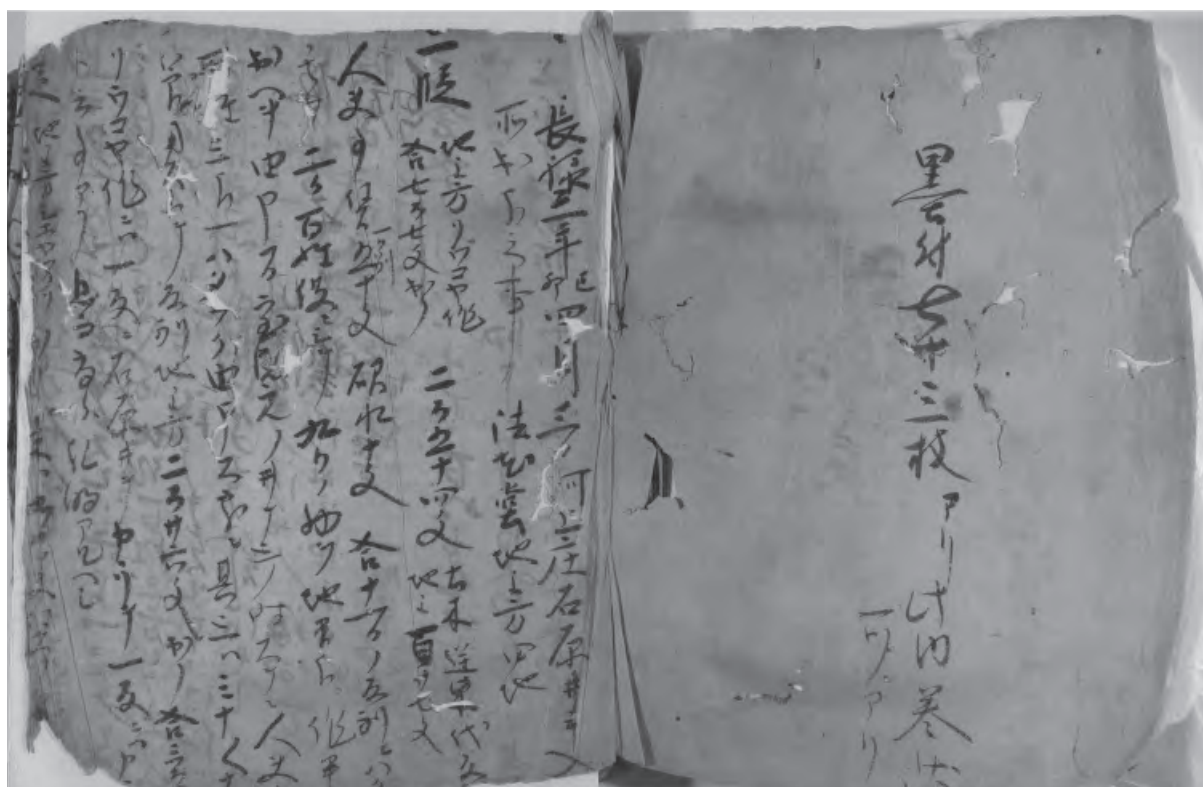


図3 見返・1才

A ~ E 燈明料所地子注文 (図 4)

a ~ e 『要録』 (図 1 ~ 3)

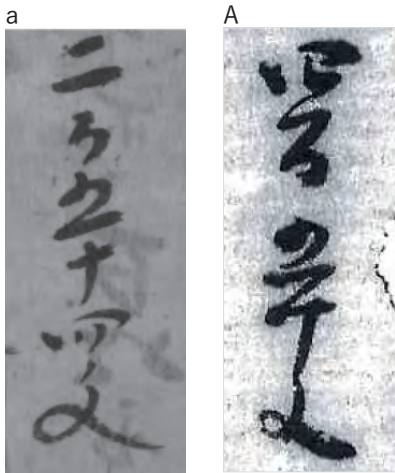


図 5 ①

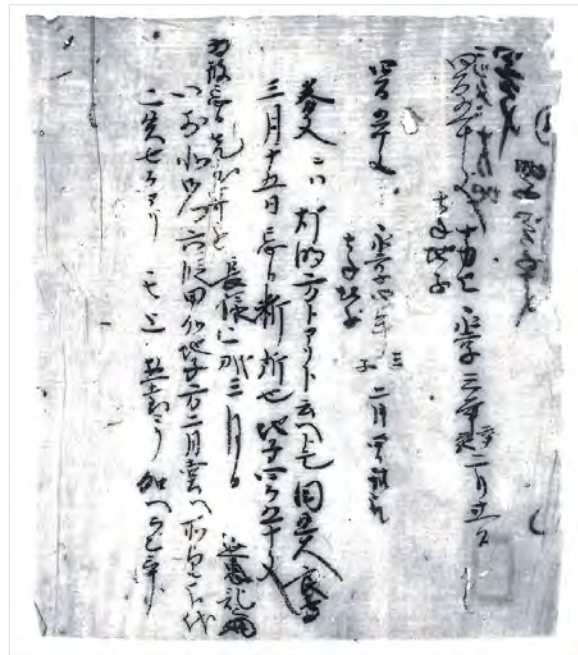


図 4 燈明料所地子注文 (宝珠院文書 7 函 8 号)



図 5 ③

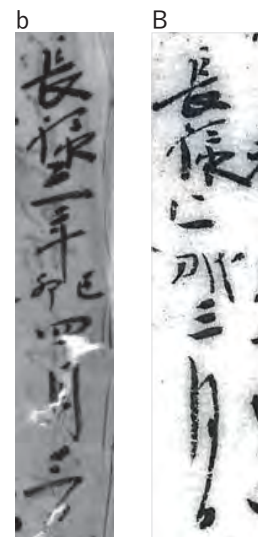


図 5 ②



図 5 ⑤



図 5 ④

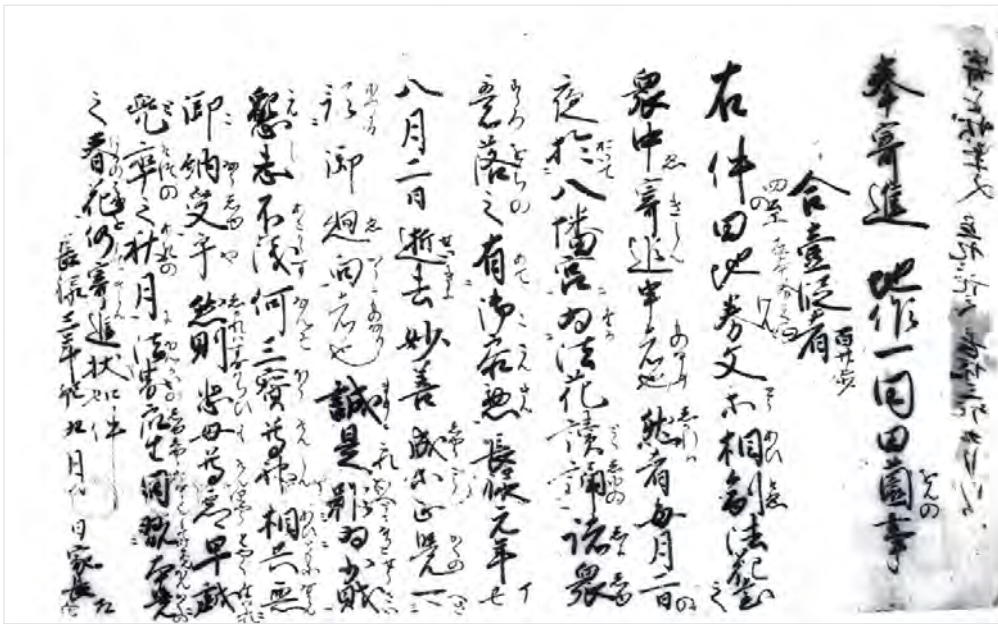


図6 家長田地寄進状案 (宝珠院文書3巻68号)



端裏書

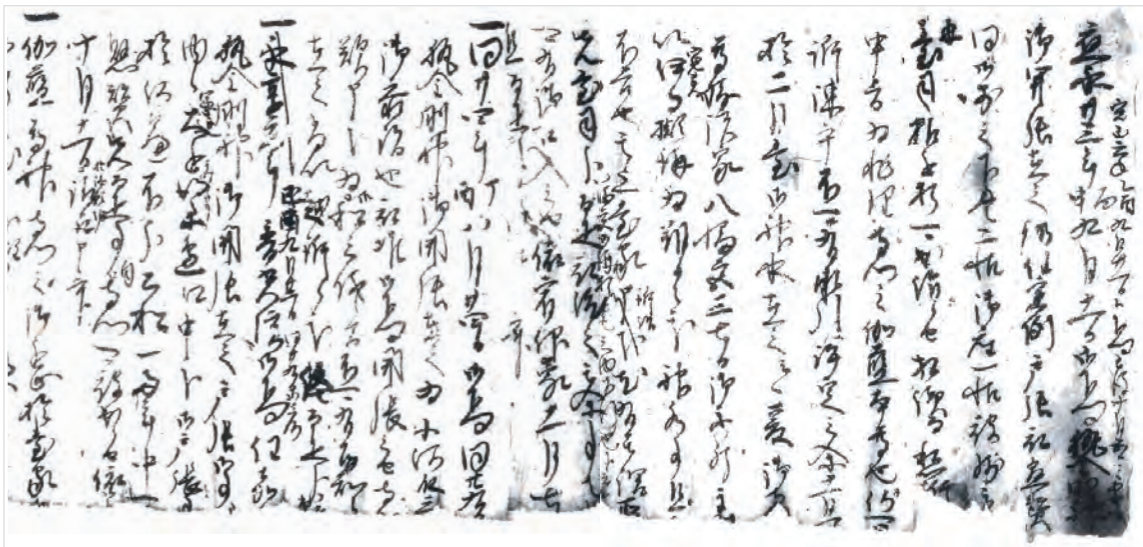
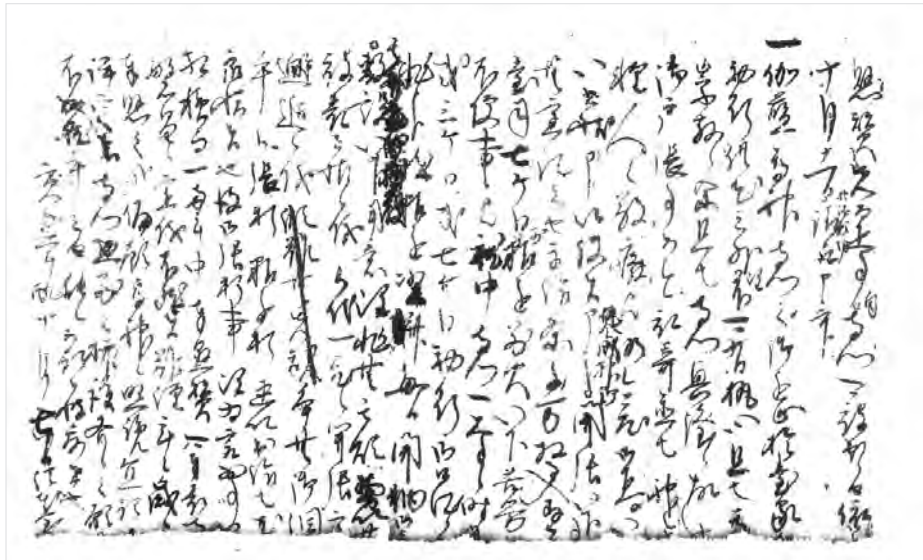


図7 法華堂衆書状案 (京都大学所蔵宝珠院文書3巻11号)



ハ沙弥戒和上タルヘシ、春道大出ラルヘキ由申定了、頗ル潤色ノ儀也、鈍色ニ青甲ニテ、作法トサタシテ、世俗「」安楽坊ノ局ニテ受用スト云々、明ル朝御俗服ノ直垂ト送り催ルト云々、とある。文脈上、延恵が『要録』の記主であっても違和感はなく、他の箇所についても同様と判断する。

以上から、『要録』は法華堂衆の書記役延恵の手になる法華堂の要事記録である、と結論づける。

(2) 『雑記』との関係

法華堂衆が作成した記録類については、菊地大樹氏の分析がある。菊地氏は、『要録』のほか、『旧記抜書』（薬師院文書第二記録部一五九号）と『雑記』（東大寺宝珠院所蔵）の二種について報告している。前者『旧記抜書』は装訂は袋綴装にて、全四十四丁。嘉吉二（一四四二）～宝徳一（一四四八）年までの連続した記録で、一部に文明十一年（二四七九）・永正三年（二五〇六）などの記事が散見する。また後者『雑記』は、装訂は袋綴装にて、後補二丁・五十三丁。記事は連続する文安一（一四四四）～長祿二年（一四五八）のほか、応永二十二（一四一五）・永享七（一四三五）・同十一・文明三（一四七一）・永正八（一五一二）があり、大破・錯簡が認められる。『要録』は、時期的に『雑記』に続くもので、本来は一具の記録であった可能性を指摘する。『旧記抜書』『雑記』の本文や史料的人格の詳細は菊地氏の論考を俟ちたい。

『旧記抜書』『雑記』と『要録』との関係を一言すると、両者の収録日時は重ならない。『雑記』には二種の筆跡が確認でき、その一つは『要録』と同筆、すなわち筆師延恵筆と思われる。すなわち、『要録』の断簡が『雑記』に混入していると思われる。『要録』本文と『雑記』に紛れている『要

録』断簡との接続関係については、今後検討する必要がある。

二 『要録』にみる「記録」とアーカイブズ

(1) 「記録」

① 「記録」の作成

『要録』は法華堂衆の宗教活動や所領経営・堂舎維持活動を中心に、寺内・寺外の政治事件まで多種多様の事件について記している。室町殿の南都参詣や馬借・一揆の蜂起、応仁文明の乱にまつわる京都の情報など興味深い史料がある。また法華堂衆の組織・昇進階梯や当行などの修行的実態解明、室町後期の事件史について興味深い情報を提供している。ただ、『要録』の制作背景を法華堂衆の僧団経営の視点から考察した研究はない。そこで本稿では、筆師による堂衆集団の意志決定と伝達・管理と『要録』との関係について触れてみたい。

前述のごとく『要録』は、堂衆にとつての重要事項を記したものである。例えば、興福寺西金堂衆の座席についての情報を、「事ノ次アテ此事存知ノ間記置者也」と情報共有のために書き留めている¹⁰。また応仁二年条では、「伊賀国新別符マキレトテ、中門堂トノ問答共ノ事、十一月十二日記之」と伊賀国新別符をめぐり相論していた中門堂衆との問答の内容を摘記している。

こうした記事のなかに、度々「記録」という語が見られる。

長祿三年（一四五九）十二月二十七日条は堂衆の集会の様子を伝えて
いる。

一、十二月廿七日、中門堂手水屋ニテ申貝定集会アリ、新仁王講供料半分年内ニ下行アテ、残正月十五日中可下行由、《尊勝》院家

ヨリ御侘事也、仍衆議曰、カナク、只今事ハ其通ニテ、於後々□年内ニ下行ナクハ、則正月朔日ヨリ閉門、以下大訴ニ及ヘキ記録ヲシテ、五百文大晦日ニ《半》下行」

一、堯専房実成寺住ニアラスハ、交衆叶ヘカラス□、明年春中ヲ可待申之由、堅申送レ畢、

十二月十九日、ス、ハキノ時ノ事也、

一、《同日》堂司人未入峰、丑時等ノ行ヲヘスハ叶マシキ□、水ニアラサル人、律宗ニ上ルマシキ事、不住ノ人□満堂記録アルヘキニテ草案アリ、是往古ノ例」

一、《同日》上坊、奥坊、西坊等ノ公坊ニ伝ル資財ノ日記「一」、長弘、良実、実専惣テ出サレ畢、

二十七日に行われた両堂集會は、新仁王講供料をめぐる尊勝院との交渉で、尊勝院への返答を衆議で決定しており、尊勝院からの下行がなければ閉門・大訴に及ぶとの「記録」をしたと記す。この書きぶりから、「記録」とは単なる衆議記録（東寺における引付の類）ではなく、未来に向けた集団意志決定、すなわち一味同心の起請を伴う決議のニュアンスが窺える。

実際、同月十九日には堂司の資格をめぐる協議結果について「満堂記録」をするための「草案」が作成されている。この草案をもとに書かれたと思われる正文が、同日付法華堂衆等連署置文である。¹¹ 堂司長弘・筆師延恵・諸進玄祐など合計十二名が署判して「法華堂満堂衆等」と称して堂衆の昇進階梯規定について集団意志決定を行い置文に認めた。¹² この置文の筆跡は、『要録』と同筆、すなわち筆師延恵の手になるものと判断できる。

堂衆の「記録」として見えるもののうち、もっとも古い時期のものに貞和三年（一三四七）・四年に作成された三通の「東大寺律家評定記録」がある。¹³ 書出と書止を抜き書きすると、

・三二―三号（貞和三年十月二十日 両堂諸進連署あり）

（書出）一、記録 律家評定ニカ条事ノ右件子細者、

（書止）老若皆参会合之評定、事切之間、及律家沙汰人記録畢、雖為向

後可被（守力）□此旨、記録之状、如件、

・三二―四号（貞和四年十月三日 両堂諸進・筆師・止住僧・二臈連署あり）

（書出）貞和四年十月三日、律家集會併二箇条記録、律家七夜導師読

經僧并吉祥衆之間事ノ右子細者、

（書止）唱律家嚴重之科集會、為未來□□各加連判上者、雖為向後、可

被守堅此旨、莫違失、

・三二―五号（貞和四月十一日 両堂諸進・筆師・沙汰人連署あり）

（書出）記 貞和四年十一月十五日律家評定併唐禪院兩止住雜事分地分

事ノ右西方者、

（書止）如先規可致沙汰之、為後代記之、

となる。書式はいまだ定型となつてはいないが、いずれも律家の評定（集

會）で決定された内容を後代も守るために関係者が連署して「記録」し

たものといえる。¹⁴ この段階での衆議に「一味同心」の儀式があったの

かは確認できないが、約一世紀後の『要録』寛正五年（一四六四）一月

十日条以下に、

一、正月十日法花堂集會始、以後中門堂手水□ニテ新仁王講催促ア

リ、集會アリ、

一、同（正月）十四日辰定五十文科ノ集會中手水屋□アリ、十八日

已前下行ナクハ、十九日ヨリ遂電□ヘキ由、堅書状ニテ僧都經真方へ書状遣了、「一味同心タルヘキ神水記録アリ、

との記事があり、「一味同心」を誓う「神水記録」を行っていることが知られる。

享祿四年（一五三二）十月日法華堂老若同心評定記録（堂司以下十二名連署）は、

（書出）記録 法花堂老若同心評定日ノ右今度聖法師罪科子細者、

（書止）堅一味評定也、仍為後日記録如件、

となっており、ここでも「一味評定」の決定内容を後世のために「記録」していることが知られる。

永祿元年（一五五八）八月二十八日両堂衆一味神水記録⁶という文書が伝来している。「記録夏供未下付重而衆議日ノ条々」と書き出し、以下、五力条の一つ書を列挙して一味を誓約している。本文末尾に「敬白 天罰起請文事に始まる神文が掲げられ、「去年既神水記録」せしめたが、「重而令記録畢」と記し、罰文に二月堂半玉宝印を貼付している。差出書は、真海以下、合計二十二名の連署があり、法華堂衆の衆議に基づく起請文といえる。

法華堂衆における「記録」とは、一同の集団意志決定を後世に残す約定状であり、単なる集会の評定議事録とは区別されるのである。¹⁷

また寛正五年（一四六四）五月十四日条には、

一、五月十四日、《法花堂》通夜衆二百姓凡下ノ子共、奈良田舎「ヨラス叶ヘカラサル記録堅在之、庫蔵ニ納之了、

と法華堂通夜衆の身分についての「記録堅」があり、これを「庫蔵」に収納したと見える。この「記録堅」は記録堅めと読むのであろうか、置

文・起請文を作成して法華堂の文書蔵に収納したとの意に解したい。

以上から「記録」の語は、単なる備忘録・会議録の意ではなく、衆議を経た集団意志決定の内容を文書化する行為を指している、と解しておきたい。これは時に「一味神水」を伴った約定状―起請文・置文―となるのである。

②「記録」の利用

当然ながらこうした「記録」は、後の衆議を拘束するものであった。

寛正四年（一四六三）十二月十二日条は、

一、新仁王講半分五百文、大晦日ニ下行アルヘ「音信アリト云ヘトモ、先年ノ記録二任セテウケラレス、仍徒二越年ナリ、

と記される。寛正四年十二月から翌年一月にかけて法華堂衆は、新仁王講供料の下行をしなかった尊勝院と交渉していた。尊勝院は、供料半分の年内に下行すると伝えてきたが、この時、堂衆は「先年ノ記録二任セテ」全額年内下行を要求している。神水記録が後代にまで効力を有していたことが知られるとともに、僧団が代々行ってきた「記録」がアーカイブされ、そのときどきの衆議に利用されていることが窺われる。

（2）「先記」「旧記」の利用

さて『要録』には、「先記」「旧記」を利用した場面も散見する。

寛正二年（一四六一）六月十日条では、任料の支払いを延期する人物に対して、その人物を堂衆の集う場と呼び出して三ヶ月以内に支払うよう命じた。この時、堂衆は「先記等ヲ披テ堅申付ラル、同以記録アリ」と、事の経緯を記す「先記」を示しつつ、「記録」すなわち約定状の作成を行ったとみられる。¹⁸

寛正三年（一四六二）十月には、予定されていた臨時受戒会灯油の負

担について東南院・堂童子・和上のあいだで交渉が行われた。その際、東南院は「先規」を参照し、和上は「旧記」に記載がないといい、堂童子は口伝を根拠に各自の主張を展開している。¹⁹

寛正六年（一四六五）九月の室町殿足利義政東大寺参詣に際してはさまざまなアーカイブズが参照されている。

「内々評定アリシニ寺ニ日記アル由申サル」(二十一日条)、「延恵返事ニ、先例ハ只今「」如シ。但旧記アラハ兎モ角モヤスカルヘキ」(同日条)、「条々ノ日記数帖アレドモ」(二十四日条)など旧記(日記)が参照されている。諸集団の意見が食い違う場合には、それぞれのアーカイブズである「堂方先記」と「寺ノ記」を突合している。このとき堂衆の筆師延恵は「十月六日ニ此方ノ先記共事書ノ様ニ認テ出ス、其案□□代ノ出ニ相副テ置也」(二十四日条)と、法華堂衆の先記を抄出した証拠文書を作成し寺門に送付している。その文書の案文が、前述の寛正六年十月七日法華堂衆書状案である(図7)²⁰。書状の差出書は「法花堂」となっているが、あきらかに延恵の筆跡であり、筆師延恵が法華堂衆を代表して作成した文書である。延恵は、僧団外との交渉に際して文書を作成し、その案文を保管すると同時にその事情・経過を『要録』に記載してアーカイブしているのである。

応仁二年（一四六八）十月には、臨時受戒会の先例調査がされている。この時、興福寺東室からの下問に対して「良専日記ノ面ヲ註テ進畢」と²¹良専の「日記」から関係事項を引用して東室に送っている。良専とは、永享一年（一四二九）に法華堂筆師として見える人物で、延恵の先代の筆師と思われる。²²すなわち延恵は法華堂で管理されていた先代筆師良専の日記を利用していた。このほか特別な事件については筆師が「別記」

を記していたことが知られる。²³

このように堂家には、代々の筆師が書き残した日記や文書案文が保管され、事件の度に引見、利用されていることが知られる。

おわりに

以上簡単ではあるが、『要録』の史料的性格について概観し、法華堂衆の公的記録としての意義に触れた。ただ『要録』の原本は、虫損が激しく開披が困難なため原本調査が難しい。また紙背文書の詳細についても調査はこれからである。菊地氏が紹介された『旧記抜書』『雑記』との関係についても、さらなる考察が必要であるし、東大寺や京都大学に保管される法華堂関係文書・記録との関連調査もいまだ出来ない。今後、東大寺堂家の史料調査を進展させ、堂衆を含めた東大寺史の全体像解明のためにも、『要録』を基幹とした調査を継続していきたい。

(謝辞) 本稿作成にあたり、文書・写真帳閲覧について坂東俊彦氏(東大寺史研究所)、木土博成氏(京都大学文学研究科助教)の協力を賜った。また種々の知見については、校本作成に当たった岩永紘和氏・川口成人氏・相馬和将氏・張思捷氏・坂東俊彦氏・阪東寛之氏・三輪眞嗣氏・森本雅崇氏との議論から得たものである。末筆ながら謝意を申し上げます。

後注

- 1 東大寺薬師院文書第二(記録部) 一七四号
- 2 早稲田本は『続々群書類従本』の底本と見られる。
- 3 東大寺には、十二世紀に編纂された『東大寺要録』、十三世紀半ばに中道上人聖守(一一一九〜九二)により編纂された『東大寺統要録』がある。いずれも学侶の視点から編纂された寺誌である。また東大寺執行所の作成した記録については、遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣編『中世東大寺記録執行関係史料』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇年―一、二〇二二年)に集成されている。また東大寺出世後見については、遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣編『中世東大寺記録出世後見・俱舎三十講関係史料』(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇年―二、二〇二二年)を参照。
- 4 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書七卷八号
- 5 康正三年三月二十四日東大寺法華堂堂司連署田地作主職売券案(東大寺未成巻文書一―一七―三)・長禄三年十二月十九日法華堂満堂衆等連署置文(京都大学総合博物館所蔵東大寺文書II―一九)。
- 6 永享元年十二月八日東大寺法華堂堂衆等連署作所職地主方地子契約状(東大寺未成巻文書一―八―六)など。
- 7 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書三卷六八号
- 8 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書三卷一―一号
- 9 「中世後期東大寺堂衆の残した記録類について」(『日本中近世寺社〈記録〉論の構築』研究会における報告、二〇二二年七月十七日)
- 10 『要録』長禄四年一月条□興福寺西金堂衆、脇坊春日社季頭ヲシテ律師ニアカル、シカルヲ堂中ノ引物ヲサタナキニヨ「」用ス、サルヲ御奉書ヲ付テ出仕ス、但堂司□次座ニ着スト云々、堂務ハ寺門ニハ疑講ニ准□、シカラハ次座事イハレズ、戒和上ハ律師ニ准□、事ノ次アテ此事存知ノ間設置者也、」
- 11 京都大学総合博物館所蔵東大寺文書一―一〇号「法華堂衆議決録」
- 12 関口真規子「東大寺堂衆と修験道」(『修験道教団成立史』、勉誠出版、二〇〇九年。
- 13 筒井寛秀氏所蔵東大寺文書三二―三―五号(研究代表者近藤成一『未完古文書釈文作成のための協同作業環境の構築』二〇一三―二〇一六年度科学研究費補助金基盤(A)課題番号二五二四〇〇五二、二〇一七年)。本文書の存在は、西尾知己氏のご教示による。
- 14 ちなみに三二―五号文書の紙背に貞和五年六月十三日の「集会」で「評定」した内容が掲載されている。こちらは、集会の議事録に近い性格を持っている。
- 15 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書三卷六二号
- 16 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書三卷八四号
- 17 寺僧集団の評議による約定状(起請文・置文など)を「記録」と明記した初見は、文永六年(一二六九)九月日東大寺学侶連署起請文(鎌倉遺文一〇五〇四号)である。「記録」の文言はないが、仁治二年九月二十三日(一二四二)東大寺八講衆連署置文がこれに先行する(端裏書には「御八講任次第記録」とある)。鎌倉時代には、約定状を記録と称するのは、鎌倉時代を通じて一般化すると考えられる。
- 18 以下、本文を引用する。寛正二年六月十日条「一、寛正二(辛/巳)六月十日二、温病ニヨテ正真死去、須契状ニマカセテ、与次郎正法タルヘキ処ニ、任料千「」事来年マテ延引ノ侘事、粗其サタアルニヨテ、舍利講ノ次ニ上坊ニテ三ヶ月ヲ過ヘカラサ「」先記等ヲ披テ堅申付ラル、同以記録アリ、」
- 19 以下、本文を引用する。寛正三年十月条「一、臨時受戒会ニ会堂ニトホス油事、東南院殿□堂童子伺申之間、先規ニ御入ナキ由返答アテ、和上トハ御尋之処ニ、和上又旧記ナシトテトホサス、仍堂童子先々《マツ、》トホスト云リ、恒例ノ時ハ権和上役ニテ油三升出之ナリ「」云ハサルニ、権和上サタアルヘキ事也、」
- 20 京都大学総合博物館所蔵宝珠院文書三卷一―一号。案文の袖に「寛正六年(乙酉)九月廿一日御下向已後、十月五日之案文」(追筆)とあるが、案文の日付は同月「六日」を「七日」に訂正している。十月五日に「十月六日」付の案文を作成し、何

らかの事情で正文の日付を翌日付に変更したのであろう。『要録』記載の内容とは齟齬しない。この案文は、応永二十三年（二四一六）九月十一日と同二十四年八月二十四日の將軍足利義持、永享元年足利義教の南都下向の例を旧記に当たり、執金剛神開帳に際して御戸張料・堂司精進料を寺門が拋出していた先例を抜粋して、今回の寛正六年の足利義政参詣でも寺門が費用を負担すべきと主張している。以下、長文であるが、未紹介文書であるので翻刻を掲げる。なお本文書については三輪眞嗣氏からも情報を得た。

「寛正六年（乙酉）九月廿一日御下向已後、十月五日之案文」

応永廿三年（丙申）九月十一日御下向、執金剛神

御開帳在之、仍任旧例、戸張被懸贊、

同御前之下置二帖、御座一帖、被残□□

《并》。堂司精進料可出給之由、相構而愁訴「

申旨為非理、寺門之伽藍本尊也、仍可「

訴陳乎、不可有承引、評定之余、十一月一「

於二月堂御神水在之云々、爰御寺□

尊勝院家八幡宮三七日御参籠于□

以《寛美》伊与擬講為朔日之処、神水事且□

不吉也、其上堂家【申処】《訴訟》、尤有其謂、□

先堂司分百疋被渡之《八幡宮御講料足之内下行也ト云々》、其余事者「

可有御口入之由、依宥仰蒙十一月七日「

追百疋分下畢、

一、同廿四年（丁酉）八月廿四日御下向、同廿九日

執金剛神御開帳在之、為小河殿三□

御参詣也、被准御下向開帳之由、寺門

歎申処、為。「御」私之儀之間、不可有存知之□

在之、尚以越訴之処、終百疋分下出入、

一、（合点）永享元年《己酉》九月廿一日、同廿九日御上洛《普光院御下向任嘉□

執金剛神御開帳在之、戸張御事□

内々《憲延、于時アサリ》大進得業辺江申処、御戸張事□
猶以兼不分公私、一兩年中可「

懸贊先百疋事。「自」寺門可被出之由、依申□

十月十一日。「於御影坊」請取申畢、

一、伽藍尊神寺門之御進止、於堂家□

勤行供花之外。「雖」不可有執心、且者□

崇敬之余、且者寺門興隆之故也、

御戸張事尚令被寄置者、神之□

輕、人之敬廢歟、仍今度御下向□

以書狀申、以使者申処、。「執金剛神御」開帳以下事

無旧記之由示給条千万驚入存候、

堂司七ケ日。「於」精進別火以下苦勞□

不便事候歟、就中寺門一大事之時□

或三ケ日或七ケ日勤行御沙汰之「

非分致精進潔斎、毎日開軸御□

。「□□□□□□」敷設以下用意雖非無其煩、曾以^{（無カ）}□

被表左様之儀、御代一度之開帳^{（実カ）}□

邂逅之儀【頗雖無先規】争無御調□

歟、御帳料精進料速以出給者尤

衆悅者也、彼御張料事雖為最少事□

相積而一兩年中奉懸贊可奉表寺「

繁昌之旧儀、不然者雖経年々歳々「

奉懸之哉、偏願尊神之照覽、宜預被

評定者、寺門惣□之擁護、各々之願「

不成就乎之由、能々可被御披露者也、

寛正六年（己酉）十月【六日】「七日」法花堂

21 以下、本文を引用する。応仁二年十月条「一、興福寺別当東門院殿へ臨時受戒会事二両堂司出ラ□、琳乘房経算出向テ、既ニ領状ノ上ハ目出シトノ分也、一、臨時受戒会ニ平ノ良家御受戒アリヤナシヤノ事、今度大乘院アソハスニ伺テ、東室殿ヨリ先規御尋ノ間、応永ニ勸修寺殿臨時御受戒ニハ、本受者三人同年号ニ、大乘院殿臨時御受戒ニハ法雲院禪師御房、光明院禪師御房サタアル分、良專日記ノ面ヲ註テ進畢」

22 永享一年十二月八日東大寺法華堂衆等連署作所職地主方地子契約状（東大寺未成巻文書一―八一―六）

23 例えば、長祿四年四月条「□執金剛神御門へ四足」以外ニ破損ノ間、北方分ヲ、堂中ノ沙汰トシテ払葺ヲ沙汰畢、卯月十日ヨリ始、巨細別記アリ、一、文明十三年四月二十日「読師延恵サタ□□法花会ノ事別記ニクハシクアルヘシ」などがある。

史料紹介 新禪院公物方新古道具資財注文事

三輪眞嗣

一 はじめに

小稿では東大寺図書館所蔵『新禪院公物方新古道具資財注文事』（東大寺図書館整理番号：104-820。以下、本記録）を紹介し、翻刻を掲載する。以下、新禪院の概略を示し、次に本記録の紹介をおこないたい。

二 東大寺新禪院について

東大寺新禪院は、現在は存在しない院家だが、天慶元年（九三八）に遡る子院で、当初は念仏院と呼称された。その後の経過は不明だが、鎌倉中期に東大寺別当定親や中道房聖守によって再興されたことは『東大寺統要録』に詳しく記されている¹。

中世の新禪院に関する主な先行研究としては、永村眞氏の寺院組織研究と、聖守による新禪院の再興についての追塩千尋氏の専論がある²。追塩氏によると聖守は文永二年（一二六七）から新禪院の再興活動を本格化させ、一〇年あまりで堂舎を完成に導き、弘安四年（一二八一）には院の祈願所に認定された。三論宗学侶の家に生まれ、真言密教や禪にも親しんだ聖守の経歴を反映して、新禪院は東福寺のような兼修禪的な密教道場に整えられたという。新禪院は真言院の方丈を兼ねると同時に、禪院としての性格も備えていた。さらに追塩氏は『東大寺統要録』所載の新禪院安置物の記述から、新禪院の密教を基盤とした浄土信仰に加え、禪や三国祖師信仰、日本の八宗の要素へも注意を向け、聖守の目指した

仏教のあり方を新禪院の安置物から読み解くことを試みている。

聖守から新禪院を継承したのは道月房聖然であった。聖然も聖守の後任として大勸進を務めたが、周防国庁放火事件に象徴されるように³、東大寺内部での立場は不安定であった。しかし永村氏も述べるように、新禪院は聖然以降も遁世した律僧が相伝する院家として中世後期まで存続していた。近世の編纂史料ではあるが、『伝律凶源解集』下には聖守・聖然・道悟・明本・明運・融真・清然・真賢・光兼・隆賢・聖秀・善證・有恵・有慶・有深・有秀・浄慶・聖遍と一八代までの相承過程が記されている⁴。個々の僧侶について検討を加える紙幅はないが、このうち、明本・明運・融真・隆賢・浄慶・聖遍には「元本寺僧」との注記があり、学侶か堂衆かはわからないものの、もとは東大寺の僧団に属していたと考えられる。

上記の僧侶のうち、本記録に関わる人物について簡単に触れておく。本記録の前半部分を記した俊如房聖秀は先の相承次第によれば新禪院の第一一代にあたり、また眉間寺の第四代長老でもあった。聖秀は「東大寺文書」のなかにわずかにその名が見出せるが⁵、むしろ「額安寺文書」に本記録とも関連する史料が残っている（後述）。なお、近世初頭にも長識房聖秀が存在するが別人である。

上述の相承過程を見るかぎり、遁世僧の止住する律院として、新禪院は東大寺と一定の距離を保ちながら中世末まで存在していたようである。学侶・堂衆に関する文書が大部分を占める「東大寺文書」にはほとんど関連史料がないが、天文年間に至っても戒壇院・知足院とともに年預五師へ書状を出しており⁶、学侶や堂衆とも距離を保った律院のグループの存在が確認できる。こうした律院が近世の東大寺に組み込まれていく

過程は小稿の趣旨を超えるため、これ以上は立ち入らない。

以上、たいへん粗雑ではあるが、中世新禅院の概要を述べたので、次節で本記録の紹介をおこないたい。

三 『新禅院公物方新古道具資財注文書』について

—寄進の注記に注目して—

本記録は端的に言えば新禅院の什物一覧表であるが、その性格に関しては畠山聡氏の簡潔にして要を得た解題がある⁷。氏の解題によると、本記録は慶長十一年（一六〇六）一月三日に額安寺高仙によって書かれたもので、内容は二部に大別され、前半は永正九年（一五一一）四月二九日に俊如房聖秀が記録した同院公物の注文の写しで、後半は額安寺高仙の手になる灌頂方の諸道具の書き上げである。また、後半は善職と善五郎が校合に関わっている。

この高仙の関連史料を追っていくと「西大寺文書」にその名が散見され、真言律宗教団の一員として活動していた様子がうかがえるが、詳細な経歴を復元するには至らなかった⁸。額安寺住持として、真言律宗を構成する一員であったことは確かだろう。

一方、先にも触れた聖秀については興味深い関連史料が存在する。本記録の第八紙までに列挙された什物の多くには、「俊如寄進」といったように俊如房聖秀による寄進、あるいは盗難・損失した什物の新調といった注記が多数ある。実は「額安寺文書」のなかに聖秀が田地・什物を、新禅院をはじめとする寺院に寄進、あるいは弟子と推測される僧侶たちに譲与した目録と譲状が残っている。一通は「聖秀大徳諸方へ寄進譲等下書」との端裏書をもつもので、真言院・新禅院・眉間寺・大喜院・大仏殿・八幡宮・小法方・実相院など主として東大寺内外の諸組織、俊実

房・俊浄房（善秀）・俊学房・俊真房・俊良房・浄光・聖阿弥・深恩房・願真・四郎太郎・行香房・陽忍房といった僧俗、春日西屋会合講問・新禅院夏中経という法会に向けて、聖秀が寄進・譲与した田地・什物の目録である。もう一通は永正一〇年（一五一一）四月二二日に、右記の僧侶の一人である俊浄房善秀へ譲与した田地・什物の譲状である。

二通のうち、前者は網羅的な寄進・譲与の記録であるが、そこに記された新禅院の項目と本記録の聖秀寄進の注記とを照合すると、ほとんどの什物が一致する。第一〇紙の高仙奥書では、「古日記」によって善職と善五郎と校合し、このように改めて書き付けた、と記されるが、この「古日記」が前者にあたる可能性も考えられよう。また「新禅院へ遣ウツシ」という部分に注目すると、聖秀の時期（永正年間）に新禅院への寄進目録が作成され、その写しが額安寺に残っており、それをもとに慶長年間に高仙が「古日記」と校合して改めて本記録を作成し、新禅院に送ったという経緯も想定される。

また、後者の譲状は永正一〇年四月の年紀をもつが、本記録の前半の聖秀による注文部分の作成時期が永正九年とごく近い時期であるため、この期間に聖秀が新禅院や弟子に寄進・譲与した際の記録が作成されたことをうかがわせる。その契機を含めて、詳細はこれらの史料を詳細に検討せざるを得ないが、本記録の作成過程を考える上で、中世後期から近世にかけての新禅院と額安寺との関係を踏まえねばならないことは確かだろう。

以上、「俊如寄進」の注記に注目したが、これを踏まえて本記録の構成を考えてみたい。第七〜八紙の聖秀奥書から前半部分の注文を聖秀が作成したことは明らかで、続いて書き洩らしたものがあれば書き加える

べしと述べている。そこから「灌頂方道具」までの注記には「俊如寄進」のように房号が記される。ここまでは聖秀自身が既述した注文と考えられる。また、聖秀より以前の新禅院住持には「○○御寄進」のように敬意が示される。ただし、聖秀にとっての「先師」は、『伝律凶源解集』に記すところの住持の継承関係や血脈からみて隆賢となるが、たとえば第一紙の「臺火鉢」で「先師寄進」では「御」が付かない点は疑問が残る。他にも同じく第一紙の「大海」を寄進した「英如房」は隆賢の房号で、表記に揺れがあるため、注記の年代が異なる可能性にも注意しておきたい。

次に「灌頂方道具」以降を見てみると、「聖秀御寄進」のように、僧名で記し、「御」という敬意が示されており、「灌頂方道具」の前後で記主が異なることは明らかである。また聖秀の注文部分では「先師」とされた隆賢は、真言八祖像の注記に「隆賢新図絵アリ、御寄進」とあり、この点でも変化が見られる。畠山氏の解題によると「灌頂方道具」以下は高仙が記主ということになるが、「灌頂方道具」所載の法具の多くが善秀の寄進であることから、善秀が記主である可能性も考えられる。

続いて第一〇紙以降の「当寺ノツリ鐘」「当寺築垣ミカキツケノ屏風」に関する記述は、高仙のものであることは明らかである。以上のように考えた場合、第一紙から「灌頂方道具」までが聖秀、「灌頂方道具」が善秀、第一〇紙から高仙ということになる。もちろん「灌頂方道具」を高仙が記した可能性も高いため、ここでは右の可能性がある点を述べるにとどめておくが、人物の表記から検討していく必要がある。

さて、本記録に掲載された什物中、聖秀の寄進が大半を占めるが、その他の寄進や新調に関する注記としては第七代清然が一例、第八代真賢

が三例、第一〇代隆賢が一例、第一三代有恵が二例見え、新禅院の什物群が同院の歴代住持の手によって集積されてきた様子がわかる。

『伝律凶源解集』の歴代には数えられないが、先述のように善秀が新調したという注記も多い。善秀は同書所載の眉間寺歴代のうち第五代にあたり、先代聖秀の後任であった。「真室衆」（「真言院の室」の意か）とも記されており、また、先の「額安寺文書」中の永正一〇年の譲状でも聖秀から田地と什物を譲与されているように、おそらく聖秀との師弟関係から新禅院の什物の新調・寄進をおこなったのだろう。その背景として、聖秀の後任の俊明房善証の代に真言院・新禅院が大いに破損したことが関係しているかもしれない（『伝律凶源解集』）。

善秀以外にも、陽忍房の寄進が三例、浄光が一例確認できるが、彼らは上記「額安寺文書」中の目録で、聖秀から田地・什物を譲与されているため、聖秀の弟子であったと思われる。

この他、「東北院殿」すなわち興福寺東北院の寄進が二回出てくるが、これは新禅院が大乗院の勅願所であったことと関係していると思われる¹⁰。新禅院は歳末には尋尊へ巻数を進上し、京都から門跡の関係者が下向した際の宿所を提供するなど、大乗院門跡との関係は深かった。

本記録を一見すると、「開山已来」と称されるような聖守以来の什物や歴代住持の寄進した什物に比べ、聖秀とその関係者が寄進したものはるかに多く記録されている。本記録中に散見されるように、新禅院の什物が多く失われた永正五年（一五〇八）の講堂の炎上や、上述の善證期の新禅院の破損など、同院の復興のために什物の新調・寄進を促す契機は多々あったと思われる。聖秀の住持在任期が、新禅院にとつてどのような時期であったかを知る上でも重要な史料といえるだろう。

以上、寄進に関する注記に注目して縷々述べてきた。本来であれば本記録に列記された什物を現存する文物と比定するべきだが、筆者の能力もあり、それには至っていない。本記録を通覧して明らかかなように、仏画や仏具などの類と生活用具が書き分けられているわけではない。たとえば冒頭からは「懸絵」と表記される釈迦や観音の仏画が混ざりつつ、火鉢や盥、鍋といった生活用具が記された後、第四紙からは護摩壇や仏画がまとまって記され、続いて第五紙からは「七升樽」のような生活用具、第六紙では「五輪舍利殿」、仏画が記されるといった具合であり、聖秀の本奥書にあるごとく、まさしく「真俗之用具」が羅列された注文なのである。これらの什物が仏事に使用されたのか、その他の用途があったのかも検討しなくてはならないが、本記録に掲げられた「真俗之用具」が実際にどのような秩序のもとで保管され、あるいは使われていたのかといった、新禅院での日常生活を復元していくのは難しい。また、冒頭に本尊・舍利殿・聖教などの目録は別にあると記されているように、本記録のみで新禅院の所蔵していた文物の総体を説明するには至らない。それでも一院家の什物一覧としては貴重な記録といえるし、また寄進の注記から新禅院の歴史を考察する意味でも重要な史料となる。拙いながらも以上で本記録の紹介を終えたい。

後注

- 1 平岡定海『新装版 東大寺辞典』、東京堂出版、二〇一〇年、初版一九九五年。以下、文献の副題省略。
- 2 永村眞「中世東大寺の諸階層と教学活動」(『中世東大寺の組織と経営』、塙書房、一九八九年)、追塩千尋「東大寺聖寺の宗教活動」(『中世南都仏教の展開』、吉川弘文館、二〇一一年)。その他、小原嘉記「東大寺大勸進円照の歴史的位置」(『史林』九三・五、二〇一〇年)、三輪眞嗣「鎌倉中期東大寺の学侶集団と「惣寺」」(『年報中世史研究』四三、二〇一八年)で鎌倉中期の再興について言及している。
- 3 小原嘉記「鎌倉後期の東大寺大勸進をめぐる騒乱事件」(『栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』、法藏館、二〇一七年)。
- 4 『大日本仏教全書』一〇五巻。
- 5 「新禅院善秀等連署田地寄進状」(『東大寺未成巻文書』一一一七―一六、『大日本古文書』一八 東大寺文書 二二巻一五〇四号)。
- 6 「戒壇院・知足院・新禅院等連署請文」(『東京大学文学部所蔵東大寺文書』など)。
- 7 遠藤基郎氏WEBサイト『東大寺図書館所蔵記録部など解題(抄、中世関連史料編)』(<https://www.hi-u-tokyo.ac.jp/personal/endo/index.html>)、二〇二二年一月三一日閲覧。
- 8 天正元年八月九日「西大寺三輩衆連署置文」、二月二日付「明識高仙書状」、閏六月二日付「額安寺高仙書状」。何れも「西大寺文書」(『東京大学史料編纂所影写本、請求番号:3071.65-13』)所収。
- 9 二点とも「額安寺文書」(『東京大学史料編纂所写真帳、請求番号:6171.65-24-2』)所収。
- 10 『大乘院寺社雑事記』康正三年四月二日条。以下『雑』。
- 11 『雑』文正元年七月二四日条、文明一九年二月八日条など。

新禅院公物方新古道具資財注文事

(東大寺貴重書・一〇四—八二〇号)

○東大寺図書館所蔵写真帳から翻刻した。冒頭三紙の紙背には具注曆があるが翻刻はしなかった。極力原本の字配りを再現することに務めたが、叶わなかった部分が多い。

○基本的に、常用の字体に改めた。合字は対象箇所を【】で括った。

○二行に渡った場合、原文の行替を「」で示した。

○割書部分の字配りや文字の大きさは原文通りでない箇所がある。割書中の行替は／で示した。

○合点は＼で、挿入記号と文言は○「」で、墨抹等により判読できない文字は■で、欠損部分は□で示した。

○継目裏印および継目裏花押のおおよその位置はそれぞれ※と*で示した。ただし、本文に重なる場合は次行で示した場合がある。なお、すべての継目裏花押(*)と第9紙末尾の二つの高仙花押のうち上の花押は一致する。

(第1紙)

新禅院公物方新古道具資財注文事

本尊等并舍利殿・聖教等自昔注文在別

経蔵

三具足、合四飴此内一鑪鉞／一ハ懸絵三鋪中ハ釈迦、脇ハ三笑四睡、

懸絵三幅中ハ観音、脇ハ草虫懸絵二幅雁

赤櫃一荷 角卓一ハ中失、折卓二 打置卓三

籠机二此内深恩房借用、後可返、臺火鉢四一ハ金目ノ箸、同ノ先師寄進／一ハ俊如寄進

金火鉢同金火箸在之、俊如寄進盆五此内一ハ花、唐、一ハ青漆、一ハ方、一ハ皆朱、一ハ緑黒、

赤漆盥二 建蓋四 同基四、天目四悉打破、此内古

同基九此内一ハ黒、燭基四 燈基四二ハ黒漆、

隠家一 杓立一 灌子四 水指一俊如寄進、古ハ盗入取之、

金盥二 大茶坑一 大海二此内一ハ榻茶、英如房寄進、

屏風大小十四二天一双、扇流二双半、山水一、周文筆、白一、灌頂用、小屏風一、八枚、扇面、緑色絵、腰屏風一、十枚

※ * ※

(第2紙)

皆朱坑・折敷四流此内一流ハ俊如寄進、黒檀入之、縁黒坑取失無之、

縁黒折敷大小五十枚此内十枚ハ取失、無之、汁統一対古ハ講堂表上、時失、俊如寄進

飯統一対同匙二、俊如寄進、古ハ講堂之時焼失了、切立四大、小、朱鉢四

菓子盆四十枚此内廿枚縁黒、五枚皆朱、十五枚皆朱、白皿大小、取失無之、

茶壺八此内一ハ白、椀一 盥一 藤枕三一ハ朱、俊如寄進、

唐折物ハ沽脚シ借錢ニナシ、重而鈍子ノ新調、善秀、

縁差筵（ハリシノムシロ） 一 俊如寄進、散失、

宿直物二一ハ唐織物、先師寄進、一ハ古ラシナラス、〇「ムラ」紅

硯箱四此内二ハ蒔絵、 念珠六連此内二連ハ皆水精、開山已来、一ハ聖秀病中ニ着被損、無之、

香爐箱一スエ 居箱一俊如寄進、古ハ講堂時焼失、 茶臼四チヤウス 金甌コウ

唐鍋一カナフ 金輪二此内一ハ鑄、 冷鉢二スノハチ 二ハ金輪アリ、
一ハ五徳、 一ハ比與重在之、 一ハ筒井江ヤル

桐菜桶三キリノサイトウ 飯桶二此外一盗人取之、 燈呂一トウロ

鏡鉢一具此外一具、 赤漆炭取一シケカツラ 文墓四フンタイ

三階棚三此内一ハ東向茶湯欄、一ハ障 茶入物此内一ハ破了、

※ (第3紙)

机二脚ツクエ 一ハ俊如寄進、 水瓶一スイヒヤウ 鞍一クラ 口鐙アフミ 俊如寄進、

轡クツワ (口也) 一、 輿二張コシ 葉研二ヤケン 一ハ善秀カリ、 葉振一クスリアリ

打敷三此内二ハ金、 茶碗花瓶チヤワンクワビン 二ハ在耳、俊如寄進、

油壺一アフラッホ 真言院ノ口カエル、 木飯桶六俊如寄進、 柄菜桶三エノサイトウ 同、

下水桶二同、 单五十枚箱在之、 同、 汁酌子二同、 飯酌杓子二同、
ケスイヤケ ユシヤク ノコキリ ヨコヒキ 此内一ハ安芸殿へ借シ失、 コヒキ 皆失之

ナタ一失之 同、

斧一ヨキ 同、 鋏二同、 鋤二同、 小鋤二同、
一ハ損失、 此内一ハ失間、唐鎌ヲ善秀仕了、 コスキ

一ハ損失、 金トコ二同、

釘抜一クキヌキ 同、 鑿二ノミ 同、 慈仙白一チセンウス 甌三コシキ 大釜二

小釜一コカマ 斗繩二トナフ 鍋四ナヘ 此内二ハハカマ、 風呂屋金二無之、

力半コ蓋二 ナ半鎌二 鑊四本 楯三帖

※ (第4紙)

櫃一ハ檜板惣ノヲ東大寺室ニテ焼、一ハカエ、一ハ板板、 森切鉢一 大桶三此内一ハヨリ桶、

半間唐櫃四、 一ハ修理方、二ハ檜板日本有、又一善秀寄進、

風呂屋水船二 味噌ミソ 味噌桶大此外小、 御簾八間今ハ三間在之、残ハ破損了、

黒塗机四大小 赤漆机七 護摩壇四此内三ハ

紛失之間古金ニ沽シ、善秀一期之後、瓶ニヲ可寄進、

鈴物一 油入物二此内一ハハカマ、 布袋一ホテイ 鉢卓アリ、

阿弥陀一開山ノ臨終仏、 弥勒一厨子アリ、 不動一厨子アリ、

毘沙門三此内一鉢ハ真賢御寄進、 大師一幅上ニ有象、

愛染一幅 土地蔵一御作之 弁才天一御作之 鉢

不動一幅御筆、 舍利殿三此内一ハ真賢御寄進、一ハ 白地、一ハ水精五輪、

聖天二鉢 秘寶一 半玉二 南山御影一幅

小荒神一幅 壇鏡一 仏生会本尊一鉢

※ (第5紙)

仏具一面 鈴一開山已来、 打鳴一 生桶一ワケテスミヲトル

金闕伽桶二 仏具一面 大黒二善明房借用 鉢

二階棚一 逆修用、 釣燈臺二ツリトウタイ 持仏堂用、 油桶一ユトウ

素麵甑貳流 大銚子此内二ハ新調、 粥菜桶一善明作

油桶一 外居一荷 手水船一 桐下水一キリノサイトウ 損失之、

推立障子一俊如寄進、 胡銅花立一對 香呂胡銅 一俊如寄進、

七升樽一此内一ハ光乘京都江持上失之、 十能一

シカラキ大壺一口ヲ木ニテツク、同小壺一、ケンヒナヘ卷皮鍋一

今ハ三張、ノホリシ

昇端五張 桶大小 大切板一 キリキタ 石摺小鉢一 此外一失了、

※ * *

(第6紙)

黒漆酒海二 大鼓二 此内一口用 脇足一 ケウソク

倚子一 屏風箱二 畳墓二 白一 大茶臼一 ウス

塗菜桶四 悉損了、羅漢鉢子五 同墓箸カキセツ、ラカンハチノコ

五輪舍利殿 悉薄、古ハ盗人依取失、俊如新調、カケハン一 俊如寄進、同御鉢具中アリ、

大茶坑鉢一 俊如寄進、大不動一鋪 願上人御筆、

法花曼荼羅一 補 珍海日講御筆、 阿弥陀一 補 タクマノ筆、

地藏一 補 新図繪、 虚空蔵一 補 求聞持為行者、

鈴一本 五占金剛ハン在之、 俊如寄進、ハシ 盆一 輪花、

袈裟ツ、ミ一 唐ニシキ、 灌頂正受者為 スギハンマカラヒツ 杓半間唐櫃 在之、 同 東向奥内ニ

シカラキ壺貳 此内大戻ニコソアリ、 菜桶拾入子 俊如寄進、サイトウトラキレコ

小茶坑五 俊如寄進、カラムシロ 唐筵二枚 此内悪一枚ハ東北院ヨリ

※ * *

(第7紙)

縁差筵二枚 俊如寄進、ヘリサムシロ 番具足三両 此内二両ハカケヲトシ、

瓶子一 俊如寄進、ヘシ 十徳一 トク ソメツケ茶坑碗ノ皿四十五 大十五、

推鐘二口 灌頂誦讀并六時可曳用也、 一ハクワン鐘 盗人取無之、 鐵之水指一 俊如寄進、テツノミツサシ

福鹿寿之絵一 補 俊如寄進、フクロクシユノエ 縁黒坑一流 俊如寄進、フチクロ

鐵ノアフラキレモノ 鐵 油入物一 陽忍 コカ一 陽忍 竹之絵二 補 陽忍

扇面屏風一双 灌頂方施入、 大懸絵二 補 カケエ

十六羅漢各補 八幡大【菩薩】御影 納箱

右、真俗之用具注之、闕如要物・紛失之

道具隨分仁仕足度也、能々加修治、

僧衆相共有護持而不可有紛失、然者、

※ * *

(第8紙)

令法久住、当院堅固之因縁、不可如

之、仍記置状如件、

永正九年 壬卯月廿九日

俊如房聖秀

見集分先以注之、有所残者、

可書加之、

黒漆蚊サヲ四本 瑠璃之酒海一 ルリノシユカイ 引茶壺一 淨光寄進、ヒキチャ

臺火鉢一 清然御寄進、此内二条ヲ損失、 番蚊屋四条 ミツアシノチャワンカウロ

屏風箱一 小法方ヨリ買之、 黒塗炭取一 ハクワヤ 鈴之物一 对寄進之、俊賢房ハ聖秀譲無之、

灌頂方道具

壁代一帖 善秀新調寄進之、 敷曼荼羅二補 此内一補ハ道悟御目

※ 如意一柄 今一柄漆薄ニテ善秀寄進(摩) 三戸耶戒仏具 切土器六、 二 (梵字ニ) 字香呂一、鈴一本、何モ金色、

(第9紙)

唐錦 戒前垂^二、古一、経蔵納^一、善秀新調寄進、三衣袋^一、善秀寄進、
正受者

袈裟裏^一、唐錦、一八聖秀御寄進、
赤鈍子ハ善秀寄進、

汀堂大幡^一、開山御代ヨリ、
戒鉢箱^一、啄木緒アリ、玉幡^二流、龍頭^二、同柄^二、善秀寄進之、

赤蓋白蓋^一、覆^二、骨^二、三戸耶戒天蓋^一、幡八流、
開山以來、
幡四流、善秀寄進之、

花籠覆^一、古一、経蔵在之、
善秀新調寄進之、
覆面^一、古一、経蔵在之、
善秀寄進之、
地布^一、古一、経蔵在之、
赤、
地ノ鈍子、善秀キシン、

以上分、桐櫃一荷善秀寄進之、同●マテ在之、
(並編十卷)

花籠^一、此外十、古ヲ善秀寄進、
秘物箱^一、九種道具在之、
但此内塗香呂ハ無之、
自往古アリ、
自開山代々相承、此ノ外一具之分善秀寄進、
綾袈裟在之、前アリ、
柄香呂在之、

香呂箱^一、
居箱^一、善秀ノ新調寄進、
滅金仏具一面^一、小壇用、
自往古在之、
真言院汀堂両界^一、快留筆、
同十二、八祖師^一、
芝添藏法眼筆、
此濟水塗香器三戸耶戒二可用之、
同兩壇四面仏具^一、皆具念珠答在之、
東大寺講堂炎上之時焼失之間、
少女聖秀被鑄鏡、御寄進、
三戸耶戒、
同燈華廿八本アリ、
隆賢新調寄進、

前机 脇机 磬基磬アリ、
礼盤 同畳唐筵、
四本燈基此四色、
三戸耶戒之用ニ新調、善秀寄進、

高仙 (花押*) 伝之高仙 (花押)

※ * ※

(第10紙)

当寺ノツリ鐘^一、
当國中ノカ子、筒井へ被取鉄砲ニ被鑄候、
アマリ吉鐘トテ筒井ノ寺ニ被
残置候ヲ、高仙ノ今度国替ノ御色々才覚候テ当寺江取返シツケヲク者也、

当寺築垣ミカキツケノ屏風壹双^一、
当坊主若年ノ比、
眉間寺ノ英恩房・善五郎、
為調京ノ部へ金子三兩ニヨキヤクセムヘキニ、
相定リ候処ニ、
高仙同心ノ不申、
于今在之、
以來トモ如ノ何様ノ方ヨリ所望在之、
トモ寺内可為不出事專一也、

以古日記、善職・善五郎卜校合候而、如此改書付候、就此外

失念ノ物鉢候ハ、可被載書者也、
紙数八枚、
新禪院へ遣ウツシ、

慶長拾一年^{丙午}十一月三日 額安寺高仙

春日社

『寛正五年中臣祐識記』(上)

(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三一号既掲載の改訂版)

藤原重雄
土山祐之

【翻刻】

〔表紙〕
〔大東延慶筆〕
〔大東家〕

祐識自筆

寛正五年^{甲申}四季社記

〔表紙見返し〕(大東延慶筆)
春日社家
大東家

寛正五年甲申日記目録

正月分

元日以下御強御供御神事^{依閉門音楽無之}

元日、八丈曳事

〔〕両院家無御参社事

〔〕御方々置御幣事

〔〕ケ日御供闕如事

〔〕人送物事

〔〕庄御供不可備進由披露事

〔〕御神事

〔〕^家東院内晚僧正無朝拝事

〔〕修正延引事

〔〕日坪江御幣略事

〔〕河口御上分絹且支配事

〔〕本社若宮御白散事

〔〕山道庄御供闕如披露事

〔小〕神御油事

〔〕御廊祇候事

〔〕供已下依閉門内侍門片戸開事

〔〕分内侍門片戸立開宿直人役事

〔〕社司依閉門着衣冠事

〔〕御替物以下沙汰事

〔〕日、御神事以下^{社司衣冠}

〔〕二日、三日少神灯明事

〔〕三日、御神事以下^{社司衣冠}

〔〕四日、寺中入堂事^{在参賀}

〔〕四日、三嶋庄八講屋ニテ用意事

〔〕五日、御神事

〔〕六日、寺門状、氏諸卿事^{在返事}

〔〕七日、社司評定旨下知神人等事

〔〕八日、六方状、御遷座事

〔〕日、伝 奏御奉書到来事

〔〕若宮御神楽披露寺門事

〔〕御神事

〔小〕一日音楽無之間、不下行旬御供事

〔〕一日旬焼物ナマコ備進之、カキハ無之、

〔〕一日、神戸八講ニテ用意事

〔〕一日、雪止テ御供祝鳥井下テ申事

〔〕寺僧以下着假衣社参事

〔〕始御供支配事

〔無〕音楽一御殿日並神主拝領事

〔〕三ヶ度備進事

〔〕無音楽二御殿日並正預給事

〔〕四日、御神事

〔〕四日、祝蘭庄長夫参事

〔〕六日、御神事

〔〕七日、御神事

〔〕八日、御神事

〔〕八日、京都注進事

〔〕九日、伝奏御奉書披露字侶六方事

〔〕十日、氏諸卿事、披露寺門事

〔〕吉書長者宣使不下行節分事

〔六方状、御遷座間事

辰市白人神人下知事

去夜当山鳴動事

三方神人歎申間事

十三日、南大門清祓事

十三日、条々披露寺門事

〔請取以下遣事

十四日、金堂前料理事

十五日、御粥并御節供御神事等

兩常住祿物披露寺門事

十五日、寺門雜掌下向事

寺訴且御成敗事

十六日、社訴披露寺門事

吉田匠作物語事

十八日、匠作上洛、

廿一日、若宮旬權官拝領事

廿一日、寺門状、社訴事

廿四日、寺門状、社家使節被止事

廿四日、寺門状、使節間事

廿五日、社訴又披露寺門事

廿六日、寺門状、兵部大輔被相支事

廿八日、寺門状、御遷座可用意事

廿八日、六方状、社家使節事

廿九日、長者宣到來院雜色糶米下行無之、在請文、

廿九日、長者宣披露寺門事

十一日、祐仲・祐松・祐金退出事

苅坂神人領狀事

十一日、移殿賢木下ニ薦敷事(2才)

十三日、寺門状、氏諸卿御出仕事

氏諸卿放氏事披露事

十三日、南大門清祓事勤仕之、則

十四日、寺門状兩通、御遷座談合事

十五日、氏諸卿事、京都注進事

十五日、番匠節下行事

十五日、寺門集會社家罷向事条々

十五日、伝奏御使匠作下向事

十六日、学侶六方集會在之、(2ウ)

十六日、寺門状御遷座延引云々、

十八日、社頭御田殖在先例、

廿一日、旬御神事

廿一日、社訴披露寺門事

廿一日、六方状、社訴事

廿四日、社家使節披露寺門事

廿五日、楯原社參事

廿六日、寺門状

廿七日、社訴披露寺門事

廿八日、寺門状、白人神人事

廿九日、社訴披露寺門事(3才)

廿九日、寺門状

〔日、御神事

社訴事、披露寺門事

三日、社訴披露寺門事

八日、御間橋子七支造替事

十一日、寺門状、御遷座間事

御間橋子間事

十二日、堺へ神人下向事

十三日、京都御返事寺門披露之、

十四日、楯原令乱入南都云々、仍社頭防禦、寺門状以下、

十七日、六方状

廿日、祐金母儀他界事

廿一日、無音樂間若宮旬權官給事

廿二日、已御祓事間中、

廿五日、祭礼無之、仍社家皆參事

廿五日、若宮神主不參代官氏人勤仕事

社訴之内走井弓場跡打渡事

廿九日、学侶状

三月分

一日、御神事

三日、御節供御神事

三日、福智庄園豆代進事

四日、寺門状、社訴無等閑云々、

九日、片岡名字取出事

十一日、寺門状、社訴間事

十八日、御遷座用意延引事

廿一日、音樂田送物事

但馬屋ニテ深密御講事

三日、神主廻文御祈禱事

六日、寺門状、社訴事

十一日、御神事

十一日、京都注進事

十二日、寺門状、御遷座延引事(3ウ)

十三日、京都御返事到来、

十三日、長者宣到来、祭礼事

十九日、堺下向之神人上洛事

廿一日、旬御神事

廿一日評定云、祭礼無之者、可有皆集事

廿三日、午日御酒備進事

廿五日、皆參社司不足、氏人勤仕事

廿五日、当番不參、仍行番着到闕如事

廿九日、社訴披露寺門事

廿九日、六方状

〔(4才)

一日、福智庄園豆事

三日、西殿庄闕如代四種事

三日、社訴事披露寺門事

六日、私反錢人数内山田名字取出事

十一日、御神事

十三日、寺門雜掌方へ申遺事

廿一日、御神事

家徳卿・家久輕服事

二月

廿九日ヨリ祐松・延光・延俊百日籠事 卅日、布施名字取出事

四月分

一日、御神事無音楽、 一日、夕御供御酒重而自御供所進事

一日、久留美庄普請催促事 一日、羽蟻事

二日、羽蟻注進事 三日、伝奏南曹御返事到来事

□日、北郷職事上洛事 四日、社訴事披露寺門事

六日、越智名字取出事 七日、寺門状

七日、朝倉名字籠事 八日、京都注進事

八日、社訴事披露寺門事 九日、学侶六方状

十一日、社訴事又披露寺門事 十一日、御神事

十一日、無音楽、 十一日、寺門状

十三日、神主廻文羽蟻事 十三日、社訴事又披露寺門事

十三日、寺門返状 十三日、十市・八田・新賀・檜原名字取出事

十三日、社頭開門事 十三日、御帰座事条々

十四日、御帰座無為注進事 十四日、寺門条々牒送事在返事、

十五日、移殿撤却事 十九日、寺門状、春日祭事

十六日、寺門状、若宮祭事 廿一日、旬御神事音楽在之、

廿一日ヨリ水屋神楽事 廿五日、薪猿楽呪師参事

廿六日、於西大門薪猿楽事 院雑色糶米以下不下行事

五月分

一日、御神事 一日、夕崎座猿楽問答事

二日、寺門状、春日祭事 五日、御神事

五日、樂所へ二御殿日並下行事 十一日、御神事

来十七日若宮祭必定由寺門状 十六日、若宮祭夜宮神供事

十六日、夜宮田楽御幣祐識拜領事 十七日、若宮祭礼事条々

廿一日、旬御神事 廿一日、評定祭礼案内事

(4ウ)

廿二日、若宮神人等歎申子細云々、

六月分

一日、旬御神事 一日、若宮神人案内懇望事

一日、法蓮御幣無沙汰之、 三日、社家会合

十一日、満座御幣進上事 十一日、旬御神事

十一日、於若宮殿延年事 十四日、祇園会遂行事

廿日ヨリ両堂修正延行事 廿一日、旬御神事

廿一日、法蓮御幣講衆返状 廿七日、衆徒山入

七月分

一日、旬御神事 七日、御索餅并御節供御神事

七日、一御殿日並下行樂所事 七日、樺本庄御飯餽品之間下知事

十一日、御神事 十二日、神主廻文、御讓位御祈事

十五日、御節供御神事 十九日、御讓位御祈御卷数進事

御讓位衣服料被仰神主事 廿一日、旬御神事

廿一日、両惣官并若宮神主不参事

八月分

一日、旬御神事 一日、若宮神人緩怠之間止出仕事

一日、大乘院家八朔御幣被進候事 六日、季行申状到来事

十一日、旬御神事 十七日、神主廻文、御祈事

十三日、新院御幸事 廿一日、旬御神事

廿一日、上役神殿守不参間止出仕事 廿八日、辰市八幡宮夜宮事

廿五日、辰市八幡頭役正預勤仕事

九月分

一日、旬御神事 四日ヨリ御八講遂行事

九日、御節供御神事 九日、会遂行事

十一日、旬御神事 十一日、西殿節供代八種備進事

(5ウ)

(6ウ)

(6オ)

(7オ)

十一日、若宮旬出之、条々子細事
十二日、(転)伝害会遂行事

廿一日、旬御神事
廿二日、安位寺殿御綿上下被進事

廿二日、伝奏御奉書到来、御祈事

十月分

一日、旬御神事

廿一日、旬御神事

十一月分

一日、旬御神事

六日、正預廻文、十一日祭例延引事

十日ヨリ維摩会遂行事

十一日、伝奏御奉書披露、御祈結願事

十四日、雨降、延年無之

十六日、延年在之、

十八日、藤章母儀他界条々、

十九日、祭礼来月ニ延引由祐松申下事

廿日、寺門状、祭礼事

廿一日、若宮神主不参、神主渡事

廿一日、長者宣、祭礼延引事

廿三日、南曹御返事到来事

廿六日、若宮祭礼夜宮事

廿八日、(後)日見物雑人喧嘩事

十二月分

一日、旬御神事

十七日、馬場殿清祓勤仕事

廿一日、旬御神事

廿四日、(小)□坂守護乱入御成敗事
夜御供事

大閣 一条殿准后 兼一良公

長者殿下 二条殿 持一通公

大政大臣

左大臣

右大臣

内大臣

伝 奏 日野大納言勝光卿

南曹 勸修寺御妻経茂朝臣

寺家 東院僧正兼円

権别当 松林院兼雅

室町殿 義一政公

管領 細川右京大夫勝元

南都奉行 飯尾美濃入道常恩

飯尾左衛門大夫之種

寛正五年甲申正月一日、天下泰平、四海静謐、寺社再興、不日開門、早

速御帰座、家門繁昌、珍重々々、幸甚々々、

一、元日御強御供五ヶ度、依社頭閉門、御動座音楽無之、(但御動坐許ニ音楽在之、先例也、当年、依閉門音楽無之)

見参社司、祐前、祐松、祐勝、祐風、中臣氏人、祐弥、祐金、延光、

大中臣氏人、師種、師淳、家興、時綱、家益、師詮、

一、一日旬御神事如例、御九ヶ度、旬年預氏人時隆、朝御供同前、夕御供

神主家徳、朔御供(小坂庄役、年預祐職、本六種公方御願、氏人師淳、新六種^(10才)条殿御願、氏人時綱、新六種

(耳西郷、若宮神主祐勝、神主、河原庄正預、白杖基定北郷、御幣一守弘同二、散米徳

繼回三、

見参社司、

神主從三位大中臣朝臣家徳(東帯)

執行正預正四位下中臣連延祐同、

權神主從四位上大中臣朝臣家久同 權預從四位上中臣連祐識同

新權神主從五位上中臣朝臣時勝同 次預從五位上中臣連延胤同

權預從五位下中臣連祐前衣冠、神宮預從五位下中臣連祐松東帶、

若宮神主從五位下中臣連祐勝同、中臣氏人、治部少輔祐弥、神祇權大

副祐金、中務少輔延光、散位延俊、大中臣氏人、民部大輔時憲、宮内

大輔師種、刑部大輔師淳、中務大輔家興、大藏大輔時綱、民部少輔家

益、宮内少輔師詮、散位時隆、散位師和、散位家統、不參社司、加

任預從五位下中臣連祐文、權預從五位上中臣連祐仲、權預從五位下中

臣連延盛、權預從五位下中臣連祐風、

一、今日一日、八丈曳之、

兩惣官卅枚充 權官十枚充

兩氏人三枚充當出仕、以上兩常住曳進之、

若宮神主卅枚若宮常住曳之、同氏人十枚同、

一、今日寺家東院兼円僧正御房、朝拜無之、

一、兩院家一教一玄、大尋一尊、御參社無之、

一、兩堂修正延引、

一、元日御方々御祈禱置御幣事

卅六帖一条殿兼一良、卅六帖二条殿持一通、卅六帖九条殿成、

卅六帖大乘院殿、卅六帖松林院、卅六帖兼雅、卅六帖私、

一、越前坪江郷役元日御幣代三百五十疋、近年無沙汰之間、於御幣者略

之、

一、越州河口庄十ヶ日御供料足未到来、仍元日御供闕如畢、

一、同庄御上分絹且三卷、旧冬十一月、到来之、仍三方支配之、

二卷八尺神主、一卷八尺祐識、二丈四尺若宮神主、当年未進二卷也、

此外綿五屯并新上分綿五屯絹五卷、近年無沙汰、

一、社司氏人送物等、如先例送進之、

一、本社・若宮御白散一合充進上之、

一、春木庄御上分御未下巨多之間、於神供者、追而御上分皆済之時、可

令備進之由、名主祐弥披露之、

一、山道庄御上分一向無御下行間、神供難備進之由、今日令披露訖、

一、大卅日并元日小神灯明、自神主方燭之、

一、今日一日、依無句音樂、一御殿句御供不下行樂所、仍神主拜領之、

一、今日及曉天大雪降之、先代未聞也、仍社司等東御廊ニ祇候圓、西障

子ヲ開テ出入ス、去年始而開也、大方開門時分、殊不可然歟、

一、今日句御供ニ燒物ナマコ備進之、カキハマイ団ス、

一、今日句并少御供以下、依開門御供ノ時分ニ、内侍門片戸ヲ開テ奉入

テ、移殿ト宝藏トノ間ヲ通テ參御前、

若宮ノ御供ハ、西ノ廻廊ヲ南へ、榎本ノ御前ヲ東へ、南門壇下ヨリ若宮へ參ス、

一、今日神戸如先々八講屋ニテ經營之、本社分如常、爰若宮御分ハ内侍

門ヨリ出テ、西ノ廻廊ヲヘテ若宮へ參、而依大雪御飯役神人無之、為惣社

下知テ、御飯ヲ郷ノ加用ニテ、若宮ノ御廊ノカトマテ可付進之由下知之、

仍郷ノ加用トシテ、御廊ノ辺マテ奉昇之處、於彼在所12ウ神人奉取テ、神

前ニ參ス、

一、御供マイル時、内侍門片戸立開ハ宿直人役也、御供ノ臨期ニ開テ、御

供備進終ハ如元立納畢、社家出仕モ退出モ北ノ脇門ヨリ出入ス、

一、今日雖不降雪、神主老体之間、祝ノ座ニ祇候難治之間、公方本六種

ノ祝申テ後、御廊ニ祇候ス、西郷御供神戸御幣祝ノ時、鳥居下橋上ニテ祝

申之、不降雨時如此沙汰之条、今日始也、

一、元三日ハ社司等各束帶也、而依閉門御動座、社頭儀、每事略式也、

然者權官等可為衣冠歟之由、雖有其沙汰、所見不分明、爰句御供備進

之時、社司等評定云、今日御神事可入夜歟、13ウ而老体ノ社司計ニテハ、可

為難治也、權官等衣冠ニテ可被出出之由相觸了、故正預祐憲伝言七、上

古御強御供六十余ケ度備進事在之、日中御神事連続之間、両惣官計装束ヲ改テ御神事遂行之云々、御強御供者皆參也、両惣官モ衣冠ニテ出仕也、古人口伝如此、但分明之所見無之、又寺家朝拜之時、權官衣冠例分明也、仍可被參之由相触之処、祐前衣冠ニテ御供備進終時分出仕也、氏人悉淨衣也、絹狩衣不着、中間ハ少直垂上下等也、神人、裏打不着也、

後日旧記披見之処、去貞治三年甲辰十二月十九日御入洛也、同四年正月一日本社御神事見參社司之内、權預延朝衣十四才、權預延隆衣冠、加任預祐為衣冠云々、故延朝自筆記分明□

一、寺僧モ白五条カケス、衣ハ假衣、

一、御動座計ニハ別而不相替日来也、而今度社頭閉門之間、每事如御入洛時、且御動座ト閉門トアリテ、御越年事ハ今度始也、仍御替物等可被略之歟之処、既用意之間、御灯呂張替、同綱、御廊疊、御供所御替禪禪以下悉被替畢、但御廊ノ障子、当年ハ張替歳也、雖然綴テ置之、其外ハ悉被替訖、

(白紙)

年始御供支配事

一家久、二祐識、神戸	三嶋	片岡	本六	四種
三時勝、四祐父、河原庄	平野	箸尾	新六	四種
五祐伸、六延風、藤井	般若	春木	新六	四種
七祐前、八延盛、柑子	大田	本六	新六	四種
九祐風、十祐松、西殿	西山	本六	新六	四種

十一日御供
本六二月

一、二日、御強御供四ケ度備進之、
一、二日、御節供御神事如例音楽無之、日並朝夕、本六種師淳、藤井庄両惣官

上役、見參社司、家徳、延祐十五才、家久、祐識、時勝、延胤各東帶、祐

前、祐風各衣冠、祐松東帶、祐勝、両氏人昨日ニ同之、但時隆ハ不參也、

一、今日一御殿日並朝夕、不下行樂所シテ神主拝領之、

一、二日・三日少神御灯明、自正預方燭之、油ハ正預ヨリ下行之、土器ハ出納役、トウシミハ常住役、燭事ハ南郷未神人役也、

一、三日、御強御供三ケ度備進之、御直会事、任先例自両惣官至第十臈權官、一前充拝領之、

一、三日、御節供御神事如例、日並朝夕儀、俄本六種延祐、本六種師淳、柑子庄兩惣官、西殿庄時綱、見參社司、家徳十六才、延祐、家久、祐識、時勝、延胤各東帶、祐前、祐風各衣冠、祐松東帶、祐勝、両氏人如昨日、

一、今日三日、日並朝夕依無音楽、不下行樂所、正預拝領之、

一、四日、寺中入堂之、御門跡并松林院殿へ參賀訖、

一、四日、御神事如例、御供五ケ度、日並朝夕、四種節供六種代、新六種師淳、三嶋庄延盛、見參社司氏人昨日ニ同之、

一、今日三嶋御節供於八講屋用意之、若宮分内侍門ヨリ奉出テ、若宮へ參ス、

一、四日、祝齒庄長夫參之、

一、五日、御神事如例、御供五ケ度、日並朝夕、新六種師淳、平野庄、般若庄各正預、見參社司氏人昨日ニ同之、

一、六日、御神事如例、日並朝夕、四種師淳、四種祐松、本六祐識、喜殿本六種去年冬祭方、宮里本六種去年春祭方、太田庄正預、見參社司氏人昨日ニ同之、

一、六日、供目代狀到来、
神木御動座以後、藤家之公家、年始歳暮就諸役不可有御隨博旨、就開白家可被申入旨、先日度々牒申了、殊更年始節会等役、可有參内之十七才、万一於忽諸之体、任一揆之旨可及放氏沙汰候、重而堅可被申入候、不可有御無沙汰旨、学侶評定候也、恐々謹言、

正月六日 供目代胤秀

兩惣官御中 若宮神主殿

氏諸卿元三日御出仕事、旧冬寺社之儀、申入伝奏并南曹了、定被守先例候哉、但御出仕有無、付才学任実正可注進旨、被仰付雜掌候者可然候、御衆議之趣、可注進京都之、以此旨可有御集會候、恐々謹言、(17ウ)

正月六日

延祐
家徳

供目代御房(切斷…三二号一七一頁下段に補遺あり)

一、七日、御神事如例、日並朝夕、四種師淳、西山神主、片岡両惣官、上役南郷備進之、見參社司氏人同前、

〔四行分切取リアリ〕

(18オ)

一、七日、社司評定云、移殿ノ戸口マテ社家裝束ニテ參時、神人円座ノ上祇候不可然、且此子細去宝徳ニモ有其沙汰、向後社家參詣之時、可立去之由、以兩常住令下知了、又直垂ニテ參詣之時ハ不及沙汰、且本社通法也、

一、八日、御神事如例、日並□□朝夕、新六種師淳、箸尾庄等備進之、見參社司氏人同前、(18ウ)

一、八日、六方衆議之状到来、金堂前御遷座事、来十六日通之、然者御入洛定大儀、不日可有其沙汰候、内々被致用意候者、可目出候、御入洛日限等事、治定候者、其時分可被申入候、臨期無御越度々様、被得其意候者、可目出旨、評定候也、恐惶謹言、

正月八日

六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、九日、伝奏奉書袖留木方ヨリ(重差)以便宜到来之、

寺社訴事、大略嚴密御成敗之処、無御歸坐之儀条、沙汰之外之次第

(19オ)

也、就其氏諸卿出仕事、先規勿論之上者、依還坐落居可參役ノ由、為公武被仰候了、此旨可被存知之由、日野大納言殿所候也、恐々謹言、(吉田)

極月卅日
修理大夫忠弘奉

(19ウ)

一、同日伝奏奉書字侶并六方ニ披露之、

一、九日、若宮拜殿御神樂事、披露寺門事、若宮拜殿御神樂乱拍子鼓笛音曲等、任例停止畢、仍任宝徳閉門御動座例、以手拍子等密々儀、寺社之御祈禱、御子舞等計神樂行之、無子細候、且長日臨時□□供等備進次第、准抛勿論候哉、可得御意候、以此皆可御披露御集會候、恐々謹言、

正月十日

延祐
家徳

供目代御房

(20オ)

一、氏諸卿事、学侶・六方ニ披露之、氏諸卿御出仕以下停止事、十六日御衆議之通、重而伝奏并南曹辺申入候処、兩所共以不及御返事之間、使者罷下候了、可為何様候哉、雜掌方注進如何哉、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

正月十日

延祐
家徳

供目代御房

六方衆御中

(20ウ)

一、十一日、旬御神事如例、旬日並、祝藺本六種、本六種、見參社司氏人八ヶ日ニ同前、

一、吉書 長者宣到来、雖然寺社閉門籠居之間、任評定一決旨、云兩惣官云権官、分節一向不及下行者也、但兩惣官ハカリ取、肴ニテ一献給

之云々、

一、六方衆議狀到来、

来十六日御遷座時剋事、可為子剋候、付中金堂前料理事、指示御披露之趣、令伝送于学侶候、条々如先規、定而可有御用意候歟、雖何篇候、供奉之用意可為珍重之由、可有御披露之趣評定候、恐惶謹言、^(21オ)

正月十一日

六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、十一日、祐仲・祐松・祐金自社頭退出之、

一、辰市白人神人事、自正預方下知之処、地下當時無人數間、迷惑之由歎申之、但去宝徳年中御入洛之企之時、廿人分請取申上者、廿人分可致用意、其外減少不可叶旨、堅下知畢、^(21ウ)

一、符坂神人モ廿人分可參之由、領狀申之云々、

一、去夜^(10日)刻、当山鳴動以外也、如雷火之時光也、凡社中參籠輩、各仰天成不審思者也、近所田舎輩モ、山中ヨリ尚以外之鳴動之由聞之云々、云

旧冬云当年、神火度々、自当山向北方成之云々、

一、今日十一日、御神事之次ニ評定云、移殿御動座賢木安置之地上、薦可敷之処、不見旧記間、今度不敷、併越度敷、仍今日群參之次、地上ニ薦ヲ可敷之由、評定一決畢、則參移殿、御棚ニ重テ敷タル薦ヲ切テ、地上ニ敷之、社司末座取合ニ沙汰之、

一、南郷職事有春申云、三方神人等一同申入候、南郷常住^(22オ)御下知云、

移殿へ社家御參之時、スタレノソトマテ御參アリテ、スタレヲヘタテテ御念珠之時、可罷立座敷之由、被仰出候、此条且スタレヲヘタテ申上者、非緩怠候、被開思食可蒙御免由申之、返答云、社家与神人何ノ在所ニテモ目ヲ見合時ハ、其度及祝儀者先例也、ハタ板ヲヘタテハ不可立、忽目ヲ見合スル等ト、參詣之時可罷去座之由、下知了、

一、十三日、学侶衆議狀到来、

就寺訴停滯、年始歳暮之儀、藤家御參内一向可有御停止由、及度々可有注進旨、雖牒送候、如風聞者、年始節会等大略^(22ウ)御施行候哉、寺門弥鬱陶無是非次第候、所詮節会奉行体、先可被申放氏候、賢木御動座之最中、藤家諸卿諸役勤仕、神襟難量次第候、早々放氏之儀、可被経御沙汰候、不可有御無沙汰之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

正月十三日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

一同狀云、

南大門清祓事、早々被沙汰者可目出旨、学侶評定候也、恐々謹言、^(23オ)

正月十二日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

色代事、新坊方可被請召旨、同評定候也、

一、氏諸卿放氏事、以折紙披露学侶畢、

氏諸卿歳暮年始御出仕、參内節会等事、既遂行無其隱候、但節会奉行人不存知候、実名候、抑当社事、南曹弁每事慇懃被経御沙汰之処、当时殊更毎々被処御無沙汰間、如此成下候哉、所詮南曹弁経茂朝臣^(23ウ)早々可付放氏旨、嚴密賜御衆議、先以飛脚可注進候、但放氏之次第、^(23ウ)衆徒被群參社頭、事之子細僉議在之、其次第社家於神前遂放氏、啓白子細候、如何可有御沙汰候哉、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

正月十二日

延祐

家徳

供目代御房

一、披露云、

南大門清祓事、可致其沙汰候、

一、來十六日御遷座之時、辰市住白人神人事、當時地下人等零落間、無人數候、度々加問答候間、廿人分責出候、自然(24才)申子細候者、堅可被仰付候、

一、先日牒送申候拜殿神樂事、任先例可付申候、同可得御意候、以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

正月十三日

延祐

家徳

祐勝

供目代御房

一、南大門清祓事去年巡礼乞食死去、祭物用途、以請取於新坊辺請取之、(24才)兩常住宿直人ヲ召具テ罷向了、

清祓用脚事、自学侶衆議定被命候哉、則請取一文一紙進之候、此使可有御下行候、恐々謹言、

正月十三日

延祐

家徳

新坊御奉行所

請取 南大門清祓用途事

合參貫三百文者、

右、於新坊請取申狀如件、

寛正五年正月十三日

執行正預延祐判

神 主家徳判

清祓事、兩常住向彼在所遂御祓畢、其式下行等如例、支配事、權神主

出注文テ、常住支配之、

一、十四日、学侶衆議狀到来、

神木御動座上者、氏諸卿事、任先規年始歲暮御參内并節会等事、万一

被座忽諸之体候者、可有放氏旨、以前牒送令申了、仍集議之趣注進之

処、南曹弁不被及是非返牒、剩節会等隨博之氏諸卿教輩被座之由其聞候、以外事候、殊菊亭殿申沙汰之由風聞候、一向被陵神威候哉、其咎太不輕上者、於菊亭殿者早々可被放氏申候、(25才)隨而南曹弁事、同雖可被放氏申候、只今可為全故実申、金堂前御遷座(25才)來十六日必定候、諸篇任先規可有用意旨、惣社可有披露由、学侶評定候也、恐々謹言、

正月十四日

供目代胤秀

袖書於十六日節会隨博之体者、悉以可有放氏候、能々京都之儀可被付御才学由、同評定候也、

就金堂前御遷座、篇々可申合子細候、明日十五日、未具定、被寄□東室

辺候者可目出之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

正月十四日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

金堂前御遷座事、十六日必定候、可被□□□□候、

□□十四日、為修理目代沙汰、金堂前料理云々、仍椿等事、付内々儀被

尋候間、自正官方指図以下遺之云々、

一、十五日、氏諸卿事、関白家二条殿、并伝奏日野殿、南曹二申入訖、

殿下申入案、來十六日御遷座金堂前事、并菊亭大將家放氏事、寺門衆議之狀如此

候、子細見彼面候歟、如申狀、當時南曹弁殿每事御無沙汰以外候、寺

社之儀、定可有御越度候、無御後悔之儀様、可被申達候哉、以此旨可有

御披露候、恐々謹言、

正月十五日

春日執行正預延祐

神 主家徳

謹上木幡中少將殿

任案申入案來十六日御遷座于金堂前、并菊亭大將家放氏事、寺門衆議到来、則見

彼面候歟、若尚明日^{十六日}、節会等、於御役之体者、定可有御後晦候哉、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

正月十八日

春日執行正預延祐

神 主家徳

謹上 修理大夫殿

来十六日御遷座于金堂前、并菊亭大將家放氏事、寺門衆議之状如此候、子細見彼面候歟、若尚明日^{十六日}、節会等、於御出仕之体者、可及放氏等候、強訴旨、寺社一決了、早々可被相触申^{諸力}家、若有御無沙汰之儀候者、云所役勤仕之体、云御当職辺、定可有御^{27才}後悔儀候哉、每度注進不及御返事候、無勿体候、雖然今度事、為社家随分相宥寺門候最中候、内々可得御意候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

正月十五日

春日執行正預延祐

神 主家徳

謹上 宿院御目代殿

一、十五日、御粥御神事如例、当番社司并氏人參勤之、御直会当參社司氏人支配之、

一、十五日、御節供如例、日並朝夕、松本庄御節供備進之、八木庄闕如畢、見參社司、家徳 延祐 家久 祐識 時勝 延胤^{27ウ} 祐前 祐風 祐松 祐勝、中臣氏人、祐弥 祐金 延光 延俊、大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 家統、

一、今日松本御節供一・二御殿分、任例万匠方へ節料ニ下行之、職事朝御供一前、雜菓子^{乙木庄}、四手紙等下行之、

一、兩方常住等申云、御動座之時、祝祿代・御祓代未及御下行候、去宝徳之時者、代錢三百疋之御下行候、此等子細兩惣官申請御一行、可披

露^{折紙}学侶申候由所望之間、則折紙ヲ書給了、凡本式^{二三石也}、御動座之時、本社・若宮祝祿并御祓色代事、常住等拜^{□□}儀候、任先

例可有御下行候、以此旨可有御披露御集候、^(28才)恐々謹言、

正月十五日

延祐

家徳

供目代御房

去宝徳之時、三百疋分御下行候哉、

一、十五日、^{若宮代}未具定、学侶集会所東室^三、兩惣官代官・若宮神主代祐松・家興・祐前罷向処、先六方便節兩入出合被申云、明日^{十六日}、子剋御遷座事、牒送学侶方子細候、可被申談候、次御入洛事、不日可有其沙汰候、然者、社家方御用意臨期無違乱様、御沙汰可目出之旨衆議候云々、返答云、御遷座事意得申、可申談^(28ウ)学侶達候、次御入洛事、兼日用意無力之間難叶候、実非無沙汰儀候共、自然越度必定候、殊更社司方乘馬以下用意事間、臨期蒙御衆議候者、出立難治子細申達畢、此

次三辰市白人神人事、本八八十四人ニ定也、而當時地下以外零落也、依之無人候間、廿人分種々為正預方申付了、爰白人神人子孫之外、横入之輩数十人充滿之、彼等人夫事、為六方被仰付者、本白人神人道具又ハ兵具等持^{セテ}、涯分可致奉公候、若又彼横入輩人夫事不出者、廿

人之内尚以可減少旨、神人等歎申候、如何之由披露之間、所詮、白人神人外ノ輩、^(字色)□□人夫事、卅人分可出旨堅可召仰旨、六方被申之、^(字色)□□使節兩人対面被申云、明日^(字刻)□□御遷座事必定也、就其祓等事任先

規申付候、雖然、可然様可被入魂候、条々臨期無違乱之様可申談云々、則兩惣官代官申云、金堂前料理事、為修理目代内々被申間、指

凶等遣了、定無相違候歟、尚々可令人魂候、次前行仕丁事、可被仰付候、次神供事、可被加御下知候^{則出注文}、次衆所參向事、可被加御下知候、別会領納云々、次放氏事、被僉議之条先例候、但御衆議之通今朝注進了、於僉議者、明日御遷座次ニ可有御沙汰候哉由令申処、得其意

云々、次自六道下路次以外悪候、老体以下御役勤仕行列之時、宜可為珍事、可⁽²⁹⁾作直之由被仰付候者、可為御興隆旨令申之処、可加下知

云々、次拜殿御神楽事、以前牒送申、此条可為何様候哉、且寺門修正

以下モ被停止乱声等、⁽³⁰⁾内々儀被執行上者、御神楽事、以宝徳例手拍

子ニテ可執行旨令申候処、此事外見不可然候歟、雖然為社家御披露上

者、以手拍子可致其沙汰旨、内々可被仰付候哉、於学侶者、重而不及

糾明之旨返答了、条々談合依事繁略之、

一、今日十五日、申廻、寺門雜掌柚留木大進法橋重芸下向之、寺訴条々御成

敗御判物等所持シテ下向之、

一、同日戊刻、伝奏ノ御使吉田修理大夫忠弘下向之、寺訴⁽³⁰⁾五ヶ条分、

且去十日依伝奏日野大納言⁽³¹⁾勝光卿、申御沙汰、昨日十四日、御判被成下

間、五通分隨身テ下向之、

播州兵庫関事

和州宇智郡事

内州山田庄事

山城田辺庄事

越前坪江郷内藤沢名事

一、十六日、学侶六方同時集会在之⁽³²⁾、昨日忠弘隨身ノ御判物五通事、

上意無御指置之儀上者、先今日ノ御遷座事、延引之旨一決畢、則衆議

状到来也、就之⁽³⁰⁾社訴事、若無御成敗之儀者、可抑留御帰座役之旨、

以折紙披露学侶六方畢、⁽³²⁾使兩常住、

御寺訴御裁許之間、今日御遷座可為御延引由承候、日出候、就其先度

以指示牒送申候社訴条々間事、嚴密申御沙汰可日出候、若被殘御裁報

候者、御帰座所役事、堅可致抑留之由、一社一同評定候、以此旨可有

御披露御集會候、恐々謹言、

正月十六日

延祐

供目代御房

六方沙汰衆御中

今夜金堂前御遷座延引之事、寺訴之内且御裁許子細候間、先以暫延引

分候、卒爾之御帰座、不可有其沙汰候、随而已前御披露之題目、悉以

載指示訴訟之題目候、寺門先無捨置儀候由、学侶評定候也、恐々謹言、

正月十六日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

御動座之時、祝方以下之下行事、任先規追而可申合由、⁽³¹⁾同評

定候也、

一、吉田修理大夫忠弘宿、手搔ノ腹卷屋也、神宮預祐松申通之間、罷向

之⁽³²⁾、忠弘申云、十日吉田山⁽³¹⁾大明神⁽³²⁾、鳴動以外也、凡貴賤成希代之

思⁽³²⁾、元日闕白家⁽³²⁾二条殿、御拝賀、同御方御所内弁等之御出仕、依御動

座御所隨身等色々被略之、子細在之⁽³²⁾、其外藤家諸卿悉上下年始千

秋万歳祝言音曲酒宴等、一向停止之、尊神併朝家御崇敬之故也云々、

一、十八日、社頭御田殖在之、凡閉門御動座之時遂行先例、為大行事方

被披露寺門処、内々可遂行旨、衆議状在之、仍遂行時分、南門ノ片戸

ヲ開テ出入、南北常住等⁽³²⁾シテ、拜殿ノ中ノ者開之、事終後又閉事、中

者カ沙汰⁽³²⁾カスカイヲカケテ閉之、笛以下略之、ツ、ミ⁽³²⁾ハカリニテ

行之、拜殿ニテノ御神楽ハ手拍子也、

勘例云、

雖為社頭閉門、去応安六年正月廿九日・同七年正月十八日遂行例⁽³²⁾

也⁽³²⁾、

一、十八日、修理大夫忠弘上洛之、来廿九日御帰座以前可有御裁許、

条々以使節被申合之⁽³²⁾、

一、廿一日、旬御神事如例、旬日並朝夕四種、本六種田井庄八種代、白杖基定北郷一、御幣守弘同二、散米德繼同三、見參社司、家徳 延祐 家久 祐識 時勝 延胤 祐前 祐風 祐松 祐勝、中臣氏人、祐弥 祐金 延光 延俊、大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統、

一、今日、若宮旬御供、任例權官拝領之、音楽無之間、六十八マテ給之、八ハ若宮ヲ拝領間、御幣ハ不給、

一、社訴事、以折紙披露学侶六方畢、使職事、

当月中可有御帰座候哉由、其沙汰候、目出候、就其社訴□御成敗無其実間、社家所役事、堅可抑留旨一決候、此子細差上使節一人、可申沙汰候、相構ノ御帰座無違乱之様、社家使節相共可申沙汰旨、雜掌方ニ被仰付候、賜御衆議之御一行候者、可目出候旨、惣社一同評定候、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

正月廿一日

延祐 家徳

供目代御房

一通 六方沙汰衆御中文章同前、

一、廿二日、学侶衆議状到来、

寺訴条々、且以被成御成敗寺門開眉者、御帰座事不可有子細候、随而社訴事、已前既御披露間、今度訴訟条目被入候上者、寺門更不可有疎略之儀候、即社家使節上洛通、同雜掌方可申遣之由、学侶評定候也、恐々謹言、

正月廿二日

供目代胤秀

兩惣官御中

一、同日六方衆議之状到来、
寺訴之題目、誠少々雖預御裁許、尚以不事行子細共候間、於御帰座

者、重而依御下知之儀、可申沙汰候、随而社訴事□□(34才)今度寺訴条々、学侶而大略雜掌仁被申付候様、以御披露之趣、学侶巨細可致申沙汰由、令牒送候、定而不可有如在之儀候哉、若尚不事行子細候者、尚々可申沙汰候、学侶之返牒、随而如此候、目出候、則学侶之書状令進之候、可得御意候由評定候也、恐々謹言、

正月廿二日

六方沙汰衆等

兩惣官御中

学侶返牒書状若宮神主殿 社訴事、先入指示申沙汰之題目候、只今又披露間、雜掌方申上候、可得御意候旨、可被披露候旨、学侶評定候也、恐々謹言、(34才)

正月廿二日

供目代胤秀

連署草案事、牒承候、可致用意之由、可得御意旨、同評定候也、

一、寺門之儀、如此申沙汰候上者、祐松可上洛之、差定畢、
一、廿四日、学侶衆議之状到来、

就社訴之事、可有使節上洛之由、先日牒承候、不可有子細旨、雖申入候、就今度大訴事、社中一烈於京都都被申沙汰事、篇々及口遊子細候、依仁体可有許可事□(於カ)卒爾上洛、先以不可有其沙汰旨、学侶評定候也、恐々謹言、

正月廿四日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

神書於社訴者、嚴密雜掌方申遣候間、更以不可有無沙汰候、社中使節上洛事、御延引可目出候旨、同評定候也、
一、使節上洛社訴事、以折紙披露学侶六方畢、

就社訴使節上洛事、致用意候処、可延引旨牒承候、得其意候、則延引候了、今度大訴事、寺社之重事不可如之旨、⁽³⁵⁾成魚水之思可致神忠、若於自由之族者、可任社例旨、社中評議一決之処、結句可致連署咄文旨、為六方蒙御衆議間、弥守掟旨処、及御口遊子細由承、驚人候、実正之儀牒承、為惣社可致糺明候、若未盡儀出来者、社中可為一同候、抑社訴事、京都之儀全分不及御沙汰旨、内々其間候、然者社訴可被棄置之条、無疑候、大訴之時、達理訴者、社例者度々佳例之上者、今度若社訴条々無其実者、縦雖蒙嚴命、御帰座事不可隨其役旨、一社一同重而及連署神水候、雖無社家使節上洛、可達理訴条肝要上者、相構⁽³⁶⁾堅可被仰付候、臨期兎角不可蒙仰旨、惣社評定候也、恐々⁽³⁶⁾謹言、

正月廿四日

延祐
家徳

供目代御房

^(一)通
六方沙汰衆御中文章同前、

一、学侶衆議返状到来、

就社訴事、可有使節上洛之段、於学侶更非被棄捐之儀候、使節之名字注給候者、依仁体可有許可候、就中今度寺門訴訟、指示廿一ヶ条々、悉以不違寺門本意者、不可止大訴旨、今朝又重而雜掌方申遣候、社訴事更以非被褻如之儀候、⁽³⁶⁾其旨能々可被相心得之由、学侶評定候也、恐々謹言、

正月廿四日

両惣官御中

若宮神主殿

一、廿五日、^(景遠)檜原 為社參上洛之、則着鳥帽子、參詣社頭并寺中入堂也、而此檜原、依私段錢事、名字ヲ社前并水屋・七堂仁被籠置、則今

度大訴之隨一也、此上者神敵寺敵也、而無左右云社參云入堂、不憚寺社之儀往反条、失寺門面目上者、可追留旨、於觀禪院六方衆等烽起之集会在之、爰檜原為參賀、^(光宣)成身院陽舜房律師坊⁽³⁷⁾罷出間、則六方衆等早鐘ヲ突テ鄉民ヲ集テ、四門ヲ開テ、円明院成身院住ニ押寄之、矢イクサ在之、兩方手負在之、雖然檜原既下向之間、当坊ニ無之由、陽舜房披露之、口状尚以難信用間、捧咄文檜原既下向之由被申間、六方衆等引退訖、觀禪院ハヤカネ以外之間、社家方若衆等少々取太刀風情ニテ、寺中ニ馳向テ見物之、事落居之後、又南大門以下如元閉門之、依陽舜房咄文当座之儀、先以無為也、

一、廿五日、社訴事披露学侶訖、

社訴事、堅被仰遣雜掌方之由承候、畏入候、就其社家⁽³⁷⁾使節事、當時依無人數不然、無使節候間、兵部大輔方可被上洛之由申勸候、而無力之仁体之間、及種々難洪候、土代就社役等雖大切之族候、今度社事中一大事上者、可被上洛旨、及一社評定間、無力領状分候、殊此題目存内子細候間、如此責状候、於自余之体者、今度社訴事、可申沙汰無仁体候之間、為社家不及計略候、肝要社訴不事行者、御帰座違乱勿論候、尚々每度堅被仰付雜掌方者、可目出候由、惣社評定候、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

正月廿五日

延祐
家徳

供目代御房

一、廿六日、学侶衆議状到来、

寺社訴訟之事、于今無一途御成敗旨之間、来廿九日金堂前御遷座必定候、被致御用意候者、可目出候、千万其以前寺社訴訟屬無為候者、可有延引候、如今者、御遷座不可及猶予旨、学侶評定候也、恐々謹言、

正月廿六日

供目代胤秀

⁽³⁸⁾「

兩惣官御中

若宮神主殿

〔社家上洛之体、^(仁脱之)兵部大輔之由御披露候、肝要此体上洛事者、不可叶候、余仁上洛事者不可有子細候由、学侶評定候也、恐々謹言、^(38ウ)〕

正月廿六日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

一、廿七日、社訴事以折紙披露学侶、

廿九日御遷座事承候了、内々可致用意候、若御延引之儀候者、早々可牒承候、役人以下用意大儀候、相構く尚々一定儀、重而可奉待御左右候、次京都使節事、於兵部大輔方者、不可叶旨承候、意得申候、今度社訴事、於自余之体者、可申沙汰之仁体無之間、為社家不及、公武之計略候、所詮寺門御合力輩憑上者、社家任申請旨、条々可申沙汰之由、被仰付雜掌^(39才)□者、可目出候、以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

正月廿七日

延祐

家徳

供目代御房

一、廿八日、寺門衆議状到来、

賢木金堂前御遷座之事、明日廿九日、通令治定候、社中儀、任先規被致御用意候者、可目出旨、評定候也、恐々謹言、

正月廿八日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

明日廿九日、御遷座之時、辰市以下白人神人事、任先規供奉様、能々可有御下知候由、学侶評定候也、恐々謹言、

正月廿八日

兩惣官御中

若宮神主殿

如此被命之間、為正預方明日^(廿九日)西廻^(マ)可社頭之由、白人神人等^(ニ)被下知畢、

一、廿八日、六方衆議状到来、

就社家方雜掌參洛事、為学侶被支申由、先日御披露間、令不審于学侶之處、兵部大輔方付參洛之体、不可然之由^(40才)令申候了、余人事、早々被差上、社訴入眼之御計略、可為珍重由返条候、如此候上者、早々被差上於使節、可被申沙汰候、仍明日御遷座事治定候、被致其用意候者、可為目出候由、評定候也、恐々謹言、

正月廿八日

六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、廿九日、社訴事、以折紙牒送六方衆畢、

今日御遷座事、任御衆議旨則致用意候、抑社訴使節事、依當時無人數、無故実之体候了、兵部大輔方可被上洛旨^(40ウ)申勸候、無力之仁体之間、及種々難渋候、土代彼体事、社役并若御入洛以下之大儀候者、至社中之覚悟、取合等儀、雖大切族候、京都事又以一大事上者、可被上洛旨、及一社嚴密評議候間、無力領状通之處、於彼体者、篇々有口遊子細間、不可叶旨、為学侶牒承候間、先応御衆議上洛事延引候了、於自余体者、今度之社訴可申沙汰無仁体候間、為社家京都事不及計略候、偏奉憑寺門之御合力上者、任社家申請旨、被仰付雜掌方候者、可畏入候、凡今度大訴事、寺社重事之上者、就公私聊不可有私曲之處、誰^(雜)說口遊之儀無勿体候、相構く無未^(41才)尽之儀、実正御札明可為珍重候由、惣社^(41才)評定候也、以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

正月廿九日

延祐
家徳

六方衆御中

一、同日廿九日、長者宣到來、使院雜色也、大訴時分間、根米一切不及下行者也、來月一日祭礼事、御奉行方如此被申候、可令存知給之由、南曹弁殿仰所候也、仍執達如件、

正月廿八日辰廻

右兵衛尉秀親

謹上 春日兩惣官御中

春日祭近日神木御掃座候者、可被用次支干由、被仰下候、(41ウ)且可令告知社家之旨、其沙汰候也、恐々謹言、

正月廿七日

(坊城)
俊顕

南曹弁殿

兩惣官御請案

來月一日祭礼事、今般寺社之訴訟未落居之間、御遷座御入洛等之大訴、寺社用意此時候上者、祭礼事寺社一切不及沙汰候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

正月廿九日未廻

春日執行正預延祐

神 主家徳

謹上 宿院御目代殿

追申、廿八日辰廻、長者宣廿九日未廻、到來了、

則即時御返事申入候了、

一、同日廿九日、長者宣以下披露学侶、
春日祭事、只今 長者宣如此候、則正文進之候、今般寺社訴訟未落居間、御遷座・御入洛等大訴用意此時候間、祭礼事寺社一切不及其沙汰旨、御返事申入了、為御不審牒送申、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

正月廿九日

延祐
家徳

供目代御房

袖書正文御披露之後、可返給候、今夜御遷座事、(42ウ)尚々必定候哉、社中致用意候、

一、同日未下刻、学侶衆議狀到來、

今日御遷座事、雖牒申、就寺訴条々增御成敗之色子細候間、於于今者、先以殘訴御裁許尚以令延引候、追而可申合之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

正月廿九日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

以前被成下御判物(一)、守護遵行ヲ被召渡之間、先以延引也云々、

(白紙)

一、二月一日、旬御神事如例、白杖春主(南郷三)、御幣春富(同四)、散米春直(同)

五、旬日並朝夕、朔御供、本六種、本申等、見參社司、家徳 延祐

家久 祐識 時勝 延胤 祐前 祐風 祐松 祐勝、中臣氏人、祐弥

祐金 延光 延俊、大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家

益 師詮 師和 家統、

一、於但馬屋、寺門為祈禱、三ヶ日深密之御講遂行之、

一、社訴事、以折紙学侶并六方(一)披露之、

一、三日、神主廻文到來、其故者、今度寺社之大訴御祈禱事、寺門祈禱者千部論・仁王講・深密御講以下条々遂行之処、社中全分無其沙汰之条、不可然歟間、内々申談(テ)、(44ウ)致其沙汰了、
題文就賢木御動座御祈禱事、番張一紙織進之分、無相違候者、各早々加奉給候也、恐々謹言、

二月三日

神主家徳

謹上 正預殿并権官両氏々人御中

追申、若宮神主殿、同可令存知給候、重謹言、

定 神木御動座御祈禱結番事

五番 神主

若宮神主奉

祐弥奉

家益奉

六番 正預奉

次預奉

師種奉

師詮奉

七番 権神主奉

大西権預奉

祐金奉

延俊奉

八番 八条権預奉

下権預奉

師淳奉

延光奉

九番 新権神主奉

大西新預奉

延光奉

十番 加任預奉

神宮預奉

家興奉

十一番 慈性院権預奉

時憲奉

時綱奉

右、自来五日至十一日一七ヶ日、守結番次第、各一ヶ夜充令參籠社頭、可被抽寺社愁訴成弁・賢木御帰座之懇念状、如件、

寛正五年二月三日

一、三日、社訴事、以祈紙学侶六方(45才)披露之、

寺訴大略属無為之間、及御帰座等御沙汰候(云々)、日出候、但社訴(45才)事、

一向不及御下知候、歎存次第候、抑近年自国他国之社領、追年押領、

適當知行之社領者、遂日有名無実、依之社中無人數、凡御影向当山以

降、先代未聞之零落候、神慮之定照覽候哉、仍愁訴繁多候、今度之儀

者、歳暮年始不日之大訴間、随分令用捨条目、以前牒送申了、然雜掌

不及是非計略候歟由其聞候上者、不可及 公武御沙汰之条勿論候、且

大訴之時、以神威達理訴者、寺社風儀、殊社中度々傍例也、争可及都

鄙之御棄捐哉、万一今度不達理訴者、濫吹之悪人、弥募無道之強意、

社領忽顛倒、不可廻踵上者、云社司云氏人、可期何時乎、所詮条々御

成敗無其(45才)実者、賢木御帰座事、縦雖及日時等勘進御治定之儀、社家

失面目者、不可随所役旨、重而連暑神水一決了、偏憑御合力之儀、堅

被仰付雜掌方者、可目出之旨、惣社評定候、以此旨可有御披露御集会候、恐々謹言、

二月三日

延祐

供目代御房

六方沙汰衆御中文章同前、

一、六日、学侶集議之状到来之、

社訴事委細承候、只今又京都雜掌方申上候、最前(46才)訴訟之篇目之計、

令計略之由、雜掌方内々申哉、数ヶ条篇目雖申上候、為一事無御裁許

之間、迷惑儀候、為社中重而申被上候者、可目出候旨、学侶評定候

也、恐々謹言、

二月六日

供目代胤秀

兩惣官御中

只今御牒送書状、則雜掌方上遣候、尚以無沙汰之儀候者、牒承

嚴密可申上候、

一、八日、御間之橋子(七支)、造替之、先年血氣故也、古物兩惣官拜領之、

一、十一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、祝園本六、公方(46才)本六種等、

見參社司氏人同前、

一、今日十日、学侶衆議之状到来、

来十三日金堂前御遷座必定候、可被致其用意候、次白人神人事、無越

度様可有御下知候、将又十三日社頭僉議時、節会奉行菊亭殿可被申放

氏旨一決候、菊亭殿御実名御存知候者、可示給候由、学侶評定候也、

恐々謹言、

二月十一日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

袖書
松尾庄所役事、委細御披露、可致問合旨、同評定候也、
(47才)

一、別紙ニ被申云、急東室辺ニ可立寄、就御遷座之儀、篇々可申合旨被命間、兩惣官并若宮神主代罷向之処、使節兩人対面、十三日御遷座必定候、就其社中事、無越度様可致用意云々、仍寺門衆議之趣、注進伝奏并南曹候訖、

来十三日 賢木御遷座金堂前必定候、同菊亭右大将家放氏事、可為同前旨、寺社一決了、為御不審注進申入候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

二月十一日

春日執行正預延祐

神 主家徳

謹上 修理大夫殿

謹上 宿院御目代殿文章同前

(47才)

一、社頭御間橋事、先年七支ニ血木在之、甲乙人所為歟、能体無存知、仍任何可被造替之由、牒送寺門之処、兎角及猶予之儀者也、依之二季祭礼并若宮祭礼之時者、橋ノ上ニソキ板ヲ打付テ、事終後取退之、今度御動座之時如此、凡穢物不淨ノ上ニ、如此覆ヲ沙汰テ、神行事先規不審也、雖然臨期違乱不可然間、不及是非沙汰之処、去八日被造替了、古物橋子七支之内、先一支神主給之、次正預一支給之、又一支神主、又一支正預、如此三支充取之後、残一支ヲ二ニ切テ、半分充兩惣官給之、凝法師一方ニ四充下、具林木等如以前、
(48才) 兩常往奉行之、各以私下申給之、

一、十二日、学侶衆儀狀到来、
寺訴之内、於兵庫閑之儀者、御成敗子細候間、明日十三日、御遷座先可有延引候、可被得其意候由、学侶評定候也、恐々謹言、

二月十二日

供目代胤秀

兩惣官御中

若宮神主殿

一、十三日、兵庫閑落船以下引汲之族、堺間丸其外張本人等數輩、任寺門申請御発向、上使下向之、為檢知神人五人下向之、
(48才) 南郷常住源衛門尉成春 北郷常住宮内丞守国

南郷橘左衛門尉春国

南郷民部丞春苑 承仕二人 下向之、

一、伝奏并南曹弁殿御返事到来、

御注進之趣旨伺申処、寺社訴大略落居、被待畏御帰座処、結句及御遷座之風聞条不可然、相構不可有率爾儀、兼又右大将家放氏同無勿体旨、各可有存知候由、日野大納言殿所候也、恐々謹言、

二月十二日

修理大夫忠弘奉

南曹御返事
昨日御注進今日酉廻、到来候畢、被申趣則被付申「伝奏之処、一段令

落居子細間、定可属無為歟之由返答候、珍重候、将又南曹弁殿事、内々被告申候之処、如此被申此事、先度も委細仰候歟、重御注進之旨、無心元思食候由候也、定執達如件、
仍

二月十三日辰廻

右兵衛尉秀親奉

菊亭殿御状
就白馬節会出仕事、及南都沙汰之由承候、驚入存候、神木御動座之時、奏慶先規連面之上、今度元日節会已関白拜賀、同白馬節会氏公卿出仕之上者、非一身之儀処、及沙汰之条、如何様子細候哉、此趣可然
(49才) 様可有御下知候也、恐々謹言、

二月十六日

教季

南曹弁殿

一、京都御返事披露学侶、
去十三日御衆議之趣、伝奏并南曹边注進之処、御返事只今到来了、則正文三通副進候、如御返事者、於伝奏边儀者、大略無為之御意得候哉、然者残訴一大事候、殊社訴事、一向無御成敗儀候間、迷惑候、可

得御意候、以此旨可有御披露御集会候、恐々謹言、

二月十三日

延祐

家徳

供目代御房

(50才)

菊亭右大将御実名教季、之由付才学候、又此三通御披露之

後、可返給候也、

京都御返事先段ニ在之、

一、同日十三日、長者宣到来、

当社祭礼事、可為下支干候、但可依 神木御帰座有無段、勿論候歟、

雖為臨期属無為候者、執行不能左右候哉、一途儀早可令注進給候、上

卿以下無兼日御用意者、難事行候、御訴訟之儀、其後何様候哉、不日

入眼念願外無他候由、南曹弁殿仰所候也、仍執達如件、

二月十二日

右兵衛尉秀親

(50ウ)

謹上 両惣官御中

追申、下支干十六日候歟、雖為廿四五日間、属無為候者、

祭礼事可事行候哉、委細可令注進給之由、同前候也、

一、御返事云、寺社訴訟趣、悉落居候者、祭礼事可有遂行段、勿論候、

雖然未落居子細繁多候間、大訴不静謐由申入了、御使雜色也、下行物

無之、則此子細披露寺門訖、正文遣之、

一、十四日巳刻、ヨリ勸禅院并菩提院其外奈良中之早鐘鳴之、其故、楯

原先段於円明院失面目間、責上寺門張本住坊、可致狼藉云々、依之学

侶六方以下被峰起、集会在之テ、被集人勢也、而社中事、急参社頭可

祇候旨、為学侶被命間、社司氏人悉对兵具廻廊ニイ也、五ヶ屋参籠衆

面々、慶賀門ニ有会合、被申云、楯原参社頭、所籠置之名字ヲ可取出

旨、及其沙汰、然者社頭事一大事也、云社家云神人、各随分励人力、

社頭ヲ可被防禦云々、参籠衆同可申談云々、則申談面々衆、三方神人等、

東廻廊ニ北郷神人等祇候、北ノ廻廊ニハ南郷神人等、南ノ廻廊ニハ若宮

神人等可祇候、於社家者、一円西ノ廻廊ニ可イ之由一決之処、神人等

兎角及猶予之間、牒送五ヶ屋之処、三方職事ヲ召寄、件子細被下知之

間、則三方ニ防禦之、凡云社家云神人、对兵具弓矢社頭参事、希代儀

也、雖然乱惡之族無道企顯然之間、寺社無力次第也、爰物云不静謐之

間及夜陰、仍参籠衆等ト令談合、廻廊ノ内ニ入テ祇候也、東北郷神人・北

ハ南郷神人・南若宮也、社家直垂ニテ帯大刀・刀、中間以下ハ弓矢楯以下ヲ持

テ、八講屋祇候之、御前ノ円座ヲ以宿直人取寄テ敷之、但宿直人遲参

間、御供所下部ヲ召出テ、円座ヲ置テ敷之、而□剋計ニ静謐之由、衆議

之状到来之間、社家神人等退散之、

楯原上洛事、静謐之由、只今自筒井方被申、先以目出候、仍社中之

事、可有御退散之由、学侶評定候也、恐々謹言、

二月廿四日

供目代胤秀

両惣官御中

一、十七日、六方衆議之状到来、

先日就楯原方上洛物謂事、社家方之御儀、被致社頭防禦条、殊御忠節

至極候、於向後弥弥神方以下被召出^(52ウ)物謂之時者、社頭之儀一大事上

者、被致御忠節候者珍重由、六方之評定候也、恐々謹言、

二月十七日

六方衆等

両惣官御中

若宮神主殿

楯原方事、于今悪行之企、内々被得其意、沙汰之時者、被致

社頭防禦候者、可珍重之由、同評定候也、

一、十九日、先日堺問丸以下発向之使神人等上洛之、彼在所儀不事行

云々、

一、廿日、神祇大副祐金母儀他界、仍祐金重服・権預祐識輕服之間、自

社頭退出之、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖頼春南郷、御幣春主可、散米春富四、旬

日並朝夕四種、四種飛鳥田見參社司、家徳 延祐 家久 時勝 延胤

祐風 祐松 祐勝、中臣氏人、祐徳 延光 延俊、大中臣氏人、時憲

師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 家統、

一、今日廿一日、音楽無之間、三・四・若宮旬御供、權官等拜領之、

一、今日廿一日、評定云、如命者、來廿五日祭礼遂行不可得也、然者任何

被群參、可被付着到、祭方神供有備進者子細無先例也、

右無其儀者、為兩惣官四種御供ヲ、一前充可被備進旨、評定(53ウ)一決

訖、日並神供ハカリニテ群參不叶故也、

一、廿二日、已御祓勤仕之、神主代官權神主家久衣冠、勤仕之、

一、廿三日、午日御酒備進之、

一、廿五日甲日、祭礼停止之間、任例社司氏人令皆參付着到、日並朝夕

四種祭方見參社司、時勝 延胤 祐松、中臣氏人、祐弥 延光 延

俊、大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興神主代、時綱 師詮、

一、今日社司三人出仕之同、一二三御殿ハ社司參勤之、四御殿(54オ)ハ、兩

氏々人等取合ニ參勤之、

一、今日若宮神主祐勝不參之間、可為何様哉由、雖及不審、本社出仕尚

以不足之上者、不渡參之間、彼代官氏人祐弥ハカリニテ、日並朝夕四

種御供等備進畢、

一、今日当番社司延盛也、然三皆參之日不參之間、当番着到闕如之、

一、社訴之内、走井弓場跡事、為闕所上者、任先規社家可為進退旨、御

奉書并遵行打渡等成下之間、為檢知彼在所へ神人以下差遣了、

一、廿九日、社訴事披露字侶六方畢、
社訴之内弓場跡事、御成敗之子細、先以畏入候、但国之儀未及(54ウ)注進

候、随左右可牒送申候、而祝園庄峯松名并久世庄鶏冠井郷事、一向不

及御沙汰由申候、此兩条事、無理之押妨、越常篇子細之間、若今度乍

入大訴之条目、無御成敗之儀者、彼押領人等弥可及強意濫惠之条、無

疑候、然者社領顛倒不可廻踵候歟、毎月不闕之神供可退転条、神慮之

難測候、傍例難儀之間、堅可歎申入候、偏以御敬神之儀、尚々被仰付

雜掌方候者、可畏入候、將又寺社訴成弁之御祈禱、一社殊致丹誠候、

更無懈怠之儀候、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

二月廿九日

延祐

供目代御房
一 通
六方沙汰衆御中文章同前、

一、学侶返状、

寺訴之内、少々雖被成御成敗候、社訴以下于今一途無御裁許之儀之

間、寺訴更以不可止候、仍率爾之御帰座、不可有旨一決候、社訴事、

雖不置捨候、猶以遅々候、為社中同可有御訴訟候、寺門之儀、無疎略

之儀之由、学侶評定候也、恐々謹言、

二月廿九日

供目代胤秀

一、六方返状、

社訴御披露之趣、申談于学侶、京都之時宜、可致催促之由(55ウ)評定候

也、恐惶謹言、

二月廿九日

六方衆等

一、走井弓場跡事、任御下知之旨、彼田地等悉注之云々、彼庄地頭職、

公方様御師刑部大輔師淳知行之間、就地頭一円知行之云々、

一、去十七日ヨリ廿三日マテ、於四恩院六方学侶、七昼夜不断三十頌在之(56オ)

云々、

一、三月一日、旬御神事如例、白杖基春^{北郷一}、御幣守弘^{同三}、散米德繼^同

三、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、見參社司、家徳 延祐 家久

時勝 延胤 祐前 祐松 祐勝、中臣氏人、祐弥 延光 延俊、大中

臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和

家統、不參社司、祐識^{賢服}、祐文^{計会}、祐仲^同、延盛^同、祐風、

一、今日三日、出仕時分、福智庄雜掌神人披露^{シテ}云、來三日福智庄御節

供葉園豆事、去年依無備進及御沙汰間、色々雖相尋候、難得候、但少

分致秘計候、乏少之間珍事候、且可為如何候哉由令申間、評定云、去

年既及評定処、不尋出条不可然、但於^(56ウ)于今者無了簡敷、所詮、只今

尋出分ライカニモ沙汰^(施)シテ、各ニ可備進之、於後年者、兼日致奔走可備

進、今度以少分尋出庶品備進、向後者不可成傍例旨、加下知了、

一、三日、御節供御神事如例、日並朝夕四種^{西殿代}、四種^{節供六種代}、神戸

^{福智庄}庵治庄、見參社司氏人去一日^{二同之}、

一、今日出仕御^三、大藏大輔時綱以職事^{北郷水慶}、披露^{シテ}云、今日西殿庄

御節供事、近年致奔走備進之処、地下未済過分間、尽術計候、無力關

如仕候、但以四種御供、先備進申候、所詮向後事、名主職^ヲ兩惣官へ

任先規可上表申^{云々}、社^(57オ)評定云、於今日者、既四種^ヲ備進之上者、

臨期無力重而可有評定^{云々}、

一、今日福智庄ハエトウノ事、尋出分以外少分間、彼代ニ牛莠^ヲ備進之、

一、今日神戸御飯ハカリ^ヲ八講座^{マテ}昇之、

一、今日西殿庄御節供、元ハ五節供ニ必備進也、近年五月七月闕如不可

然処、結局今日闕如以外也、三月三日及闕如之条、当年始也、

一、今日社訴事、以折紙六方学侶^ニ披露之、夕方六方^{ヨリ}被^{□□□□}社訴

事、社家牒送、折紙^ニ衆議ノ書状^ヲ相副^テ、明日^(四日)、^{□□□□}可被申遣

雜掌方^{云々}、
一、四日、学侶衆議^{ヨリ}以書状被申云、社訴事、寺門更無等閑上者、為

社中可申沙汰之云々、

一、六日、六方衆議状到来、社訴事、被申遣雜掌袖留木大進方処、返状

如此^{云々}、同次ニ私段銭事^{ニ付テ}、被籠置名字之内、山田新左衛門尉及咄

文上者、今日中可取出之^{云々}、則兩惣官并若宮神主代參向社頭処、学

侶使節一人、六方便節二人参会之、件名字取出訖、

一、九日、伊岡名字被取出畢、^(58オ)

一、十一日、旬御神事如例、白杖基定^{北郷一}、御幣德繼^{同三}、散米吉実^同、

旬日並朝夕、祝蘭本六、公方本六、見參社司氏人去一日^{二同之}、

一、今日十二日、学侶衆議状到来、

社訴之内、一途無御裁許之間、雜掌方嚴密可申沙汰旨申上候、仍雜掌

方書状認進候、為社中早々雜掌方可被上候、每度寺門儀、無如在之儀

候、隨而寺訴色々御成敗之最中候、可得御意旨、可有御披露候、学侶

評定候也、恐々謹言、
三月十一日 供目代胤秀

一、兩惣官御中 ^(58ウ)

今度大訴之内、社訴兩条事、于今無一途御裁許候、以外次第候、設寺

訴悉雖御成敗候、此条之事、万^一御無沙汰候者、定而御帰座等之時、

可及違乱候、被処無沙汰之条、如何様子細候哉、殊無勿体候、不日一

途之儀候様、嚴密可被申沙汰候、社中儀無落居者、就余事、雖無為之

御下知、可及臨期之違乱候、其時停滯之儀候者、雜掌可為越度候、

能々得其意、申御沙汰可目出候旨、学侶評定候也、恐々謹言、
三月十一日 供目代胤秀

袖書
袖留木大進法橋御房

一、可被取惣題目、被処無沙汰、御帰座等事、被急^(59オ)仰^レ条難心得

候、不日一途之儀候様、被申沙汰候者、可目出候、御無沙汰無

勿体候、

一、六方状云、

今度大訴之随一、社訴条々及御棄捐之間、御帰座事、不可随所役旨、社家牒送及度々候了、然者縦雖有余事御成敗之儀、根本社訴無御裁許儀者、臨期違乱勿論歟、於社訴条目、社家方定被注進候哉、早々可被申沙汰候、就中夜部庄事、非神訴而申沙汰之由、被申下候哉、如何様子細候哉、今度寺社之訴訟者、悉以神訴也、被慮外条無勿体候、所詮、云社訴条々云夜部庄事、無御成敗^(59ウ)者、御帰座違乱無疑候、然者一向可為御越度候、不可有御無沙汰旨、六方集会評定候也、恐々謹言、

三月十一日 六方衆等

柚留木大進法橋御房

一、社家書状遣大進方案、

社訴一ヶ条御成敗候了、殘訴之内、峯松名・同鶏冠井郷違乱事并法通寺庄事、多年之理訴、不及御成敗之条、社家失面目、剩神領顛倒、一社之愁訴何事如之哉、且此条々及数年歎申入題目候、殊旧冬最前連暑申状、付置奉行所上者、更非上訴追加処、御棄捐之条子細何事候哉、^(60オ)所詮、縦属寺訴無為、御帰座事、雖被及御請、此三条無御成敗之儀者、於社家者一切不可随所役旨、於神前連暑^(署)神水一決了、每度寺門注進也、重而見学侶六方衆議状候哉、寺社一同之大訴、早々申御沙汰可目出之旨、惣社評定候也、恐々謹言、

三月十三日

正預延祐

神主家徳

柚留木大進法橋御房

一、十八日、可有御遷座之由、被命之間、白人神人以下用意之処、申下^(60ウ)剋延引畢、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖基定^(北郷)、御幣徳繼、散米吉定、旬日並朝夕四種、音楽田本六種^(本式)、見參社司、^(延)祐・時勝・延胤・祐

前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時

憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・家統、

一、今日音楽田社家送物、酒殿ヨリ送之、

社司 餅九充 酒一升

氏人 餅六充 酒五合

以上、不依參否送之、

一、家徳卿・家久輕服也、其故ハ、伯母去々年死去之由、自京都申候之間、假半減十ヶ日憚之、^(61オ)

一、廿九日ヨリ祐松・延光・延俊百ヶ日參籠始之^(云々)、

一、卅日、布施播磨守行種名字被取出畢、私反錢不可相懸旨、捧咭^(61ウ)文云々、使節二人承仕・中綱、仕丁丸等召具テ、被參之、^(61ウ)

※以下次号。

【付記】本稿は、SPS科学研究費補助金18H0383（研究代表者・遠藤基郎）による成果の一部である。

『寛正五年中臣祐識記』(下)

(『東京大学史料編纂所研究紀要』第三二号既掲載の改訂版)

藤原重雄
土山祐之

【翻刻】(承前)

一、寛正五年^{甲申}四月一日、旬御神事如例、白杖頼春^{南郷二}・御幣春主^同

三、散米春富、^{同四}旬日並朝夕、朔御供、公方本六種本申等、見参社司、

神主家徳・正預延祐・権神主家久・新権神主時勝・次預延胤・権預祐

前・神官預祐松・若宮神主祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中

臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・

家統、不参社司、権預祐識^{整服}・加任預祐文^{計会}・権預祐仲^同・権預

延盛^同・権預祐風、^{田舎}
^{下向}

一、今日^{一日}夕御供、御酒三、御殿^{マテハ}奉備進^テ役人若宮、マイル間、四

御殿ノ分不備進、而御酒^{ヲハ}若宮殿^{ニテ}ウツシテ帰参之間、四御殿ノ分、

又御供所^{ヨリ}御酒^ヲ入^テ持参^シ「備進」^(62才)役人率爾故也、

一、今日評定云、久留美庄春請分未到來之間、差上職事神人、可致催促

田原次郎四郎方之由申付了、則北郷職事先可上洛之由、加下知畢、

一、今日^{一日}未^一廻、社家出仕之時分、三御殿并四御殿西ノ井垣ノ男柱等^ニ、羽蟻出

現間、以両常住加実檢処、以外之由申之、明日可注進京都旨一決畢、

凡羽蟻出現之時者、先規即座^ニ令注進歟、雖然、當時之儀每事無沙汰

之故、明日可注進云々、

一、二日、羽蟻事、申入南曹弁并伝奏畢、両所注進状同前、

当社三・四御殿并井垣等羽蟻出現事、奏状一通進上仕候、以此旨可有

御披露候、恐々謹言、

四月二日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

春日社司等言上

事由

右、昨日^{一日}未^一廻、当社第三御殿西儀法師・同四御殿東儀法師并西方井

垣蠶出現、仍加実檢、任例注進如件、

寛正五年四月二日

執行正預延祐

神主 家徳

一、二日、羽蟻事、学侶^ニ披露之、

昨日^{一日}未^一廻、当社三・四御殿儀法師并西井垣^ニ羽蟻出現候、其外出現所々

歟、仍任例申入京都候了、為御意得牒送申候、以此旨可有御披露御集

会候、恐々謹言、

四月十二日

延祐

家徳

(62才)

(63才)

供目代御房

一、三日、伝奏并南曹御返事到来之、羽蟻事可有御奏聞候、

一、三日、為久留美庄催促北郷職事上洛之粮物、惣社公物ヲ下行之、^(63ウ)

一、四日、社訴事、御成敗停滞之間、御帰座違乱必定之由牒送、学侶六方⁽⁷⁾披露之、寺門無等閑之儀旨、返状到来了、

一、六日、越智彈正忠家栄就私反錢事、去年名字ヲ被籠五社并水屋社之処、向後不可有緩怠之旨及晤文問、今日彼名字被取出了、学侶使節二人・六方使節二人、承仕・仕丁丸召具テ社参之、両惣官代官・若宮神主代参会之、

一、七日、学侶衆議之状到来、

今度御帰座事、重而雖被仰出候、寺社訴未落居子細之間、不可叶旨申支処、御帰座御請申入者、慥以可有丁寧之^(64オ)成敗旨、被仰出子細之間、來十三日戌時、可奉成御帰座旨、御請申候了、社中之儀無越度之様、被経御用意者可目出由、集会評定候也、恐々謹言、

卯月七日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、同日、

今日^(7日)申具定、朝倉彈正左衛門尉名字可被相籠五社候、則学侶使節^(新取ノ子衆)兩人可有出仕候、無御無沙汰、御出仕可目出旨、学侶評定候也、恐々^(64ウ)謹言、

卯月七日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、今日^(7日)申刻、朝倉彈正左衛門^(武衛ノ内者)河口庄乱入、名字ヲ本社・若宮・水屋社ニ奉納之、学侶使節并承仕等参之、両惣官代官并若宮神主代参会之、

一、八日、來十三日御帰座事、申入伝奏并南曹弁殿畢、但社訴未落居者、社家所役事、可抑留之旨、同申入了、

一、八日、社例事、以折紙披露学侶六方畢、

來十三日可有御帰座之由承候、日出候、就其社訴事、全分^(65オ)不及御成敗候、抑今度社訴事、非一旦之愁訴、神領忽顛倒上者、一社之大訴不可如之間、堅可歎申入旨、及連暑^(暑)神判了、其子細以前度々牒送申入了、

凡耀 神威達理訴者、古今寺社儀式候、御裁許又以連綿之処、今度社訴御棄捐之条、子細何事候哉、社中事、每事任先規神事以下遂行之処、且被処員外非分之条、往古以來不聞其例候、所詮、任一段之社法、無御裁許之儀者、御帰座所役事、争可隨嚴命候哉、若又一向被処慮外者、

向後社中儀、云神供云神事、雖有非例出来、何可及御糺明御沙汰候哉、如今者、毎月不闕神供忽可闕如候、其時不可有御糺明候、今般為社中申沙汰事、^(65ウ)使節^(65ウ)□在京之間、六方へ加之、全分不叶候、偏仰寺門御合力上者、御帰座無違乱之様、堅被仰付者可目出候旨、惣社評定候、以此旨可有御披露御集会候、恐々謹言、

卯月八日

延祐

家徳

供目代御房

六方沙汰衆御中

一、九日、学侶并六方衆議状到来、

就社訴未落居事、可被及御帰座違乱旨承候、御鬱憤尤之謂候哉、雖然、於寺訴殊更大訴共相殘候間、堅訴申之^(66オ)御帰座以後、丁寧可被及御成敗旨、被仰出候間、先以可奉成御帰座旨、御請申候了、就其、社訴一向寺門及無沙汰之旨承候、為一度不載指示之条目事無之候、隨而

社訴之内、免少之御成敗事候哉、然上者、寺門不棄置子細顯然候歟、^(66ウ)訴詔悉無御成敗段事者、寺訴同大篇共相殘候、雖然大綱之本訴落居間、

可仰重御成敗旨及測量、御帰座御請申候了、尚以為社訴事可申沙汰候、為社家堅可被申達候、敢不可有欠所候、所詮、社訴不究之間、寺門等閑之様候歟、以前者随依有子細使節事申支候、於今者事尽之上者、雖誰人候、任器用被差上於使節、丁寧可被申達旨、可有御披露社中^(66ウ)旨、学侶評定候也、恐々謹言、

卯月九日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、同日、六方衆議状到来、

就社訴事、色々御披露候、則学侶申談之処、如此返牒候、書状副進候、曾而学侶六方無疎略之儀旨、評定候也、恐々謹言、

卯月九日

六方衆等

両惣官御中

若宮神主殿

就社訴事、相副彼書状牒承候、学侶牒送回篇之間、更以不可有等閑之由返牒了、但於御帰座之違乱者、曾不及思慮之事候歟間、為社中被差上使節可被申達、学^(67才)□事、無等閑每度為指示条目、雖申達候、御成敗遅々無力様候、於寺訴殊大篇共相残候間、堅雖令抑留、御帰座之以後、丁寧可有御成敗旨、被仰出之間、且以測量之儀、御帰座御請申候、数多篇目一々御成敗不可得事候歟、能々可有通屈之処、忽御帰座違乱可為如何候哉、何篇書状急以飛脚京都申上候、無等閑旨可有御披露之由、学侶評定候也、恐々謹言、

卯月九日

供目代好芸

六方衆御中

一、十一日、社訴事又披露寺門畢、

就社訴、御衆議之趣、丁寧之至目出候、於寺門御儀者、始中終無御等

閑之儀間、畏入候、社訴之内、弓庭跡事、只一々条御成敗之通候、残訴全分無御成敗候、殊峯松名・鷄冠井郷事、若今度不及御沙汰者、弥可任雅意旨、彼悪行人等及結構子細候歟、迷惑此事候、於寺門者、更以雖御疎略之儀候、京都之儀御棄捐之条、一社失面目上者、堅可達所存之旨、若輩末座役人等及強々評定候、雖然、為社司方涯分相宥最中候、次^(68才)使節事、雖何之体、任器用^(68才)差上之旨、御許可候、但御帰座等不日事候、一向寺門申御沙汰奉待候外、無他候、以此旨可有御披露御集会候、恐々謹言、

卯月十一日

延祐

家徳

供目代御房

六方沙汰衆御中^{文章同前}

一、十一日、旬御神事如例、白杖頼春^{南郷二}・御幣春主^{同三}・散米春富、^(68ウ)同四、旬日並朝夕、祝園本六、公方本六、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・師和・家統、

一、御帰座事、大都雖為治定、不及開門間、今日^{十一日}音楽無之、仍三御殿ノ旬正預給之、

一、今日^{十一日}学侶衆議之状到来、

就社訴事、悉不落居間、可被抑留御帰座之役旨承候、雖□寺訴不究候、大綱落居之間、御帰座御請申上者、可為如何候哉、能々可有御測量之上、不棄可被申達事、肝要寺訴其趣候、然者、早々以御測量儀、無為御沙汰可然候、万一殘訴令停滞候者、^(69才)寺社一円可有訴訟事肝要候、於寺門之儀者、可奉成御帰座用意候、精進等事、無由断御沙汰可然之旨、評定候也、恐々謹言、

卯月十一日

供目代好芸

兩惣官御中

若宮神主殿

一、十二日、学侶衆議依事繁略之、

一、十三日、神主廻文到来之、使北郷職事神人、

蟻御祈禱事、長者宣并御卜形如此候、子細見彼両通候歟、則番張一

紙織進之候、無相違者、面々可加奉賜候哉、(69ウ)恐々謹言、

卯月十三日

神主家徳

謹上 正預殿并権官御中

追申、若宮神主殿同可令存知給候、輕服之体、任例除之了、

重謹言、

定 蟻出現御祈禱結番事

一番 神主 若宮神主 奉

二番 正預 奉 次預 奉

三番 権神主 奉 大西権預 奉

四々 新権神主 奉 下権預 奉

五々 加任預 奉 大西新預 奉

六々 慈性院権預 奉 神宮預 奉

右、自今日十三日、守結番次第、各無懈怠可令參勤賜之状、如件、

寛正五年卯月十三日

一、長者宣云、

当社怪異事、御占形如此、可被祈謝之由、南曹并殿御奉行所候也、仍

執達如件、

四月十五日

右兵衛尉秀親 奉

謹上 春日両惣官御中

春日社司言上、怪異吉凶、今月一日未時、当社三御殿西儀法師、同四御殿東儀法師并西方井垣置出現、

占、今月一日甲申、時加未、天岡臨卯為將六合、中太一勾陣、終勝先

青龍、御行年亥上、神后天后、卦遇聯茹重番、(案)

推之、依神事違例所致之上、非慎御 御葉事、

從良異方、奏口舌鬪諍事歟、期彼日以後卅日内、及來八月・九月・

明年二月節中、並庚辛日也、又起疾疫兼被祈謝、至斯彼慎誠其答自

鎖乎、(71才)

寛正五年四月四日

陰陽頭安倍朝臣有家

一、十三日、社訴事、以折紙学侶六方二披露之、

社訴事、京都之儀被処無沙汰之上者、任先規可申所存旨、若輩等及訴

訟候、公儀如何様候、雖及御糺明、一社一同上者、何可有遠量候哉、

雖然、寺門始中終無御等閑候処、御帰座違乱背本意候間、為社司方種々

相宥候間、大都可承諾候歟、目出候、御帰座以後、相搆々々堅被申達

候者、興隆專一候、弥奉憑候由、惣社評定候、以此旨可有御披露御集

会候、恐々謹言、

卯月十三日

延祐

家徳

供目代御房

六方沙汰衆御中 文章同前、

一、学侶六方返状到来、

社訴事、京都之儀被処無沙汰候段、千万歎入存候、每度京都残訴指示、

一度而無申落候、其外社中御牒送状、別而雜掌方注進及度々候、雖然、

何方緩怠候哉、又 上意御無沙汰候哉、于今無御裁許之間、失本意候、

雖然残訴事、雖有御帰座可有御成敗之旨、被仰下之間、尚以堅可申入

候、只今御帰座之儀、若輩被相宥、可被随御役段、殊日出候旨、学侶

評定候也、恐々謹言、(72才)

卯月十一日

供目代好芸

兩惣官御中

若宮神主殿

六方返状

就社訴事、社司而若輩衆被相宥、被承諾候間、御帰座可為無為旨、御披露殊珍重候、理訴事上者、假雖御帰座以後候、於于公方曾而不可有疎略、如在之儀候旨、評定候也、恐々謹言、

卯月十三日

六方衆等

両惣官御中

若宮神主殿

一、十三日、六方衆議状到来、其故者、(遠清)十市・(遠勝)八田・(景遠)新賀・(遠)橋原名字ヲ可取出旨命之、仍両惣官・若宮神主等代官參社頭、学侶六方使節・承仕・中綱・仕丁丸ヲ召具テ參社、則取出テ渡訖、

(附)遷神木御帰座

一、今日十三日酉魁、社頭門々悉以開門之、大工等參テ不及案内開門敷、去宝徳

三開門之時者、学侶使節美舞房兩人禪栄房承仕以下召具テ被參之間、両惣官

代官以下出合テ開門也、而今度有案内条、違反規者也、(73オ)

御帰座事、

一、十三日酉魁、八方大衆蜂起在之、戌下剋參向社頭、六道マテ貝ヲ吹、於

南門三ヶ度動之、

先前行赤衣仕丁丸各取松明、次中綱各取松明、次僧綱、次衆徒各裏頭、舞殿・八

講屋ニ祇候之、社家ハ、社司ハ、社司ハ、住吉ノ、東ノ、辺ニイ之、神人ハ、水垣ノ

内ニ祇候、爰僉議者実舞房得業水俊、舞殿ノ、東ヨリ、第三間床一脚・疊一

帖敷之、木守沙汰也、疊ハ三倉ヨリ出之、則着座ス、庭火リソコノ木本、每事勤之後、

僉議者召中綱テ下知シテ云、立寄テ可被聞僉議云々、此由ヲ中綱来テ常

住等ニ咭之、(73ウ)常住又両惣官ニ申之、其時神主家徳・正預延祐各東帶、庭

上ニ進出テ蹲踞之、于時社司・氏人悉蹲之、而僉議云、寺訴、御成敗

之間、奉成御帰座云々、件子細両惣官請聞テ、參移殿各啓白之、其後末

社司四人御簾ヲ同時ニ奉上テ、御神宝ヲ奉出之、則相觸樂所処、乱声奏之、

手長氏人御神宝ヲ神人ニ渡之、先御弓矢、次御鉾奉出也、若宮分末座

社司祐松・手長氏人祐弥等奉出之、御神宝ハ、悉奉出テ後、住吉明神ノ

前ニイ之、三方神人等少ヲ持テイ之、樂所等止乱声ヲ、奏還城樂、神

明出行ノ役人ノ社司各垂覆面、御体出御(74オ)時分、伶人住吉社ノ東裏ニテ

立向テ一打之、御神宝ハ、兩判官ノ間ヲ通テ進ム、御体ハ、一曲ヲ舞テ蹲マテ、住

吉ノ前ニ御逗留アリテ、御見物之後、奉成神行畢、

若宮ノ御行同時也、

一、本社御行烈事、先御神宝ニ行右方御鉾、次御体、次社司、次氏人、次

神人、

御役事、自移殿至本殿、各社司ノ役也、下役ノ神人任例社司役人ニ

奉副者也、

一御殿 神主家徳東帶、下役北郷、

副役権預祐仲衣冠、

二御殿 執行正預延祐東帶、下役南郷、

副役次預延胤衣冠、

三御殿 權神主家久東帶、下役北郷、

副役権預祐前衣冠、

四御殿 新權神主時勝東帶、下役北郷、

副役権預延盛衣冠、

若宮殿 若宮神主祐勝東帶、下役下番常住神殿守春職、

副役神宮預祐松衣冠、

一、若宮御行烈事、先松明ニ行南北末座神人燭之、

次御神宝右方御鉾、次御体、神人等以御柳奉指覆了、

次社司・氏人等、次神人少々、爰末座社司二人差進者先例也、而今度

社司無人数間、最末一人神宮預祐松、扈從ニ參畢、

一、本社ノ御正体奉付テ、御安坐之由、以両常住觸送于学侶衆徒畢、御安

置之間^ニ、万歳楽・延喜楽^{幣殿ノ前}舞之、大鼓、東ノ廻廊^{ニテ}打之、自移殿御帰座之時舞楽等事、去宝徳三御帰座之時始也、今度以彼例舞楽在之、舞終^テ後長慶^ヲ吹^テ、御前^ヲ東へ廻畢、其後大衆被退散訖、

一、若宮殿御正体奉付事終後、御神宝^ハ、南門^へ入^テ、西ノ廻廊ノ内^ヲ経^テ、御宝蔵^ト移殿^トノ間^ヲ通^テ、御宝蔵ノ辺^ニイ之、祐勝^{（76ウ）}・祐松^{（76ウ）}・祐弥^{（76ウ）}、廻廊^ヲ経^テ參御前、

一、本社ノ御神宝^ハ、樓門^{ヨリ}出^テ、御宝蔵^へマイル、社司・氏人^ハ、御後ノ脇戸^{ヨリ}御宝蔵^へマイル、松明在之、^{（松明御ウシロノクチニマツ、御神宝奉納ノ役人、正預}延祐・副役神宮預祐松^{（当參ノ）}・手長氏人延光、^{（正預扨從ノ氏人役也、}

一、今度本社若宮ノ御正体^ニ、青葉^ノ少榊^ヲ打^テ、奉指覆事新儀也、自夜前大雨降、以外也、今日^{（申下廻）}止雨晴天之上、松明・庭火等^{（御体外見不可然旨、依^{（76オ）}二社評定、少榊一方分三十本ハカリ用意之、則奉覆御体訖、若宮へ^{（モ）}彼神人并南郷神人少々奉捧之、此条雖為新儀、神威陵爾不可然上者、向後者可守此度例者也、}

一、少榊^ヲ、南北兩座神人打之、

一、少榊ノ四手紙^ヲ、兩惣官三十枚^{（原紙十五枚ツ、職事^{（二）}下行之、}

一、若宮御行并御神宝奉納料、松明六十把惣官^{（ヨリ）}下行之、^{（一方分三十把充、}以主典御松ノ館^へトリニマイル、燭事^ハ、南北末座神人役也、

一、御神宝奉納事終後、社司・氏人直^{（二）}退出訖、^{（76ウ）}

一、見參社司、

神主家徳・執行正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・權預祐仲・次預延胤・權預祐前・權預延盛・神宮預祐松・若宮神主祐勝、

一、中臣氏人、

治部少輔祐弥・中務少輔延光・散位延俊、

一、大中臣氏人、

民部大輔時憲・宮内大輔師種・刑部大輔師淳・中務大輔家興・大藏大

輔時綱・民部少輔家益・宮内少輔師詮、

一、不參社司、

權預祐識^{（妻女）}・加任預祐文^{（計會）}・新預祐風、^{（參宮）}

一、御簾役末社司無人数間、氏人可勤仕哉、此条於本□□□先規上者、不參社司可及札明之由、内々評定之處、祐仲并延盛裝束以下廻計略參勤間、無子細也、

一、新權神主時勝者四御殿ノ正役人也、而可着衣冠之由、有其間問、祐松以対面申云、御入洛御動座以下俄之時、悉衣冠^{（シテ）}御体ノ御役勤仕、其例無子細候、御帰座者、每度勤時宜上者、衣冠之例且如何之由令人魂間、俄着束帶訖、

一、十四日、御帰座無為之由、申入南曹弁并 伝奏畢、

昨日^{（十三日）}、賢木御帰座、同開門御畢、先以目出候^{（77ウ）}、以此旨可有御披露

候、恐々謹言、

卯月十四日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

謹上 伝奏 修理大夫殿 文章同前、

一、昨夜御帰座無為之由、兩門跡并御寺務^{（東院）}、兩惣官代官^{（家興）}、參申入了、^{（78オ）}

一、十四日、条々牒送寺門、^{（使兩常住代、}

折紙 御帰座無為之条、先以目出候、

一、移殿事、可撤却候哉、可隨御衆議候、

一、每度僉議之床・同畳等者、為木守役沙汰儲之處、^{（条）}先規之處、今度畳事、

無用意之間、及臨期違乱間、為社家申付了、為後記令申候、可被仰付候、

一、昨日社頭御開門之時、不及御案内候、違先規候歟、

一、御動座之時、三方常住・神殿守等祿并御祭物事、是又不依御婦座延否、御下行之条先規候、早々被仰付候者、可^(78ウ)畏存旨申候、条々以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

卯月十四日

延祐

家徳

供目代御房

一、供目代内々返答云、条々御牒送之趣、可披露集候、移殿事、早々可被撤却云々、

一、同日^(78ウ)、学侶衆議状到来、

夜前神木遷御正殿候、誠天下泰平寺社繁栄大慶候、珍重々々、就中、社頭諸門開御事、可牒送申^(79オ)、^(79オ)篇目繁多之間、書状沙汰落不進候哉、為得御意令牒送之^(79オ)、^(79オ)学侶評定候旨、可有社中御披露候、恐々謹言、

卯月十四日

供目代好芸

両惣官若宮神主御中

一、同剋到来、

神木御婦座無為無事尤珍重候、就其移殿事、急可被撤却^(撤)之由、学侶評定候也、恐々謹言、

卯月十四日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、十五日、移殿撤却畢、面々番匠^{ニテ}如元破取之、畳并御簾等^{ヲハ}本承仕請取^テ、御倉^ニ納之、運事宿直人^ノ役也、渡事^ハ、兩常住奉行之、

一、移殿床事、可取退之處、修理所無沙汰之間、申遣供目代返^(79ウ)、則被申遣修理所云々、後日取退之、

一、当春季春日祭事、依御動座閉門延引之、仍無為開門上者、可有遂行

之由、自寺門被申間、社家返答云、同季内^{ニテ}他月遂行例且三ヶ度也、他季^ニ遂行事、一度^{トシテ}無其例^{□□}慮且難測、可為如何之由、以書状^(80オ)返答寺門之處、重而衆議状到来之、

来廿五日春日祭事、任他月之例可被施行之由、致牒送^(80オ)、季移之例事、不審之由牒承候、誠於此段者、今度無覺悟候、所詮、能々為社中先例尚々被相尋候者、可目出候、肝要来廿五日春日祭事、不日之間、前精進以下不可然之由承候、云他之季先規^(云脱カ)、篇々廿五日之始行者、不可得之儀候哉、能々先規被相待、今度之申^(云脱カ)、必々施行之儀、被經御沙汰^(者)可目出之由、学侶評定候也、恐々謹言、

四月十九日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

尚々^{袖書}雖他季候、施行候先例候者、来月始之申^{八日}被施行候者、可目出候、

一、廿日、学侶衆議之状到来、

若宮祭礼事、当月廿七日可有施行之旨、雖相觸岡方、願主役不可為成立之由被申間、無力来月十七日令延引候、能々可被相意得旨、学侶評定候也、恐々謹言、

四月廿日

供目代好芸

両惣官御中

若宮神主殿

一、廿一日、旬御神事如例、白杖^{頼春}・御幣^{春主}・散米^{春富}、旬日並朝夕、四種、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・家統、自今日音楽在之、

一、今日御供已後、水屋神楽遂行之、拜殿衆沙汰也、此御神楽^ハ自去二

日可始行之処、依御動座延引也、

一、廿二日、水屋神樂在之、若宮方沙汰云々、

一、廿三日、水屋神樂在之、南郷方沙汰、

一、廿四日、水屋神樂、北郷神人等沙汰也、今日大雨之間、於着到殿可

致酒宴之由、申請之云々、兩惣官許可云々、且無先規(81)歟、

一、廿五日、呪師猿樂參上社頭、兩惣官下行物任例下行之、凡薪猿樂去

二月(82)可有遂行之処、依御動座・閉門等延引之、仍自明日於南大門可
有其沙汰云々、

一、廿六日、於南大門猿樂在之、

一、院雜色來(83)申云、年始吉書事、大訴御落居、寺社御儀無為之上者、

御下行物事可請申候、次就御公事篇兩三度罷下候、糧米事同可有御下
行由申之、社家返答云、吉書事、年始最前之祝言、書札通達初之吉書也、

而大訴公事条目不及吉書、被下長者宣(84)、又進上書狀上者、当年事難
請取申、此上者節料事不可下行也、將又糧米事、同大訴之最中分(85)行
不可叶旨、申付了、仍種々雖令申、不及下行間、歸京訖、

一、廿七日、於南大門猿樂在之、

一、廿七日、春日祭事、牒送寺門、

春日祭事、相尋一社候之処、他季遂行事、無先規候、凡神事始行以來
及六百余歲候、自然依停滯一向闕如例數ヶ度候、同季之内尚以他月例、

嘉禎二年春季(86)三月三日・享德三年冬季(87)十一月十九日・長祿三年春季(88)三月十四日、

以上僅三ヶ度候上者、非春冬季而遂行事、曾以無其例候、且可為如何
候哉、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

四月廿七日

延祐

家徳

供目代御房

一、廿八日、円満寺座金春大夫參社頭、

一、廿九日、坂戸座金剛大夫參社頭、

一、五月一日、旬御神事如例、旬白杖基定(89)・御幣守弘(90)・散米徳

繼、(91)旬日並朝夕、朔御供、本六種、見參社司、家徳・延祐・家久・

時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師

和・家統、不參社司、祐識(92)・祐文・祐仲・延盛、各故障、

一、今日(93)一日、夕崎座觀世大夫(94)參上社頭遊之、抑今日夕崎座參上(95)
自拝殿社家出仕砌被申云、惣領ノ藤若觀世大夫ハ、為勸進在国也、庶子京

ノ觀世(96)者輕服也、仍可參上体無之上者、可為闕如旨被申之、(97)

人(98)沙汰(99)社家評定云、薪猿樂者当国猿樂国役也、有限神事也、依之、先

年坂戸座金剛大夫在国之時、別ノ座ヲ相語テ勤仕条分明也、殊夕崎座音
阿弥(100)令下向(101)於南大門遂其節上者、彼音阿可參上之旨、為拝殿

堅可被加下知之由返答之、則被加下知之処、老骨數番可沙汰事難叶候由
申之、重下知云、誠老体難洪有其謂、隨其時宜可被故実、先可參勤之旨、

種々加下知間、今日音阿ミ參上、則五番勤仕之、

一、二日、鴉座法正大夫參上、社頭、

一、二日、学侶衆議狀到來、

春日祭移他季被施行事、無先規者無力事候哉、無先蹤之子細、京都御
注進可目出旨、学侶評定候也、恐々謹言、

五月二日

兩惣官御中

若宮神主殿

一、五日、御節供御神事如例、日並朝夕、四種(102)節供(103)六種代、四種(104)西殿御節供代、神

戸(105)坂原、奄治、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐風・

祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊(106)・大中臣氏人、時憲・師種・

師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、今日樂所へ日並御供事、当月者正預方下行也、凡樂所下行日並者、

正月二日神主・三日正預・三月三日神主・五月五日正預・七月七日神主、

九月九日ハ、会式遂行之時ハ、三橋御節供ヲ兩惣官ヨリ下行之、若会式無遂行時ハ、七月七日ニ引繼テ、日並朝夕正預方ヨリ下行之、以上本式如斯、

爰去年ヨリ依門門音楽無之、仍正月二日・三日并三月三日不及下行間、今日五月五日始也、然者、今日始而可被下行由、於樓門令申処、当月正預下行之月也、先可有下行旨被申間、二御殿分則下行（85オ）於不可依月々各度上者、今日正預方下行尤不審也、

一、十一日、旬御神事如例、白杖・御幣・散米北郷神殿守□□□□、旬日並朝夕、本六種・本六種・見參社司・家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・家興・時綱・家益・師詮・時隆・家統、

一、来十七日若宮祭礼必定云々、則自学侶衆議之状到来之、

一、十六日、若宮祭礼夜宮神供等、日並御供ニ連続シテ備進之、願主等社参如例、

一、十六日、夜宮田楽頭屋ノ御幣、晚景ニマイル、頭人宗聚善教房、（85ウ）・覚俊善恩房、兩方ノ御幣八本、各四本充・軾二端、各一端充、本社分就神供備進ノ当番一薦八条権預祐識拜領之、代官祐松啓白之、若宮分御幣二本・

軾二反彼神主拜領之、凡連日ノ大雨以外也、

一、十七日、若宮祭礼如例、去年分也、依寺訴延引之、

先十七日寅題出御、別会所ノ催并乱声等如例、催ノ使ハトカメ也、先初度ノ催ノ時、若宮方昨日ノ番ノ神人役ニテ、兩惣官并社司・氏人ノ參籠宿所等悉、并談義屋南北ノ兩座神人ノ座ニ、初度ノ案内ヲ申之、（86オ）・第二度ノ催ノ時、又如先社中相触テ、初度ノ乱声ヲス、ム、第三度ノ乱声ハ、出御ノ時也、第三度ノ案内ノ時、又社司・氏人宿所之悉相触之、第二度ノ案内ヲ聞テ、社中用意シテ、第三度ノ案内ノ後ニ、社家出仕之、各着拜殿円座、

于時若宮常任来テ申云、社家悉御出仕候哉、可奉成御出云々、此条規式如斯、爰当年事、十七日寅題、既成時剋之処、不申案内、暫アリテ初度ノ案内ヲ大宿所并墨絵屋へ申之、大宿所ニハ神主代參籠、墨絵屋ニハ正預代參籠也、仍兩所申之、船戸屋ニハ氏人祐弥參籠、松屋ニハ時憲・師種・師淳・家興・時綱・師詮參籠之、此兩所ハ案内ヲ不申之、（86ウ）・墨絵屋ハ案内ヲ聞テ、面々出仕拜屋、爰評定云、三ヶ度案内ノ事、社司・氏人參籠所悉ニ相触ハ、古今先規也、而今曉無其儀条如何哉由相尋、番神人安永申云、兩惣官ノ御宿所ハカリハ案内ヲ申候、於自余社司・氏人御屋者、曾以無先規由申之、此条以外緩怠也、雖然、既出仕之上、臨期違乱無勿体間、追而可有糺明云々、

出御行烈次第

先松明二行南北末神人四人燭之、松ハ五十把充、兩惣官ヨリ下行之、

次散所神人、

次御体、役人若宮神主祐勝、束帶下役下預常住春職、（87オ）

三方神人等前後ニ供奉之、

次社家供奉之、

次案内、奏慶雲葉、

次衆徒、

次雜人、

馬場殿ノ殿内御祓祐勝勤仕之、但代官ニ祐前勤仕歟、大麻一本、散米折櫃ニ入テ、木守沙汰進之、春職取次テ持參之、御祓ノ後、奉安置、御体訖、御簾役ハ、当參ノ末座ノ社司役ナリ、神宮預祐松衣冠、參勤之、常住来テ御簾ノ御役ト勤時分參之、御体殿内へ入給時、御簾ヲ上テ、其後退出之、（87ウ）・殿内ヨリ出ル時ハ、祐勝アケテ出也、末ノ社司ハイロハス、（87ウ）

次社家着座、

東床在差庭、大中臣社司・氏人、

西床在差筵、中臣社司・氏人、

若宮神主ハ、御殿ノ階下、差筵、松明百把、木守沙汰也

次御燈呂懸之、木守所進

次御前松明二行二燒、木守沙汰

次別會五師奉幣在之、延恩房宗秀、氏人祐弥御幣ヲ取次テ、祝師祐勝ニ渡之、

祝申後、奉獻春職、

次拜殿巫女出仕、御子舞并白拍子以下舞之、此時御(88才)□神樂、菓子大小、

瓶子、一盃、銚子・鍬等木守沙汰進之、

次御神樂以後、面々退出之、

一、辰剋、社家出仕之、拜殿巫女出仕之、御子舞・白拍子舞之、渡物ノ時分退出之、

渡物次第

先白杖并御幣五本此内四本ハ本社分、赤衣仕丁捧之、

次十烈、東帶、次日使、

次樂人、郷御子、拜殿、次巫女、

次細男、東タイコノ北辺ニイ之、次日使參御前、

次巫女着座、東郷御子、西拜殿、次猿樂四座、二村ニ參之、

次日使奉幣、祝師祐勝直ニ請取テ、祝申之、奉獻春職、

次御棚打敷々之、生絹一幅、

次御供伝供、左右ノ樂屋二十天樂ヲ奏之、

階上左方、正預延祐、階下、家久・延胤・祐松、

階上右方、若宮神主祐勝、階下、時勝・祐前、

神主家徳雖令出仕、老体之間、不合期之故、不立所役、

一、次十烈乘馬、在歌、次東舞、

次馬張、在隨兵、次競馬、

次流鏑馬、在隨兵、次振鉞、三節、

次四舞、在隨兵、次細男、

次猿樂舞之、四座、次田樂兩座打入本座東、新座西

次田樂ノ御幣奉幣之、神人請取テ、祐勝ニ獻、祝申之後奉獻春職、

次競馬逐之、次社家退出之、

次陵王、納曾利、

次流鏑馬射之、次社家又出仕、

次散手、貴徳此時分ニ御供奉下、

次立合、次相撲、

次拔頭、次落尊、

次還御、奏還城樂、

行列如出御、

見參社司、神主家徳・執行正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・次

預延胤・權預祐前・神宮預祐松・若宮神主祐勝、各東帶、不參社司、權

預祐識輕服・加任預祐文・權預祐仲・同延盛・同祐風、各故障

一、連日大雨之間、今日雖止雨、渡物路次以外也、爰東床ヨリ以拜殿沙汰

人清光被牒送云、路次惡之間、拜殿巫女渡物以外候、以別儀歩ノ板前

可被敷之旨、可牒送別會方候、此条如何由云々(90才)、西床返答云、□儀

ハ度々例也、而歩ノ板事、無先規之上者、難申意見云々、雖然、東床

評定トシテ、牒送于別會所之處、無先規之間、修理所不可隨其儀候歟、

不可叶云々、

一、若宮御体御神四手紙、水原廿枚、就役人祐勝下行之、

一、松明五十把、南郷座へ自正預方下行之、神主方同前歟、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖以下北郷神殿守參勤之、

旬日並朝夕、四種、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・

祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・

師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆、

一、今日評定云、去十七日若宮祭礼出御案内事、社家之宿所々々へ悉申之

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

(89才)

条先規也、兎角及異儀之条、緩怠之至極也、彼番神人安永可被止出仕

旨、以兩職事申送若宮神主、^{祐勝}方畢、返答云、意得申候、可加下知云々、

一、廿二日、若宮方神人等以使節社務^{若宮神主}、方^ハ申入云、祭礼案内事、

□惣官ノ御宿所ノ外、不申入条先規候、此上者、^{91ウ}於安永者、御免候様、

為御社務御披露惣社候者、可畏入云々、返答云、此条先規相違也、然

者、曾不可有承引上者、披露不可叶云々、其後条々雖歎申入、無取次

披露云々、^{91ウ}

一、六月一日、旬御神事如例、白杖頼春^{南郷二}・御幣春主^{同三}・散米春富、

同四、旬日並朝夕、朔御供、本六種、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・

時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師

和、

一、今日出仕之時分^三、若宮神主方^{ヨリ}職事神人^ヲ座中ノ使節安憲^二相副^テ、

於樓門披露^{シテ}云、祭礼案内事、惣座神人等申趣者、兩惣官ノ外、^ハ不

申入之由、相存之処、社家御記分明之由被仰出之上、又近年儀無異論

上者、悔先非歎申候、向後者、三ヶ度ノ案内任先規、云社司云氏人、^{92オ}

御參籠御宿所悉^ニ可申入候、此上者、可蒙御免之由歎申候、則使節安

憲^ヲ相副^テ牒送申候、且可為如何哉之由令申、返答云、向後事領狀申

上者、御披露趣意得申之云々、其後以兩職事申送、若宮神主方云、案

内事、悔先非歎申入上者、出仕事可被免除候、尚々向後事無違乱之様、

可被加御下知云々、則安永出仕免除畢、

一、今日法蓮御幣無沙汰之云々、

一、三日、惣社会合、於神主私館在之、

一、十一日、法蓮御幣備進之、依為御供以前、就昨日当番正預代官祐松

啓白之、^{92ウ}

一、十一日、旬御神事如例、白杖・御幣・散米以南郷・神殿守等勤仕之、

旬日並朝夕、祝園本六、公方本六、見參社司、家徳・延祐・家久・祐

識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・

延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時

隆・師和、

一、今夜^{亥刻}、於若宮拜屋、延年一反在之、遊僧・白柏子^{〔柏〕}・乱拍子^{〔章〕}等舞

之、管絃者以下參之、大夫公憲秀^{水坊}、興行之云々、社家輩^ハ直垂^{ニテ}杉

ノ本^{ニテ}見物之、希代見事也、杉本^ハ遠^テワルシ、向後者御前^ニ着座^シ

テ、見物可然也、^{93オ}

一、十四日、祇園会在之、

一、廿日、修正執行之云々、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖春主^{南郷二}・御幣春直^四・散米春景、^{同五}

旬日並、四種等、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・

祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・

師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、今日御神事時分、職事披露^{シテ}云、去十一日被加御下知候法蓮御幣遅々

龜品事、彼祈禱師春恩^{南郷}・春職^{若宮}、兩人申合問、則罷向問答之処、

講衆等申趣、料田有名無実之間遅々延引、如形備進申候、涯分致計略

其子細可申入候由、御請^ヲ申候云々、^{93ウ}凡此幣^ハ往古以來備進之御幣也、

自然無沙汰之輩在之時^ハ、為社家公事神人^ヲ許可^{シテ}催促之由、旧記分

明也、

一、廿七日、衆徒山入在之、^{94オ}

一、寬正五年^{甲甲}、七月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、

朔御供、公方本六種、白杖基定^{北郷一}・御幣德繼^{同三}・散米吉実、^{同四}

見參社司、神主家徳・執行正預延祐・權神主家久・權預祐識・新權神

主時勝・次預延胤・權預祐前・權預祐風・神宮預祐松・若宮神主祐

松

勝、中臣氏人、治部少輔祐弥・中務少輔延光・散位延俊、大中臣氏人、民部大輔時憲・宮内大輔師種・刑部大輔師淳・中務大輔家興。民部少輔家益・大藏大輔時綱・宮内少輔師詮・時隆・師和・家統、不參社(95才)司、加任預祐文・權預祐仲・權預延盛、各故障、

一、七日、御案餅御神事如例、兩惣官代官以下參勤之、正預代社司衣冠、(95才)四種(西殿)代、神戶、櫛本庄以上、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識、

時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・家統、

一、今日一御殿日並朝夕、神主方(ヨリ)下行樂所畢、

一、櫛本大庄御飯鹿品之間、不可然之由加下知了、(95ウ)

一、十一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、本六種、本六種、

白杖基定(一)、御幣守弘(二)、散米吉実(四)、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、十二日、神主廻文到來、使若北郷職事神人也、

就御讓位事、為雨風御祈禱、殿下御奉書如此、子細見彼面候歟、仍番張一紙織進之候、無相違候者、各可令加奉給候哉、恐々謹言、(96才)

七月十二日 神主家徳

謹上 正預殿并權官御中

追申、若宮神主殿同有存知給候、重謹言、

定 御讓位風雨御祈禱結番事、

一番 神主 若宮神主奉

二々 正預奉 次預奉

三々 權神主奉 大西權預奉

四々 八条權預奉 下權預奉
五々 新權神主奉 大西新預奉
六々 加任預奉 神宮預奉
七々 慈性院權預奉

右、自來十三日迄十九日、一七ヶ日之間結番次第、各無懈怠可令參勤給之状、如件、

寬正五年七月十二日

來十九日可有御讓位、無風雨以下難之様、自同十三日一社一同抽丹誠、可致御祈禱之由、綸旨如此、早可令存知由、殿下御氣色所候也、仍執達如件、

七月十日

謹上 兩惣官御中

私云、綸旨、不下云々、

一、十五日、御節供御神事如例、御供三ヶ度、日並朝夕并乙木庄、見參社司・氏人、去十一日(二)同之、

一、十九日、御讓位御祈禱御卷進上之、

一、今度御讓位衣服用途事、就神主職二千疋可進上之由、御執奏御奉行(編者)被仰出聞、先規不覺悟之由申上之、而去応永十九年御讓位之時、神主進上之、但歎申入聞、五百疋(ニテ)被閣之云々、其時神主(97才)、師盛卿也、然者、武家御師、御礼分(ニ)混乱歟、上古更不承及次第也、

其上當職事、當時有名無実也、可有御免之由、種々雖歎申入、全分御免不可叶由、被仰出之間、式百疋分(ヲ)進上之、此条修南院殿(ニ)被談合申云々、正預方(ハ)一向不及沙汰者也、武家御師(師淳、モ)不及沙汰云々、

一、廿一日、旬御神事如例、御供四ヶ度、旬日並朝夕、四種、白杖基定・御幣德繼・散米吉実、見參社司、家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・

風・祐松、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・

家興・時綱・家益・師詮・家統、不參社司、家徳(服)・延祐・祐文・祐仲・延盛(各故障)・祐勝(服)、

一、今日上役物官不參之間、權神主家久(東帶)、勤仕之、若宮神主祐勝不參之間、為上役家久若宮殿へ參之、旬御供備進之、祝申後退出之、祐松、為末座役分參勤之、仍下役并朝御供備進シテ祝申之後、帰參于本社畢、若宮神主隨身之氏人家益一人祇候シテ、夕御供并四種御供備進之、祝申之也、且氏人勤仕先例也、(98才)

一、八月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔御供、公方本六種、白杖春主(南郷二)・御幣春富(同三)・御散米春直、(同四)、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、不參社司、祐文・祐仲・延盛、各故障、

一、今日若宮殿ノ旬盛タル蓮崩(テ)、大床落御、以神人申送御供所盛直畢、仍若宮殿ノ御供クエス、可有御意得由、任例以常住神殿守(于時上番)申送于本社之処、宗時(カ)□□ニ(マ)、(99才)於本社申之、但樓門ニ社司御着座ノ□□ニ立ナカラ件子細ヲ申之、此条以外緩怠候也、仍本社ノ社司等、以兩職事若宮方へ申送云、今日御牒送使節神人(マ)、樓門ニテ乍立令披露、不及御返事承退出之、此条緩怠之至極也、且無先規、早可被止出仕之由申送畢、神宮預祐松為末座役祇候若宮、帰參于本社之後、重而評定云、乍立披露緩怠不能左右、以常住宗時、於若宮蒙御下知、直ニ子細ヲ請取ナカラ、代官ヲ召仕条、緩怠自由至也、同可被罪科哉(ト云々)、爰社司評定云、宗時乍蒙御下知、差進代官之条、自由至也、代官科条ハ不可通正員之条通法也、雖然、今日儀非公事緩怠、当座(99才)「使節緩怠也、於宗時者、就惣別無緩怠仁体也、且堅歎申間、以別段之儀被優免訖、至(マ)者緩怠至極上者、可被止出仕之由、重而以兩職事申送若宮

神主方訖、九月四日免除之、
一、今日一日、自 大乘院家恒例八朔、御幣壇紙一束・白布一端被進之、述啓白拜領之、

一、六日、季行事状到来、
御八講事、自來月四日執行旨治定候、仍社司・氏人交名事、急可示給候者可目出候、就其、神馬・軾等事、如先々可被用意候、可為珍重之由、評定候也、恐々謹言、(100才)

八月六日 季行事会合衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、十一日、旬御神事如例、

一、十七日、神主廻文到来、御幸御祈禱事也、
長者景案

來廿三日可有 御幸始、無風雨以下難様、自同十七日一社一同抽丹誠可致御祈禱之由、
院宣如此、早可令存知之旨、殿下御気色所候也、仍執達如件、(100才)

八月十五日 修理大夫頼弘(奉)

兩惣官御中

私云、院宣未到来、

定 御幸始風雨等御祈禱事、

一番 神主(奉) 若宮神主(奉)

二番 正預(奉) 次預(奉)

三番 權神主(奉) 大西權預(奉)

四々 八条權預(奉) 下權預(奉)

五々 新權神主(奉) 大西新預(奉)

六々 加任預(奉) 神宮預(奉)

七々 慈性院權預(奉)

(100才)

右、自今日^{十七日}、守結番次第、各無懈怠可令參勤給之狀、如件、

寛正五年八月十七日

一、廿三日、新^(後花園)院御幸^(足利義政)室町殿云々、関白殿^(持通)・室町殿^(一条殿)・諸公御卿

供奉云々、

一、廿一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、四種等、白杖春直^{南郷}・御幣春

景^{同六}・散米春房^{座頭一}、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・

祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・

師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、^(101ウ)

一、今日神殿守三人可參之処、二人參勤也、仍札明之^(一)、一萬春前^{現病}・

二萬頼春^{現病}・三萬春主^{遠忌日}・四萬春富^{田舎在庄}、於春前者、每度号

現病条不審也、以宝印捧告文者、可閣由下知之処、以告文歎申間被閣

之、頼春重病無其隱、春富不參併緩怠也、不可然、則止出仕畢、

一、廿四日、辰市八幡宮夜宮如例、御神楽遂之、祐識參詣之、

一、廿五日、八幡宮頭役正預延祐勤仕之、但代物皆料四貫五百文、沙汰

所^殿被渡之、仍一方頭人^{井戸二郎五郎子}、彼方へアツラヘテ、里御供之

様盛之、神宮分無之、背先規者也、所職人饗膳代一前別四十文充、正^(102才)

預殿へ沙汰進之云々、

一、九月一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、白杖基

定^{北郷一}・御幣守弘^{同二}・散米徳繼^{同三}、見參社司、家徳・延祐・家久・

祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師

和・家統、

一、四日^{ヨリ}御八講遂行之、季行事性舜房律師春覚^{河上}、故河上折戸三郎五

郎入道^(マ)、次男也、始東金堂衆也、當時持安堂衆也、一人季頭也、^(102ウ)

白妙御幣以下如例、祝師神主家徳・若宮神主祐勝、

免田御供并追物上分、満座酒上分如例、巨細別紙注之、見參社司、家

徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・師和・家統、

一、第二日^{五日}、御八講如例、

一、第三日^{六日}、御幣役家徳・延祐・家久・祐識勤仕之、今日御衣上分ノ

次、副曳上分殿別五貫文充進之、神馬如常、社家本曳物、如先々曳之、

副曳社司十三人各五貫文ツ、氏人十四人一貫二百五十文ツ、曳之、

送文等久留美ノ積ニ入置之、

一、第四日^{七日}、御八講如常、^(103才)

一、第五日^{八日}、庄御供如例、御幣役家徳・延祐・家久・祐識勤仕之、今

日満座酒上分、本社分四鍬也、若宮二鍬也、委細御八講方ノ日記ニ在之、

一、九日、会如例、仍三橋庄御節供一・二御殿分、両惣官下行在所畢、

一、九日、御節供御神事如常、日並朝夕、四種^{節供六種代}、神戸・小田中・

三橋・吐田等、西殿^八年貢未済之間、相当神供^七八種^ヲ来十一日可令

備進之由、今日披露之、仍九・十萬相待者也、見參社司、家徳・延祐・

家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・

延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時^(103才)

隆・師和・家統、

一、十一日、旬御神事如例、御供六ヶ度、旬日並朝夕、祝菌本六種、公

方本六種、西殿御節供代八種、白杖基定^{北郷一}・御幣守弘^{同二}・散米徳繼、

三^同見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐

勝、両氏々人九日^二同之、

一、今日八種依為西殿御節供代、去九日分^二九・十萬給之、

一、今日^{十一日}、若宮旬御供樂所^番出之、凡毎月廿一日ノ若宮旬^ハ、權官

拝領也、毎月廿一日樂所下行ノ旬^ハ、權官等所出也、仍若宮神主^モ權官

所出^ニ准^テ、權官^{十人}、一巡出後、若宮神主一句出之者也、爰去年^{癸未}十二

月廿三日、依寺訴社頭并七大寺閉門、同廿四日 御動座、当年^{甲申}四月十三日開門 御歸坐也、其間^(104才)自正月一日至四月十一日音樂無之、仍所出兩惣官^{四ヶ月}・權官^{三ヶ月}無之、然者、若宮神主^{所出}、三ヶ月可令延引者歟、雖然、於^{当旬}、相当中十ヶ月之間、如恒例先出之云々、

此趣且可為何様候哉由、若宮神主代披露之、此条非其謂歟、但去宝徳年中依 御動座閉門、數月音樂無之、雖然、中十ヶ月通^{ニテ}若宮旬御供出之、^{于時若宮神主祐村}所詮、代々閉門并御入路之時、每度被止音樂者社例也、早被撰代々記錄、重而可承之旨、社司等評定返答訖、

一、十二日、南郷二藺神殿守頼春死去、仍春主伝任二藺職、新神殿守春房云々、但母^ノ重服也、且重服中拜任神殿守者、今度初例^(104才)、

一、十三日、東大寺伝害会遂行之、田楽頭安樂坊云々、

一、十四日^{ヨリ}祐識当番代官祐弥參勤之、

一、十四日、撰州吹田ノ産靈宮、祐識參詣之、十五日師子窟寺參詣之、十六日歸宅畢、

一、廿一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、四種等、白杖基定・御幣守弘・散米德繼、見參社司、家繼・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐松・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・^{祐夏}大中臣氏人、師種・師淳・家興・時綱・家久・師詮・時隆・師和・家統、^(106才)

一、廿二日、神馬事在之、

一、廿一日、自安位寺殿御綿上分一屯被遣之、延^(経覚)啓白拝領之、

一、廿二日、伝奏御奉書以袖留木大進房使者付遣之、

二星合變異候、仙洞并室町殿御祈事、今日^{廿日}可令致丹棘之由、可令下知一社給、不祓本宿者不可有結願之儀由、日野大納言殿御奉行所候也、恐々謹言、

十月廿日

修理大夫忠弘^奉

謹上 兩惣官御中

此御奉書、廿二日一社会合之砌到来之間、不及廻文^(106ウ)結願日限無之上者、任先例就当番、各可令祈念由、惣社評定訖、^(106才)

(白紙) 一、寛正五年^{甲申}十月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、白杖春主^{南郷}・御幣春富^{同三}・散米春直、^{同四}見參社司、神主家徳・正預延祐・權神主家久・新權神主時勝・次預延胤・權預祐前・神宮預祐松・若宮神主祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・祐夏、

大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、不參社司、權預祐識・加任預祐文・權預祐伸・同延盛・同祐風、

一、十一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、白杖^{春主}・御幣^{春直}・散米^{春富}、見參社司・氏人等朔日^ニ同之、^(107才)

一、廿一日、旬御神事如例、

一、廿二日、神宮預祐松、為小坂算用催促上洛之、

一、廿一日、刑部大輔師淳子息^(子ノ師順)誕生之、^(107才)

一、十一月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔御供、本六種等、見參社司、家徳・延祐・家久・時勝・延胤・祐前・祐風・祐勝、中臣氏人、祐弥・延光・祐夏・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、三日、維摩会 勅使御迎事、以職事神人、自正預方相触之、但廻文并支配狀無之、

維摩会自來十日始行、仍前日御參向之御迎入夫・伝馬事、任例可令下知給之由、南曹弁殿仰所候也、仍執達如件、^(108才)

十一月二日 左衛門尉秀親^奉

謹上 春日兩惣官御中

追申、

来九日未明御参向之間、八日早々京着候様、可得御意候、千万
八日参着候ハテ、不可立御用候也、

折紙
一、通進之候、人夫ハ如先例五人分、可被進納候、伝馬ハ以代物可被進
納一疋代三十疋候、付廻可沙汰給候也、恐々謹言、

十一月二日

秀親

兩惣官御中

一、六日、正預方廻文在之、来十一日祭礼事、上卿御使等未領状之間、
延引次支干云々、

一、八日、南曹弁殿人夫・伝馬如例進之、但伝馬一疋代三百文進之、九
日御下向之、

一、十日、ヨリ維摩会始行之、

一、十一日、旬御神事如例、旬日並朝夕、祝菌本六種、公方本六種、申

御供等備進之、見参、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・
祐勝、中臣氏人、祐弥・延光、大中臣氏人、時隆・師淳・師種・家

興・時綱・家益・師詮・師和・家統、

一、今日於御前伝奏御奉書披露之、

星合御祈禱事、来十五日可結願給之由、日野殿所候也、仍執達如件、

十一月四日

修理大夫忠弘

謹上 兩惣官御中

来十五日、公武御卷数二本可送進之由、評定也、

一、十三日、維摩会ノ延年在之、講師東北院禪師御房、田原坂上、
白土、等遂行之、

一、十四日、雨降間延年無之、

一、十五日、延年在之、

一、十六日、延年在之、

一、十八日、祐識参籠社頭、以前千日参籠不足、漸々令参籠繼之由存者也、

一、十八日、藤章母一昨日^{十六日夜}死去之間、折節藤章在京之間、十七日

告上之処、十八日下向之、直^二社頭西向へ来之、雖为重服、不穢重服

者如輕服^{見服紀令}、間、雖為春日祭精進中、祐識令対面^テ合言畢、殊祐識

祭礼上役人也、

一、十九日、学侶衆議之状到来、

撰州守護方段銭事、社領兩牧務為守護方入配符、可及強入部由、百姓
等注進候、然者、社領不可有正体候間、神用忽可闕怠、頗以外事候¹⁰⁷間、
当月春日祭・若宮祭礼令抑留、可及大訴旨一諾之上者、来廿三日春日
祭不可有施行之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

十一月十九日

供目代專覚

兩惣官御中

若宮神主殿

衆議之趣注進京都畢、^{〔追筆〕}
不及注進之、

一、十九日^{亥刻}、自京都神宮預^{祐松}、方書状到来、南曹弁殿へ参之処、春日祭

事、上卿・弁・近衛使等于今無領状之間、来月十七日可被遂行之由、
被仰出之云々、来月初支干、^{〔110ウ〕}院御前三ヶ御会^{詩歌}管絃^{管絃}在之間、面々御指

合、仍十七日云々、南曹□以長者宣可被仰下之由、被仰之云々、内々
可存知之由申下間、京都儀御延引之処^三、寺門又抑留注進、不可符合之

間、廿日早朝^二学侶沙汰人方へ内々披露之処、以書状可披露之由被申
之間、付書状畢、
就御寺訴、来廿三日春日祭可有御抑留旨、牒承候、雖然、来廿三日事、
上卿已下依難洩、不可被遂行之由、奉行弁被申候、其子細昨夕内々自

京都申下候、於京都者既延引処、自社家者抑留之由注進段、事儀相違、
且陵爾之基候、於社家所存者、依奉行^{〔111ウ〕}弁之無沙汰、上卿已下 勅使
被難洩候条、以外事候上者、来廿三日上卿已下無御参向者、先令放氏
奉行弁、并理運 勅使遁避之体、注給御名字可及放氏之由、御申可然

候哉、不然者未來之祭礼闕如無疑候歟、但宜可為御衆議候、以此旨可有御披露御集會候、恐々謹言、

十一月廿日

延祐
家徳

供目代御房

來廿三日之外者、於当月者無支干之間、(11ウ)今月「祭礼闕如、為以後無勿体候歟、

一、廿日、衆議狀到來、

当月春日祭事、諸色依不成立、來月可有延引旨、自京都被仰下候云々、他月例少々雖其證候、非例之上者、当月必以可有施行通、以飛脚可有御注進候、万一寄事於左右延引候者、弁・上啓・諸役人可及放氏之沙汰候、不被処越度様、可有其沙汰由、学侶評定候也、恐々謹言、

十一月廿日

供目代專覚

両惣官并若宮神主殿

(白紙)

(白紙)

一、廿一日庚午、旬御神事如例、旬日並朝夕、四種、午日御酒等備進之、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前、中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・師淳・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、若宮神主祐勝不參之間、神主家徳參勤之、則御役以後退出之、祐前朝御供備進之後、參若宮、

一、午日御酒備進二、音樂兩度、在之、其式如例、一御殿御看正預延祐、

早出故、

一、一々々權神主家久、三々々權預祐識、四々々新權神主時勝拜領之、延胤分、無之、氏人同無之、酒土器計居之、勸盃役、南郷常任成春代官、北郷、(113ウ)

一、廿一日夕、長者宣到來、

祭礼事、自奉行職事如此御下知候、更非御等閑儀候、上卿・使等闕如之上者、以他月之例可被遂行候、先規無相違之間、其旨可被存知給之旨、南曹弁殿奉行所候也、仍執達如件、

十一月十九日

左衛門尉秀親

謹上 春日兩惣官御中

中御門殿御狀春日祭上卿・使等闕如之間、來廿三日延引畢、以他月例、來月十七日可被遂行、可有御下知社家旨、内々其沙汰候也、恐々謹言、(11ウ)

十一月十七日

宣胤

左大弁宰相殿

当月祭礼有延引之由、被仰出候、殊驚人候、適雖他月例候、依天下觸穢等之儀、無力延引候、上卿・御使以下、依自由之御故障御延引之条、神襟難測候上、如此之儀、併御奉行弁殿御無沙汰之故候間、來廿三日諸式無御下向者、就奉行中御門弁殿、可放氏申之由、寺社一決畢、上卿已下理運御方御難洪候者、被注下御名字、同可放氏申之趣、議定候、一昨日寺門衆議狀進上仕候、委細見彼面候哉、以此旨可有御披露候、恐々謹言、(11ウ)

十一月廿一日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿

一、廿三日午廻、南曹弁殿御返事到來、

当社祭延引事、被申趣付奉行職事、則御披露之処、重如此被仰出候、勅定之旨、更非御如在之儀候、其故者、上卿・使等兼日御問答雖被尽事候、故障之間、所被申非自由之子細等候、仍無力延引事候、他月事、先規無相違之上者、強非陵爾之御沙汰候歟、旁以無違乱之様、可有御下知之旨、被仰出候、(115才)仍此子細同御下知寺門候由、仰所候也、恐々謹言、

十一月廿二日午題 左衛門尉秀親

謹上 春日兩惣官御中

追申、此一通可被伝達寺務辺候也、

春日祭延引事、自社家申注進狀則令 奏聞候了、所詮、今度之儀、上卿并使等各依故指合無力延引了、雖社家申入候之趣其謂候、於公私更無疎略之儀候、然猶廿三日可被遂行之由申候歟、已明日事上、此間御問答不事行上者、於于今誰人可存知候哉、他月例數々度上、各(16)指合之上者、可存無為之儀之由、可然様可有御下知寺門・社家之由、被仰下候也、恐惶謹言、

十一月廿二日 宣胤

左大弁宰相殿

追啓、

社家申狀云、廿三日猶不被遂行者、可為奉行之無沙汰候云々、何様事候哉、此間御問答不事行候、為奉行者以 御点相催計、自七月初此于今致辛勞、每日令馳走之處、結句及無理之御沙汰候、驚入候、可然様(16)可有御下知候哉、

一、廿三日、春日祭延引畢、祭方御供少々備進也、於祭礼者、来月(12)十七日可被遂行云々、

一、廿三日、京都御返事披露寺門畢、

一、廿六日、若宮祭礼夜宮式如例、流鏑馬頭人五人、散在一人(14)田楽頭人西南院(マ)脇坊(マ)本社田楽御幣兩座分御幣八本・軾二段、就其(16)十六日当番社司權預祐識拜領之、若宮御分二本・二段、就彼神主拜領之

一、廿七日、若宮祭礼遂行之、寅剋 出御、御休役彼神主祐勝、三ヶ度案内、若宮番神人、社家御宿所、社司・氏人御方へ悉申入了、面々群參之後、奉成御行畢、祭礼式每事如常、見參社司、神主家徳(早出)・正預延祐(左)・權神主家久(左)・權預祐識(右)・新權神主時勝(左)

方・次預延胤(右)・神宮預祐松(左)・若宮神主祐勝(右)・中臣氏人、祐弥・延光、大中臣氏人、師種・師淳・家興・時徳・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、廿八日、後日見物雜人之内、神殿守東飯屋間(ニテ)喧嘩出来之、庭中血氣在之、於即休者、他所引出(テ)死去云々、仍血氣在所(神前)并死所共以可被遂清祓旨、牒送寺門畢、仍血氣在所先遂清祓了、祭物三貫三百文、以衆徒切文於唐院請之、

一、十二月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕、朔日御供、本六種等、白杖春主(南郷二)・御幣春富(三)・散米春直、四・五、見參社司、家徳・延祐・家久・祐識・時勝・延胤・祐前・祐風・祐松、(祐勝)中臣氏人、祐弥・延光・延俊、大中臣氏人、時憲・師種・家興・時綱・家益・師詮・時隆・師和・家統、

一、十一日、旬御神事如常、

一、十一日、南郷牧務名主職事、自寺門被申付氏人延光畢、

一、十七日、馬場殿血氣清祓料物三貫三百文、任衆徒切文旨、唐院(18)請之、三方常住罷向テ、遂御祓畢、

一、十七日、春日祭遂行之、本月、上卿以下御故障之間、延引畢、上卿西園寺正二位大納言実遠卿、弁、柳原右小弁尚光、近衛使冷泉少将為広、上役權預祐前、(第七)副役神宮預祐松、氏人延光、祭礼式每事如常、

一、廿一日、旬御神事如例、

一、廿三日、山城国祝蘭庄内峯松名御奉書到来、(御奉書案)春日社領山城国祝蘭庄之内峯松名事、度々御成敗之処、菱田違乱不休間、為地人追扨云々、被聞食候訖、(18)如元可被全社家所務之由、被仰付候、仍執達如件、

寬正五年 十二月十二日 之種判 貞有判

辰市殿

御奉書案

春日社領山城国祝園庄之内峯松名事、度々御成敗之処、菱田違乱不休問、為地人追払云々、如元可令社家之所務之旨、被成御奉書訖、可存知之由候也、仍執達如件、

寛正五
十二月十二日

之種判
貞有判

当所下司殿

(本紙欠失)

(春日大社所蔵「社家筆蹟」祐識ヨリ補フ)

「一、加州小坂西方へ前代官喜阿法師并嵯峨宝性院、号有故祐藤借物、

相語小寺次郎左衛門尉、去十一日乱入于当庄云々、章主在庄之処、

政所屋ヲ可渡之由、度々以使者雖令申候、於政所屋者不渡之由、章

主注進廿日到来京都宿云々、仍訴申入公方之処、被成下御奉書訖、

春日社領加賀国小坂西方事、為不入之地度々被成御成敗之処、近日

号借物方、得他人之語令乱入云々、」(後欠)

長者宣案

当社正下遷宮 勅使供給雜事等事、早任先例、充催本神戸以下負所

社領、可令致其沙汰、政所下文遅々之間、且可令下知給候由、南曹

弁殿御奉行所候也、仍執達如件、

五月廿五日

謹上 春日両惣官御中

以上、段別廿五文ツ、五文ハ雜掌分也、田数四十八反、

申子細テ無沙汰、

〔墨附百式拾枚〕社家 大東家伝来」

(切取りアリ、春日大社所蔵「社家筆蹟」二本紙ヲ収ム)

〔權預祐識判〕

(120才)

【補訂】正月六日条の切取り部分に相当する断簡が、春日大社所蔵「社家筆蹟」

延祐に収められており、以下のように修正する。前号一八頁上段六行目「供目代御房」の後に(切断)と追加、次の断簡を挿入し、九・一〇行目の(四行分切取りアリ)をとともに削除。七日条第一項は18ウが元の位置になる。

賢木御動座・寺社閉門之上者、藤氏諸卿御参内、除目・節会等御出仕、

勅使・諸社神役以下、不可有御沙汰之旨、旧冬注進申入上者、定被相触

申諸家候哉、万一寺社之評儀之趣於無承引体者、任例可奉放氏旨、満寺

牒送到来之、早任美正可被仰計候、以此旨令有御披露候、恐々謹言、

正月八日

春日執行正預延祐

神主 家徳

(元18才)

謹上 宿院御目代殿

【訂正】前号掲載分の訂正を掲げる。

一六頁上段八行目、一三二頁上段五行目…(誤) 祐父 ↓ (正) 祐文

一二二頁上段八行目、一三一頁下段二・二三行目、一三三頁上段一〇・二二

行目…(誤) 抽留木・袖留木 ↓ (正) 袖留木

一四頁下段五・八行目…(誤) 湯氣殿 ↓ (正) 陽舜房

一二七頁上段九行目…(誤) 大西権預 ↓ (正) 大西新預

一八九頁上段一三行目…(誤) 十二月十二日 ↓ (正) 二月十二日

一三三頁下段一行目…(誤) 延後 ↓ (正) 延後

(120才)

【解題】

個人蔵。袋綴一冊。二八・〇×二一・七センチメートル。本紙一二〇丁、古い修補表紙、新しい後遊び紙・後表紙。本紙に切り取り箇所あり。紙背文書なし。

記主の中臣祐識は、春日社家のうち正預を出す中臣氏の辰市家（時風流）で、正預従三位祐時の二男、文正元年（一四六六）九月二十二日に六十八歳で亡くなっている。¹ 臈次が上の大東家（秀行流）の延祐が康正二年（一四五六）より正預で、次位の権預として長く過ごした。兄祐村の子孫がなく、祐識の子孫が嫡流となっている。祐里から祐識へと改名しているが、読みは「すけさと」で変わらないだろう。本記の寛正五年（一四六四）には権預従四位上、六十六歳で最晩年の日記となる。

本記は寛正五年の正月一日条から十二月二十三日条までのほぼ一年分の日次記である。本記は清書本で、祐識は高齢であるが、紙背文書として伝わる祐識書状との比較からは、自筆の範疇にあるように見受けられる。² 冒頭に目録が付せられ、ここでは末尾に二十四日条「^小坂守護乱入御成敗事」を掲げ、「夜御供」も大晦日の準備に関することであろうから、ほぼ年末まで備わっていたのであろう。³ 二十四日条の一部となる断簡が春日大社所蔵『世家筆蹟』に収められており、前号収載の正月六日条の切り取り部分と併せて本号に掲載した。本年の南都の記録は、『経覚私要鈔』が五月から十月（五月一日から十月六日まで在京）、尋尊『大乘院寺社雑事記』が四月十三日（神木帰座）から九月および十二月十七日以降と、ともに欠失部分があり、本記はその間の動向を補う。⁴

本記の相当部分を占めるのが、神木動座に関する記事である。京都や興福寺と交わした文書も多数写され、神木動座としては最末期の事例を詳しく跡づけることができる。この時の神木動座は、前年末の十二月二

十三日に閉門、二十四日に移殿へ動座しており（『大乘院日記目録』『古今最要抄』六）、本年四月十三日に帰座する。本記正月十五日条に、伝奏日野勝光の使者吉田忠弘が下って「寺訴五ヶ条」に関する將軍の裁許をもたらししている。五ヶ条は「播州兵庫閔事・和州宇智郡事・内州山田庄事・山城田辺庄事・越前坪江郷内藤沢名事」とある。訴訟の内容は本記では詳しくないが、発端は『古今最要抄』六に、また尋尊編『神木動座度々大乱類聚』（国立公文書館内閣文庫所蔵大乘院文書）は、年代記的な記述で概要を把握しやすい。先の五箇条に対応する部分を引用する。

四月廿六日、千部会修之、別会五師宗秀、今度寺訴毎事無為、兵庫閔細川船事、於向後者押而不可通之云々、坪江藤澤名事、如元被返付于大乘院家了、河内国山田庄返仏地院、山城国田ナへ庄返東院、当国民以下私反銭事、向後不可懸之云々、河口庄之内溝江郷放火事、朝倉所行不可然之間、於朝倉者可有御罪科之由被仰出、則朝倉所持之本庄郷公文政所職事并落名事可改之旨触下書下了、大綱無為者也、仍神事法会以下未始行分、悉以行入之了、

五月廿八日、寺官英深・順懷両五師上洛、訴申入趣兵庫閔船事、近日又山名船可押通旨申之事、朝倉進退事于今無一途之間、条々可被仰付事云々、

正月十五日の裁許により興福寺の要求の重要部分は認められ、翌日を期していた金堂前遷座は止められたが、春日社の訴訟について裁許がなく、社家は帰座の奉仕を放棄すると寺へ主張しだす。寺は社家を説得しようとするが、寺訴も二十一ヶ条（正月二十四日条）あったらしく、寺内でも再び正月二十九日を金堂前遷座と決する。これにより二月上申（一日）の春日祭は延引となるが、先の裁許に加えて守護の遵行状（注5参照）が下され、寺の判断で遷座は行われなかった。なおも社家は社訴の裁許を寺に要求し、二月十三日を期して遷座と決したが、兵庫閔船の件

で上使が派遣されることとなり回避される⁽⁷⁾。裁許を後回しにされた社訴は、二月二十九日条に走井弓場跡事・祝蘭庄峯松名并久世庄鶏冠井郷事と見える。走井弓場跡は六車郷内^(撰津国豊高郡)で、將軍御師である西師淳が地頭職を知行しているが、二十五日条に裁許のあった旨が見え、長祿四年（一四六〇）に寒川方の給人から社家へ付けるよう訴えている件である⁽⁸⁾。三月十三日条には「残訴」として峯松名・鶏冠井郷違乱事と通法寺庄事^(河内国河内郡)があげられている。これらのうち祝蘭庄は^(山城国相楽郡)、辰市祐時の子孫が預所職（公文職）を相伝するとされ⁽⁹⁾、十二月二十三日条には菱田の違乱を停止する奉行人奉書が祐識に下されている。ともに春日社領内の闕所は社家に付けられるべきと主張している。

『神木動座度々大乱類聚』で五ヶ条の他に載る「当国民以下私反銭事、向後不可懸之」については、個々に名を籠める処罰を行っていた⁽¹⁰⁾。本記の三月六日条に山田新左衛門尉、同九日条に伊岡、同三十日条に布施播磨守行種、四月六日条に越智彈正忠家栄、同十三日条に十市遠清・八田遠勝・新賀遠長・檜原景遠の籠名が解除されている。『大乘院日記目録』正月二十五日条に「六方与国民檜原確執、依名字籠事也、国中私反銭為寺門停止之処、不承引故也」とあるが、本記の同日条は詳しく、檜原は「今度大訴之随一」とされて籠名の対象であったが、社参に奈良へ上つて来るので、六方衆はそれを阻止しようとし、成身院光宣（前号の翻刻では「陽舜房」と訂し忘れた箇所がある）は檜原を手助けしようとして合戦となり、檜原は下向した。二月十四日条では、檜原が奈良へ攻め上がるというので、社頭を社家・神人が武装して警固した。国民の他に籠名となった者には、四月七日条に朝倉教景（英材孝景）も見える⁽¹¹⁾。越前国河口庄・坪江郷をめぐる混乱は続き、『大乘院寺社雜事記』翌六年十二月十四日条に引かれた広橋綱光放氏の注進状でも、藤沢名年貢に関する

の去年正月の裁許が履行されないことを問題としている。

寺社の要求が全て満たされたわけではないが、寺の説得に伏して、社家は若輩衆を宥め、四月十三日の開門・帰座で妥結する。この帰座の次第は詳しく記録されている。ついで延引となった祭祀の実施が課題となる。二月の春日祭は、四月十九日・二十七日と寺社の遣り取りがあり、春冬両季以外に移して行う例はまれで、五月二日に中止となった。前年十一月の若宮祭も延引となっており、五月十七日に行われた。簡略な『大乘院寺社雜事記』に比して（別記「若宮祭祀馬長頭方」がある）、祭祀全体を詳しく記述する。連日の大雨で渡物の路次が悪く、板を敷くことも提案された。この時には、当番の神人が開始の合図を知らせる社司・氏人の範囲が問題となり、二十一日・二十二日・六月一日とで、全員に連絡することが決せられ、本年分の実施の際には守られることになる（この件については『古今最要抄』四にも記事がある）。二月の薪猿楽も四月二十五日から五月二日にかけて追行の記事があり、これについては後述する。

六月十一日には、水坊大夫公憲秀の興行により、若宮拝屋で延年が営まれていた。憲秀は、長く衆中沙汰衆として検断との関わりを確認できるが、内梵音という興福寺の声明師で、法会・延年に出仕している。『大乘院寺社雜事記』寛正三年六月六・十日条に末寺（長谷寺・多武峯など）での延年の若音の差配について「令水坊相承子細在之」といい、水坊は興福寺支配の芸能者（若音・遊僧・鼓打など）延年を構成する諸役者を統括し、先代らしき太輔公憲済も永享十二年（一四四〇）の手向山八幡宮の延年で東大寺の要請により芸能者の差配を担っている（『管絃講并延年日記』⁽¹²⁾）。神木帰座との関係は明示されていないが、興福寺延年の統括者による催しで、衆中の沙汰なのである。

また帰座後の十一月の本年冬季の春日祭も延引した。春日祭は上申が

十一日のところ、上卿らが領状せず、十九日には摂津の社領の守護反錢をめぐって寺より訴訟のため、次の申日の二十三日の実施は延引、さらに十二月五日は院三席御会との差し合いがあり、十七日に行われた。奉行の中御門宣胤の放氏まで持ち出されている。若宮祭は春日祭の実施が決まって、この時代の式日である十一月二十七日に行われた。

この他、主な社頭の異変記事としては、二月十一日条の御間橋（本社と若宮の間に掛かる小橋）の造替、四月一・二・十三日条の羽蟻出現があり、八月一日条には、若宮で御供が崩れて供え直したことを神人が本社へ伝える際、代官が樓門で立ちながら報告したことが咎められている。

九月四日からは、春日八講（社頭での恒例の法華八講）が営まれている。第五日の八日条に「委細八講方ノ日記ニ在之」という。季行事（季頭）は通常二名のところを一人で、性舜房律師春覚（河上辻房）が勤めた。故河上折戸三郎五郎入道の次男で、始め東金堂衆であり、現在は「持安堂衆」だという。東大寺『法華堂要録』九月四日条では、「織戸（性舜大）東金堂里衆分」、『経覚私要鈔』九月四日条には「帯妻者也」とあり、『大乘院寺社雑事記』八月十五日条では「堂衆之内浄行者任律師事勿論也、為里衆如此事且無其例云々、雖然為一人季頭事、当時者随分之寺役也、仍為寺門許可云々」とある。河上荘内の出身地に自坊を構える里衆という範疇の人物だが、大きな負担を果たしうるので特例であったという。衆徒の筒井順永が、学侶の階梯であった若宮祭の田楽頭役を単独で勤めるのも、少し後の文明元年（一四六九）である。

この寛正五年は、『大乘院寺社雑事記』五月二十一日条に「室町殿當年春日詣事、來年二御延引之由、昨日為佞奏官領并諸家へ被仰出之、七月御所位・八月御幸以下御大儀端多之故云々、柚留木注進状到来了、無念旨返答之」とあるように、代替わりに伴う諸儀が京都における最重要課題で、將軍義政の南都参詣も延期され（翌六年九月に実現）、南都の

訴訟もないがしろにされている面があった。七月十六日に後花園天皇が讓位して、十九日に後土御門天皇が踐祚しているが、そのための祈禱と用途に関する記事がある。また八月二十三日に後花園院が室町殿（將軍足利義政）へ御幸するにあたって、祈禱を命ぜられている。九月二十二日条に二星合変異につき祈禱を命ずる奉書が十月二十日付で写されているが、九月十八日付で東寺に充てた祈禱命令があり（『東寺百合文書』せ函六九号）、十月とするのは誤写のようである。十一月十一日条に十五日結願との奉書が写されている。

他にこの年の大きな出来事として、四月上旬の糺河原での勸進猿樂がある。直接関係する記事はないものの、本記の大和四座の記事は能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店、一九三八年）に「春日神主寛正五年記」として引載され芸能史の方面で知られている。二月の新猿樂の追行に関する四月二十五日〜五月一日条の抄出が四七四・六五七・七九二〜三頁にあり、その翻刻も意味にかかわる異同はない。円満井座金春大夫は元氏（宗筠）、坂戸座金剛大夫は勝康、鶏座法正大夫は蓮阿弥の世代となり、夕崎座観世からは高齢の音阿弥元重が出任した。諸国勸進に出ていた惣領藤若観世大夫は十郎（十郎元雅の子、世阿弥の嫡孫）、軽服の庶子全三郎は四世に数えられる観世大夫（法名シヨウセイ、政盛、正盛、松盛）という。なお奈良奉行所与力玉井家の『序中漫録』和州誌に、「神宮預中臣祐松日記」として猿樂関係記事のほぼ同文が引用されている。本記に見えない「社司・氏人見物之」といった字句があり、単純に本記からの抄出とは言えないが、祐松は祐識弟祐仲の子で新家として続くから、元の素材を共有するのだろう。

本記では祐識の個人的な事柄はほとんど記されないが、九月十四・十五日条には、吹田の産霊宮、私市の獅子窟寺へ参詣した記事がみえる。母方に関わることであろう。また『大乘院寺社雑事記』によれば、祐識

は尋尊⁽¹⁵⁾の御師を勤め、七月の瓜、年末の巻数進上が恒例で（本年七月三日・十二月二十八日条、訴訟関係の取次や指示伝達の窓口にもなっている。尋尊との関わりで祐識が確認されるのは本年がほぼ最後で、『同』翌六年十二月二十二日条では「辰市代権預祐松」が巻数を進上している。

大乗院門跡の御師得分については、『同』明応八年（一四九九）十二月十二日条に享徳二年（一四五三）の祐識の処分状が写され、先の社訴にみえる久世庄・祝蘭庄・小坂西方などに得分があった。また『同』康正三年（一四五七）正月冊後附に収められた前年寺務寺領支配によると、祐識は沢良宜荘を与えられた。なお『同』明応元年八月二十八日条には、辰市の杏郷に関する祐識の自筆記録が長文にわたり転写されている。本記九月二十一日条に、経覚より御綿上分一屯が送られてきているが、『経覚私要鈔』九月五日条「細呂宜郷綿十屯且出来」と対応するか。

翻刻は、おおむね通行の文字に直したが、若干もとの字形を残し、改行は追いつき、一つ書き・字高を整えるなど、通例に従った。春日大社所蔵の大正十五年（一九二六）筆耕本（日記上六、史料編纂所写真帳[6170.65-49]）を粕谷真理子氏が電子入力し、原本写真によって土山・藤原が校正し、解題を藤原が執筆した。原本ご所蔵者ならびに春日大社国宝殿・松村和歌子氏には種々高配を賜った。記して謝意を表す。

〔注〕

- (1) 春日大社所蔵『中臣祠官補任記』（書画一九八、史料編纂所写真帳[6170.65-488]）、『春日神社文書』第三（一九四〇年）「辰市家系譜」、大東延篤編『新修春日神社司補任記』（一九七二年）など。
- (2) 『大乗院寺社雑事記紙背文書』一（勉誠出版、二〇〇二年）一七八・一四二・二八二・三四五・七〇六・八一五・八二九・九七六号、『史料纂集 福智院家文書』三（八木書店、二〇一三年）九〇・九一頁、あるいは

は『三箇院家抄』紙背文書第三冊二〇（国立公文書館デジタルアーカイブ「三箇院家抄第三冊」九二コマ）・二一（同九一コマ）・三五（同二〇七コマ）、第四冊五四（同「三箇院家抄第四冊」一三〇コマ）。文書番号は八寫幸子「『三箇院家抄』日記目録」等紙背文書内容細目（『北の丸』三六、二〇〇三年）による。

(3) 関連して臨川寺文書に加賀国大野荘への守護使不入の寛正五年十二月二十五日の尾張守（畠山政長）差出・赤松次郎法師（政則）充の幕府御教書がある（『加能史料』室町Ⅳ、二九〇頁）。

(4) 小泉宜右編『史料編纂 経覚私要鈔』十一（八木書店、二〇一九年）「経覚年譜」にて、本記も若干利用されている。

(5) 『大乗院寺社雑事記紙背文書』三三一号に正月十四日の將軍御判御教書案、三二九号に正月廿日の管領奉御教書案、三三〇号に正月二十五日の越前守護斯波義廉遵行状案があり、管領奉書は国立公文書館所蔵大乗院文書『大乗院文書（足利義満春日社新一切経料安堵状以下七通）』七「古文書・永享至寛正〔古二五・四八四・七〕のうちに原本も伝わる。

(6) 寛正五年五月の奥書があり、この年の神木動座を承けて成立したと考えられる。上野麻彩子・北村彰裕・黒田智・西尾知己「『神木動座度々大乱類聚』の翻刻と紹介」（『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年）。他社寺を含めた全体的な動向については、西尾知己「中世後期強訴論の整理と課題―神輿動座・入洛の通時的検討をふまえて―」（『関東学院大学人文科学研究所報』四四、二〇二二年）を参照。前年末の神木動座に至るまでは、鈴木良一『大乗院寺社雑事記』（そして、一九八三年）一七一〜六頁など。

(7) 二月五日に中御門宣胤奉の後花園天皇綸旨が興福寺別当東院兼円に下されている（『春日大社文書』一冊一〇号）が、この件は春日社までは伝わっていない。

(8) 長祿四年（一四六〇）十二月「春日社一同訴状案」（大東家文書、『春日神社文書』一一六号、『春日大社文書』六卷一一五号）。

(9) 『建内記』文安元年（一四四四）正月二十四日・二十八日、同四年二月十九日・二十二日、十一月二十三日条ほか。直接の訴訟の対象は菱田氏

による押領で、寛正二年の管領細川勝元奉書案がある（『春日大社所蔵大東家文書目録』二〇一三年、八五頁、大東家所蔵「大東家文書」附載五号）。現在は春日大社へ追加奉納されて、全体が重要文化財に指定されている。充所の辰市殿の傍注を祐職としたが、正しくは祐識。

春日社領山城国祝菌庄事、为一円進止之地之處、近年号地頭職、堅接院雖申給奉書、被召返之訖、次峯松名事、菱田押領云々、太不可然、各止彼妨、社家全知行、可被專神用之由、所被仰下也、仍執達如件、
寛正二年九月十日
右京大夫^{御判}

辰市殿

(10) 『大乘院寺社雜事記』寛正四年十月十八日条の國中掟法の第二項が私段錢停止、『同』延徳二年冬冊後付「文安・寛正以來奈良中・國中新儀狼藉条々」も参照。

(11) 『大乘院寺社雜事記』六月二十四日条「朝倉教^景名字、於修正手水所釜内呪詛之由、昨日自学侶両堂司二仰了」とあり、籠名による寺敵認定から呪詛・調伏の段階へと移行している。萩原大輔「中世「名を籠める」文書論―宝珠院現蔵文書のなかの籠名札・調伏札の紹介―」（『史林』九三・六、二〇一〇年）参照。

(12) 植木行宣「延年風流とその形成」（『芸能史研究』一一、一九六五年。『中世芸能の形成過程』（岩田書院、二〇〇九年）再録時に「本坊」と誤植あり）。また応永二十八年（二四二二）『維摩会講師坊引付』でも、若音・兒らが水坊で稽古しており、師には声明方音頭を勤める太輔公憲清がいる（松尾恒一『延年の芸能史的研究』岩田書院、一九九七年）。なお安田次郎「維摩会の延年」（小林健二編『中世の芸能と文芸』竹林舎、二〇一二年）も参照のこと。

(13) 奈良県立美術館編『雪舟・世阿弥・珠光：中世の美と伝統の広がり』（二〇一六年）No.47にカラー図版掲載。表章『観世流史参究』（檜書店、二〇〇八年）七二・八三頁等も参照。「金」三郎の誤写というより、「全」を「マタ」と訓ませるらしい。

(14) 奈良県地域振興部文化資源活用課編『奈良史料叢書』一（二〇一六年）三〇・三一頁。「和州誌」は原本散逸して写本が春日大社所蔵（雑二一〇）。

(15) 『大乘院寺社雜事記』延徳二年（二四九〇）十二月一日条には、辰市家代々が大乘院門跡の御師を勤めたとする記述がある。

権預祐松・祐梁参申、祐次初参、…去月廿一日元服、^{五歳也云々}祐梁之子也、当家子見来分、正預兼若宮神主祐時・権預祐識・権預祐藤・権預祐梁・祐次五代見之、又権預祐識之舍弟当正預正三位祐仲・権預祐松、祐嗣及三代見来、是皆^{祐常}祐康・祐有末孫、門跡代々御師也、前注2の紙背文書は、御師としての八朔・歳末巻数に関するものが大部分である。

御師の活動については、松村和歌子「中世春日社の社司と祈禱」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一四二、二〇〇八年）参照。

【付記】本稿はJSPS科学研究費補助金18H03583（研究代表者・遠藤基郎）による成果を含む。

【補遺】「春日大社所藏『文正元年中臣延祐記』」（『東京大学史料編纂所研究紀要』三〇、二〇二〇年）一八二頁下段・正月一日条

※前半は個人蔵断簡、後半は春日大社所藏『社家筆蹟』延胤。

寛正七年^{丙戌}正月一日、天下太平・国土豊穰・寺社繁栄・家門再興、珍重々々、

一、元日御強御供五ヶ度、^{音楽在之、平調、}見参社司、祐前 祐風 祐松 祐弥

祐勝、中臣氏人、延光^{正預代}、祐夏、大中臣氏人、師種^{神主代}、師淳

時綱 師詮、

一、御強御供音楽勤仕者、楽所之所役也、別而下行物□之、

一、一日旬御神事如例、御供十ヶ度、^{音楽在之、}白杖基定^{北郷一膳、}御幣守弘

同、散米德継^{同三、}旬^{年預氏人}日並朝夕^{氏人時隆、}朔御供^{小坂庄役、}

本^{〔六〕}種^{〔公〕}方様御願、本^{〔六〕}種^{〔公〕}年始方河口庄役、^{〔千日御供力〕}内、^{〔主家〕}西郷四種^{〔若宮神主祐勝、}

四種^{〔田辺庄役、氏人師淳奉行、}神戸^{〔神〕}種^{〔名主氏人祐梁、}

川原庄^{正預延祐}以上、見参社司、執行正預正四位中臣連延祐^權 新神主

從五位上大中臣朝臣時勝 權預從五位上中臣連祐仲 次預從五位上中

臣連延胤 權預從五位下中臣連祐前 權預從五位下中臣連祐風 神宮

預從五位下中臣連祐松 加任預從五位下中臣連祐弥 若宮神主從五位

下中臣連祐勝、中臣氏人、中務少輔延光 散位祐夏 散位延俊 祐辰、

大中臣氏人、民部大輔時憲 宮内大輔師種 刑部大輔師淳 大蔵大輔

時綱 宮内少輔師隆^{〔時隆〕} 師和、

不参社司、神主家徳 權神主家久^{〔各輕服、〕} 權預祐文 權預延盛、^{〔各故障、〕}

※訂正・解題・本文中の祐友↓祐夏。

春日大社所蔵『文正元年中臣延祐記』

（『東京大学史料編纂所研究紀要』第三〇既掲載の改訂版）

藤原重雄
土山祐之

【解題】

春日社司中臣（大東）延祐（一三九一～一四六八）の文正元年（寛正七年、一四六六）神事日次記である。延祐は、春日社の神官のうち正預を出す中臣氏の秀行流の名家大東家の延基（正預）の二男で、応永二十年（一四一三）に次預に補任され社司としての歩みを始め（二十三歳、氏人一臆）、文安五年（一四四八）権預、康正二年（一四五六）には正預（六十六歳）となり、一時若宮神主を兼帯、応仁二年に七十八歳で亡くなった（大東延和『新修春日社司補任』一九七二年）。尋尊『大乘院寺社雑事記』応仁二年十月一日条に「正預延祐去月廿六日入滅云々、号大東、不便々々」とみえる。その子孫が大東家嫡流となった。本日記は春日執行正預としての記録になる。現在のところ、延祐のまとまった神事日次記を確認しておらず、また他の春日社家の神事日次記としても、同年のものは把握していない。前後の時期としては、寛正五年の中臣（辰市）祐識の日記が一年分残り、内容も充実しているが、連続的に春日社司の神事日記が残るのは明応年間以降となり、半年に満たない記録とはいえ、貴重な一冊となる。

原本は袋綴冊子装（二七・三×二一・七センチメートル）の計三七丁で、前後の丁を欠く。文正元年の正月元日条途中から残り、五月十三日

条がおそらく後欠で、もう少し続いていたものと思われる。近年まで、一丁が錯簡の上、前後半が二つに分かれて別の場所に存在していた。後半一丁は、『春日神社記録目録』（同社務所、一九二九年）に「文正元年神事記」「日記十七」一冊として四月一日以降の分が著録されており、史料編纂所では一九八三年にマイクロ撮影を行って『所報』一八、同年、一四九頁）、写真帳〔G17-G34-10〕を公開している。前半二六丁は、旧社家所蔵の未整理断簡類のうちに含まれており、最近、春日大社へ奉納された。旧状のままであるが、現在は一具とされ、今回は錯簡を正した形で翻刻した。古い綴じ穴は連続するので、物理的にも一冊になっていた時期がある。修補の仕方も、ノドと折り目の部分のみに裏打ちをする方法が類似する（ただし修補紙自体は同じとも言えない）。前半は綴じられずに一紙ごとになっていたため、ノドの部分の丁付けに従って配列し、その表記を丁付けとした。後半は後に綴じ直されているため、ノドの丁付けを確認できず、現状の丁数をアラビア数字で記入した。これにより、中間部の脱落はなくなった。

日記の内容面に移ると、まず記主については、南郷方（正預方の神人）に関わる記述が散見することから、中臣姓の社司と推測され、とくに二月十一日条では、興福寺より修二月夜莊巖頭役に正預と権神主大中臣家

久が指名され、記主の許へ家久が来て相談し、連名で寺家へ辞退の折紙を提出しており、記主は正預となる。筆跡は一筆で、書写者を確定する素材を探していないが、数日分ごとにとまとめて写している雰囲気があり、自筆本とみなしてよからう。春日社司の神事日記は、一年分などをまとめて浄書する清書本として残される場合が多く、書写者は記主と限らないが、空行・余白のあり方からは、記述のための草稿は用意されただろうが、草稿本という程の別写本が蓄積されていた雰囲気でもない。

社家の日記記の基本的な性格として、恒例・臨時の神事等の遂行、とりわけ参仕者と費用の負担、得分の分配などを中心に記録し、また撰闕家や興福寺、あるいは訴訟相手や支配下の神人・在地とやり取りした文書を写し控える。各日の恒例の神供については年中行事の参照が必要となるが、永島福太郎校注『神道大系 春日』（一九八五年）所収の春日大社所蔵『春日社年中行事』「社二四」が近世社家による故実の研究書として豊富な情報量を誇り、ここでは割愛する。

応仁の乱勃発前夜の時世柄、神供調進の停滞が常態化しており、それへの対応が端々に見られる。正月八日条には、前年の天災により日並・節供の調進が困難になっており、前年末に興福寺の衆中へ訴え出て、衆中や筒井の助成を得て、残りは正預の工面により、元日行事を全うしたことが記される。四月一日の旬御供の御飯の白米が黒いことが問題となり、同十日条の現地側の返答でも、前年の炎旱が理由にあがっている。

また二月の春日祭では、本来の式日である上申日の十二日には公家からの用意が整わず、二十四日に延引している。前年の十一月の春日祭では、内侍が下向せず、二十四日に当座で違例となり、興福寺では強い抗議の意見もあったが、社家の才覚で実施した。そのこともあってこの時は、寺家の強訴にも従う旨を社家で一決し、朝廷・寺家へ書状を提出している。

興福寺と社家との間では、とくに住京神人交名の提出をめぐるやり取り

りが注目される。二月十一日条に、東西両金堂の修二月夜莊嚴の役を懸けるために交名の提出が求められているが、同二十二日条にて、近年は公役の免除がなく人数が減少し、神用の調達もままならなくなっており、さらなる課役は困るとして提出に抵抗している。閏二月二日にも、他よりも優先すべき役で先例もあると、重ねて提出命令が来たが、社家として拒否しており、以後に記事がなく、提出は回避できたようである。ただ閏二月二十九日条には、社家の者から住京神人へ個別に役が賦課されているとして、その名を提出せよと六方衆から命があり、三月三日に弁明を出すとともに社家中に徹底しているの、寺家側としても事情を調査したらしい。この修二月夜莊嚴に関しては、記主の正預延祐と権神主家久とが頭人に差定されたが、揃って辞退し告文を提出させられたことが、並行して二月十一日・閏二月二日条に出てくる。修二月夜莊嚴役めぐっては、鎌倉期から興福寺と社家との間で軋轢が多い。

社家と在地との関係では、四月八日条に、和泉国九箇所の雑免公用につき、取次ないし代官の山田教英（山田城。重英より相伝）から四・五年にわたり未進なので、これを召し放つたとの記事があり、三月八日付の山田の長文の書状が転記されている。和泉国九箇所は近木・日根・和田・池田・春木・恩田・中村・宇多・横山の各荘内と推定されており、供菜魚貝の散在神人に対応して設定された雑免田等である（丹生谷哲一「和泉国における春日神人」『忠岡の歴史』三、一九八三年）、同「日本中世の身分と社会」〔塙書房、一九九三年〕に圧縮再録。山田城は国人山田氏の一族で、『大乘院寺社雑事記』文明六年（一四七四）五月四日条に「乗英 祖父山田城入滅」、同十四年十・十二月冊後付に筒井党（畠山政長方）として「山田城」がみえる（朝倉弘『奈良県史』一一・大和武士、名著出版、一九九三年）。

こうした収取関係の他にも、興福寺から検断関連の指示がいくつか見

える。例えば四月八日条では、六方衆から、神人が兵具を帯することを禁じるよう指示されている。また同十一日条では、高田中務丞の名字を籠めるのに協力している（五月四日に取り出し解除）。同日にも、六方衆から神人の蹴鞠興行につき停止の指示があった。寛正四年に大和一国・寺門に対して禁制が出されている（『大乘院寺社雑事記』十月十八日条、『中世法制史料集』六卷・寺院法一四五）が、関連するのは賭博・兵法・連歌についてで、蹴鞠はことさらに取り上げられていない。五月十三日条では、社家の検断として、祝園荘の名主清水定房へ神木を携えた神人を発向させている。

同年の興福寺の記録としては、尋尊『大乘院寺社雑事記』と兼円『東院年中行事記』（国立公文書館内閣文庫大乘院文書…古二六・四八八―二）とがあり、『経覚私要鈔』は欠けている期間（文正元年記は八月から十月）になる。これら検断の記事は見られず、興福寺の動向を把握する上でも本記は有益となろう。正月四日条では、一乘院・大乘院の両門跡、別当松林院とともに、北戒壇院隆雅が参賀している。隆雅は翌年二月一日に七十九歳で寂するが（北戒壇院の相承については末柄豊「中世における薬師寺別当職の相承について」〔勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』山川出版社、二〇〇四年〕参照）、関連して『東院年中行事記』の記事も気にかかる。その二月十日条には、「北戒壇院得業清雅（廿二歳）去年秋比ヨリ病氣、仍為療治去月廿四日上洛、一昨日（八日）円寂云々、有為無常之道理、雖覚悟之内、臨期之愁傷潤両袖了」、同十八日条に「北戒壇院得業他界之間事、大僧正（隆雅）方へとふらひに遣了、使者行専房」とある。隆雅は別当経験者で、その身分で年始に参ったのであろうが、若い弟子の平癒祈願でもあったのだらう。

神社内での違例としては、閏二月十八日条以下で、御供所の竈の前に生えた茸の怪異について、その取り扱いが詳細に記される。社家では千

度祓を五日間のうちに分担して実施した。『大乘院寺社雑事記』閏二月二十五日条にも、「一、社頭大般若在之、去十七日御供所竈所茸一本（長四寸）出現、同戊剋見出之、仍注進京都云々、於三惣官相尋之処、一昨日注進折紙到来、神人持参申、為祈禱読経之云々」と簡単な記事が拾うが、出典としての「文正元年記」は後半部に限られ、前半部については年次・内容が把握されてはいなかったらしい。

大きな政治的動向に関わる記述は多くないが、三月六日、將軍足利義政が関白二条持通亭に御成しており、春日御師も上京するのが佳例で、御師辰市祐梁の代官として、辰市家支流で神宮預の新祐松が参賀している。その他、三月九日条によると、東大寺の深意坊にて合戦があった。また三月十八日条では、木幡雅豊（従二位、非参議、侍従）が高野山巡礼のため、春日社へも参詣している。『公卿補任』によるとこの年に出家しており、春日参詣の時には俗体で、高野山にて薙髪したか。

以上、内容の網羅的な紹介とはなっていないが、解題とする。最後に、翻刻では中臣・大中臣など社司・氏人の姓の傍注を省略しているので、便宜、他の神事日記にみられる年頭の書き上げに倣って、『大乘院寺社雑事記』同年冊の冒頭を参考に、当年の人名を列挙しておく。

関白氏長者 前太政大臣二条持通

南曹弁 参議左大弁勸修寺経茂

興福寺別当 松林院権僧正兼雅

同権別当 東門院法印権大僧都孝祐

五師 権少僧都宗秀（延恩房） 擬講定清（発心院） 大法師順懐（青蓮院、定専房） 大法師宗算（法蔵院） 大法師実心（覚恩房）

一乘院家 前大僧正教玄 大乘院家 前大僧正尋尊

神主大中臣（奥）家徳 正預中臣（大東）延祐

若宮神主中臣(千鳥) 祐勝

中臣社司 權預(北) 祐文 權預(辰市・新) 祐仲 次預(大東) 延

胤 權預(今西) 祐前 權預(大東) 延盛 權預(今西)

祐風 神宮預(新) 祐松 加任預(東地井) 祐弥

大中臣社司 權神主(正真院) 家久 新權神主(中) 時勝

中臣氏人 祐金(大東) 延光 祐束 延俊(今西) 祐辰(辰市)

祐梁

大中臣氏人(中東) 時憲(向井) 師種(西) 師淳(奥) 家興 時

綱(正真院) 家益 師詮 時隆(向井) 師和(奥)

家統

【付記】本稿はJSTCO科学研究費補助金8H03583(研究代表者・遠藤基郎)による成果の一部である。藤原が翻刻・解題の原稿を作成し、土山が校正等を行って、両者で細部を検討した。

【謝辞】調査・翻刻にあたっては春日大社のご高配を得て、松村和歌子氏には種々ご教示を賜った。原本が分かれてしまった状態を鑑み、特にご奉納頂いた旧所蔵者にも深謝したい。また筆耕原稿の電子入力には伊藤瑠美氏のご助力を得た。

【凡例】

- ・おおもね現在通行の文字を用い、行取りは原本に従ったが、空行・余白は詰めた。
- ・文書の控えで、宛所が差出と同じ行に書かれている場合は、充所の行を改めるなど、多少体裁を改めている。
- ・丁の表裏の替わり目を「で示し、前半は原本記入の丁付を、後半は現状での丁数をアラビア数字で記入した。
- ・重ね書きは、上に書かれた文字を本文とし、下の文字を右傍で(×○○)とした。

【翻刻】〔文正元年中臣延祐記〕

(前欠、正月元日)

一、今日出仕之砌ニ八丈曳之、諸人備進ノ御幣紙ヲ取集テ、

両常住役ニテ沙汰之、

一、兩惣官卅枚充、不依參否 權官十枚充、不依參否引之、

兩氏々人等三枚充、当出仕ハカリ、

若宮神主分卅枚、若宮常住役也、同氏人分十枚、同之、

一、御白散式合備進之、

一、寺家松林院僧正兼雅、御朝拜無之、

一、兩院家一乘院教イ、大乗院尋イ、御參社無之、

一、兩堂修正延引之、

一、越州河口庄十ヶ日御供用脚且到来之間、元日本六種

備進之、

一、春木庄御上分無御下行間、神供不可備進之由披露之、

一、山道庄御上分同無御下行間、神供不可備進之由、名主

祐梁披露之、

一、元日并大卅日少神灯明神主方ヨリ燭之、

一、二日、御強御供六ヶ度音業無之、一巡後八十返一二マテ賜之、

見參ノ社司氏人昨日ニ同前也、

一、二日、御節供御神事如例、御供四ヶ度、日並朝夕 本六種師漢

藤井庄上役南郷以上、見參社司・氏人同元日之、

一、今日、二日、一御殿ノ日並朝夕神主方ヨリ樂所ヘ下行之、

一、二日、二日、一御殿ノ日並朝夕神主方ヨリ樂所ヘ持行之、

一、三日、御強御供ニヶ度備進之、直会事任代々例間、

兩惣官一前充被出之、至權官第六臈ハ拜領之、

七・八・九・十臈ハ不賜之、先規也、

一、三日、御節供御神事如例、御供六ケ度、日並朝夕

儀俄之本六種延風奉行、本六種師淳、柑子庄兩惣官

西殿庄、名主時綱、見參ノ社司氏人同前之、〔三オ〕

一、今日、三日、二御殿分日並朝夕衆所ニ下行之、正預役、円鏡ヲハ

止之畢、不及下行者也、

一、二日・三日少神灯明ノ油ハ正預方ヨリ下行之、戰事ニ古器ハ

出納ノ役也、トウシミハ常住役也、燭事ハ南郷ノ

未神人役也、

一、四日、早朝、兩御門跡并松林院殿于時寺務、北戒壇院〔隆推〕

參賀申畢、惣領祐梁代官ヲ相兼テ御祝申了、

一、四日、御神事如例、御供五ケ度、音樂無之、日並朝夕

節供六種代四種家興、四種師淳、三嶋庄名主延盛、以上、

見參ノ社司・氏人同之、延盛出仕之、

一、今日三嶋庄ハ當時延盛奉行所職ニ付テ名主沙汰之、

而地下不弁候間、庄備難治之由種々雖歎申、不可叶之由

惣社評定間、無力地下備也、仍於八講屋經營之、

一、五日、御神事如例、御供六ケ度、日並朝夕 本中本六種

新六師淳、平野庄 般若庄各延祐、以上、見參社司・氏人

同前也、

一、今日辻酒収納如例、

一、今日、五日、仕丁神樂如例、但止円鏡代ニテ沙汰之云々、

一、今日、五日、祐辰從五位下ノ口宣披露之、

一、六日、御神事如例、御供四ケ度、日並朝夕 四種師淳、大田庄

延祐、以上、見參ノ社司・氏人同前之、

一、七日、御強御供五ケ度如例、

一、七日、御節供如例、御供五ケ度、日並朝夕 師淳奉行 新六

西山庄 片岡庄、上役南郷、見參社司氏人同前、

一、今日御神事夜ニ入間、西山ノ御飯ヲ八講屋マテ

以加用付置テ備進之、

一、七日、大乘院家尋御社參在之、祝師事

為祐梁代官可令勤仕之由被仰出之間、祐松東帶、參勤了、

御社參以前ニ御幣紙一帖被付之、御社參之式、

僧正御房東ノ御廊ニ入御ノ後、御幣ヲ北面ノ手ヨリ

清賢成就院按察法橋、請取テ進之、退出ノ時御尻切

直之、御拝之後、祐松參テ請之、於祝座啓白之、其後

祐松直ニ奉獻之、鳥居ノ西ノ脇ニテ返祝申之、

其後若宮殿ヘ御參、御廊ニ着御之式如實了、

一、御幣支配事、本社之分、一御殿分、就当番進之、

殘三御殿分并若宮之分、就御師拝領之、

一、八日、御神事如例、御供四ケ度、日並朝夕 新六種師淳、

箸尾代八種時憲以上、見參社司、延祐 時勝 祐仲 延胤

祐前 延盛 祐風 祐松 祐弥 祐勝 中臣氏人、

延光 祐夏 延俊 祐辰 大中臣氏人、時憲 師種 師淳

時綱 師詮 時隆 師和

一、御白散支配事、近年一合備進之間、兩惣官各年ニ

拝領之、仍去寛正五年甲申、神主拝領之、若為一合者

正預可賜之処、去今年式合間、各一合充兩惣官

拝領之、御神事已後、以宿直人御社務之御宿所ヘ

送進之、常住之所役也、

一、今日御神事御出仕之砌、權預祐仲以不番代官、社司・

氏人若宮マテ口 宣案披露之、

〔三オ〕

〔三ウ〕

〔四オ〕

〔四ウ〕

〔五オ〕

〔五ウ〕

〔六オ〕

上卿洞院大納言
寛正六年十二月五日 宣旨

正五位下中臣祐仲

宜叙從四位下、

藏人右中弁藤原広光奉

(六ウ)

一、年始御供支配事

一家久、二祐文、神戶、三嶋、片岡、本六、(儀俄)四種、田辺、ケカ三日四種、十一日

三時勝、四祐仲、川原庄、平野、箸尾代八種、元日四種、三日

五延胤、六祐前、藤井、般若、元日四種、十日御供、元日四種

七延盛、八祐風、柑子、大田、元日四種、十日御供、元日四種

九祐松、十祐弥、西殿、西山、新六、元日四種、十日御供、元日四種

一、此支配九・十マテ本六種可拝領処、御節供可闕如哉之間、

如此支配之処、御節供本式ニ備進、無力九・十藪新六種ヲ

給了、

一、年始正預方調進了、云四節供、云出合之分、料所事或

一向不知其在所、或有名無実之間、用脚無足也、雖然

以日並御供之余殘、御節供方備進之処、是又日並料所

無正体、殊去年炎旱洪水大風以外間、日並分

尚以不及計略上者、御節供方事備進難叶旨、衆中ニ

去十二月廿一日披露之処、衆中以種々計略、被申勸諸方

御奉加云々、仍両三ヶ度ニ式拾貫文分、為衆中

正預方へ被送之、又筒井方ヨリ參百疋被送之、

合式拾參貫文衆中之計略也、殘分為正預方

令秘計、先御節供以下無為備進了、

一、九日、吉書到之、於節者十一日下行之、

一、十日、任近例賀札進上伝奏邊日野大納言勝光卿、畢、

改年御吉兆追日重畳々々、更不可有展期候、殊天下

(七ウ)

安全、御運長久、千秋万歳、幸甚々々、

抑当社八ヶ日御神事、任先例遂行仕候了、御祈禱事

弥奉抽丹誠之由、一社一同言上候、以此旨可有御披露候、

恐々謹言、

正月十日

春日執行正預延祐
神主

謹上 修理大夫殿

主典当方上之

一、十一日、旬御神事如例、御供七ヶ度、白杖基定御幣守弘、

散米德繼、旬・日並朝夕、祝園本六、本六種御所御願、四種(x祐)、

四種、以上、見參社司、延祐、時勝、祐仲、延胤、祐前、延盛、

祐風、祐松、祐弥、祐勝、中臣氏人、延光、祐夏、延俊、祐辰、

大中臣氏人、時憲、師種、師淳、時綱、師詮、時隆、師和

一、吉書節任例下行之、

一、今日節分也、仍祭物交名幸徳并刑部少輔方へ(友延)

遣之、

一、四種ハ年始方ニ引繼テ九・十・一・二給了、今日十一日

一、十二日、立春、早朝退出之、今日立春本六、就常戸庄

役、神主家徳備進之、恒例之間、引繼テ拝領之、

一、十五日、御粥如例、見參、祐文、祐仲、祐弥兼正預代、氏人師種神主代、

一、十五日、御節供御神事如例、御供三ヶ度、日並朝夕、松本

庄、以上、見參社司、延祐、時勝、延胤、祐前、延盛、祐松

祐勝、中臣氏人、延光、延俊、大中臣氏人、時憲、師種

師淳、時綱、師詮、時隆

一、今日松本庄御節供、一・二御殿両惣官(番)、万匠方之

節ニ下行之、職事ニハ朝御供ハカリ、自両惣官下行之、

(九ウ)

一、十七日、雨下、当社御田殖如例、

一、廿一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬白杖・御幣・散米
北郷神殿守等勤仕之、見參社司・氏人如常、

一、今日御出仕砌ニ自樂所申云、三旬樂所之幕、

以外見苦敷候、早々被沙汰直者、可目出旨申之、返答云、

委細意得候了、樂所幕事、寺門之沙汰也、先年御

遷宮ノ时被沙汰候幕、及大破見苦敷間取退之、

當時引御幕者、寺門之幕候、社家更無等閑之儀候、

承通可牒送寺門由返答了、則披露寺門畢、

一、廿二日、祐松為參賀、上洛京都了、

一、廿三日、諸方參賀訖、

一、廿六日、祐松京都ヨリ下向之、

一、二月一日、旬御神事如例、白杖春前南郷一、御幣春主同二、

散米春富同三、御供五ヶ度、旬日並朝夕 朔御供

本六種 以上、見參社司、神主家徳 正預延祐 權神主家久

權預祐文 新權神主時勝 次預延胤 權預祐前 權預延盛

權預祐風 神宮預祐松 加任預祐弥 若宮神主祐勝 中臣

氏人、延光 延俊 大中臣氏人、時憲 師種 師淳

家興 時綱 家益 時隆 師和 家統

一、五日、呪師猿樂參上社頭、兩惣官ヨリ下行如例、

一、九日、於社頭猿樂在之、

一、十日、雨下間、猿樂無之、

一、十一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、白杖・御幣・散米

南郷神殿守等參勤之、

一、今日御供之時分ヨリ小雨下之、仍見物事、社家出仕之

無座之間、可被延引之由、以沙汰人申送拜殿方処、小雨

止之間、不及左右猿樂始之、又雨下、仍社家無着

座之間、面々不及出仕、則不可然之旨申送拜殿方

已下、向後事可隨其意由返答之、

一、自寺務于時松林院僧正兼雅、奉書到來之、

当年修二月可被始行候、可被催夜莊嚴役用候、

住京神人名字不日可令注進給之由、所候也、恐々謹言、

二月十一日

經算奉

一、社家夜莊嚴頭役事、正預延祐并權神主家久可勤仕

之由、先日被仰出云々、不及返事間、今日重而折紙到

來之、大中臣氏人刑部大輔師淳二七可勤仕之由、被成

奉書間、氏人勤仕更無其例上者、是非之不及沙汰

由、御返事ヲ申云々、

折紙修二月夜莊嚴頭役事、不日領否等返事可被

申之由所候也、恐々謹言、

二月十一日

正預殿

一、權神主家久來テ申談云、夜莊嚴事、勤仕不可然、

正預方事如何之儀哉由被申間、計會過法、殊更去年

依不熟、神供秘計尚以不事行上者、縱雖如何様之

仰、勤仕不可叶旨令申候、然者以連状可歎申云々、則

折紙折紙ヲ連状ニ沙汰シテ進之処、重而御折紙到來、

修二月夜莊嚴頭役事、依御無力難成之由

被申候、然者如先例咄文可有沙汰、於左様者、如大法

可被遺案文之由所候也、恐々謹言、

二月十一日

經算奉

(十ウ)

(十一オ)

(十二ウ)

正預殿
權神主殿

- 一、十二日、祭礼諸式未定間、延引之、
- 一、十六日、祭礼事、牒送学侶了、

春日祭諸式事、近年公武之儀被処御無沙汰候、神威
陵余至無勿躰候、去年冬季内侍無故御不參候、当季
事、初支干依諸式御故障延引候、来廿四日

〔十二オ〕

遂行必定候、仍諸式無闕怠之様、可被申沙汰候、万一
上卿・弁・近衛使・内侍御不參者、就理運之体、任寺社
評定旨、可被達 上聞之由、云伝奏云南曹可申
沙汰之由、被仰遣大進方者、可然候、為社家同注進候了、
以此旨可有御披露御集候、恐々謹言、

二月十六日

延祐
家徳

供目代御房

一、春日祭事、伝奏并南曹方へ以書状申入了、
当季祭礼事、来廿四日遂行必定候、前日御神事
悉致用意候、然者去年冬季祭礼之時、内侍
無故御不參之間、臨期及違乱候、寺門雖^及強々評議、
社中尚存故美、遂無為之節云々、次寮御馬近年
被処御無沙汰、不被牽進候、是又無勿躰候、条々奉行之
弁殿御無沙汰之故候歟、一段可達 上聞之由、寺社
評議候、所詮来廿四日祭礼事、上卿・弁・近衛使・
内侍以下諸式各被差定申、兼日可被仰出御
名字候、万一尚被処御無沙汰者、任寺社一決之旨
可申所存之由、一社一同言上候、以此旨可有御披露候、

〔十二ウ〕

恐々謹言、

二月十七日

春日執行正預延祐

神主 家徳

〔十三オ〕

謹上 宿院御目代殿

伝奏方文案同前、

当季祭礼事、神主方申沙汰間、主典北郷一同^ニ上之、
但公事篇出来在之時者、不依春冬各度^ニ上之
条先規也、凡延否之儀為申沙汰、上之^{ニハ}幾度^モ
方各別也、院雜色下行物同之、

一、二月廿一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、旬日並朝夕

四種^{〔十三ウ〕}

本六種、以上、白杖・御幣・散米等南郷神殿守勤仕之、
見參社司氏人如例、

一、御寺務松林院殿ヨリ、御奉書到来之、

就修二月夜莊嚴役、為可被催、先段被仰候住京神人之
名字事、早々可令注進之賜所也、恐々謹言、

二月廿一日

經算奉

兩惣官御中

一、廿二日、御寺務へ御請^ヲ被申了、

住京神人交名事被仰出候、於彼職者、雖沙汰諸商
壳候、恒例臨時之課役、皆以被免除之条、且先規之
処、近年公役等無免許之儀間、人数減少候、依之
每年有限歳未之神用、不及其沙汰式之間、以一社
一同之儀可達申 上聞計略最中候、如今者、住京
神人職事皆以可引退之条、社家愁歎無極之上者、
当年課役事無勿体候、殊更依去年炎旱、
当年日並神供以下、忽可及違乱間、任先規可申付

〔十四オ〕

子細候、每度專神用者社例候、可得御意旨可令披露給候哉之由、一社評定候也、恐々謹言、

二月廿一日

延祐
家徳

(十四ウ)

御奉行所

一、廿三日、猿樂大藏大夫參上社頭了、法楽沙汰之、

一、祭礼已御祓以下神主沙汰之、毎々如例云々、

一、廿四日、春日祭如例、上卿勸修寺御妻、參議左大弁経茂、
于時曹弁殿、
(四條隆繼)

弁氏長甘露寺殿御方、
近衛使ウラツ井チトノ、

爰上卿ハ、大納言・中納言之位之人下向之處、近日無其体、

大都故障之間、

経茂朝臣參向之、雖南曹弁殿、代官ニ御參向之間、

人夫伝馬以下不能進也、一切不及御下知者也、

一、御戸開上役權預祐仲于時第四、勤仕之、

一、廿五日、祭礼奉助以下如例、

一、橋板事、廻文在之、

一、廿八日、年号改元、文正云々、

一、閏二月一日、旬御神事如例、白杖北郷ノ一、御幣同二、散米三、
(十五ウ)

御供五ヶ度、旬日並朝夕 朔御供 本六種 以上、見參社司、

家徳 延祐 家久 時勝 延胤 祐前 祐松 祐弥 祐勝

中臣氏人、延光 延俊 大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興

時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統

一、今日出仕之砌ニ、正預延祐殿番神人代官春冬申云、御前ニ

番事、正月・二月ハ、兩惣官ノ殿番、一日ヨリ十日マテ

致其沙汰条勿論候、仍当月閏月ニテ候ヘトモ、唯本月儀間、

当方殿番春房代官春冬、今曉ヨリ祇候之處、北郷

三萬神殿守徳繼内々北郷ノ座中ハ、披露云、先年潤二

月之時、故時益卿神主職ニテ御渡候間、殿番事所持由、

其時ハ、閏月ヲハ、不沙汰ハテ、神主ノ殿番ハ、カリ沙汰候、正預殿、

殿番ハ、不沙汰由申間、北郷ノ座中此事及評定、南郷ハ、

申送候、南郷ニハ、先規ノヤウ不存知候、宜為御計旨返答候歟、

去長祿式寅兩惣官家徳、
延祐潤正月御入候、其時者如本正月

壬正月ニモ一日ヨリ至十日、兩殿番致其沙汰候由申之間、此事

以私不可罷出、一社可致評定旨加下知了、則内々相尋処、

先年之間二月ハ、文安四年丁卯、兩惣官家繼卿、
祐憲也、而時益卿

当職由三萬申之、曲事也、家繼卿ノ殿番ハ、辰時也、近比

相違、比興之申事也、此上者重而不沙汰及、如本二月

兩惣官家徳・延祐、
神主方殿番祇候之、自一日至十日、合十ヶ日夜

北郷殿番、南郷殿番春房于時六萬、代官春冬

沙汰之、向後事、閏月ハ、如本月可沙汰条、弥以一定了、

一、今日旬ノ年預、如先規大中臣氏人時隆沙汰之、

一、二日、御寺務ヨリ御奉書到来之、

夜莊殿頭事、計会由被申候、如先例○可被致沙汰候、

然者重而如大法、咄文之案文可被遣之由所候也、恐々謹言、

潤二月二日 宗算奉

正預殿

權神主方文案同然歟、仍無私曲上者、被下

御案文、可捧咄文旨申入了、

一、同御奉書云、

就修二月夜莊殿役事、指定課役候、於神供

闕如者、臨時之所役上者、以夜莊殿可被為本段勿論、

(十六オ)

(十六ウ)

(十七オ)

近年公役御免之有無者、大乘院御當職之時、
既被相懸之上者、早々可被注進名字由所候也、恐々
謹言、

潤二月二日

宗算奉

兩惣官御中

就修二月住京神人夜莊嚴頭役事、臨時課役之
段無余儀候、雖然人数之内守器用被相差之条、

適々例候歟、為惣御神人等課役之条如何之由、
(経覽)安位寺殿様

御始行之時申入候了、雖然修二月事中絶之勤行、選
返御再興之上者、以一段之儀申付候了、且毎年不闕

細々御始行之時、然者每度住京神人等致其沙汰候哉、

強非定役候条分明候歟、殊更就神用被相懸之由、

每度之社例之上者、堅可歎申入之由、可令披露給候哉由、

惣社評定也、恐々謹言、

壬二月二日

延祐

家徳

〔十八才〕

御奉行所

一、七日、(持通)二条殿御所ヨリ御奉書在之、其故者、御方御所さま

右大臣^ニ御昇進間、御神馬代^{百足}、并金覆輪^參、

被進之、就御師祐梁拝領也、代官祐松啓白之、

一、九日、西殿ノ花見在之、

一、十一日、旬御神事如例、白杖・御幣・散米等南郷神殿守等

勤仕之、御供五ヶ度、旬日並朝夕 祝藺庄本六 本六種

以上、見參ノ社司・氏人如常、

一、十二日、惣社ノ花見在之、十三日、同神馬事会合在之、

一、十八日、朝、南郷常住代官春勝申云、去夕^{戌刻}、御供所ノ御竈

〔十八ウ〕

前ノ中ノ石柱ノキワ^ニ、茸一本長四寸、出現候、御供所之輩見付之、

希代之事哉由申之、仍申談神主方此事、腰送寺門了、

折紙社頭御供所御竈前^{七茸一本長四寸}、出現、昨夕戌刻^ニ

見付之、昼夜焼火之在所、希代事歟、如此之儀於当社

無其例候、先可被相尋幸徳井方哉、万一為重事者、

早可令注進京都候、可隨御左右候、以此旨可有御披露御

集会候、恐々謹言、

壬二月十八日

延祐

家徳

〔十九才〕

供目代御房

一、今日平田八庄官名字被取出了、

一、十九日、学侶衆議之状到来、

社頭御供所之御竈前茸一本出現之由御注進、仍

幸徳井方相尋処、勘状如此候、於寺門祈禱事

不可有無沙汰旨、学侶集会評定也、恐々謹言、

後二月十九日

供目代教弘

〔十八才〕

兩惣官御中

若宮神主殿

一、友重勘状云、

社頭御供所御竈前茸一本出現候、昨夕戌刻被

見付候、吉凶事、委細勘申候、表示候、鬭諍・火事者、御

慎候、然而御祈禱候者、無為可御目出候由、可預御披露候、

恐惶謹言、

閏二月十八日

御奉行所

一、御供所茸出現事、注進京都了、主典北郷、

〔十八ウ〕

幸徳井三位
友重

〔十九ウ〕

就当社怪異事、奏狀一通進上候、子細見彼面候歟、
早被召下御卜形、可致御祈禱候、以此旨可有御披露候、
恐々謹言、

壬二月廿日

春日執行正預延祐

神主 家徳

謹上 宿院御目代殿
春日社司等言上

事由

右今月十七日、戊刻見付之、当社御供所御竈前仁

葺一本出現之、仍加実檢、一社一同注進言上如件、

文正元年閏二月廿日

春日執行正預延祐

神主 家徳

同伝奏へ、モ注進、文章同前也、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖、御幣、散米、御供五
ヶ度、旬日並朝夕 四種 本六種、見社社司氏人參

如常、今日旬出合也、

一、今日御供以前、於神主渡屋社司・氏人出仕之集会在之、
葺出現事希代事也、就其祈禱事如何、評定云、

社司・氏人悉五ヶ日間宮廻、別之神供役以下沙汰之、
於当宿所已具定、千座中臣祓五ヶ日ニ可沙汰之旨

一決了、次葺出現之為体、以兩常住御供所雜仕丸ニ
被相尋候処、委細同前、件ノ葺ヲハ川へ流由申也、就之

寺門返状并友重勘状之趣、火事・鬪諍者寺社之
一大事也、云膳部出納、云雜仕方、得其意、每事存隱

便可相振舞旨、以常住代官加下知了、三方神人中
同以職事加下知了、抑祈禱日時事、以兩常住代

〔二十才〕

可相尋幸徳井旨一決了、則兩代官罷向幸徳井
友重方、祈禱日時事可相尋旨、加下知了、

一、兩常住代官北郷 南郷春勝、友重方ニ罷向テ

一社之祈禱吉日事相尋処、廿四日巳午時ヨリ御始行

可目出旨返答候旨申之間、則一社得其意候了、

一、廿三日、自大乘院家御供所葺出現事、可被注進処、

于今不申是非、不可然旨御奉書到来之間、件之

子細申入了、又衆中ニモ無注進条曲事由、及評定

旨風聞間、同以折紙牒送之、六方同牒送之、

一、廿四日ヨリ於大宿所一社祈禱在之、每日着淨衣宮廻、

御前一御殿ノ御間、并師子御間ニ社司・氏人着座之

祈念之、別之御供ノ御役勤仕之、御祓ハ於大宿所沙汰之、

一、寺門祈禱大般若転読、今日ヨリ三ヶ日於八講

屋沙汰之、

一、千座御祓支配事正預并次預ハ不及沙汰、權預祐文同、祐風、祐弥、

神主七座、權神主七十座、新權神主卅座、慈性院權預百座、

權預百卅座、神宮預百座、若宮神主卅座、

〔廿二才〕

氏人方不願次、時憲百座、師種卅座、師淳百座、家興七十座、時綱七十座、

家益百座、延光七十座、師詮百座、

以上、自廿四日至廿八日、五ヶ日間ニ沙汰之、

一、廿四日、祈禱始之、社司氏人大宿所ニ会合之、御祓以下沙汰之、

出仕人数、家徳 延祐 家久 祐文 時勝 祐仲

延胤 祐前 延盛 祐松 祐勝

不參社司、祐風 祐弥各在田舎、

中臣 氏人方、延光 延俊 不參、祐金重服、祐友故障、祐梁輕服、祐辰同前、

〔廿一才〕

〔二十才〕

〔廿一才〕

大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮
時隆 師和 家統 以上、
〔廿二ウ〕

一、今日一献、家德一瓶沙汰之、

一、廿五日、祈禱出仕同前也、一瓶延祐、一瓶延胤沙汰之、

一、廿六日、祈禱出仕同前也、祐勝・家興・家益、各一瓶出之、

一、廿七日、祈禱出仕同前也、家久一樽、師種兩瓶、沙汰之、

一、廿八日、祈禱結願、出仕同前、師淳一コン沙汰之、

一、廿九日、六方衆議狀到來之、其故者、去年秋比自社中

住京神人二課役ヲ相懸之事在之歟、不可然、万一一類

族致其沙汰者、注給名字、可及嚴密之沙汰云々、

一、三月一日、旬御神事如例、白杖北郷一藪、御幣同二、

散米同三、御供六ヶ度、旬日並朝夕 朔御供 本六種

本申御供、見參社司、家德 延祐 家久 時勝 延胤 祐前

祐松 祐勝 中臣氏人、延光 延俊 大中臣氏人、時憲

師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統

一、今日出仕之砌三、去廿九日六方衆議之狀、自神主方以職事

社司・氏人二披露之、

一、三日、御節供御神事如例、御供五ヶ度、日並朝夕

四種節供六種代、四種西殿沙汰代、神戶福智出合 奄治庄、延祐

見參社司・氏人如例、

一、今日御神事已後、於神主渡屋社司・氏人集会在之、

其故、自六方被命住京神人課役相懸哉否事、并

去月寺門祈禱之時、於慶賀門僧坊童部以小刀

刃傷事在之、又諸方血氣在之、仍条々以書狀可牒

送之由評議了、使者職事、

遣六方折紙案住京神人課役事、雖先規連綿子細候、近年公方

役無御免許之儀間、以外無人数成候、社中愁歎此事候、

而去年秋比課役事尋承候、於惣御神人等相懸之

事、更以不可有其儀候、自然神人公事篇

以下細々出来之時、依致内外計略、奉行之名主

并使節等、便宜折節之礼節古今之規式候上者、

如此之儀、每々不違先規社例之樣、可致亂明候、以此旨

可有御披露御集候、恐々謹言、

三月三日 延祐 家德

六方沙汰衆御中

喧嘩刃傷事、牒送字侶候了、使者、常住代官、

社頭南門切石并水垣辺、神宮寺前、安居坊之前

所々血氣以外落散候、去廿六日見付之、切石等事

可被取替候哉、次先日於社頭慶賀門、喧嘩

刃傷事候歟、旁以清祓之御沙汰尤可然哉、宜為

御評定之由、一社一同令申候、以此旨可有御披露御

集候、恐々謹言、

三月三日 延祐 家德

供目代御房

一、四日、祐松京都二上洛之、其故者、來六日 公方足利義政樣

関白家二條殿、へ御成之、仍御師每度以參洛致奉公

条御佳例也、則今度代官祐松ヲ可召進之旨、

御師祐梁方へ被仰出間、為彼代官參洛之、則

四日夕參 殿中參洛之由申上候処、以御寸面対

条々被仰出了、

〔廿四ウ〕

〔廿五ウ〕

一、六日、室町殿ニ二条殿ニ御成、其式毎々、云 天氣、云 御機嫌、快然也、併神慮至之由御祝着也、

一、九日、祐松自京都下向之、

一、今日山内小山内ヲヤマトヨリ東大寺之深意坊ニ、未明ニ

五六人ニテ寄之、矢入テ沙汰ヲ引之処、追懸之湯屋之垣内へ引之、而鄉人并神人等若衆追懸テ、五人

打止了、奈良中物念以外也、

一、就御供所葺出現事、御卜形到来之、院雜色持參、

仍興斗一斗長盒六枚、充自両惣官下行之、

当社怪異事、御占形如此、祈謝事、一社

一同可被抽丹誠之由、南曹弁殿御奉行所候也、

仍執達如件、

三月二日

左兵衛尉安親奉

謹上 春日両惣官御中

陰陽寮

占春日社司言上恠異吉凶去十七日戌時、当社御供所御籠前上葺一本出現

今月十七日巳未、時加戌、三月節、大衝臨辰為用、將青龍、

中勝先 將朱雀、終勝先 將朱雀、卦遇帷薄不

脩 跼蹠、

推之、依神事違例穢氣所致之上、公家非慎御菓

事、從巽坤方 奏口舌兵革事歟、期、彼日以後

廿日内、及來三月・九月・明年二月節中、並甲乙日也、

何以言之、三伝有自刑神伝終為勝先、是主神

事違例穢氣、又御年上見白虎、大歳上得金神、

卦遇跼蹠、是皆主御菓事、口舌兵革之故也、又用

起日鬼日上有火神火將、天下可起疾疫火事歟、

兼被祈請、至期慎御、其咎自銷乎、

文正元年閏二月廿七日 頭兼天文博士安倍朝臣有祐

一、御祈禱事、以前既致其沙汰上者、不及結番者也、

一、十一日、旬御神事如例、抑今日祐松既社參候上、宮廻沙汰シテ

船戸屋ニ可入之由存候処、辰市ヨリ彦四郎馳來テ

申云、去夜十日、櫛本律勝殿御他界候、祐松父方之

イトコ也、輕服之由申問、罷出了、左衛門四郎私ヲ借テ

三ヶ日居住之、三ヶ日已後者部屋へ帰宅了、

一、十七日、祐松吉服之間社參之、

一、十八日、木幡二位殿雅豊、社參之、船戸館マテハ

異形ニテ御參、宿所ニテ御行水、御烏帽子召之、淨衣ニテ

御社參、祝師祐松、祐梁代官分也、御幣料百疋被進之、

是ヨリ高野山御巡礼云々、御宿ハ手搔之ハラマキ

屋也、社頭ニテ一コン申之、其後御ヤトへ御榼ヲ持參之、

十九日手搔ヨリ高野山へ御巡礼、御送馬召進了、

一、廿一日、旬御神事如例、白狀・御幣・散米北郷神殿守等

參勤之、御供六ヶ度、旬日並朝夕 四種 本六種

本六種音楽田、以上、見參社司・氏人如常、爰今日

音楽田・本六種備進之次第、可為如何哉由評定、

先規不分明、先音楽田之、本六種ヲ後ニ可備進

由下知了、

一、今日、廿二日、三御殿旬御供、任例樂所ニ下行之、御前ヨリ

役人之神人直ニ下之、爰今日下役北郷神人豊徳沙汰之

処、樓門之下橋ノ辺ニテ、伏兔一ハイ落之処ニ、

參詣之旅人令祝着懷中シテ罷出了、而自樂所

申云、今日旬伏兔無之、如何之由相尋候間、件子細

(廿六ウ)

(廿五ウ)

(廿六オ)

(一/廿七オ)

(一/廿七ウ)

令申候処、伏兔如本式可有候、不然者音楽事不可勤仕候由申テ、既止音楽了、自社家返答云、

(廿八才)

旬御供少々クエタル時、申付膳部神人盛直テ、下行申条先規候、祝以前色種数粉失之時者、幾度モ沙汰直候、御祝以後ニハ、縦鳥以下取失候へ共、不弁沙汰候、且自然鳥以下取失之時、其可令下行申条度々事歟、此上者無力可為御損亡候、無為御勤仕可然候由申間、先隨仰可勤仕云々、

一、卅日ヨリ祐松・延光百ヶ日參籠發願之、船戸屋ニ參籠之、

(廿八ウ)

一、文正元年丙戌、寬正七、卯月一日、旬御神事如例、御供五ヶ度、

白杖春前南郷一藪、御幣春主同二、散米春直同四、旬

日並朝夕、朔御供小坂庄役、氏人祐梁、氏人師淳、本六種室町殿御願、以上、見參社司、

神主家徳、執行正預延祐、權神主家久、新權神主時勝

權預祐前、神宮預祐松、若宮神主祐勝、中臣氏人、

中務少輔延光、大中臣氏人、民部大輔時憲、宮内大輔師淳

中務大輔家興、大藏大輔時綱、民部少輔家益、宮内少輔師詮

時隆、師和、家統、不參社司、權預祐文、次預延胤各計会、

權預祐仲、權預祐風、加任預祐弥

一、今日旬御飯ノ御白米、庄家持參ノ米以外クロシ、仍

(2才)

以而常住相尋雜仕丸処、云納所使云雜仕方、種々雖

問答候、不事行候、且臨期之儀間、無力之由返答之、向後事

不可然旨、為名主可申送納所清淨院方、之由、惣社評定

了、則折紙ヲ出納ノ神人マテ遣之云々、

一、二日、水屋御神楽如例、今日拝殿沙汰云々、

一、三日、水屋神楽北郷座中沙汰云々、

一、四日、水屋神楽若宮方沙汰云々、

一、衆中状到来、去年就博奕張行、当方神人

金千代被解神職了、雖然此人数少々免除之上、

就水神樂歎申間、免除云々、

折紙 金千代祢宜被解神職処、依歎申被免除候、

早々可被仰付之由評定候也、恐々謹言、

卯月四日 沙汰衆等 正預殿

(2ウ)

則衆議之趣加下知職事有季了、

一、五日、水屋神楽南郷方沙汰之、雨下之間、於水屋御前御

神楽之後、引移テ着到殿ニテ三方遊覽之、

一、八日、六方衆議之状到来、

折紙 奈良中物念之時、神人等動如郷人对兵具

罷出事、不可然事候、神穢事候処、就血忌等有其

恐事候、所詮於向後者、加様之儀堅可有停止候、若左

様之体令顯現候者、可被及嚴蜜之沙汰旨、評定候也、

恐々謹言、

卯月八日 六方衆等

両惣官御中 若宮神主館

此折紙、以職事加下知南郷座中了、

一、和泉国九ヶ所雜免公用、近年之請口五貫文、山田之

城方教英、取繼テ進惣社之処、此四五年一向無沙汰也、

然間競望之族在之、強山田城方ハ非代官、小路方之

儀ヲ取次計也、但向後事不可有沙汰旨、書状到来之、

立文 一日の御返事委細承候了、兼又ミしんとう又御ねん

(3ウ)

くうふさたつかまつり候^ニよりて、ふたいのたいくわんめし

はなち候ハ、身^ニハ、かいふんの御ちうせつとこそ存候へ、かんよう

きよねんの事^ハ、しゆんちはうしやけよりあつかり申候

とて、百しやうせめ候、こなたはうハかたくさいそく申候、

さ候ほど^ニ、百しやうとかく申候て、さた申候ハす候、又こそ

ゑんかん^ニより候て、かまおあてぬところも候間、いまに

さた候ハす候、一日^{一日}も申入候しことく、人^を下候て、つかいお

つけ候て申候間、きよねんの事^ハ、いまのことく候、

たうねん^ハ、かいふんさた申候へく候、しゆんちはう

いかに^ハ申せとも、もちい候ましく候よし、かたく

百しやうらともうけこい候間、まかりのほりて候、かんよう

たうねんより^ハ、かたくミしんなく、五貫文のふん

さた申候へく候、せうしの事^ハ、わきたため申候て、可進上、

此よし御心へ候て、御ふちおかうふり候ハ、、畏入候へく候、身の

わたくしのとくふん^ハ、れうそく一貫文とあらまき

一二はかりにて候之間、わたくしのとくふんかくの

ことく候へ共、おやにて候物之ときよりたいくわん

つかまつり候間、いかやうのしさい候とも、ふつとのき申候事^(4ウ)

あるましく候へく候、しゆんちか事しやうたいなき事、せひ

候ハす候、御ほうこうと存候て、よの物^ニ申つけ候ハ、御くよう

ふさたある^ニよりたる事にて候かし、さ候ハ、御ほう

ミにもあつかり申、又のそむ人候とも、御ミ、にも入られ

す、とかく^{御ふちにて}うけ給候ハ、ちうかふちうとこそハ存候へ、いかやう^ニ

うけ給候とも、ふつとまかりのき候事ハ、あるましく候へく候、

御ふちおかうふり候ハ、畏入候へく候、恐々謹言、

三月八日

教英判

正のあつかりとの まいる

尚々^{そてかき}ミしんとうハ、いせんのたいくわん

つかまつり候により候て、かく候うへ^ハ如何

めしあけられ候へく候、畏入候へく候、

尚々^{らい紙}申入候、御一らうかたくうけこい申候うへ^ハ、

一日^{正のあつかりとの}のおりかミのことく給候へく候、畏入候へく候、

人々^{山田のしやう}御中 教英

所詮公用事、五貫文分不可有沙汰旨、請文之上者、折

紙^ヲ遣了、此在所事、城方可自専条無其謂、春地

代官職申付之時、故山田ノ重英口入取次之由緒

計也、雖然年貢不法之上者、非沙汰限者也、

一、遣山田方折紙案

春日社領泉国九ヶ所事、先代官方無申付儀候、

所詮代官職事被申付可進之輩、毎年神用無不法懈怠

可被執沙汰候、万一有無沙汰之儀者、雖為何時可被召放

代官職由、惣社評定候也、仍執達如件、

卯月七日 延祐

山田殿 師種 師淳 時綱 師詮 時隆 師和

一、七日^{ヨリ}時憲 師種 師淳 時綱 師詮 時隆 師和

百ヶ日參籠始之、大宿所也、

一、同日^{ヨリ}祐前 家興 家益 橘屋^ニ百ヶ日參籠始之、

被申^云、去朔日旬御供御白米黒々間事、社家蒙仰候趣、

堅加下知庄家之處、当旬山田村候、而彼在所去年

炎旱過法之間、生得之米悪候、曾非緩怠之儀候、

所詮随分可致奔走之由申上候、但明日^{十一日}之分只今

(5ウ)

(5ウ)

(6オ)

持參候、是又例式ヨリハクロク候哉、但地下之時宜如此候上者、納所非無沙汰候、可然様物社ニ御披露可目出云々、

一、十日ヨリ變異御祈禱、七番ニ職之廻文昨日到来了、

一、十一日、旬御神事如例、白杖春主^{第二}、散米春直^{同第四}、

御幣春景^{第五}、御供五ヶ度、旬日並朝夕 祝園本六

本六種^{御所御願}、以上、見參社司、家徳 延祐 家久 祐文

時勝 延胤 祐前 祐松 祐勝 中臣氏人、延光 延俊

祐辰 大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益

師詮 時隆 師和 家統

一、今日、^{申廻}下藹分ヨリ高田中務丞名字ヲ被籠之、

仍兩惣官并若宮神主代官出仕之、

一、今日、^{十二日}六方衆議之状到来、

今般神人等、於山内蹴鞠之会増倍興行之条、

太不可然候、於向後停止之様、御下知可目出候、尚以

無承引之儀者、可及嚴密之沙汰之由評定之趣、惣社

可有御披露候、恐々謹言、

卯月十一日

六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

一、成就院清賢自十六日ヨリ參籠之、仍宿所事被申間、

三十八所屋ヲ借請テ遣之、初日四種御供備進之、

御供代百疋、御幣代百疋、彼是式百疋請取了、

瓶子一双、索麵^六一盃遣之、

一、廿一日、旬御神事如例、白杖春主、御幣春直、散米春景、

御供五ヶ度、旬日並朝夕 四種^{師淳} 本六^{師淳} 以上、見參社司、

家徳 家久 延胤 祐前 祐松 祐勝 中臣氏人、延俊

大中臣氏人、時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮
時隆 師和 家統

一、廿二日、成就院參籠結願申上^{トテ}又百疋送之、

不及奉幣、啓白之、祐梁拜領之、

一、五月一日、旬御神事如例、白杖基定^{北郷一}、御幣

守弘^{同二}、散米德繼^{同三}、御供五ヶ度、旬日並朝夕

朔御供 本六種 以上、見參社司、神主家繼 正預延祐

權神主家久 權預祐文^{新權神主時勝} 次預延胤 權預祐前

神宮預祐松 若宮神主祐村^勝 中臣氏人、延光 祐辰 大中臣氏人、

時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和 家統

江州鯉江庄可被差下御用候、召課神人三人分、納所

清淨院可召賜候、他国可差遣用、器用之体

被精撰可召給候之旨、学侶評定候也、恐々謹言、

五月二日 供目代実俊

兩惣官御中

若宮神主殿

日限事、納所方可被申候、随彼

儀可被召遣候、

一、四日、高田名字被取出了、寺門御使節參向、兩惣

官并若宮神主代參祇候了、

一、五日、御節供御神事如例、御供五ヶ度、日並朝夕

四種^{御供六種代} 四種^{西殿所役} 神戶 奄治庄、

見參社司、家徳 延祐 家久 時勝 延胤 祐前

祐松 祐勝 中臣氏人、延光 延俊 祐辰 大中^{氏人}

時憲 師種 師淳 家興 時綱 家益 師詮 時隆 師和

家統 以上、

一、今日二御殿日並朝夕、正預方^{ヨリ}樂所^ニ下行之、
一、鯨江下向神人事、來十一日可召賜之由、自納所^{清淨院}

被申間、三人分加下知、其子細遣折紙了、

北郷重信^{大藏丞}、南郷春冬^藏、若宮宗時^{新兵衛尉}

三人治定了、爰粮物事、人別五十疋充可下行^{又進之由}

由被申候間、出立難叶旨歎申之間、其子細牒送于

学侶之處、人別百疋充下行之、仍三人十一日下向之、

一、十一日、旬御神事如例、白杖基定、御幣守弘、散米吉実、
御供五ヶ度、旬日並朝夕^祝本六^{本六}、見參社司・

氏人同前、朔日出仕了、

一、今日評定云、旬御供カルモノ^{ニハ}飛魚^{イラ}六本、鮭兩種

之處、此間スルメヲ備進不可然、向後者カラサケヲ

可備進之由、兩出納^ニ下知了、

一、樂所^{ヨリ}申云、幕并大鼓破損之事、早々

御新造可然候由申候、承諾可牒送于兩門候、

一、十三日、樂所^{ヨリ}書狀到來、幕并大鼓破損事也、
仍兩惣官料紙^ヲ相副^テ、牒送于寺門畢、

一、十三日、六方衆議之狀到來之、^{使者仕丁丸也}

明後日^{十五日}、神人四人沙汰衆迎可召賜候、以前進

書狀之時、專当申子細候、於其段者、重而可被糺明候、

於于今者不日間、以仕丁令申候、更々不可為先規之由

評定候也、恐々謹言、

五月十三日 六方衆等

兩惣官御中

若宮神主殿

(10ウ)

一、六方并衆中衆議之狀、專当持參之時規式事、

折紙^ヲ請取時^ハ、中間少者乃至下女^{ニテモ}請取之、

返狀以下渡之時者、若党所持之体在之時者、若者

上下^ヲ懸^テ罷出渡之、若党無^ニ之体、又^ハ他行

之時者、社家之輩直垂^ノ上ハカリ打懸^テ渡之、

自然神人^{など}、祇候之時者、以彼等渡之条、古今先規

之處、近年動中綱等不依若党之有無、直^ニ

可渡之旨申候也、此条無先規之處、如此挿申衆儀哉、

糺明之時可得其意者也、伝聞元者、若宮神主方^{ニハ}

番之神人^{トテ}、神前昨日ノ番衆、今日^ハ社務^ニ

祇候^{シテ}、寺門衆議之狀取次云々、近代此儀中絶候歟、

一、祝園庄清水七郎^{定房}、名田事、於本役^者致其沙汰、

至加地分者、為御恩可賜預之由、乍捧請文、近年

云本役無沙汰、云緩怠不忠、旁以科条重疊之間、

今日^{十三日}、神人四人差下之、奉振^{神木於屋內}

畢、自城内矢^ヲ射出之、雖然神人^ニ同道之族

懸入間、無力清水城内^ヲアケ^テ退出之、

(後欠)

(11ウ)

(11オ)

法隆寺による春日神木動座・帰座への供奉について

— 暦応年間を事例として —

土山 祐之

はじめに

黒田俊雄が提唱した権門体制論を挙げるまでもなく、寺社勢力は中世社会を代表する存在の一つである。その寺社勢力が起こした訴訟形態の一つに強訴がある。強訴とは「物理的暴力・宗教的権威・集団的脅威などによって強勢化された寺社の脅迫的訴訟行為」で、神興・神木の動座・入洛のみならず、様々な種類の示威行為が実施された。

強訴の研究は戦前から行われており、その代表的なものとして平田俊春の「強訴の研究」が挙げられる。平田は院政期における強訴の概要を検討し、公家が「迷信的」・「盲目的」な信仰を保持していたがために強訴は威力を持ち、そうした「迷信」に囚われない武士の登場により強訴は威力を無くしていくことを指摘した²。平田が「強訴の研究」を執筆した時点では仏教に対して否定的な見方をする時代背景があり、そうした社会情勢に影響された平田の指摘に問題があることは明白であるが、院政期に最盛期を迎え、その後は衰退していくという強訴の基本認識は戦後の研究にも引き継がれていく。平田以降の強訴研究は、政治史・法制史・一揆・武士論などと相俟って進められていくことになるが³、これらの研究では別の研究対象が存在しており、強訴はそれを検討するために扱われるのみであった。その状況を打開したのが衣川仁である⁴。衣川は強訴があくまで「副次的」な研究素材としてしか扱われてこなかったことを指摘し、延暦寺を中心に強訴そのものを検討した。その結果、

強訴とは大衆による抑制不可能な暴発的行為ではなく、政治状況を加味した柔軟な訴訟行為であり、朝廷は大衆との暴力的行為を含む直接対峙を回避しながら強訴への規制を緩和することで、寺社勢力を体制のなかに組み込んだ王法―仏法秩序の形成を意図していたことなどを明らかにした。一方で、これらの研究は一二世紀までの強訴を研究対象としており、一三世紀以降の強訴については検討の埒外で、平田が規定した基本認識は根強く影響していたと言ったことができよう。

そうした基本認識に再検討を迫ったのが西尾知己である。西尾は延暦寺・興福寺・石清水八幡宮・東大寺における強訴の事例を広く収集し、強訴の回数および強訴を起こす寺社や強訴の方法が増えた鎌倉後期から南北朝期にかけてこそが、強訴のピークであったことを明らかにした⁵。さらに近年では一四世紀前後の強訴に関する史料が複数紹介されており、この時期の強訴の実態を整理する必要性に迫られている⁶。

その上で、西尾も指摘しているように、これまでの研究では強訴は政治的文脈から検討されることがほとんどであった。もちろん、そうした研究が重要であることは言うまでもないが、朝廷や武家、さらには在地社会まで巻き込んでいった強訴を政治史とは別の視点から検討することによって、強訴が与えた社会的影響をより深く追究することが可能になる。そのために、まずは強訴の具体的な展開過程を明らかにすることが必要となる。これまでの強訴研究では、強訴の原因や与えた影響などについて指摘されているものの、どのように一回の強訴が展開したか、その経緯や展開過程、費用などについては触れられていない。そうした点を明らかにすることは、強訴の理解を深くすることに繋がってくる。

筆者は以前、藤原重雄と共著で「国文学研究資料館所蔵『春日御遷坐御帰坐日記』（法隆寺記録）」（以下、『日記』とする）の史料紹介を行った⁷。本史料は鎌倉〜南北朝期にかけて行われた春日社の強訴に際し、それに供奉する法隆寺の動向についてまとめたもので、供奉側の視点から強訴が記述された貴重な史料である。すでに藤原が執筆した『日記』の解題でも触れられているが、本史料は主題に沿って書写された部類記とも言えるもので、記述内容は①「注進 春日神木代々御入洛并御遷坐等事」、②「春日大明神御入洛御帰坐当寺共奉日記」、③「東大寺八幡御帰坐事」、④「春日御神木入洛問当寺仏事講演日記」、⑤「春日御神木宇治殿ヨリ御帰坐事」、⑥「閉門事」、⑦「注置 諸堂門戸間日記」、⑧「貞治四年春日神木動座之間日記」の大きく八つに分類できる。これらはいずれも鎌倉後期から南北朝期にかけて行われた強訴をまとめた記録であり、神木動座に必要な人員数や費用などが事細かに記されているが、前稿では史料紹介という性格上、踏み込んだ解釈はできなかった。そのため、本稿では『日記』の記述を用いながら鎌倉後期から南北朝期における強訴の展開過程を明らかにするために、暦応二〜三年に発生した春日神木動座の事例を中心に、強訴の具体的様相に迫っていききたい。

一、暦応二〜四年における強訴の展開過程

興福寺や春日社及び興福寺の勢力下にある寺社にとって、暦応二〜四年（一三三九〜四一）は「強訴の年」と称しても過言ではないほど強訴に明け暮れた日々であった。暦応二年における神木動座の流れを見てみたい。

暦応二年四月七日、春日社の造替にあたり関白一条経通は造替料所の

先例を春日社神主である大中臣師俊に問い合わせた。九日には師俊は社司らと集会を催し、近例として元応年間に行われた造替の際の料所五カ所を注進する。その後、同年一月九日に神木動座を行って神木を本殿脇の移殿に遷し、同二三日には興福寺金堂前に遷している。翌三年の五月一六日には両惣官（正預・神主）の代官ならびに若宮神主代官が上洛し朝廷と協議を重ねており、上総国・飛騨国および楠葉関を造替料所として確保することに成功している。その結果、六月二〇日には神木歸座を実施し、強訴は終了する。この強訴では、造替料所を確保したことで歸座に至っているため、暦応二年の強訴は造替料足確保の遅滞が原因であったと考えられる。それを端的に表しているのが、【史料一】である。

【史料一】春日社執行正預中臣祐殖書状。

就御造替事、自衆徒条々被相触子細候、料所事、楠葉関被付了、此上者、^{（訶）}忿為杣入候云々、云彼以前云以後、条々為衆徒存知、委細ニ可令注進之由、沙汰衆被申候、就其代々御造替御記等有御隨身、明日巳刻、於不空院可有御集會候哉、恐々謹言、

八月四日

執行正預祐殖

謹上 権官御中

追申

若宮神主殿同可令存知給候、社家一大事候、定其条御存知候哉、相構々々面々正員可有御出候也、重謹言、

【史料二】は春日社執行正預である中臣祐殖から権官たちに対して出された書状である。書状では、造替料所が決まったため「杣入」^{（伐採）}を即座にはじめること、「杣入」について先例を知らせよという仰せが

興福寺沙汰衆からあったので集会にて相談すること、などが記されている。ここで注目したいのは前者である。造替料所が決定したため杣入せよとは、換言すれば料所が定まらない限りは杣入できないということである。造替料所に決まった楠葉関からは升米が納入されることになっており、その米は諸費用に充当するために使用されたと考えられる。このように、暦応二年の強訴は造替費用の確保を目的として実施されたものと位置づけることができるのである。

さて、同じ時期に伊勢神宮も社殿の造替を実施しているが、それによれば造替事業には料所確保以外の問題も発生していたことがわかる。『中院一品記』に「皇太神宮造替御杣山為凶徒在所、何様可有沙汰哉事」と記されているように、伊勢神宮造替にあたって造替料所に設定されていた杣山に凶徒が住みつき、材木を供出できないという状況に陥っていた。¹¹この問題に対し、内大臣鷹司師平は「太神宮造替者、皇家之大嘗、宗廟之重事也、而嘉元嘗作神道山良材採盡之間、始被用江馬山□材□是雖為未代之新義、重可追往事之遵行処、凶徒架城郭、軍士絶道路、誠難採料木於彼山者、可被遷御杣於他所乎」と述べている。この師平の発言から、当時料木を確保するために問題が発生していたことが判明する。一つは、「凶徒架城郭、軍士絶道路」と記されるような南北朝期における戦乱の影響である。この議定において権中納言三条実治は「子細雖多、以料木採用之御杣、為凶徒群集之在所、可被移他国」と発言しており、材木供出の杣に「凶徒」が住みついたため杣山自体を変更する案を出しており、凶徒の出現が材木確保に支障を来していたことが判明する。もう一つは、嘉元二年（一一三〇四）一二月に実施された正遷宮によってすでに良材が伐り尽くされており、造替のための材木を確保することが難

しくなっていたという問題である。社殿建設のためにはしっかりと強度を持つ木が必要であり、三〇年という年月ではそのような木は育たないことを表している。当時、造替に必要な不可欠な材木をどのように確保するかということが問題となっていたのである。

このように一四世紀前後の神社修造は、杣の治安悪化、料足や材木の確保など、多くの問題を解決しなければ実行できない大事業であったと位置づけることができよう。

以上の問題と並行して、暦応二年の帰座には別の問題も関連していた。『暦応年中當社御造替之記』に含まれる暦応三年五月二日の記事には、「南都大将仁木兵部大輔、明日出門之由承候、然者神木御帰座、不可廻時刻候」と記されており、「南都大将」の仁木頼章による軍事活動が神木御帰座のきっかけとなっていたことがわかる。¹²これ以前、南都では南朝方に属する戒重西阿による軍事活動が問題となっており、建武四年（一一三七）一二月には高師貞・吉川経久・島津宗久らに追討命令が出されている。翌五年には南朝の主戦力で奥州より出撃してきた北畠顕家の軍勢も南都に入り戦闘が行われた。この戦闘における西阿の動向は不明であるが、暦応三年三月に足利直義が吉野通路・関所警護ならびに西阿以下凶徒討伐のため仁木頼章の派遣を命じていることから、西阿は一貫して南朝方に属していたものと思われる。西阿は東大寺領大和国長田莊・他田莊の莊官であったと考えられており、¹³「當国々民西阿法師」と記されているように、大和国の在地武士勢力であった。『中院一品記』には「今度強訴之濫觴、大和国住人西阿、蒙先朝勅、近年構城郭、剩令横妨寺領」という記載があり、西阿が南朝側の勅に基づいて勢力範囲を拡大し、「維摩大会料所大仏供庄土貢一向抑留」していた。大仏供莊は

興福寺領として院家の松林院が管理し維摩会の大仏供米を備進する荘園で、その年貢を西阿はすべて押領していた。¹⁴ そのため興福寺・春日社は西阿討伐を訴え、それを受けた朝廷は幕府へ伝達し、仁木頼章の派遣が決定したものと考えられる。頼章は暦応三年五月に南都へ向けて出発し、神木帰座が六月に実現する。

しかし、同年一〇月に再び西阿討伐を目的とする強訴が発生する。東大寺離散宿老等会合評定事書には「傍寺大和(x)一州吏務・守護自元兼帯之上、剩八十余箇所地頭職、雖有一円之御寄附、依不退治西阿一人、去年十二月十九日、神木御入洛」と記されており、¹⁵ 西阿を討伐できていないことが原因で暦応三年一〇月に強訴が開始されたことは間違いないだろう。

西阿討伐を訴える強訴は暦応三年一〇月二三日に泉木津へと進発したことに始まる。¹⁶ 翌二四日にはその責任をとって興福寺別当一乗院覚実が別当職を辞退しており、翌年八月に覚実が還補されるまで別当が不在の状態となる。¹⁷ その後、一月三日には南都諸大寺に牒を送り春日神木入洛の供奉を依頼しており、大安寺や元興寺・法隆寺などから返牒が届くなど着々と入洛体制を整えていく。¹⁸ そうした中、一月八日には関白一条経通より春日神木の入洛を抑制する長者宣が出されている。それによれば、朝廷側は遅れている西阿討伐を急ぐよう武家に催促しており、なお遅れるのであれば入洛しても構わないが、今しばらく入洛は延引して欲しいと述べ、即座の入洛を回避しようとしている。¹⁹ この影響からか神木は泉木津にて待機するが、芳しい動きがなかったため一二月一三日には平等院に遷り、同十九日には入洛を遂げ神木は六条殿長講堂に置かれた。先述したように、幕府もすでに西阿討伐に向けて動いてお

り、同年一二月一八日には細川顕氏を討伐に向かわせ、翌暦応四年正月二〇日には佐々木経氏にも西阿討伐を命じている。さらに同年二月二九日あたりからは連戦状態になり、七月二日には西阿の本拠地である大和国開地井城を攻め、これを落としている。目的を達成した興福寺側は帰座を決定し、八月一九日に衆徒や公卿の供奉を受けながら神木は春日社へと戻されていく。

以上が暦応三年一〇月に始まる強訴の一連の流れである。それでは、このとき朝廷はどのように対応したのだろうか。『中院一品記』に詳しく記されているため、それに基づいて概観してみたい。²⁰

『中院一品記』の記主である中院通冬のもとに神木動座の情報が届いたのは一月一日のことで、そのころには既に神木が入洛してくるとの噂が都に流れていた。その後、一月二九日に実施された賀茂臨時祭では神木動座を理由に藤原姓公卿は出仕をしていない。一二月一四日になると、神木動座によつて藤原姓公卿が出仕できないため、通冬は光厳上皇から六条殿への祇候を命ぜられている。翌一六日には神木が近日中に必ず入洛する旨が伝えられ、一八日には神木を六条殿に遷座する旨を衆徒らが決定したという情報が入ってくる。これをうけた朝廷側は、「旅殿事、法成寺每度之例、而當時無彼寺之上者、如吉田宮有其便哉、可為此御所之由、令申之條、太不可然、後白河院崩御之所也、即有御影堂、尤可憚哉」と主張し、六条殿への遷座ではなく吉田社へと入るよう衆徒らへ交渉を持ちかけている。「春日神木御動座年表」に「長講堂着御今度始也」と記されているように、²¹ 六条殿長講堂に春日神木が置かれるのは初めてのことである。先例がなかったため、他所へと置くことを要請したのだろう。ところが衆徒らはこれを聞き入れず、翌日には白昼堂々宇治

から六条殿へと進発した。そのため六条殿にいた光厳上皇らは、「不及是非之沙汰、俄欲有還御持明院殿、御所中鼓騷以外也」とあるように慌てて持明院殿に移動することになり、内裏ならびに持明院殿の警固を足利直義に命じている。加えて、同日に開催予定であった仏名会や翌二〇日の小除目は延引となっており、強訴が様々な面で影響していることがわかる。

強訴の影響は朝廷内の人事にも及んだ。暦応三年一月二三日に六条殿に出仕した中院通冬は、六条殿長講堂で行われた長講堂供花にて上皇に近侍し御簾役を務めた。その記述が次の史料である。

【史料二】『中院一品記』暦応三年一月二日一五日程

(前略)

抑上皇仰云、今度御簾及違乱之処、即祇候、返々神妙之由、種々有叡感、可被進入道殿於勅書、忿可伝達之旨被仰下也、間畏之旨其後退出、候局、頃之被出勅書之間、明且未明可遣之旨申入了、雖不可然密々披見之処、通冬昇進事委細被載之、御沙汰之次第眉目之至也、然而秘心底不及口外者也、

【史料一】によれば、このとき行われた長講堂供花において御簾役は「違乱」という状態であったが、通冬がそれを勤めたことにより上皇は大変感銘を受けていた。そこで上皇は通冬を昇進させることを決定したということが記されている。上皇は通冬父である中院通頭に勅書を送っているが、それが次に掲げる史料である。

【史料三】光厳上皇自筆書状²²

(端裏書)「勅 暦応三、十二、十五」

此間通冬卿局などへ、夜陰などに被立入之條、態便宜ありぬへく候、如何候へき、

忿劇与病氣いつとなく計会之間、其後閣筆候、早晚見参之便宜も候はむすらん、相構如夜陰心閑入見参、往事(と)たも申たく覚候、今年供花依不具子細、于今懈怠之間、真実破石如形取行候、神木(A)刺遷坐宇治之間、御簾なども闕如之処、通冬卿祇候、返々目出思給候、昔も勲厚無等閑事にて候し、被思出候、兼又年始公事共此分にて候、神木歸坐も難知候、仍出仕人々難得勿論候、就中叙位儀兩年不被行之條、不快之由、永仁有沙汰、翌年被行候、仍明年尤可被行歟之由思給候、然者中納言執筆先規不詳歟、當時又無其仁、今度通冬卿任大納言可勲仕歟之由思給候、除目可為廿日比走路、然而為兼日用意、密々令申候、出仕不定様に承候しかとも、如此沙汰之上者、付公私争不励参哉之由思給候如何、事々日面「者」(補書)難盡也、

【史料三】傍線部Aによれば、この長講堂供花における御簾役の「違乱」とはそれを勤める人材がいなかったことであり、それを通冬が勤めたことがわかる。そうした緊急事態における通冬の行動によって上皇はそれ以前の通冬の勤勉さを思い出し、昇進させることを決定した²³。これらのことから、春日社の神木動座によって藤原姓公卿が不在のなかで役を勤仕したことにより、通冬が大納言に昇進したことがわかる。春日神木の動座は藤原姓公卿を出仕停止状態にさせる一方で、そうした状況の中で出仕し年中行事を支えた他氏の公卿にとっては、昇進する絶好の機会でもあったと言えよう。

二、神木動座・歸座における供奉人数と費用について

前節では暦応二、四年にかけての強訴を概観した上で、興福寺や朝廷の動きなどを示してきた。神木動座・帰座を実施する際、興福寺が南都諸大寺に牒送し供奉を依頼するように、神木動座・帰座は南都諸大寺も大いに関与する事態であった。それでは、神木動座・帰座ではどれほどの人数が神木に供奉し、どれほどの費用が必要であったのか。これまでの先行研究ではそうした視点からの指摘はなされていなかったため、暦応三年一〇月に始まる神木動座・帰座における法隆寺の事例から考えていきたい。

先述したように、暦応三年一〇月の神木動座では、神木入洛のために興福寺から南都諸大寺に対して神木への供奉依頼の牒が出されている。牒をうけた法隆寺は弘安年間や徳治年間の先例を調べ、その結果十名の派遣が決定された。²⁴②「供奉日記」によれば、このうち一人は「指合」があったため、実際には九名が派遣されている。一〇月一八日夜、選ばれた九名は神木に供奉するため宇治へと向かうが、このときすでに神木は入洛していた。九名は翌一九日の朝、京より戻ってきた興福寺大衆に状況を聞いており、実際に神木入洛には供奉していないことがわかる。

ところで、この神木入洛における興福寺大衆の格好は「南都ノ人々面シテ出タル気色計也」とあるように、それぞれが面をつけて神木に供奉していた。²⁵面をつける＝覆面という行為は、勝俣鎮夫が指摘するように中世社会における「異形」の代表的な状態で、非日常的な「場」であることを表現していた。そのような「異形」の人々は、「社会的秩序を無視した、社会的規定性を受けない存在として忌まれ恐れられた」存在であった。²⁶神仏が実在し、神罰・仏罰が下されることもまた当然のこととして考えられていた中世社会では、宗教的権威である「神木」を「異

形」の人々が担ぎ出し、入洛することはまさに恐怖の対象であり、神木入洛とは神威への怖畏を押し出したものであったと考えられる。

それに対し、神木帰座には華やかさが求められた。②「供奉日記」における弘安五年（一二八二）時の帰座に関する記述に、「但今度供奉ハ非普通之儀、法城寺ヨリ宇治マテハ御共大衆ノナリ、三个大会ノナリニハ不可替、必可為美麗、公家武家他門ノ僧マテモ見物、以外晴タルヘシト云々」とあり、帰座時には貴族・武士・僧侶などあらゆる人々が見物するため、その供奉には「美麗」であることが求められていたことがわかる。²⁷神木帰座は訴訟の目的を達成したからこそ行われる行為で、藤原姓公卿が供奉行列に連なることからわかるように、神威を人々に誇示する「晴」の場面であった。それゆえ行列には華々しさが求められるようになり、衣装にも「美麗」さが要求されたのだろう。入洛・帰座のいづれに対しても糧物などが支給されるが、②「供奉日記」に「糧物人夫伝馬下人等事、偏如御帰坐之例」と記されているように、支給額などは「帰坐」が基準となっていたことから、帰座の重要性は見て取れよう。

以上の理由から、帰座には相応の人員と費用がかかったものと推測される。実際、弘安五年時の帰座に際しては黄衣神人と白衣神人のみでも五〇〇人以上が法成寺から平等院までの行列に参加しており、²⁸これに藤原姓公卿・神職・仕丁・衆徒などを加えると膨大な数の行列になったと思われる、費用も多額となったことが推測される。それでは神木入洛・帰座に供奉する法隆寺では、実際にどれほどの人数・費用がかかったのだろうか。

弘安五年時の神木帰座において「当寺分任例五十人上洛」という記述があるように、鎌倉後期の段階で神木帰座には法隆寺から五〇人供奉す

ることが先例となっていた。²⁹ 暦応四年八月一九日の帰座でもこの先例に倣つて五〇人の供奉が予定されていたが、五名の辞退者があつたため、実際には四五人の大衆が一九日の帰座に備えて一七日に京上する。この四五人は、事前に学衆方上臈・中臈・下臈全員による三輩集会で合点によつて選定されている。この決定方法からも、神木動座・帰座への供奉が非常に重要な行事であつたことがわかる。大衆に加えて五人の仕丁の上洛も定められていた。暦応四年の帰座では「指合」のため一名が辞退し、計四人の仕丁が寺僧とともに上洛している。上洛する大衆には一日三斗の糧物、仕丁には同一斗五升の糧物と二百文が与えられた。このうち、大衆に与えられた三斗は「自分ト中ケ一人分トノ也、中二分、上下向四ケ日也」という記述から、僧侶本人と中間の計二人、四日分のためのものであつたことが判明する。³⁰ 暦応四年の神木帰座に関わらず、他の年における神木帰座に供奉する大衆にも人別三斗の糧物下行が確認できるため②「供奉日記」など、三斗という額が通例であつたことがわかる。四日間で三斗もの米を僧侶本人と中間の二人で消費するとは考えづらいため、供奉に対する得分という性格もあつたと考えられる。

さて、神木帰座では法隆寺の管理下にある莊園・村落に対し【史料四】のように人夫や馬の供出が賦課された。

【史料四】②「供奉日記」

一、人夫伝馬事、

神南庄 八名 口付十八人 夫十九人

中宮寺 馬五疋、口付五人、夫十人、段別卅三文宛云々、田數十六丁五反矣。

岡本 馬五疋、口付五人、夫十人、段別卅三文宛云々、田數十口丁余、段別廿九文宛云々。

中村 馬二疋、口付一人、夫一人、田數二丁云々。

新堂領 馬四疋、口付四人、夫六人、段別五十七文宛云々、

已上 馬廿六疋、之内三人神南庄丁中召具、夫四十七人。

寺辺馬十五疋 當時有分也、寺僧馬九疋、兩駕馬六疋也。

力重殿馬八疋前二為兒馬之間、不取之、無沙汰也。

馬并口付食ハ二百文宛、為惣寺之沙汰、乗主方令下行了、口付等ハ乗主ノ沙汰也、

馬依寺辺諸庄不足、私沙汰ニテ乗人三人在之、三百文宛為惣寺之沙汰令下行了、口付等皆料也、

【史料四】によれば、神南庄・中宮寺・岡本・中村・新堂領に対し馬・口付・人夫が賦課されている。³¹ このうち、馬については諸莊・郷に賦課した二六匹と膝下から徴収した馬一五匹、膝下の馬が不足していたため寺僧自らが手配して確保した馬三匹を合計すると四四匹となる。②「供奉日記」では暦応四年の神木帰座に供奉した寺僧は四五人となつているが、「春日明神帰座日記覚」には「大衆四十四人」とあり、若干の誤差が見受けられるものの、徴収した馬は供奉する大衆が乗るためのものであつたことがわかる。³² 四四あるいは四五人の大衆たちは、歩いて神木に供奉したわけではなく、乗馬した状態で供奉したと考えられよう。また、計四七人の人夫の行動については史料の制約から詳細は不明とせざるを得ないが、物資の運搬や移動に伴う諸雑務を担つていたと推測される。

右記の神木帰座に供奉する大衆・仕丁とは別に、法隆寺の留守を預かる役も存在した。②「供奉日記」に「一、留守大衆事」と立項されている条目には「西南院ヲ宿坊トシテ終夜有集会、都無退散、為寺中用心也、

帶武具、夜中寺中ヲ廻也、毎夜如形酒肴在之、可為惣兵糧米之内云々」とある。留守を預かる大衆は法隆寺の子院である西南院にて毎晩集會を開催し、そのまま寺中警固のため西南院に寝泊まりし、夜には武具を帯びて法隆寺内を見回りしていたことがこの記述からわかる。留守を預かる大衆には「宿坊初夜酒二斗長 第二夜一斗五升長 第三夜二斗^{警物也}肴^肴ハ大豆一升宛長ニル、」とあるように、計五斗五升の酒（清酒）と肴としての煮豆が与えられ、毎晩酒宴が開催された。³³ また、西大門・東大門・東院門などの警固が東西郷や国府後横行に課され、西大門は西郷、東院門には東郷、東大門には国府後横行がそれぞれ警固を担当した。³⁴ このうち、東大門を警固する国府後横行では毎晩二〇人の計六〇人が警固を務めており、「廿人二酒一斗宛、三夜二三斗」が下行された。すでに中村崇志が中世後期における大和国十座・五カ所声聞師と興福寺との関係性から、人夫役の代銭納化の進展とともに声聞師が人夫として雇用されるようになり、それが声聞師の重要な経済基盤であったことを指摘しているが、³⁵ 同じように声聞師集団である国府後横行が他郷に課された「役」を務め、その結果酒が下行されたと考えることができよう。ただし、神木帰座時の門警固が「役」として賦課されたことが確実な史料は筆者の狭い知見では見当たらない。そのため、この警固が「有償労働」であった可能性もある。³⁶ いずれにせよ、門の警固が国府後横行の収入源となっていることは間違いないことで、神木帰座によって生じる得分と捉えることができよう。

以上のように、法隆寺では暦応四年の神木帰座にあたって四四〇四五人の寺僧・四人の仕丁、および馬を引く四四人の口付と四七人人夫の総計一三五人ほどの人員が上洛し、それ以外の寺僧と門警固の人員が法隆

寺の留守を務めていた。神木に供奉する大衆・仕丁には糧物が、留守大衆には酒直が支給され、その総額は一五石七斗九升であった。³⁷

これらの費用は臨時的に在地へ賦課されており、在地の負担となったことは想像に難くない。また、③「八幡」によれば法隆寺は東大寺の強訴にも同行することが通例であり、鎮守八幡宮神輿の帰座の際には春日神木帰座時よりは規模は小さいものの、大衆・仕丁の供奉が確認され、人夫・伝馬も諸荘・郷に賦課されている。ただし「八幡御帰坐之時ハ、両郷等兵糧米不取之、為先規」であったため、延文五年（一三六〇）の帰座時の兵糧米は「山木売買之代」を借用して米を購入し、大衆などに下行している。この事例から、強訴は寺社にも経済的負担がかかる行為であることが指摘できる。誤解を恐れず言えば、強訴はそれに加わる大衆・仕丁や警固という形で参加する寺辺の民衆などからすれば得分を獲得する機会であった一方で、その得分を捻出する在地社会や寺院側からすれば経済的負担を強制されるものであったと位置づけられよう。次節ではそうした経済的負担という視点から、強訴について考えてみたい。

三、神木動座と経済的負担

前節で述べたように、強訴は在地社会ならびに寺院経済に負担を強制するものであった。とりわけ、入洛とそれに伴う帰座では多数の人員が関わってくるため、その負担が多くなった。康永四年（一三四五）七月に発生した強訴では宇治まで神木動座を敢行し、その後宇治から帰座しているが、³⁸ その際の帰座供奉人数が大衆一〇人、仕丁三人であることを踏まえれば、入洛した場合の帰座における人的負担・経済的負担の大きさは一目瞭然であろう。一方で、神木動座は南都諸大寺にとって一大

事であったことはすでに述べてきたとおりである。それでは、神木動座に関わる費用と他の諸法会にかかる費用とではどちらが優先されたのだろうか。これも暦応四年の神木帰座を事例に考えてみたい。

先述したとおり、暦応四年八月一九日の神木帰座のため、同一七日に四四〇四五人の衆徒が上洛している。ところが、法隆寺東院では八月一五日から一八日の朝にかけて念仏会が開催されることが定められていた。【史料五】を見てみたい。

【史料五】④「講演日記」

八月

東院念仏事、春日御帰坐今月十九日之間、十七日皆京上、依之、式日ヲ曳上テ、自八月十一日始行、衣ケサ等如此程、唱礼師モ単衣ヒタタテ・墨染ケサ也、僧供事、当年依大損亡百姓コムヘキヨシ歎申之間、コミ畢、之内於半分者赤衣之代ニ仕了、半分ハ番衆昼夜ニ充分了、

【史料五】に記述されているように、暦応四年時には神木帰座に大衆が供奉するため、念仏会の式日を繰り上げて八月一日に始行している。このことから、神木帰座の日程と法会の日程とが被った場合、法会の日程を変更させて神木に供奉したことがわかる。神木への供奉が最優先事項であったことはこの事例から明らかであろう。

さて、【史料五】には興味深い内容が記されている。それは、暦応四年が大損亡の年であったということである。傍線部の内容に注目すると、暦応四年が大損亡の年であったため、念仏僧供の減額を百姓らが要求しており、それを法隆寺側が受け入れたことや、僧供の半分を「赤衣之代」に充てていることが読み取れる。「赤衣之代」に充てるとは、「赤衣回具

色増調進、当年念仏僧供ヲ半分コミテ、彼足ニ仕了、³⁹」や「東院八月十五日念仏僧供事、暦応四年^日損亡間、生料一反別五斗寺、コム、此内半分ハ春日帰座料、仕丁ノ赤衣染陳ニ成ス、⁴⁰」とあるように、念仏僧供の半分を春日神木帰座に供奉する仕丁が着用する赤衣の染料に充てることを指しており、法会に参加した僧侶に配られるはずの供米を神木帰座のために転用していたことがわかる。⁴¹ 供米が半減したことに異議を唱える衆徒の姿も史料には見えず、神木動座・帰座のために僧供が充当されることは当然のことと認識されていたのであろう。この事例からも神木動座・帰座の絶対的優位性をみることができる。こうした絶対的優位性は、在地社会・寺院経済ともに負担を掛ける神木動座・帰座が、「大損亡」という社会状況であつても実施されたということからも看取できる。他の年についても確認してみたい。

【表一】は一三〇一四世紀における春日神木動座・帰座をまとめたものである。一二世紀以前のおよそ二〇回を数える神木動座では、その半数以上が入洛を伴う強訴であつたが、承安二年（一一七二）の強訴を最後に入洛がなくなる。この表から、再度入洛を実施するのは約百年後の弘安四年（一二八一）のことで、弘安四年の入洛を機に、一四世紀にはしばしば入洛を伴う強訴が行われたことがわかる。鎌倉後期から南北朝期にかけてが強訴のピークであつたとする西尾の指摘は首肯すべきであろう。⁴² それでは、多額の費用を必要とする神木入洛・帰座が実施された年ほどのような社会状況にあつただろうか。藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』を参照しながら、入洛が実施された年の生産状況を確認していききたい。⁴³

【表一】から一三〇一四世紀における神木入洛は計八回を数えるが、

【表一】13・14世紀における春日神木動座一覧

no	和暦	西暦	月日	入浴日時	帰坐日時	動座理由	典拠	no	和暦	西暦	月日	入浴日時	帰坐日時	動座理由	典拠
1	建仁元年	1201	9月30日	—	10月9日	不明	A、B、C	34	元亨元年	1321	8月6日	—	8月22日	所領問題	A、B、C
2	建暦3年	1213	11月14日	—	11月29日	寺院関係問題	A、B、C	35	正中2年	1325	6月24日	—	12月15日	寺内問題	A、B、C
3	建保2年	1214	8月4日	—	8月24日	寺院関係問題	A、B、C	36	嘉暦2年	1327	3月8日	—	3月12日	寺内問題	B
4	安貞2年	1228	5月10日	—	8月13日	寺院関係問題	A、B、C	37	嘉暦2年	1327	8月22日	—	9月12日	不明	A、B、C
5	安貞2年	1228	12月21日	—	安貞3年11月2日	寺院関係問題	B	38	建武2年	1335	6月14日	—	7月11日	所領問題	A、B、C
6	天福2年	1234	6月	—	不明	所領問題	B	39	建武3年	1335	11月	—	12月26日	不明	C
7	天福2年	1234	7月4日	—	不明	所領問題か	B	40	暦応2年	1339	11月9日	—	暦応3年6月20日	所領問題	A、B、C
8	文暦2年	1235	7月27日	—	8月26日	所領問題	A、B、C	41	暦応3年	1340	10月23日	12月19日	暦応4年8月19日	所領問題	A、B、C
9	嘉禎元年	1235	12月21日	—	嘉禎2年2月21日	所領問題	A、B、C	42	康永3年	1344	11月18日	—	康永4年7月19日	所領問題	A、B、C
10	嘉禎2年	1236	7月28日	—	11月2日	寺院関係問題	A、B、C	43	貞和3年	1347	7月2日	—	貞和4年1月12日	所領問題など	A、B、C
11	建長8年	1256	不明	—	不明	所領問題	A、B	44	貞和4年	1348	7月8日	—	8月2日	所領問題など	A、B、C
12	正嘉元年	1257	5月11日	—	7月5日	所領問題	A、B、C	45	文和4年	1355	9月6日	—	1月13日	所領問題	A、B、C
13	文永元年	1264	7月2日	—	9月21日	寺内問題	A、B、C	46	延文元年	1356	7月12日	—	延文2年3月4日	所領問題	A、B、C
14	建治元年	1275	5月15日	—	8月21日	所領問題	A、B、C	47	貞治3年	1364	11月19日	12月19日	貞治5年8月12日	所領問題	A、B、C
15	建治3年	1277	6月8日	—	10月10日	所領問題か	A、B、C	48	応安4年	1371	12月1日	12月2日	応安7年12月17日	人事問題	B、C
16	弘安元年	1278	7月22日	—	7月27日	所領問題か	A、B、C	49	永和3年	1377	9月26日	—	11月26日	寺院関係問題	B、C
17	弘安4年	1281	9月25日	10月6日	弘安5年12月21日	所領問題	A、B、C	50	永和4年	1378	10月9日	8月14日	康暦2年12月15日	所領問題	B、C
18	正応4年	1291	1月17日	—	2月23日	所領問題	A、B、C								
19	正応4年	1291	12月27日	—	正応5年4月21日	所領問題	A、B、C								
20	永仁2年	1294	10月5日	—	永仁3年5月4日	寺内問題	A、B、C								
21	永仁3年	1294	11月26日	—	永仁5年8月21日	寺内問題	A、B、C								
22	正安3年	1301	4月5日	—	9月30日	所領問題	A、B、C								
23	正安3年	1301	10月25日	—	11月1日	寺内問題か	B								
24	正安4年	1302	3月15日	—	6月29日	所領問題か	A、B、C								
25	乾元元年	1302	12月29日	—	乾元2年1月19日	所領問題	A、B、C								
26	乾元2年	1303	4月10日	—	4月16日	不明	A								
27	嘉元元年	1303	8月18日	—	9月14日	所領問題	A、B、C								
28	嘉元4年	1306	6月23日	—	7月26日	不明	B								
29	徳治2年	1307	12月12日	12月20日	徳治3年7月12日	所領問題	A、B、C								
30	正和元年	1312	4月13日	8月25日	正和2年8月16日	寺院関係問題	A、B、C								
31	正和3年	1314	3月11日	3月17日	8月14日	寺院関係問題	A、B、C								
32	文保2年	1318	7月13日	—	7月22日	不明	A、B、C								
33	元応2年	1320	2月14日	—	3月13日	不明	A、B、C								

※1.典拠は以下の通り

- A 「国文学研究資料館所蔵『春日御遷坐御帰坐日記』(法隆寺記録)」
- B 「当社御遷坐御進禱入浴御帰坐代々日記」(春日神木御動座年表)
- C 「龍門文庫蔵『春日社家記録』『神木御入浴并御遷座事』である。

※2.動座理由の概要は以下の通り

- 寺院関係問題：他寺院との相論、軋轢などを原因とするもの
- 所領問題：所領に関する相論、訴訟を原因とするもの
- 寺内問題：寺内人事や一乗院・大乘院・衆徒などの対立を原因とするもの

そのうち弘安四年・徳治二年（一三〇七）・正和三年（一三一二）は飢饉の発生もなく、損亡の記事もそれほど見られない。徳治二年に関して言えば、若狭国太良荘では早魃や洪水の影響によって「大損亡」が発生しているが、在京する東寺供僧の認識では「諸国平均豊穰」の年であり、畿内では豊穣であったことが判明する。⁴⁴ また、正和三年は「天下豊穰」と称される年であり、比較的食料を確保することは容易であったと推測される。

一方、暦応三年や永和四年（一三七八）に始まる神木動座では、飢饉や損亡記事が散見されるなど生産活動が順調ではない年に入洛が行われている。例えば、十市氏などの大和国内の国民らによる興福寺領の押領停止を訴えた強訴は、永和四年一〇月に興福寺金堂前に遷座し翌康暦元年八月に入洛を遂げるが、このときの社会状況を伝えるものが次に掲げる史料である。

【史料六】「東寺学衆方評定引付」康暦二年八月十九日条⁴⁵
(八月)
同十九日

(供僧省略)

一、矢野庄損亡事、百姓申状披露之処、非天下一同損亡者、不可免之旨、
最初被定上者、当年ハ天下一同、^(文者)年也、何軽可申之哉、且ハ先年丑年^(鎌方)
^(永和四年)并去々年猶以不申、何当年事新申哉、太不可有子細之由、評定畢、

【史料六】は東寺領播磨国矢野荘の百姓らが損免を要求してきた際の東寺供僧らによる議事録である。東寺供僧は「天下一同損亡」でない限り損免は認めないという方針を採っており、矢野荘百姓らもそれを承知していた。そうしたところ、康暦二年は天下一同の損亡のため損免を認

める必要があり、供僧はそれを回避しなかった。そのため、傍線部にあ
るように応安六年（一三七三）や永和四年も天下一同の損亡であったの
に、そのときは損免を要求せず、なぜ今になって新たに損免を要求して
くるのか、まったく問題ないのではないか、という論理で百姓の嘆願に
対抗しようとしている。ここで注目したいのは、永和四年が天下一同の
損亡であったという点である。『日本中世気象災害史年表稿』によれば、
永和五年（康暦元年）も各地で飢饉が発生しており、永和四年から康暦
二年まで飢饉状態が継続していた可能性が高い。それに加えて、永和四
五年には疫病が流行しており、朝廷内も例外ではなかった。⁴⁶ このよう
な凶作・飢饉といった逼迫した生産状況下や、疫病が蔓延している社会
状況下においても強訴は実施されているのである。

そうなること次に問題となるのは、凶作・飢饉の年はどのように糧物を
確保したのかということである。この点について、先述した延文五年に
実施された東大寺の強訴には一つの類例が示されている。このときの糧
物は「山木売買之代」を借用して糧物を購入し供奉する大衆に下行して
いる。そして借用した米は「来秋以兵糧米可返之」とあるように、次の
収穫時の米にて返済することが決められている。また、暦応四年の帰座
時に確認できるように、他の法会の供米を強訴用の費用として流用する
こともあった。これらのことから、神木動座・帰座に必要な糧物は供奉
の大衆本人が用意するのではなく、寺家の責任として用意していること
が判明し、凶作時には借用・流用という方法で糧物を集めたと考えられ
る。神木動座・帰座は供奉する寺社にとって最優先されるものだったと
言えよう。

おわりに

以上、三節にわたって法隆寺の春日神木への供奉事例から、強訴について検討してきた。第一節では、暦応二～四年に強訴について概要を述べ、春日神木動座をとまなう強訴では藤原姓公卿が出仕停止状態となるため、他氏公卿の出仕が重要となり、それによって昇進することもあったことを指摘した。暦応二年の強訴は社殿造替のための料所確保が保たれてきたために起きたものだが、この時期の社殿造替には料足・材木の確保、治安の維持などの問題が山積していたことも同時に指摘している。第二節では、これまで指摘されてこなかった強訴之人員や費用などについて検討し、入洛を伴う強訴では費用が多額となったため寺院経済や在地社会に負担を強いることになった点や、神木に供奉する僧侶や仕丁に支給される糧物が彼らの得分となった点などを指摘した。そして第三節では、強訴は損亡・飢饉・疫病などに関係なく実施され、必要な費用（米）が不足している場合は借用し、かつ法会用途であった費用を強訴の費用に充当するなど、あらゆる面において強訴は優先されることを述べてきた。

これらのことから、強訴は訴訟を起こす寺社のみならず、供奉する寺社にとっても最優先事項であったことは明らかであろう。さらに、生産状況や社会状況に関係なく強訴を実施し、それに対して在地社会から批判的な意見が出てこないという点からは、少なくとも寺社の膝下にある在地社会にとっては、強訴が優先されるのは当然という認識があったと思われる。換言すれば、強訴はそうした在地の認識に支えられていたとも考えられるのである。

先行研究が指摘しているように、強訴が政治的な行為であることに疑いはない。しかしながら、春日神木への供奉と東大寺八幡宮神輿への供奉とは法隆寺からの供奉人数や費用が異なることや、入洛した場合とそうでない場合とでは帰座の際の供奉人数・費用が異なることなど、様々な条件によって人数や費用が変わってくる。そうした細かい点を整理することも今後の基礎作業として必要になってくる。

本稿では、政治史とは別の視点から強訴を論じるということを課題としてきたが、それによって強訴が対朝廷だけでなく、寺院経済や在地社会などにも大きく影響を与えていたことが明らかとなった。ただ、これはあくまでも暦応年間の事例であり、これを一般化していくためには他年や他寺社における動向を見ていかなければならない。今後の課題である。

後注

- 1 衣川仁「強訴考」(『中世寺院勢力論』吉川弘文館、二〇〇七年「初出二〇〇二年」)
- 2 平田俊春「強訴の研究」(『平安時代の研究』山一書房、一九四三年)
- 3 笠松宏至「中世の政治社会思想」(『日本中世法史論』(東京大学出版会、一九七九年「初出一九七六年」)、勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書、一九八二年)、元木泰雄「院政期興福寺考」(『院政期政治史研究』思文閣出版、一九九六年「初出一九八七年」)、美川圭「寺社問題から見る院政の成立」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年「初出一九九四年」)など。
- 4 前掲註一衣川論文
- 5 西尾知己「中世後期強訴論の整理と課題―神輿動座・入洛の通時的検討をふまえて―」(『関東学院大学人文科学研究所報』四四、二〇二〇年)
- 6 上野麻彩子・北村彰裕・黒田智・西尾知己「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介」(『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇二一年)、礪波美和子「龍門文庫蔵『春日社家記録』「神木御入洛并御遷座事」をめぐって」(『叙説』四〇、二〇一三年「以下、『龍門「神木御入洛」とする』、藤原重雄「春日大社所蔵『徳治三年神木入洛日記(中臣延親記)』」(『東京大学史料編纂所紀要』二五、二〇一五年)
- 7 土山祐之・藤原重雄「国文学研究資料館所蔵『春日御遷坐御歸坐日記』(法隆寺記録)」(『年報中世史研究』四五、二〇二〇年)
- 8 以下、①「注進」、②「供奉日記」、③「八幡」、④「講演日記」、⑤「宇治殿ヨリ歸坐」、⑥「閉門」、⑦「諸堂門戸日記」、⑧「貞治四年日記」とする。
- 9 暦応二年に始まる造替料所をめぐる神木動座に関する記事は、『大日本史料 第六編之五』暦応二年四月七日条、同一一月九日条、『大日本史料 第六編之六』暦応三年六月二〇日条、同七月二四日条などに収められている。これまでの記述も上記の史料によっている。
- 10 「暦応年中当社御造替之記」暦応三年八月四日条(『大日本史料 第六編之六』暦応三年七月二四日条)
- 11 『中院一品記』暦応二年九月二七日条
- 12 『大日本史料』『大日本史料 第六編之六』暦応三年六月二〇日条。なお、本史料の影写本が「春日社造替記」として東京大学史料編纂所に収められており、それを用いて適宜校訂を加えている(架蔵番号…三〇二二―一四)
- 13 朝倉弘「大和国人戒重氏考」(『総合研究所報』一、一九九三年)
- 14 大仏供荘は、現在の奈良県桜井市大福付近に散在していたものと思われる。『講座日本荘園史七 近畿地方の荘園Ⅱ』(吉川弘文館、一九九五年)によれば、寿永二年の反米未進注文に記載されている反米賦課田数は合計約八四町で、大和国内の荘園としては大規模なものであった。『大乘院寺社雑事記』文明一七年八月一四日条に「當庄ハ寺門領、殊ニハ松林院悉皆知行也、又維摩会之大仏供備進之」と記されている。
- 15 東大寺離散宿老等会合評定事書(『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之五』九六)
- 16 『龍門「神木御入洛」、『園太曆』貞和三年七月四日条。なお、①「注進」では一〇月一三日のことと記録されているが、上記記録類や「当社御遷坐御進登御入洛御歸坐代々日記」(後掲註二)には二三日という記述があり、一三日という記述は①「注進」のみであったため、本稿では二三日に動座があったと判断した。
- ①「注進」には「已上辰市以正預本書移畢、慶祐」という記述があり、春日社正預を務めた辰市家にあつた親本を写したものがわかる。『日記』の解題によれば、慶祐の父である慶玄は法隆寺の子院である松立院を住房としており、慶祐も同じく松立院に居住していたと考えられる。『日記』は法隆寺僧である覚親が松立院にて記録類を書写したものであるため、慶祐が書写したものを覚親が転写したのだろう。以上のことから、①「注進」で動座の日付が一三日となっているのは、慶祐が辰市家の親本を書写した段階で誤記したものか、あるいは覚親が慶祐が書写したものを転写する際に誤記したかのいずれかが考えられる。
- 17 「興福寺三綱補任」
- 18 『大日本史料 第六編之六』暦応三年二月三日条

- 19 「玉英記抄」神事（『大日本史料 第六編之六』暦応三年一月八日条）
- 20 以下の記述は『中院一品記』暦応三年一月一日、同二九日、二月二四日、同一五日、同一六日、同一七日、同一八日、同一九日、同二〇日条などに依っている。
- 21 「大宮家文書」（東京大学史料編纂所写真帳架蔵番号：六一七一・六五―二五―六六）。春日社の常任神殿守を務めた大宮家に伝わる「大宮家文書」は、すでに奈良文化財研究所と奈良市教育委員会との共同調査が行われており、調査報告書も刊行されている（奈良文化財研究所・奈良市教育委員会編『大宮家文書調査報告書』二〇一四年）。同報告書によれば、大宮家文書は大まかに①成巻文書、②未成巻文書、③「甲巻」～「庚巻」などのラベルがある文書、④近世文書、⑤近世の版本や明治以降の書翰に分類される。このうち、同報告書に収録されているものは①・②であり、③以降は未整理のため収録せず今後の課題とされている。本稿で取り上げた「当社御遷坐御進発御入洛御帰座代々日記（春日神木御動座年表）」は③に分類されるものであるため、東京大学史料編纂所の写真帳を参照した。
- 22 本書は『中院一品記』暦応三年一月二五日条に正文が貼り継がれている。
- 23 その後、暦応三年二月二七日に権大納言に叙任されている。
- 24 「法隆寺記録」（法隆寺記録）を読む会編『南北朝期 法隆寺記録 南都寺社史料集一』岩田書院、二〇一四年）
- 25 「法隆寺記録」（前掲註二四）
- 26 勝俣鎮夫『一揆』（岩波書店、一九八二年）
- 27 このときの神木動座は興福寺領大隅荘と石清水八幡宮領新荘との相論を原因として、弘安四年九月二五日に春日大社を進発して木津へと移り、最終的には同年一〇月六日に入洛、法成寺に置かれている（龍門「神木御入洛」）。
- 28 藤原重雄「春日大社所蔵『弘安五年御進発日記』（下）」（『東京大学史料編纂所紀要』二八、二〇一八年）
- 29 以下の記述は②「供奉日記」に基づいている。
- 30 「春日明神帰座日記覚」断簡（法隆寺文書）ハ一二、東京大学史料編纂所写真帳（架蔵番号：六一七一・六五―二五―一三）を参照）
- 31 中世後期の法隆寺領荘園の構成については、法隆寺編『法隆寺史 上 古代・中世』（思文閣出版、二〇一八年）に詳しい。法隆寺に関する先行研究は寺院構造の究明が主たるテーマとして進められ、寺院経済や荘園経営についての検討は遅れをとっている。この点について、近年竹内惇人が法隆寺領播磨国鶴荘を素材として精力的に研究を進めている（竹内惇人「播磨国鶴荘における名体制―点名に注目して―」（『地方史研究』四一七、二〇一三年）、同「中世後期の寺院経済における荘園年貢―法隆寺領播磨国鶴荘と唯識講衆による財政運営の分析を通じて―」（『歴史学研究』一〇二五、二〇一三年）など）。
- 32 【史料四】に「私沙汰ニテ乗人三人在之」とあることから、乗馬用であったと判断できる。
- 33 「春日明神帰座日記覚」（前掲註三〇）
- 34 横行とは被差別民の一種。国府後は「コウノウシロ」で法隆寺辺の集落と推定され、吉田栄治郎によれば声聞師の集団であったとされている（吉田栄治郎「中近世大和の被賤視民の歴史的諸相―横行の場合―」（『天理大学人権問題研究室紀要』六二、二〇一三年）。
- 35 中村崇志「中世興福寺の声聞師編成」（『国史談話会雑誌』五二、二〇一二年）
- 36 大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年一初出一九六一年）。大山は灌漑施設の修築などの作業は食料給付による「有償の労働」であったことを明らかにしているが、本稿の事例から多様な労働が有償で行われていた可能性を指摘できる。
- 37 ②「供奉日記」、「春日明神帰座日記覚」（前掲註三〇）
- 38 このときの強訴は、康永三年一〇月に興福寺金堂前へ神木が遷座し、同四年六月二日に宇治へと進発している（①「注進」）。
- 39 ②「供奉日記」
- 40 「法隆寺記録」（前掲註二四）
- 41 「コム」という語彙が何を意味しているのかは判然としない。ただし、「コムへ

キヨシ歎申之間、コミ畢、「当年念仏僧供ヲ半分コミテ、彼足ニ仕了」、「曆応四年辛巳損亡間、生料一反別五斗寺、コム」などの記述から、「引く」という意味で解釈した。

42 前掲註五西尾論文

43 藤木久志編『日本中世氣象災害史年表稿』（高志書院、二〇〇七年）

44 東寺供僧書下状案（「東寺百合文書」は函三八）、太良荘百姓等重申状（「東寺百合文書」エ函三一）。なお東寺供僧の「天下一回」の範圍が畿内に限られていたことは、すでに榎原雅治によって指摘されている（榎原雅治「損免要求と豊凶情報」（『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年「初出一九九一年」）。「諸国平均」なども同じく畿内の情報のみで「諸国平均」としたものと思われる。

45 「東寺百合文書」ネ函五三。『相生市史 第七卷』引付集四一。

46 『後愚昧記』永和四年六月七日条、康暦元年閏四月二七日条など。

醍醐寺

醍醐寺史料にみる太元帥法の〈記録〉

高橋 慎一朗

一 はじめに

京都市伏見区の真言宗醍醐派総本山醍醐寺に伝来する「醍醐寺史料」は、全体で八〇〇函におよび、一寺院に蓄積され伝えられてきた史料群としては、破格の質と量を誇る。醍醐寺史料の特徴は、「聖教」と呼ばれる宗教的な文献が多数を占める点にある。そのほか、聖教に近いものとして、特定の修法（仏事）が行われた過程を記録した修法記録が存在している。修法記録は、教義の解釈よりは、実用的・手続的な部分が多いため、仏教史・宗教史の分野では注目されることが少ない。また、効果・目的の明確な文書や、継続的に書き続けられた一般的な記録（日記・古記録）とも異なり、ごく限定的な記録であるため、政治史や社会史の史料としても十分には活用されることがなかった。修法記録は、いわば聖教と、文書・記録のはざままで埋没してきた史料群であるが、実は寺院社会と世俗社会をつなぐ回路を如実に示してくれる貴重な史料群であり、寺院という組織体においては経験知を継承するツールとして必要不可欠のものである。

すでに醍醐寺に残る文書類に関しては『大日本古文書 醍醐寺文書』や各地の自治体史などによる翻刻が、一般的な記録・聖教については『史料纂集』や『醍醐寺文化財研究所研究紀要』などによる翻刻が、それぞれ進められている。第三の史料群である「修法記録」についても、すみやかな翻刻と研究の深化が望まれるところである。

個別の仏事（修法）の準備過程や執行状況を詳細にしるした「修法記録」は、特定のテーマに限定された短期間の記録であるが、仏事の舞台裏が克明に記されている点で貴重である。この種の記録を分析することによって、仏事の執行がいかなる経済基盤によって支えられていたか、朝廷や幕府などの世俗の権力がどのように関わっていたか、寺院社会内での役割分担はどうなっていたかなどを明らかにすることができる。

とりわけ、本研究で主たる対象とする「太元帥法」という修法は、正月に朝廷主催で行われた鎮護国家のための仏事であり、そのノウハウは主として醍醐寺に伝承されてきた。戦国期に中断した太元帥法の再興をめぐっては、天皇と武田信玄・織田信長などの有力大名の間で交渉があったことが知られている。太元帥法の執行は、古代だけでなく、中世においても「鎮護国家」が寺院の存在価値を高める題目として機能してきたことを示すものである。醍醐寺に特徴的な太元帥法の修法記録を研究することで、寺院社会に特有な〈記録〉（日記体のものに限定されない、修法記録も含めた広義の記録）のかたちの一端を明らかにしていきたい。

二 太元帥法の概要

まずは『国史大辞典』（吉川弘文館）「太元帥法」の項目（田村隆照執筆）に基づいて、太元帥法の略史を示しておく。太元帥法は、太元帥明王を主尊として修する真言宗における大法の一つで、小栗栖法琳寺の常暁が仏像や図像とともに唐より日本に伝えて以後、盛んに執行されるようになる。仁寿二年（八五二）よりは、後七日御修法と同じく毎年正月八日より十四日までの七日間、宮中で行うようになった。その後、法琳寺別当を相伝した小野流の良雅のあとをうけて、保延元年（一一三五）ごろ

より賢覚が住した醍醐理性院に伝えられ、明治四年（一八七二）まで修法が続けられた。

また、『密教大辞典』（法蔵館）の「太元帥御修法」によつて、修法の内容についても記しておく。この修法では、大壇を中心に、息災護摩壇・調伏護摩壇・聖天壇・十二天壇・神供壇を構える。大壇・両護摩壇は二十一座修法し、聖天供十四箇度、十二天供七箇度、神供三箇度を修行する。別に開白・結願の二座においては灑水行道、結願の座には結護作法があり、さらに毎初夜・後夜には御衣加持、終の三日には香水加持があるという。この香水は特に大和秋篠寺關伽井の香水を用いるともいう。

三 太元帥法の〈記録〉

醍醐寺理性院に太元法が伝わったことから、醍醐寺には現在も大量の太元帥法関係の史料が伝来している。その数は、おおよそ一〇〇〇点以上ののぼると見られる。それらの中には、典型的な聖教や文書・古記録のほか、多様な性格を合わせ持つ修法記録、すなわち〈記録〉が含まれる。以下に、三点の実例をあげて、史料性格を見ていきたい。

【実例1】醍醐寺史料一四〇函七号「太元護摩記」袋綴冊子一冊・九丁

本史料は、理性院公蔵が文明三年（一四七二）に太元護摩を修した際の記録を、天文十七年（一五四八）に理性院蔵助が書写したものである。以下に全文の翻刻を示す。

（外題）「太元護摩記〈初例 文明三 二月十三日〉」

（奥書）「祖師公蔵僧正御房、一紙〈仁〉被／記置之所也、清書別

在之歟、恐散／失写置之者也、／天文十七年三月十九日

蔵助

「文明三〈辛／卯〉正月八日太元御修法／料所、悉御敵打執不知行之間、其／旨自舊冬 仙洞様〈江〉以甘露寺／中納言〈親長〉度々申入之処〈仁〉、如爾無／料所上ハ先以護摩勤仕之由被仰／出、仍護摩供料等事伝 奏〈広橋〉／大納言綱光御談合之処〈仁〉、摂州家原／庄役〈太元領也〉幸〈仁〉千足之間、以其可／有参勤云々、若公御乳母令申儀也、／無謂次第也、仍 仙洞旧冬廿七日俄崩御之間、正月四日以参洛以松木伺申入之／処〈仁〉、如爾供料未到夕ラハ、可被延引云々、／仍式日ニハ護摩モ延引也、御修法ヲ／護摩ニナサル、是□□、仍二月十日ニ／俄ニ自松木十三日ヨリ太元護摩可参／勤云々、臨期路次之儀用意等不可／事行之由雖申、不可然之由堅承／間、十二日早々参洛用意也、十三日ニ／本尊仏具等京都へ出之、本尊ハ／八臂像一尊用之、〈行用叶所致也〉壇／以下事如例木工寮ニ申付之処、臨／期之間難治之由申、何様重而以／木可進之云々、以後不可為例之、／然者可用古壇申了、壇以下自／青蓮院借渡了、關伽棚等立之、／拵ハ木工寮沙汰畢、十三日夜深テ開白也、息災、幔〈四段〉／壇敷等任之、承仕明順〈三宝院承仕〉／雁渡〈小淨衣〉、阿闍梨鈍色小袈裟／三形炉加持予□沙汰之畢、御壇所ハ／寢殿也、〈北向〉休所造合事外晝風／情不足陣中之儀万事不弁也、／伴僧略之、兵部卿阿闍梨下行物事／申了、〈五合ツ、〉佛供□□ツ、汁餅菓子／〈六十何文ト哉覽、／駟士、〉後夜粥八坏支具／料〈承仕三百五十文悉皆ニ下行之処、／御構油大事之由任事申間、佛布施／彼是二又□□下行之、／布ハ一反料百□十文、駟士〈千福直垂／佛供箱ニ入テ／式部下部運之〉

- 一 修中万事無為天氣好也、
 - 一 十七日聖天御拜見以松木進之ノ殊勝之由御返事也、
 - 一 十九日結願卷数以如例 若公様〈江〉ノ太元供御卷数〈一〇〉進之ノ御加持有之、鈍色小袈裟
 - 一 幔支配 二反 承仕 一反 同代 ノ二反 〈入寺〉□位
 - 一 承仕小淨衣料 四十疋下行之、
 - 一 宿坊兵部卿法印□朝夕方悉皆是ニテノ用意下行了、
 - 一 十六日入夜護身法柳原息伝受之
 - 一 御衣藏人被渡之例式請取之、ノ勸盃儀無之、為護摩最略儀也、
 - 諒闇ノ中万事 禁中相替御色也、可為ノ如何哉之由被仰出、御祈事間如ノ例 御撫物可□之由申入了了、
 - 一 御香水略之、
 - 一 御祈奉行勸修寺息□入来之、
 - 一 供料且之五百疋到来、相残分未到之、
- おおよそ、時系列に沿って出来事を記し、古記録の別記のようなスタイルを持つが、途中からは一つ書による覚書(メモ)の形になっていることがわかる。

【実例2】醍醐寺史料一四〇函二号「遍智院光宝太元法私記」卷子一卷・一五紙

本史料は、光宝(一一七七〜一二三八。鎌倉中期の醍醐寺座主、三寶院成賢の弟子)の筆記を、永享七年(一四五三)に深清(東寺供僧・仏性院・後に甚清と改名)が仁和寺で書写したものである。光宝は貞応三年(一二二四)正月の太元法阿闍梨を勤めており、原本はその時に記さ

れたものと思われる。ちなみに、深清が書写した永享七年前後は、理性院宗観が阿闍梨として太元法を勤仕しているが、深清と理性院の関係は見当たらず、筆写の動機は不明である。なお、東京大学史料編纂所架蔵影写本『三寶院文書 三十七』(3071.62/3/43)所収の「太元法私記」は本史料の影写である。

本史料の構成は、貞応二年十二月廿六日太元帥法支度注文をはじめとする文書の写と、「大阿闍梨行法事」「大行事事法事」などのトピックごとに泰舜(平安時代の法琳寺別当・太元法阿闍梨)の記録・『秘鈔』(仁和寺守覚法親王撰の修法解説書)からの引用や師の成賢の口伝、光宝自身の注を記した部分からなっている。

その他に数カ所の裏書があるが、「私云々」「安貞二季正月十四日記之」などの記述があり、裏書はもともとの光宝による追記を忠実に書写したものである。

また、本史料を抄出書写したものが、醍醐寺史料三八〇函五三号「太元秘鈔」であり、室町期の書写と推定される。こちらの史料では、表紙に「口決也」とあり、聖教の一部として相承される性格も有していたことを示している。

【実例3】醍醐寺史料一四〇函五号「太元法見聞略記」紙縫仮綴・三紙

本史料は、外題に「太元法見聞記土代」とあり、内容・筆跡などから推定して満濟の筆とみられる。「応永十年(癸未)正月八日始行へ十四日結願ノ恒式也、」との一文から始まり、実際の修法の概略を記述するスタイルが続くが、中途からは先例・故実を書き留めた覚書風に変化している。

以上の三点の史料は、多少のスタイルの差はあるが、いずれも修法記録である。こうした修法記録は、作法の詳細を順に記したマニュアル、いわゆる「次第」とは異なるものである（「次第」の実例としては、史料編で翻刻した醍醐寺史料一〇一函二二号「太元護摩次第」などがある）。修法記録は、実際に使用された文書や阿闍梨・道場の情報などを記し、特定の法会の「記録」でありながらも、テーマごとに先例故実・旧記を引用し、さらに自らのコメントを付した部分を中心となるスタイルを特徴とする。修法記録は、時として「雑記」という名称を付されることもあるが、それは「さまざま種類の記述が入り混じった雑多な記録」という意味で、修法記録の性格の一面をよく表現しているとも言える。がある。

四 おわりに

寺院史料について総合的に分析を加えた永村眞著『中世寺院史料論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）によれば、寺院史料は、古文書・古記録・経巻・聖教・典籍に分類されるという。しかし、実際のところ、古記録と聖教の区別はかなり難しい。永村氏自身も、太元帥法の聖教を分析する中で「真言聖教のなかには修法勤修に関わる由緒・次第・支度・荘嚴から職衆・供料など世務に及ぶ幅広い記事が盛り込まれたものが散見される」と述べている。そうした史料群を含めて、寺院社会に特有な〈記録〉として捉え直すことは可能であろう。

中近世の醍醐寺では、「古記録」に近い形の〈記録〉だけでなく、古文書の写や先例故実を内包する「雑記」のような修法記録も含め、多様な〈記録〉が、修法の運営と法流の相承に欠かせない貴重な聖教の一部

と認識されて書写・伝承されていた。そうした〈記録〉を集大成したものの一つが、義演編の『醍醐寺新要録』であったのではなからうか。

なお、さまざまな太元帥法の〈記録〉のかたちを具体的に示すために、藤井雅子氏・西弥生氏・関口真規子氏の協力を得て、別に史料編として四点の史料を翻刻している。

太元帥法血脈（東京大学史料編纂所蔵・貴一七一一〇号）

○【】は傍書、△は細字・割注、／は改行、《》は見せ消ち、■は墨抹、

□は判読不能、○は挿入符、（ ）は翻刻者による校訂注を、それぞれあらわす。

（後補表紙外題）「太元帥法血脈」

（本紙端裏）「太元」

太元帥法血脈（梵字）（梵字）口傳 寂秘深

青龍寺恵果阿闍梨 恵應 栖靈寺

灌頂阿闍梨文際和尚 小栗栖根本律師

常暁 寵壽阿闍梨 命藤阿闍梨 泰舜々々々

（所々挿入符あり）

譽好々々々

源慶々々々

浄秀入寺

信源々々々

進恩々々々

賀仲阿闍梨

宮僧正覚源

法務定賢

権僧正勝覚

林覚律師

僧都覚鏡

延命院僧都元杲

小野僧正仁海 僧都成尊（義範僧都／僧正範舜）

法眼賢覚 僧正勝覚

賀仲者、延命院元杲僧都弟子也、仍授傳也、／信源者、宮僧正

弟子也、仍傳授也、／進恩者、小野僧正弟子也、授傳也、／此

等太元阿闍梨、皆法琳寺与醍醐寺近／所故、祖師先德許入其室、近従参勤也、仍／被尋件法事日、併傳授也云々、

支度

注進

太元明王御修法五寶香藥等事

蘇三両 密三合

一大壇料 名香（白檀）

五寶 金 銀 瑠璃 真珠 琥珀

五香 鬱金 蘇合 白檀 丁子 白膠

五藥 天門冬 呵梨勒 榘（桂）心 地黄 芍杞

一息災護摩壇料 名香（沈香）

五寶 如前

五香 沈水 薰陸 龍腦 丁子 白檀

五藥 人参 黄精根 檳榔子 桂心 甘草

焼料 藥種 呵梨勒 遠志 地黄

一調伏護摩壇料 名香（安息）

五寶 如前

五香 龍腦 鬱金 麝香 白檀 甲香

五藥 巴豆 鬼臼 伏苓 鬼箭 石菖補（蒲）

焼料藥種 鐵末 附子 射干

右、香菓等注進如此、於自餘物者、被載永宣旨狀、仍重不注進之狀如件、

保延元年十二月廿六日阿闍梨大法師賢覺

卷子案

太元法所

奉供

大壇供二十一箇度

息災護摩供二十一箇度

調伏護摩供々々々々々

十二天供一七々々

聖天供二七々々

諸神供三々々

奉念

佛眼真言五百遍

大日真言二千一百遍

本尊三種真(言脱)各一百遍

同結護呪十五万遍

正(聖)觀音真言 々

延命真言

孔雀明真言

不動明王真言

十二天真言各一千一百遍

聖天真言二千一百遍
四天王惣呪 遍

吉祥天真言二千一百遍

大金剛輪真言二百遍

一字金輪真言二千一百遍

右、奉為

／金輪聖王天長地久儲君主子〔禪定仙院／太上

天皇〕隨時】国母諸官大臣公卿／文武百寮恒受快樂天下太平萬民豐

樂地／味增長五穀豐饒、依例始從今月八日、至于今日、／一七箇日

夜之間、引率十五口伴侶、殊致精誠奉／修奉念如件、〔若右〕

天養二季正月十四日、阿闍梨法眼和尚位賢覺

從每季正月八日後夜時始之、阿闍梨等七日夕／方渡住壇所也、

十二・三・四之三箇日、可有三日／九時加椅、皆用發願牛黄杖等、然

時後阿闍梨／立佛前、持牛黄杖〔云々、〕

至心發願〔云々、〕

又十二時吹螺、是本寺入寺所課〔云々、〕

又時司時申〔云々、〕

御衣使事

八日之夜、奉渡御衣、々々之使、藏人一人〔立門／不入、〕／小舍

人等暫逗立〔シテ、〕如形可儲酒肴、是恒／例〔作法也、〕

壇場莊嚴圖

天蓋圖

南方

赤幡七流 長各一丈也、

天蓋八葉□滿也、其間書三古形四角

蓮座へ二〓置半三古ヲ

東方 青色七流〇【日記云、中央白幡懸白龍へ文〓】白色幡七流

西方

〇【中央一流當輪上也、／□圖黄色幡へ云々、〓】

又舜明記云、白色幡一流懸副、

天蓋内則曆衡四年加之へ云々、〓

黒色幡七流

北方

壇圖

(右) 鏃 四方小壇者四王供料壇也、南方 不斷香 鏃

(壇右) 焼 虚空蔵曼荼羅 焼

(壇上) 八臂像

東方 卅臂像

四臂像

(壇下) (右) 小野傳 八足上安御衣也、／御郎之上紙覆

八日夕方奉渡／毎夜初之後日／御加持、仍三時／御衣

加持也、

香 水瓶

打鳴打木／弓箭刀棒鐵杖戟等／置脇机也、是阿闍梨結

／界料也、或置壇也、

西方

阿闍梨前幔結上テ／懸録絹切也、

灑水、塗香、念誦苔(筥)／脇机上置之、

八方弓尖大刀棒／鐵杖戟結願時／加持料置之、

(壇左) 焼 焼

鏃 四角鏃五色、鏃

北方

(左下) 下番伴僧座

壇莊嚴事

先置土居立柱、八本並敷、八枚少壇、上張天 下／敷(梵字)(梵字)

(梵字)也、壇四角立鐵燈臺へ文、〓四角鏃立五色曳／廻也、中央輪塔、

四面三股立之、八方へ弓／箭〓ハケテツルヲ内ニテ／置之、八間置

刀也、四角三重立瓶、又外四方弓箭、大刀／棒鐵杖戟等置之、大刀・

弓箭各百也、四方各廿三具／内陣八具、仍都合一百具也、花瓶十二

具也、又具方八／弓尖刀杖棒置之、次四角花瓶十二具也、次四角又

／弓尖杖棒置、次燈臺立也、四面焼闕塗花へ如常、〓四面／壇敷布、

柱外黄幔・紺幔等曳廻、重々多曳也、其内／如暗夜、只御燈光許也、

不斷燈也、是諸鬼神冥衆／來入壇中故也、幔外四角柱有燈蓋、／大壇佛供、備幔內飯八坏汁、餅菓子等、各八／坏備之、後夜粥八坏也、幔外小壇、長机有四面各敷布、／其上大飯一坏置中央、小飯〇【十坏】、左右各五〈歟〉坏備之、合／四十四坏也、後夜粥各二坏置之、或圖者、南北小壇上／飯各五十坏置之、都合百坏也、是百部鬼神斷（料力）也、／東西小壇八無之〈云々〉、

舜公記云、四面小壇大飯四坏、一面各二坏也、小飯／一方十坏、都合卅坏也、是四王ノ供四坏、卅坏者卅使者ノ供也、後夜四王供粥四坏也、

大壇作法

（壇）息災護摩、向大壇

佛供十六坏〈如常〉、

但隨壇所便宜可建立壇也、

部主大曰 諸尊卅七尊

（壇）東方大壇

（壇）調伏護摩向大壇

佛供十六坏〈如常〉

准真言院也、

部主不動 諸尊五大尊

施天四王

（壇）十二天

（壇）聖天

略次第 雖有根本次第、今私用別次第〈云々〉、
上堂作法〈如常〉、

先【先】執香爐、行道頌

諸有永離一切過

無量功德莊嚴身

向饒益衆生者

我今悉皆歸命礼

壇前普礼 着座普礼 塗香 淨三業 三部 被甲／加持供物（梵

字）字觀 淨地 觀佛 金剛起 普礼／啓白事由 神分祈願 五悔

發菩提心 三耶戒／勸請〈若發願〉

勸請

歸命（梵字）【マカヒロシヤタ】佛 四方四佛四波羅蜜／十六八

供四攝智 教令輪者降三世／本尊界會阿吒薄尊 四王百部諸

眷屬／兩部界會〈云々〉、／五大願〈如常〉、三時 共用 勸請〈云々〉、

／普供養三力偈等〉／次四無量觀 大金輪 地結 四方結

道場觀

壇上有（梵字）字、反成寶殿樓閣〈如常〉、其中有（梵字）字、反

／成大刀、々々反成阿吒薄俱大將、其身青黑忿／怒形、四面八臂執

種々器械、從（梵字カ）印契、以毒蛇莊／嚴身、或卅臂、或四

臂、其〇【形】非一、是隨時應物利益衆生／擁護國界之躰也、四王

百部諸夜叉羅刹等、前／後圍繞奉教勅作護持〈云々〉、／大虚〇【空】

藏 送車輅 請車輅

次執香（梵字）啓請云、

至心奉請諸佛菩薩金剛衆本尊界會／阿吒薄明王廿八部衆、四大天王、

并諸所領兵衆諸大／龍王日月星宿大天閻魔王、并諸冥衆修羅々刹／
五方夜叉遮文荼毘那〇〇夜〇〇迦王摩醯首羅天衆地類、皆／來集會擁
護、国界無諸災難、護持国主、天長地久、万／民快樂〇云々〇

然後結鉤召印誦真言 次四明拍掌

次四天結界、取劔刀弓箭棒、可作結界、其真言曰、／唵婆諦那盤陁々々
舍吽泮、

次八部都呪、八部神守護國界、令一切衆生救護〇云々〇／曩謨勃

陁那〇〇〇曩謨達摩那〇〇〇曩謨僧伽那〇〇〇曩謨佛／利葉叉、曩
謨帝佛利葉叉、曩謨楊藍葉叉、阿吒薄／俱莎訶〇印在別／俱用大鉤召

次太元怒使印

以左右手怒（急）作拳怒内印齒王【幽三】度即嚙下唇以二／手捲捺
着二腋上、此大將身印、惡鬼神、自打自縛／自求死

乞命呪曰

南無〇〇多津〇〇多勃律〇〇婆羅勃律〇〇栢頡迷〇頡迷〇五〇
／但羅散淡〇六〇鳴塩毘〇七〇莎訶〇八〇

或太元結界呪

唵引〇一〇引〇勒叉々々〇二〇速々々々〇三〇泮々々々〇四〇莎訶
次馬頭明王印明結界之

金剛網 火院 大三昧耶 闍伽 蓮花座

振鈴 五供印明現供 四智讚〇如常〇本尊讚曰

阿吒縛摩訶縛吒摩訶葉叉馱那南謨素都帝

普供養 三方 礼佛〇如常〇 梵号曰

南無本尊界會阿吒薄大將〇三反〇

次入我々入 次本尊加持四處真言多律〇云〇々〇

根本印 日月二（梵字）捻二水中節各内〇云々〇

又七箇印 五箇印〇在經〇

正念誦 本尊加持 字輪觀／本尊加持 散念誦 佛眼 大日〇在卷
数〇／五供印明 現供 後鈴 四智讚 本尊讚／普供 三方 祈

願等 礼佛 廻向 解界／撥遣 三部被甲 普礼 出道場

已上略次第畢、

次御衣加持〇作法常御加持作法云々〇

至心發願 唯願大日 本尊界會 阿吒薄大將

四王百部 部類眷属 兩部界會 三部五部

諸尊聖衆 外金剛部 金剛天等 盡空法界

一切三寶 還念本誓 護持国主 恒受快樂

惡人惡念 惡靈邪氣 三世惡敵 年月日時

理運非常 天變恠異 所表惡事 未然解脫

未然消除 真言威力 護摩薰修 薰入御衣

玉躰安穩 增長寶壽 国界安穩 無諸災難

無邊御願 決定円滿 決定成就

用結護呪、但發願初夜時許用〇如常作法〇云々〇

次香水加持發願曰

始自十二日迄于十四日、三箇日之間、可修每日時之

後阿闍梨伴僧 各立本座、持楊枝杖、唱發願

詞伴僧之中、堪能人發願役、○【發願】已後、高聲誦呪、行／道
△云々、用結護呪、々曰、△但行道伴僧許也、又極寒地也、行道
／略之、有何事乎、

發願

至心發願 加持牛王 甘露神呪 得大靈驗

護持國王 天長地久 增長寶壽 儲君王子

國母諸宮 各願圓滿 大臣公卿 文武百寮

安穩太平 天下滿界 萬民快樂 地味增長

五穀豐饒 萬菓成就

五大願△如常△

護持國主萬民豐樂天下太平成大願△云々、

結願十四日初夜時西剋許結願

結護作法

解界奉送三部護身畢、後番僧下臈四人立／大壇之四角之柱、倚壇上
八方釵刀弓箭棒戟／鐵杖、移置幔外、少机次第各四【口歟】誦真言
可結界／天下國土△始丑寅角巡途作法界△云々、／左手取獨胡、
金剛杵付腰、右手取釵刀等次第／可二百器械者、宛百億太元所持表
示也、以百弓／尖釵刀鎮護國家也、四角弓尖大刀棒鐵杖戟／等置之、
是結願時、四人弟子入壇内屏風内次／第誦呪加持結界、立射切打勢
也、仍結願時御衣／加持、香水加持、結界加持三箇度也、以一具鎮
内ヲ／以一具鎮外△ヲ也、結願時立屏風可作法也、阿闍梨／四人
結護加持人許入此内也、或一人入以作法△ス、四／方四角結護△ス

ル也、

太元率無邊甘露呪曰、

曩謨阿羅怛那多羅那也、曩莫失△旃△陀跋折羅／婆那曳摩訶菓又茜
那婆多曳曩謨阿吒薄俱／「○【那△一△摩訶薄供】多那△二△摩
訶菓又那耶△三△摩醯首羅耶咩四、毘／摩質哆囉耶咩△五△那吒俱
代羅耶咩△六△呵呵呵／呵△七△咩咩咩△八△曳曳曳△九△吒
吒吒△十△尼藍／婆耶咩△イ本△十一△、乾陀羅婆耶咩△十△、
毘舍遮耶娑婆訶、／曩謨婆伽梵跋折羅△一△軍吒利耶咩跋折羅蘇悉
／地耶咩娑伽婆底、阿吒薄俱耶咩、毘遮明耶咩、／婆吒娑隨耶咩、
因陀羅耶咩、藥叉類吒耶咩、毘／盧隨伽耶咩、毘盧博叉藥叉耶（下
に半）△イ本△、婆羅摩咩速／佉速佉娑婆訶、摩訶藥叉娑婆「○【訶】
伽伽羅々々々、／咩咩咩咩咩咩、摩尼跋隨羅羅耶羅耶／延耶咩、摩
訶迦羅耶咩、阿耨隨耶咩、漚婆難／隨耶咩、步祈羅耶咩、布箴那咩、
墨布箴那／咩、閻摩羅遮耶咩、目真隣耶咩、素嚕鳩槃／荼耶、咩咩
咩咩咩、善女功德耶咩、降怨耶、咩／咩呼咩咩咩咩咩咩、藥叉「○
【藥叉】速速速速／咩咩咩咩、摩訶藥叉藥叉速速速速咩咩／咩咩娑
婆訶、隨隨隨隨隨隨隨、鉢柘鉢／柘、勅勅勅勅、婆羅婆羅、跋折
羅訶、娑婆訶、／各檀娑婆訶、阿吒吒吒吒吒、呵咩呵咩斫羯／羅護
帝、跋折羅、力力力力、跋跋跋跋、急急急急、頻／陀頻陀、閻婆閻婆、
攝持師子王吼吼吼吼、僧伽羅／闍吼吼吼吼、勒喉勒喉咩咩吒、阿吒
薄俱、咩／咩吒咩吒娑婆訶、
阿吒薄俱、心呪

唵勒叉勒又速速速咩咩咩娑婆訶散／指伽耶咩摩訶散指伽耶咩摩
尼跋陀羅耶咩／摩訶摩尼跋陀羅耶咩羅刹羅刹咩摩訶羅刹／羅刹咩
叉葉叉咩、摩訶葉叉葉叉咩吒吒／勅勅勅、縛縛縛、咩咩咩
咩、曳曳曳、咩咩／咩咩、法法法、火急曳阿吒簿俱耶咩咩
阿吒簿俱中心呪

唵〱勅勅勅〱娑羅婆帝莎呵〱(ママ)〱阿吒吒吒〱四〱
／曳咩娑婆訶〱五〱 娑婆訶阿吒吒吒、欠咩／欠咩欠咩欠
羅護帝〱六〱跋折羅力力力〱八〱咩咩／咩咩〱九〱急急急急〱十〱
頻娜頻娜〱十〱一〱閻婆閻婆〱十〱二〱攝持／々々〱十〱三〱僧伽
羅閻〱十〱四〱吼吼吼〱十〱五〱呵呵呵〱十〱六〱羅瞿耶／咩
〱十〱七〱喉喉喉、吒吒吒、阿吒簿俱娑婆訶、

本云、建久六年七月日、以此法阿闍梨覺敬之本書／寫了、為盛運傳
拋也、

仁治三年正月廿九日【晦日也】 書寫了、於東西僧房／書寫了、
／凹景

(朱方印)

〔翻刻担当・関口真規子〕

大元法理性院相承次第 (東京大学史料編纂所蔵・貴一七一一号)

○【】は傍書、へは細字・割注、／は改行、《》は見せ消ち、■は墨抹
□は判読不能、○は挿入符、() は翻刻者による校訂注を、それぞれ
あらかわす。

(外題) (題箋) 大元法理性院相承間事

太元法理性院相承間事

右太元明王秘法者、国家潜【せん】衛之誠祈、海内静謐／之秘術也、
謂其伝来者、根本律□(師)常曉、承和五□(年)／奉詔入唐、同
八月到岸、住淮南大都督府廣陵館、／同十二月移住栖靈寺、始随文
際和尚、■(始)学法儀／究尊道、授以太元帥法、同六年歸本朝、
爰承和聖／主聞食斯法神驗、深以崇重、同七年仰所司等、／依法造
種々道具、同年十二月始於常寧殿修／此法、【自同八年】《以降、自
每年正月八日至十四日》准御齋會修法／《自正月八日至十四日》／
無每年《遲》【闕】退被勲修以降、第二代祖師寵(寵)壽阿闍梨／
以下廿四代、於小栗栖法琳寺彼門徒等被補法琳寺／別当、勲仕彼法
者也、爰宣覺阿闍梨依故障改補／之時、属仁海僧正余流可被尋仰之
由、小栗栖三綱／等依令申入、先被尋範俊僧正之時、拳申良雅阿闍
／梨、嘉承三年任別当、勲仕四ヶ年也、其後被尋仰／權僧正勝覺之
時、被拳申当流祖師の【本願】法眼賢覺、／天治二年補別当、勲仕
十一ヶ年也、去職之後、久寿三年／再任、是復(復、下同じ)任初

例也、繪旨云、雖無復任之例、於此法以／有殊子細、重所仰下也《云
／々、凡此法相承只非伝受勝覺／僧正、随範俊僧正・定快供奉究
法之奥旨、伝累代／文籍、○【於此法者、惣義範・々(範)俊両伝、
剩受淨秀入寺・定快供奉正嫡伝持之流、】賢覺法眼入滅之後、以彼
秘法雖授寛宗・宝心・／宗命三人、於所職者、讓与寛宗僧都、即被
尋申／御室《紫金臺寺／覺性、彼院宣云、／法眼寛宗太元法阿闍
梨望申之由令申候、能々／学其道候歟、近代人雖借受法之名、自不
伝秘密／之奥義、如此之望為法為世実不便事候、委尋／子細可令忿
申給之由、宜令言上者、御気色如此、／範家恐惶謹言、

《保元々年》

十二月廿日

右大弁範家《奉》

撰津法橋御房

《御室御返事》

寛宗法眼太元法伝受事、子細先日申上／候畢、賢覺逝去之刻、申故
院云、弟子等之／中、寛宗・宝心・宗命令伝此法之奥旨了之由、
慥申候了、且又年来所令語候也、件法為一宗之／肝要、以荒涼之説、
何輒可令執申候哉、実為法／為世尤可有其怖候歟、而寛宗齡及六旬、
位為／法眼、旁相当其撰候者也、以此旨可令申入給之／由所候也、
恐々謹言、

月 日

法橋

依之寛宗法眼可勲仕太元法之由宣下、勲行三ヶ年也、／既《当》【為】
明王擇士之聖代、有遺弟当仁之採用、誰於本／願法眼所伝可致末学

不足之謬難乎、隨而宗／嚴僧都・行嚴法印依為法流正嫡、被補別當畢、／其外《同》【一】流○【門資】輩藏有・藏秀等同勲修御願、數代連／綿可謂一流嘉模哉、爰第四十代阿闍梨安祥寺實嚴／律師者、宗意律師弟子、依為範俊僧正余流競／望彼阿闍梨職、仍養和元年被補太元阿闍梨職畢、／當彼時代不儀子細多之歟、仍改補之後遺弟等／雖經數代、不【更及上】《裁》訴、《達》【出】微望、當流輩相繼而勲【仕】御願畢、／實嚴律師孫弟成嚴法印、申立祖師勲仕之先例、嘉禎二年宣下、勲行三ヶ年之後、讓与寬海法印、／自爾以降、○【為妨余人之競望、】師資存日讓与別當職之間、依不得便宜／《數代》當流輩不及訴詔（訟）者也、良伊法印受光譽僧正／之讓時分、信耀僧正申立本願法眼以來代々補任之／先例、任當職畢、彼款狀云、近年安祥寺一流數／代相繼之条、且失祖師之本意、且背聖代勝躅／者歟、隨而被賞彼流□（之）時分、珍事多之、大概見于／別當次第者乎、就中去正和二年二月本寺／炎上、化人所作之本尊・大唐請來之重宝、一時／成灰燼畢、法之滅亡、国之衰微、何事如之、是則／釐務不叶、冥慮之所致歟、尤可有御沙汰之處、／去年正月光譽受重病之刻、良伊令勲仕御／願畢、彼良伊於一流未聞瀉瓶之号、為朝家又／無忠節之勞歟、嚴重之御願抽賞何篇乎、／況採用之時代兩年非吉祥、改補之裁断此時／及豫議乎、爰信耀苟受譜弟之門塵、究秘法／之奧旨、多年積 公請勞、每度施法効驗、於被／撰補誰称非據乎△云々、以此趣仰上裁之處、元応／元年後七月卅日被下 院宣、同十月十七日／宣下任彼職、修法四ヶ年也、《又元亨三年》【七月七

日宣下】光譽／四海戢逆浪、一天属平化、是併《且》依究秘法之渊源、／施加持之靈効者乎、於当流者殊太元法盡諸師之／秘伝之條、古今無其隱、代々之祖師勲行之先例等、又以／如此、今度之押任理運至極■（者哉力）之上者、誰称非分哉、元亨三年光譽僧正還補之後、天下擾乱、是依為／不議之師跡《故》歟、○【元弘以來擾乱、似無國家護持之驗乎、】《建武以後至頃年三四代之間、》／《建武以後鬪乱併依（此）二重ネ書ス）此法勲仕之不法者乎、》／宗一（助）苟受一流《之正嫡》稟承之遺跡、積多年／公請之勞功、剩後七日御修法七ヶ年相統勲仕、／五穀豐稔・四海安寧、雖為下愚之質不恥／上聖（古）二重ネ書ス）之德者乎、依此等勞積当年御／拜（被補）二重ネ書ス）任太元阿闍梨《畢、》弥【無上覽之儀候者、此句可被略候歟、】抽無貳之忠貞、／欲凝三密之（奉祈万）二重ネ書ス）代之宝祚矣、／大都（都）二重ネ書ス）分注進之候、中御門殿被申含候て、被直／候て可有御披露候、此草《をハ》可返給候、清書／御本も同可申請候、

〔翻刻担当・西 弥生〕

太元御修法雜々記 (醍醐寺文書聖教 第二〇一函一三二号)

○【】は傍書、へゝは細字・割注、／は改行、《》は見せ消ち、□は判読不能、○は挿入符、()は翻刻者による校訂注を、それぞれあらわす。

太元御修法雜々記

天文三年 正月八日始行之、

一、此御修法事、応仁之乱後、料所等／悉以不知行之間、自文明三年始而／以護摩被行之畢、至文龜三／年三十 ヶ年之間、御修法断／絶之處、後栢(柏) 原院御宇文龜／三年只一箇度御修法被行之、／料所不知行之故、供料三千足被付／之、每事以省略之儀、下行等如形／略定之儀等、内々被経 叡慮云々、／其後又数十箇年之間、御修法／断絶、当年御再興、尤玆重也、／自文龜三年、至天文三年／卅 ヶ年、以護摩一壇被行／事、如已前、雖為恒例、御齋会近／代如此邂逅之間、諸役者以下／悉以不知案内後輩猶以可然、／仍今度儀、委所註置也、莫及／外見、努力々々、
一、文龜三年度被註進、以跡文今／度又以内々経 叡慮間事、
太元御修法御道具目錄今度省略分、

一、天蓋へ以文龜例／略之、
一、敷万茶羅へ文龜度雖／被略之、
今度／新図之、

一、幡廿九流へ以文龜例、今度／略之、

太元御修法雜々記

天文三年正月八日、於 紫震殿／被行之、《当年 主聖御重厄之間、》

当年 主上御卅九、太一定分御歳也、／正月間有之、旁以御慎云々、仍旧冬／十月末《内々》以勾当局○【内々先】被仰出、《文龜三／年度》後栢(柏) 原院御宇○【文龜三年】只一度御再興、／其度之儀、每度省略、今度又三千足可被付之／云々、

一、堂場事、文龜度於小御所被行之、今度／《親王御方御座所被構万里小路御所之間》【万里小路御所、就被新造《之間》】御／作事方無其隙、仍小御所御構、

弘法大師七百年忌舞樂曼茶羅供雜記

天文二年へ庚／午／三月廿日、於東寺西院准 勅会／被執行之、奉行広橋左中弁秀兼朝臣、

一、大阿闍梨大僧正義堯へ号三宝院、于時一長者、
法務事、近年闕怠之處、○【然間】【今度大師七百年忌為被執行《今度大》法会以】／真光院大僧正尊海雖被仰出、堅辞退、《仍三寶院》去正月廿六日○【三寶院俄被權僧正房】宣下、／三月十九日曼茶羅供、前日被逐拜堂、慈尊院定紹／僧正拜堂之【以】後、退転○【歟、】《今度再興□□、》委有別記、

一、職衆事、卅六口、

【醍醐寺】宝光(ママ)院前大僧正(呪願) 【内山】中院権僧正(唄)

【醍醐寺】報恩院権僧正 【醍醐寺】理性院権僧正

【仁和寺】菩提院権僧正 【勸修寺珪光院】法印興紹

【勸修寺普門院】法印定俊 【東寺宝嚴院】法印為源

【仁和寺南勝院】法印仁瑜 【東寺宝輪院】法印宗諄(散花)

【賀茂金剛幢院】法印全淳 【東寺宝菩提院】法印亮惠

【醍醐觀心院】大僧都堯雅 【醍醐行樹院】権大僧都深応

【東寺金勝院】権大僧都真淳(散花頭) 【内山上乘院】権大僧都公誉

【東寺觀智院】権少僧都栄賢 【勸修寺聖光院】権少僧都長助

【仁和寺理證院】法眼光祐 【仁和寺惠命院】法眼隆賢

【岩藏浄光院】法眼隆慶 【東寺佛乘院】権律師光深

【東寺宝泉院二位】権律師真永 【東寺大藏卿】権律師亮濟

【東寺三位】権律師祐重 【勸修寺密乘院】権律師定圓

已上持金剛衆

【醍醐光台院】権律師弘賀(讚頭) 【東寺正覚院】大法師尊純

【東寺少将】大法師亮雄 【醍醐密教院】大法師俊照

【醍醐角坊】大法師弘存(合鉢) 【醍醐中性院】大法師堯惠(磬役)

【勸修寺惠林院】大法師隆惠 【東寺治部卿】大法師宗琛(堂達)

已上讚衆

十弟子四人、《実名可尋注》、

今度石山住、其外勢州六大院《同宿交衆□□事》【客僧尤可

被用衆分之有職□□也】／《□□□□恨》／《無先規歟、

尤遺恨、《同宿等也、非例頗遺恨》尤被用寺僧有職也、《太不可然歟、

持幡事

今度被用持幡僧○【有】先規《有之》云々、《装束如十弟子》歟、

／当寺《中綱》【夕司之内】二人勤之歟、交名《尋》可○【尋】

註《也》、

螺唄二人、饒持二人、

同当寺承仕勤之歟、

執蓋、執綱、五位二人、六位一人、二条殿諸大夫被進之歟、

一、《堂莊嚴》【道場】事

西院北向五ヶ間、奥四ヶ間、合廿坪道場也、中央立仏台、／懸両

界曼荼羅(古仏也)、參詣諸人為令奉大師拜見、御影融開之、【寄

仏台《端両端》、左右端、懸両界《故実歟》、今案歟、壇上莊嚴

／胎界如常、【今度《五種鈴》不被用、五種鈴万】五色糸○【被

出》自宝藏云々、被取出／云々、《五古杵等》【者】大師御道具《被

出之、【右之内也云々、】

一、集会所事

千手堂辰巳角以三ヶ間、為集会所南西壇鬘廊中等者、一枚筵道、

自廊《之》【之】西切戶外、三枚筵道敷滿之、自此所大阿闍梨／

令下輿給、

一、於当寺舞樂万荼羅供事

建武元年九月廿四日塔供養之後、【於当寺】無此法会、仍《樂人・

■ 舞人／菩薩・十二天等裝束以下、難合期○【舞等之道具《過事》樂器・裝束等】／不足【《事為之》】【《少々略定》】【□□□歟之間】○【然間少々略定】不立太鼓、十二天一尙略之、

一、御願文事

今度《被略之、頗遺恨、》【《御願文被略□□□□》】内藏寮御諷誦一通許也、御願文被略之條、□遺恨事也、／《御誦經使 四條中將》

一、舞台并樂屋事

西院【撒】北《之》【之】築地【坪内狭少、】《撒》之、○【假構】樂屋《假構之、其前》舞台三舌松前○【太狭少所】也、

一、僧座立標事

【僧徒】《請僧》參着集会所之後、威儀師隆契仰從儀師行經立之《云々、》／諸衆【《□衆》】着座之《時》【時《後》】、《先蹲居而》【先蹲居】取標懷中《之後》【之後、着座、】置法具之時者、／居箱中入之《云々、》

一、大行道事

先菩薩、次舞人、次樂人、次散花師、次引頭《威／從》／次持金剛衆、次讚衆、皆以上臈、為先大行道一連《今度／不籠／舞台、》／今度散花三段畢後始之事、不相分左右○【而】一行／步列事等新儀歟、大行道畢後、各複座、散花師二人／立留、仏前申對揚也、

一、誦經導師事

嚴儀之間、尤可有之處、今度被略之條、頗可謂遺恨、

一、賜布施事

今度於職衆者、布施略之、大阿闍梨《一人》【許】被物三重○【着座三人衆】《也、各》取之、

一、着座公卿等事

正親町大納言 甘露寺中納言 飛鳥井右衛門督《取之／事訖撒之後、十弟子撒之、》／御誦經使四條中將也、

一、御諷誦《之》事

《四條中將勤之、》威儀師御諷誦持參○【令】遲々《之》間、催促【《被定□》】之處、【年預亮惠法印諭以預】／《不被論》【威儀師陳答不被出】御次第《不論》之間、《不存故実□□始末此案内》【覺悟不分明、《不□》】誦經導師／可有之、專存古実遲々《云々、》

一、表白草事

五條為学卿作進之、

一、声明事

《於》烈讚散花・對揚《之》東寺衆沙汰之、於前後讚・五悔之助音等者、一向醍醐衆之声明也、

一、《大阿闍梨裝束》【大アサリ】御袈裟等事《相承道具被用事、》相承《御》袈裟《大アサリ》被着用事、／《香染法服》改新調、於御袈裟彼《今度彼相承衲衣》／建武元年塔供養之時、勝宝院《道》大僧正道意《被》／相承《御》袈裟着用《之、》【之】五古・水精・念珠同被持之、《今度以其例自宝藏道具唐櫃被渡之、被用之、》今度条成就希代珍事也、任《其》【彼度】例、今度被

用之条、／希代珍事也、寺門之壯觀・門室之眉目不可過之者歟、

(合点) 藥王樹(ニ)フル、モノハ毒ナレトモ藥ト成(ル)如ク如来(ノ)光(ヲ)／蒙(シ)モノ誰カ罪障残リアラン哉、

(合点) 大集月藏經(ニ)云ク、仏(ノ)滅度後(チ)第一五百年(ニ)ハ我(レ)諸(ノ)弟子恵(ヲ)学(シテ)堅固ナル事(ヲ)得、第二(ノ)五百年(ニ)ハ定(ヲ)学(シテ)／堅固ナル事(ヲ)得、第三(ノ)五百年(ニ)ハ多聞誦誦(ヲ)学(シテ)／堅固ナル事(ヲ)得、第四(ノ)五百年(ニ)ハ塔寺(ヲ)造立(シテ)／修福懺悔(シテ)堅固(ヲ)得、第五(ノ)五百年(ニ)ハ白法隱滞(シテ)オホク諍論アリ、少善法アリテ堅固(ヲ)得(ル)也、

(合点) 道綽 善道 懷盛 少康 法照等(ノ)念仏(ノ)聖人(ノ)第四(ノ)五百年(ノ)時(ノ)人也、當時(ハ)第五五百年闍諍／堅固(ノ)時ナリ、

(合点) 末法万余経悉滅、弥陀一教利物偏増(ト)文、

天文三年正月 日三寶院權僧正房東寺長者御拜任事

一、正月廿四日、左衛門督 ・ 右兵衛督弘賀、以／兩人被仰云、東寺長者之事、当年就大師／七百年忌、自寺衆依申驚、逍遙院内府／禪門内々被申入子細有之、又東寺当年預／少將權大僧都亮恵

申上儀、内々有之、／仍寄思召事也、若於御拜任者、凡僧別当之

／事、可令存知(云)々、御返事申、云不堪未練、／云不弁無器用、條々難応貴命之由、委／申入了、其後則以治部卿阿闍梨弘賀、猶堅／被仰之、再三不可令存知之由、返事申入了、／猶及深更、度々以同阿闍梨被仰之、報恩院／僧正自昼御前祇候、内々異見被申歟之由／也、所詮令祇候事、子細迷惑之段、於申分者、／可然候之由、弘賀異見也、仍即至丑剋令同道／弘賀、祇候条々迷惑之趣、申入候了、故障之段、／無余儀思召也、雖然別当之事、愚僧之外可／被仰付人無之歟、於不可令存知者、長者御拜任／事、不可立思召、就者又大師七百年遠忌之／法会不可遂行歟、旁以不可然之由、報恩院／僧正相共條々堅被仰了、餘以難默止存之間、／可加思案之旨申入退出了、／翌朝(廿五日)參、早旦申入云、今朝東寺遣人、／内々事之樣尋洩、追而御返事可申入候て、以／長者御競望事、可有御延引候由申入了、／即地藏院候人以大炊介宝菩提院亮恵／大僧都許条々尋遣、返答云、

一、正别当拜堂料事

上代者、貳千足入目候、近代者、千四五百足分／入目候、但執行(仁)相尋、從是入足可注進申候、

一、無拜堂之儀、别当御存知之事者、且以無之／候、寺務御拜堂已前、必々可有之事候、

一、於寺家指当御役之事者、不可有之候、／後七日御座候者、其時者可御用等事候、

一、於寺家所役以下者、一円別当代勤仕候／間、今以可為如前之事候、

一、御徳分事、別紙へ二、大炊助方へ江、申遣候、別又一紙折紙云、別当御徳分事

先年僧正御房御存知之時、納足御注文／進候間、可有御存知候へ共、注進申候、

水田分

十一石七斗八舛へ仏餉舛定、申分五石／八斗九舛分、正別当へ江被召候、残半分／者、別当代給候事候、但閏月之年者、諸堂分引候之条、五石七斗四舛分配候、是へ八、目代大炊兩職納候て進納事候、自余事者、一向正別当者、無御存知先／例候、

此分先年卿律師御使候間、可有存知候／間、可被尋候哉、

惣而前々者、正別当へ江、御徳分不取之／候て、別当代一円へ二自専候て、拜堂以下／入目悉為別当代沙汰之事候、然而／大覺寺殿御寺務之時、大勝院法印／正別当御存知候、此時別当代宝泉院卿律師候、其時初而二方御相分候て被進候、是不遂拜堂、未拜堂にて御座／候き、此由能々可有御申候、内々為御心得申候、

大炊助殿

如此折紙二通、委注進之、然者拜受／等之事、難事行候間、迷惑之由、廿六日早／旦參雖申入、堅被仰間、先領狀申了、

一、廿七日早旦以治部卿阿闍梨弘賀被仰云、昨日長者之事、前内府入道許内々被仰／處、即以帥大納言へ公條、奏聞勅許無／相違

之由、御返事為披見被見候由也、即只今／御出京、愚僧又可令出京候由被仰、俄候事／且無難叶候由、御返事申入了、

逍遙院御返事之與へ二、一首有之、

金玉殊勝候キ々々

未とをき二間の夜居の月とみよ

千と世をちきり三の百と世

門主御詠尋可申也、今日即御出京へ云／々、深雨以外也、

一、廿八日從京都、門主御書被下之、口宣／案二通写被下之、御書云、

就長者拜任之儀、昨日俄令出京、相談帥之／大納言子細等、今朝口宣案到来、即写／之進候、亮惠僧都昨日令祇候条々申入候、今日御願之條、正寺役候、其已前案内候様にと／存候へとも、貴院在寺御事候間、明早寺役事、当月於寺家披露之儀、可然候、明日者、早々示／預候給にと申事候、但今日々次宜候歟、今日之／日付へ二被認候て、明朝可令下知候哉、今日／卒度參内可申候、是も帥任異見候、今／暫相調事共候間、定而及紙色可入寺候、旁ちと出京も候はんかと思給候へとも深雨／可為難治候間、委細入寺之時、可面述候、恐々謹言、

正月廿八日

義堯

理性院法印御房

御端書

夜居之御教書伺申、追而可調進之由候、条々／為御心得記申候、

旅亭令啓候間、俄筆躰為恐々々、

正月廿八日

嚴助

執行律師御房

口 宣案事

一、長者之事、当門跡者、廿六日御拝任候、惣寺〈并〉／執行方〈江〉

□ (上) 卿帥大納言

以書状申候、可被伝達候也、謹言、

天文三年正月廿六日 宣旨

正月廿八日

嚴助

權僧正法印大和尚位義堯

【別当代〈江〉遣】少将阿闍梨御房

宜為東寺長者、

藏人頭左中弁藤原兼秀〈奉〉

自宝菩提院僧都方返事有之、致明日披露、／御返事從元可申入候、
将又口 宣案二通給／候、法務 宣下案無之候、可写にて、長者宣

上卿帥大納言

下与／法務 宣下而通被写下、致披露先規候、／早々可被写下之由

天文三年正月廿六日 宣旨

申候間、翌日重而遣之了、／昨日对客之砌、取乱二通共、長者口

權僧正法印大和尚位義堯

宣／案遣之哉、無正躰者也、

宜令知行法務事、

一、夜居御教書案

藏人頭左中弁藤原兼秀〈奉〉

可令候二間夜居／給者、依／天氣、執啓如件、

正月廿八日

左中弁兼秀

廿一日、東寺〈江〉遣奉書等案

【上書又同前】謹上 東寺長者權僧正御房〈政所〉

一、長者之事、当門跡御拝任候、寺家可令／存知給之由、可申旨候、

一、今度東寺就不知之儀、内々被申入、如此／御教書被成之了、且

恐々謹言、

又野沢輩出仕之／事、当時之儀、每篇不合期之間、難手切／歟

正月廿八日

嚴助

之間、以此旨堅可被相催之由也、

【当年預宝菩提院〈江〉遣】年預僧都御房

御教書案

一、長者之事、当門跡御拝任 宣下如此候、／可令存知給之由所候

今年弘法大師七百年忌、来三月／於東寺一日法会准御齋会可被／

也、仍状如件、

執行之、豫相触門徒中都鄙諸寺、宜／抽随分之懇志、令致無貳之

報恩、万一／於有疎略之輩者、可及放門之沙汰者、依／天氣、執
啓【啓】如件、

後正月十二日

左中弁兼秀

【上書又同前】謹上 長者權僧止御房〈政所〉

東寺々家〈江〉《自》別当申遣書状案

就七百年忌之御法会之儀、御教書／如此候、各不可有疎略之儀、
趣満身、可／被相触之由候也、恐々謹言、

後正月十六日

殿助

少将阿闍梨御房

〔翻刻担当・藤井雅子〕

太元護摩次第（醍醐寺文書聖教 第二〇一函二二号）

○【】は傍書、へゝは細字・割注、／は改行、《》は見せ消ち、■は墨抹、□は判読不能、○は挿入符、（ ）は翻刻者による校訂注を、それぞれあらわす。

（包紙ウハ書）

「満濟御筆／太元護摩／《二帖》」

（一）太元護摩次第 息災

（表紙本紙共紙、表裏墨付なし）

（第2丁表）

太元護摩次第《就息災修之》

先上堂、自房中至仏前作法、／乃至着座普礼并浄三業三／部被甲護身等如常行之、

次加持灑浄、次加持嗽口

次灑浄《三度》

（第2丁裏）

次嗽口《三度》洗炉口、次加持炉口

次補闕、次羯磨加持

次ラン（梵字）観《以下行法如常、至散念誦大／□□字暫不誦之、作護摩／畢誦之／也》、

次入護摩

先大日加持《羯磨印言／如常》

次本尊《二手内縛二中指二大指二小指立合／結護呪》

（第3丁表）

次三平等観《定印如常》

次取火舎、壇左脇角置之、次／取芥子器置火舎跡、以劔印慈／救呪廿一反、加持十方投之、

次結火天印ヲ、印身四處ヲ、《如常》

次取念珠ヲ、誦火天呪百反ヲ、次／取具丸香散香炉左辺置之、

（第3丁裏）

次切花又同置之、次鈴杵等／左脇机置之、次取三古持之、

次右脇机塗香加持物取具之／炉右辺置之、次廿一支乳木金／剛盤上置之、本向行者方也、

次取箸檀木積之《十一支》、次取／箸挿松着火、次取扇、々火、

（第4丁表）

次灑浄《三度》、次結定印《弥陀》

火天白色、次勸請火天《作法如常》

次炉薪加持、次結火天印誦、

小呪末加召請句、以右風指三度／召之、次四摂印明、次啓白、

次嗽口《三度、真言如常》、次塗香《三度言如常》

次蘇油《大小杓／各三卜》、次乳木《三支》

（第4丁裏）

次飯（小杓／三ト）、次五穀（小杓／三ト）、次切花

次丸香（三丸）、次散香（三ト）、次蘇油（大小杓／各一ト）

已上真言如塗香、啓白觀念如常、

次普供養三力祈願、次嗽口（三ト）

次撥遣（准召請）

第二、部主段（金剛界大日）、先嗽口（三ト／灑炉口）

定印（号自觀）觀想心月輪中有ア（梵字）

（第5丁表）

字變成五輪塔、變成大日如來（戴五智宝冠瓔珞嚴身、住／智拳印、

結跏趺座

印智拳印（如常）、真言曰、（オンバザラダトバン）（梵字）

次勸請部主、先取一花誦真（言、投炉中結定印觀ヨ、此花至

（第5丁裏）

炉中成宝蓮花坐、坐上有ア（梵字）字、變成五輪塔、々變成大日

如來、（戴五智宝冠、住智拳印、如此／觀了、結外五古印、誦オン

バザラダ／トバンエイケイエイキ（梵字）扇底伽ソワカ（梵字）真

言、以二頭指三度召之、次結四明印、（誦ジャクウンバンコク）（梵

字）言ヲ、觀念啓白等、

（第6丁表）

准初段、次嗽口（三ト）、次塗香（三ト）

次蘇油（大小杓／各三ト）、次乳木（三支）、次飯（小杓／三ト）

次五穀（小杓／三ト）、次切花（三ト）、次丸香（三丸）

次散香（三ト）、次蘇油（大小杓／各一度）

已上真言オンバザラダトバンギャビ／カラソワカ（梵字）

次普供養、三力祈願（如例）、次嗽口（三ト）

（第6丁裏）

次撥遣（准召請）、先取一花誦言（投仏前、以勸請印撥之真言／未

加藥車々々穆句ヲ、觀念准前、

啓白云、唯願部主、還着本座、

第三、本尊段、

次嗽口（三度、灑炉口也）、

次結定印、觀心月輪上有ア（梵字）字

（第7丁表）

變成千輻輪、々變成アタバク（梵字）大將、其身青黒忿怒形四面

八／臂、執種々器杖、四王百部諸天／龍藥叉羅刹婆等前後圍繞、

次結本尊印（号自加持、二手内縛シテ二／中指二大指二小指立合）

誦小心呪加持四處（唵哆利駄保利ノ／呪也）、

次勸請本尊、先取一花誦言、

（第7丁裏）

置炉薪上、結定印觀、此花至／炉中成蓮花座、々上有ア（梵字）字、

變／成千輪、々變成本尊大將、威儀／色相等如前可觀之、次結本尊

印誦小心呪末加エイケイエイキ（梵字）句／以二頭指三度召之、

次結四明印（誦真言觀念啓白准前、

（第8丁表）

次嗽口〈三ト〉、次蘇油〈大小杓／各三ト〉、次乳木〈百八支／如常〉

次飯〈小杓三ト／如常〉、次散香〈三ト／如常〉

已上明小心呪

次混屯シテ分二器二等作法如常、

次蘇油〈大小杓／各三ト〉、次普供養印言〈如常〉

次乳木〈廿一支内／六支〉、次菓種〈作法如常〉

次加持物〈作法觀念等如常／言延命ア（梵字）〉

（第8丁裏）

次普供養印言、三力祈願〈如例〉

次嗽口〈三ト〉、次撥遣、先取一花／投仏前、以勸請印撥之、准召請、

／真言末加夔車々々穆句、觀念／准前、啓白、唯願本尊、還着本座、

第四諸尊段〈卅七尊請之／如常〉

第五世天段

（第9丁表）

次嗽口〈三ト〉、次加薪〈五支〉

次灑淨〈三ト〉、次加持薪

次勸請明王天等

先取數花、誦不動一字心呪、置／炉薪上、次結定印觀、此花至／炉

中成明王花座及天等荷葉／座、即花座上有カーン（梵字）字、變成

不

（第9丁裏）

動明王四臂具足、又荷葉座上／各有ウーン（梵字）字、變成

十二天七曜／廿八宿十四部金剛、卅三天、廿八部／星宿天、四大天

王等、八龍百十／龍修羅々刹、五方藥叉、遮文／毘那夜摩醯首羅、

天衆地類等ト、

次結大鉤召印、真言末加召請

（第10丁表）

句、以右頭指三度召之、次四撰印明

次啓白、次嗽口〈三ト〉、次塗香〈三ト〉

次蘇油〈大小杓各／三ト〉、以上皆誦不動一字心呪

次乳木〈先不動三支、歸命カーン（梵字）／次火天三支、唵阿譏曩

曳ソワカ（梵字）〉

次混屯供〈以小杓供之〉

不動〈三杓〉、慈救呪

十二天七曜廿八宿〈如常、言末各可加／扇底迦句ヲ〉

（第10丁裏）

十四部金剛〈三杓〉、真言曰、

唵跋折羅旃泥醯扇底迦ソワカ（梵字）

卅三天〈三杓〉、真言曰、

唵鑠舍都嚕般羅曼多爾／曳扇底迦ソワカ（梵字）

廿八部星宿天〈三杓〉、真言曰、

唵多羅提婆多曳扇底迦ソワカ（梵字）

（第11丁表）

東方天王〈三杓〉、真言曰、

唵地利底喝羅瑟吒葉叉因／陀羅帝婆多曳扇底迦ソワカ（梵字）

南方天王〈三杓〉、真言曰、

唵毘嚩陀伽耶婆多曳、ソワカ（梵字）

西方天王〈三杓〉、真言曰、

唵鼻嚩博叉鳩槃荼地

（第12丁裏）

婆多曳、ソワカ（梵字）

北方天王〈三杓〉、真言曰、

唵毘沙門耶阿地婆多曳、ソワカ（梵字）

諸龍王〈三杓〉、真言曰、

唵漚婆難陀、ソワカ（梵字）

百千龍王〈三杓〉、真言曰、

唵歩耆羅、ソワカ（梵字）

（第12丁表）

修羅戰軍〈三杓〉、真言曰、

唵毘摩質多羅阿蘇地婆／多曳、ソワカ（梵字）

羅刹軍〈三杓〉、真言曰、

唵揭伽阿地婆多曳、ソワカ（梵字）

五方藥叉、真言曰、

唵拘毘羅、ソワカ（梵字）

（第12丁裏）

遮文荼〈三杓〉、真言曰、

唵胡嚩、惹曼多、ソワカ（梵字）

毘那夜迦〈三杓〉、真言曰、

唵薄迦羅准阿地婆多／曳、ソワカ（梵字）

摩醯首羅〈三杓〉、真言曰、

唵摩醯首羅耶、ソワカ（梵字）

（第13丁表）

已上天衆地類等ランギヤソワカ（梵字）以此呪通可供之、以下如常、

（第13丁裏）

永享二年十月朔、以教舜／僧都自筆草本〈卷物〉令馳／筆了、

准三宮（花押）（満濟）

（裏表紙、本紙共紙、表裏墨付なし）

（二）太元護摩次第 調伏

（表紙本紙共紙、表裏墨付なし）

（第2丁表）

太元護摩次第〈調伏〉

初火天段〈如常〉

第二部主段〈不動〉

先嗽口〈三度〉、灑炉口也、

結定印、觀心月輪上有カーン（梵字）

字變成智劍々變成不動明王

儀形如常、次結劔印誦慈救呪、

(第2丁裏)

次勸請本尊、先取一花誦真／言、置炉薪上、結定印觀、此花／至炉中成瑟瑟座、々上有カーン(梵字)字、／變成智劍、々變成不動、儀形本／誓等委可觀之、次結独古印、／誦慈救呪、未加エイケイエイキ(梵字)句／以頭指三度召之、次結四明印誦、

(第3丁表)

真言觀念啓白如常、

次嗽口〈三度〉／先部主御口也、次塗香〈三度〉／慈救呪

次蘇油〈大杓三ト／小杓三ト〉、次乳木〈三支〉

次飯〈小杓三ト〉、次五穀〈小杓三ト〉

次切花〈三ト〉次丸香〈三丸〉

次散香〈三ト〉、次蘇油〈大杓一ト／小杓一ト〉

已上皆用慈救呪、

(第3丁裏)

次普供養三力祈願〈如例〉

次嗽口〈三ト〉、次撥遣〈准召請〉

觀念啓白等如常、

第二本尊段

次嗽口三度、〈灑炉口也〉

次結定印、觀心月輪上有ア(梵字)字、／變成千輻輪、々變成阿吽

薄拘

(第4丁表)

大将、其身青黒忿怒形四面八／臂、執種々器械、四王百部諸天／龍夜叉羅刹婆等前後圍繞、

次結本尊印〈二手内縛、二中指二大／指二小指立合〉誦／小心呪加持四處、

次勸請本尊、先取一花誦／真言、置炉薪上、結定印觀、此花

(第4丁裏)

／至炉中成蓮花座、々上有ア(梵字)字、／變成劍輪、々變成本尊

大将威／儀色相等如前可觀之、次結／本尊印誦小心呪、未加エイケ

イエイ／キアビシヤロキヤウンハツタ(梵字)句ヲ以二／頭指三度

召之、次結四明印誦真／言觀念啓白准前、次嗽口〈三ト〉

(第5丁表)

次蘇油〈大小杓／各三ト〉、次乳木〈百八支／如常〉

次飯〈小杓三ト〉、次散香〈三ト〉

已上明小心呪也、

次混屯分二器等作法如常、

次蘇油〈大杓三ト／小杓三ト〉、次普供養印言〈如／常〉

次乳木〈廿一支内／六支〉、次葉種〈作法／如常〉

次加持物〈作法觀念等如常／真言曰延命ア(梵字)〉

(第5丁裏)

次普供養印言、三力祈願〈如例〉

次嗽口〈三ト〉、次撥遣、先取一花／投仏前、以勸請印撥之、准召請、

／真言末加藥車々々穆句、觀念／准前、啓白、唯願本尊、還着本座、

第四諸尊段〈卅七尊請之／如常〉

(第6丁表)

第五世天段〈如息災護摩、但相応句用／アビシヤロキヤウンハツタ
(梵字)〉

文永三年五月十三日於宝池院／草之畢、

末資教舜

(第6丁裏)

永享二年十月二日以教舜／僧都自筆草本〈巻物也〉書写了、
准三宮(花押)(満濟)

(裏表紙、本紙共紙、表裏墨付なし)

[翻刻担当・高橋慎一朗]

東寺

東寺執行阿刀家とその伝来史料について

貫井裕恵

はじめに

東寺執行職は、古代以来、堂塔伽藍の管理や修理を行う東寺の所務組織である。これまで、同職の下部に位置する東寺仏師職¹や、執行家が実施に参与する稻荷祭礼との関わりで取り上げられてきており、近年では、南北朝期における執行職の職務とその相論についての研究が、黒川直則氏を中心に進められてきた。³ しかしながら、中世東寺の研究全般を見渡したとき、その中心は東寺寺僧であり、執行職に関して十分に論じられてきているとはいえない。これは史料的制約に因るところが大きかったといえるが、詳細は後述することとする。

また、寺院史料における聖教史料の活用が提唱されて以降⁴、寺院文書のみならず、聖教・記録類を活用した研究が数多く生み出され、中世寺院に関する研究は進展をみせている。膨大に集積される寺院史料をどのように把握し、寺院運営に生かしていくのかという観点から、中世東寺研究では寺院組織と文書管理のあり方について検討が進められてきた。⁵ 寺僧のもとに集積される文書類が主たる検討対象となっているが、これらのみならず、寺院の各組織に集積される文書・聖教・記録類を含めた寺院史料総体としての検討が必要なのではないだろうか。

そこで本稿では、そのささやかな第一歩として、東寺執行家の伝来史料について取り上げること、中世東寺におけるアーカイブズ形成の一隅を垣間みてみたい。

(1) 東寺執行阿刀家

東寺執行職を掌る阿刀家は、弘法大師空海（七七四～八三五）の母方の家であり、東寺執行職は、阿刀家の家祖である永真に始まるといわれる。⁶ 永真は、建久年間（一一九〇～九九）に行われた東寺講堂修理事業において仏舍利が出現した際、執行として記録上確認できる人物である。⁷ 執行屋敷は、東寺の北、針小路大宮にあったという。

東寺の寺院組織において執行職を位置づけるならば、長者―別当という寺務の実務機構とは別の、所務機構であるといえる。⁸ 東寺執行の職務は、平安時代以来の修理別当職に相当する。東寺の堂塔伽藍および境内の管理や修理を管掌した。とりわけ重要なものは、宝蔵の管理を担っていたことであろう。東寺供僧でさえも基本的には宝蔵に立ち入ることを許されなかったという。

(2) 東寺関係史料における執行関係史料の位置づけ

基本的に、史料は寺内における各組織や院家において集積されている。¹⁰ 東寺執行家関係史料は、その多くが「阿刀家伝世資料」文書・典籍（京都国立博物館蔵）として伝わる。一方、供僧のもとに集積される史料は、以下三つに大別される。第一に、寺家（東寺）に集積される史料で、具体的には、「東寺文書」（東寺〈教王護国寺〉蔵）・「東寺百合文書」（京都府立京都学・歴史館蔵）・「教王護国寺文書」（京都大学蔵）である。第二に、院家に集積される史料で、具体的には、「東寺観智院伝来文書典籍類」（京都府立京都学・歴史館蔵）・「東寺観智院金剛蔵聖教」（東寺観智院金剛蔵聖教文書）「東寺宝菩提院三密蔵聖教」（すべて東寺蔵）で、たとえば寺僧記録類（臬宝へ一三〇六～六二〇・賢宝へ一三三三）

九八〕等の紙背具注曆日記〔本報告書のうち高橋氏論文参照のこと〕、「宏
寿法印御聞書」〔京都大学蔵〕など〕である。そして第三に、東寺長者
や凡僧別当の出自の寺院の院家で、具体的には、同所において東寺に關
わる職務に応じて生成された、歴代の長者記録・凡僧別当記¹¹をはじめ
とする関係文書・聖教類である。¹²このように東寺関係史料は、東寺内
部のみならず、東寺長者を輩出した寺院の院家史料にもおよぶことから、
広範な拡がりをもつ。これまでの中世東寺にかかる研究は、早い段階か
らその全貌がよく知られていた「東寺文書」「東寺百合文書」「教王護国
寺文書」といった寺家文書を中心に用いた寺院運営に関する研究が進め
られていたことから、東寺寺家に集う寺僧らの活動に焦点が当てられて
いた感が否めない。¹³こうした研究状況に至った理由として、史料的な
制約が大きいことは明白である。しかしながら、寺家総体として考察す
るならば、東寺院家史料、他の真言宗諸寺院の院家史料、そして東寺執
行阿刀家の史料を複合的に用いなければその実像は結ばれることはない
だろう。東寺執行は、法会などの行事の準備（宝物・供物の支度）など
を仲介として、寺僧や寺官と関わりながら職務を遂行していたことから
も、中世東寺研究を一層進展させるうえで、東寺執行にかかる検討がい
ま、待たれているといえよう。

（3）執行阿刀家伝来史料の調査と収集

執行阿刀家伝来史料の多くは、「阿刀家伝世資料」文書・典籍のなか
にみられる。「阿刀家伝世資料」文書は一般に「阿刀文書」と呼ばれ、『大
日本史料』『鎌倉遺文』に一部翻刻がある。「阿刀家伝世資料」典籍は近
世写本がその大半を占めている。よく知られた史料として、寛正六・七

年（一四六六・六七）の「東寺執行日記」（執行栄増〔一四〇七〕九五）
筆¹⁴があるが、この史料のように中世に成立した典籍類はきわめて稀少
である。しかし、歴代執行の日記である「東寺執行日記」、執行職にか
かわる部類記としての性格をもつ「東寺私用集」やこのほか補任関連等
の史料など、近世写本でありながら、中世の内容を含むものが多数ある
ため、内容の検討を進めていくことで、今後、中世東寺研究に寄与しえ
る史料の発掘が見込まれる。

以下、筆者が本科研および若手科研（付記に掲出）の期間中に、原本
調査、あるいは写本によって把握することができた執行阿刀家伝来史料
について、所見を述べていきたい。現状、「阿刀家伝世資料」を一覧す
ることは難しいため、調査・閲覧の叶った、ごく一部に限った史料から
の推論に過ぎないことを、まず断っておきたい。高橋敏子研究代表『東
寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』¹⁵をはじ
めとする先学より多大の学恩を蒙っているところが多いが、とくに本稿
で指摘しておきたいのは、室町時代初〜中期に活動した第二四代執行の
栄増（厳暁、以下栄増に統一して表記）¹⁶による書写・類聚・編纂活動で
ある。現在伝来する、あるいは中世写本が伝来したと推測される執行家
史料は、栄増による書写や編纂によってその存在が判明するものが多い
ように思う。以下、東寺執行家伝来史料を紹介しながら、栄増の書写・
類聚・編纂といった書承活動をうかがっていきたい。

○作成・編纂の部（以下、阿刀B甲は「阿刀家伝世資料」典籍の資料番号）

（3）―1「東寺執行日記」（阿刀B甲 661.145 D3他）¹⁷

「東寺執行日記」は、歴代東寺執行の執務記録で、関連文書の引用等

が散見される。第一九代執行忠救(？～一三五五)の執筆分より伝存する。とくに、執行方が所管した、絵師・仏師・諸堂伽藍の預・柵守・大炊の諸職・鐘突・門差・番匠・鍛冶・大工等の寺内の下部組織の活動がうかがえるという特徴がある。¹⁸ また、執行がその開催に関わった稻荷祭礼についての記述もよくみえる。¹⁹ 現存する自筆原本は栄増筆の寛正六・七年分のみで、²⁰ そのほかは中近世の写本として伝わる。伝存写本の作者は忠救、定伊、栄暁、栄増、栄潔で、中世分は元徳二年(一三三〇)から天正元年(一五七三)までの十数点が断続的に確認できる。別本として、忠救・定伊・栄増の書写分がある。写本としてよく知られているものに、国立公文書館内閣文庫蔵の引馬文庫本・和学講談所本があり、いずれも松平定信(一七五九～一八二九)による白河本東寺百合文書と一連の書写事業により作成された執行日記の転写本とされるものである。また、これら内閣文庫の二本とは異なる系統のものとして、天理大学附属天理図書館蔵の『東寺記』(西荘文庫本)がある。第一二冊目は別記、第二一冊目は附録(①東大寺受戒次第・東大寺御受戒羯磨師先例、②文安元年(一四四四)東寺勧進修造関係の官宣旨案、③御影供執事注進并差文・請文等)を収録している。全体として整理された構成であるとされ、²¹ 応永一三(一四一〇)～二二(一四〇六)～一四(一四〇六)は東寺住僧聖清の日記を収録している。『大日本史料』に一部翻刻があり、寛正六・七年分(栄増自筆原本)は、下坂氏により翻刻紹介がなされている。また、黒川氏により執行職相伝関係史料が、²² 根立氏により仏師職関係史料が部分翻刻されている。元徳二年(寛正五年分)については、東寺文書研究会編『東寺執行日記』第一巻(思文閣出版、二〇二二年)として刊行され、通読できるようになった。

(3) — 2 「東寺私用集」(阿刀B甲 663-9 B56・665-52 M34)
 「東寺私用集」は、栄増が「東寺執行日記」等の執行方記録を部類記として編纂したもので、灌頂院御影供関係など、百余箇条の項目別に分類されている。諸本は国立国会図書館蔵本、宮内庁書陵部蔵本などがある。文中に見える年号の下限が延徳二年(一四九〇)であるため、それをあまり下らない時期に作成されたものと思われる。

(3) — 3 「東寺諸職補任案」(文書室町 241)
 寛正(永正年間(一四六〇～一五二一))の東寺諸職補任記録である。天保四年(一八三三)の書写であるが、見返しに栄増の名が確認できることから、原本は栄増が作成に関与したものとみられる。なお、栄増は明応四年(一四九五)に死去していることから、彼の死後はのちの執行が追記していったのだろう。

(3) — 4 「東寺灌頂院」御影供執事注進并差文・請文等」
 (3) — 1 「東寺執行日記」の項目に挙げた、天理大学附属天理図書館蔵の『東寺記』(西荘文庫本)附録のうち③に該当する。内容は、東寺灌頂院御影供執事役の補任に関わる文書集である。西荘文庫本「東寺執行日記」にみえる附録は、伝来過程のなかで、執行日記以外の執行家伝来史料がどこかの段階で付加されるかたちで書写されたと考えるのが自然であろう。東寺灌頂院御影供執事役懈怠による法会の中絶を歎いた栄増が再興を願い、先例を参照する便宜を図るため、享徳二年(一四五二)に編纂したとみられる。²⁴ 前年にあたる宝徳四年(一四五二)には、執事と法会運営の実務を担当する執行の間を仲介する「執事代」が設置さ

れ、法会再興への準備が進められつつあった。²⁵

(3) — 5 東寺寺辺関係の公驗文書の作成・書写

崇福寺蔵「東寺寺内敷地図」は、厳密には「東寺寺辺水田七坪（寺内）敷地図」（永正図）と呼ぶべきもので、宝徳三年六月一九日に栄増が書写したものである。²⁶ また、高山寺蔵「七坪差図」（享徳図）は享徳二年四月一六日に同じく栄増が書写したものであることが、書付からうかがえる。²⁷ 所有の細分化と重層化により複雑な状況を呈していた東寺寺辺の領有関係を整理しようとしていたのだろう。

○書写の部

(3) — 6 「東寺長者補任」（阿刀B甲665-32M4・665-5-1〜7M3）

南北朝時代成立の、歴代東寺長者の事績を伝える「東寺長者補任」も、東寺執行家において所持していたようである。高橋氏によれば、同書の写本系統を整理するなかで、原・醍醐寺報恩院本（醍醐寺報恩院隆勝・同無量寿院堯円 書継）が執行家に伝来したという（阿刀B甲665—32）。²⁹ また、東寺観智院の補任記「異本東寺長者補任」（阿刀B甲665—5）の写も、執行家に伝来する。このことは、執行家が東寺長者補任に関わる職務を担っていたことと関係すると指摘されており、³⁰ 首肯すべきであろう。なお、この「異本東寺長者補任」の第六冊後半は栄増の自筆本が伝わり、全体としては、天保六年に執行・永慶が惣在庁本や報恩院本を取り合わせて整理した写本である。

(3) — 7 「東宝記」（阿刀B甲20-M1）

南北朝時代に成立した東寺寺誌である「東宝記」も、執行家で所持されていた。³¹ 「阿刀家伝世資料」のうちに伝来する「東宝記」（以下、執行本と呼ぶ。）の巻一書写奥書には栄増の筆跡で、「永享十年七月二日写書之、観智院本借用、尤秘蔵了、^{〔編下同〕}『東寺執行』厳暁『改名栄増』」とみえる。他の巻の奥書もあわせてみると、執行本は永享一〇〜一一年（一四三八〜三九）に栄増が東寺観智院蔵本（おそらく国宝本とみてよいだろう。以下、国宝本と表記）を書写したものであることがわかる。巻第一・五〜八に栄増自筆奥書があり、巻第二〜四は厳恭（江戸時代中期頃の執行）の補写にかかる。現存する「東宝記」写本系統を整理すると、二系統の書写本にわかれる。すなわち、ひとつは執行本をもとに嘉吉元年（一四四一）に宝輪院覚寿が校合を加えたもの、³³ もうひとつは長祿四年（一四六〇）に東寺二長者隆済が書写・校合させたものである。³⁴

執行本は、国宝本が成立したのち、半世紀と経たないうちに作成された全写本として注目される。さらにその親本は国宝本であり、その書写本として「尤秘蔵」と位置づけられる貴重な写本であった。管見の限り、国宝本を親本とする全写本はほかになく、執行家本の希少性がうかがわれる。中世における「東宝記」の書写は、一五世紀前〜中期に集中しており、写本の多くが執行本を親本としている。このことから、国宝本は原則厳重に保管され、³⁵ 執行本成立後は、原則として執行本を親本として書写されていたのである。このことは「東寺文書」「東寺百合文書」の保管のあり方と酷似しているといえよう。すなわち、東寺の文書類の重書は、永享一二年より正文を御影堂、案文を各寺院組織年預の手許にある手文箱で保管していたという。³⁶ 重要な史料のオリジナルは厳重に

保管する一方で、寺院運営に資する史料は書写して案文を活用するという方法で、史料管理を行っていた。東寺の寺院運営が安定期を迎えた当時、集積された文書・記録類の史料保存と活用の方針が徐々に定まりつつあったといえよう。

(c) — 8 「宗要記」(阿刀B甲665—41 M18)

「東要記」(阿刀B甲665—41 M19)

「宗要記(東要記)」は、院政期に成立した弘法大師空海とゆかりの真言宗諸寺院のかかわり、密教修法に関する記録である。後補の紺表紙を付す。上中下の三部よりなり、それぞれの末尾に奥書をもつ。それらによれば、文和三年(一三五四)に賢宝が書写したものを、永享一年に栄増が書写した原本で(M18)、さらにこの栄増自筆本を天保四年に永慶が書写したものである(M19)。

(c) — 9 「御室相承記」(阿刀B甲665—44 M23)

原表紙右下に「東寺執行権少僧都栄増之」とあり、本文の筆跡からも栄増書写本とみられる。後補の紺表紙を付す。奥書に、(栄増筆)「貞治三—三月日、以惣在庁〈祐庵〉秘本令写了、件本長和親王御伝為第二卷中御室并成就院伝為第三卷、今依恐紛失、後為一帖耳、／権律師賢宝／此記、先師^(泉主)在生之日、可蒙披覽之旨、被約諾祐庵了、／其後世上鬪乱之間、自他不及面会、今顧彼往事、令啓／子細之处、先言不変、初三帖、且所送遺跡也、余雖不才／依思、先師素懐励写功了、／文安四年四月廿二日、〈以観智院〉書写之、権少僧都^{東寺執行}栄増之〈廿六歳〉」(永慶筆)右者、栄増僧都自筆記也、累代／依大破損、永慶加字補畢、是則／相伝、仍鹿略

也、後世是勿 矣、／天保四年〈癸卯〉七月廿一日、得功之」とあることから、貞治三年(一三六四)に賢宝が惣在庁本を書写し、文安四年に栄増がそれを書写したものを、天保四年に永慶が補ったという。なお、「御室相承記」(阿刀B甲665—10 M22)は、文政十一年(一八二八)に永慶が栄増自筆本を書写したものであるという。

(c) — 10 「六会次第」(阿刀B甲665—19 M24)

本文の筆跡や、首題下や本文末尾に「東寺執行栄増之」とあることから、栄増自筆本である。裏表紙見返しに、「右者、栄増僧都自筆記也、高曆依破損・永慶加手補畢、是則前世自鹿略発所也、来世是勿 矣、／文政十二年〈巳丑〉四月、得功之、」とあることから、文政一二^年に永慶が栄増自筆本を修補したことがわかる。

(c) — 11 「弘安礼節并仁和寺書札」(阿刀B甲665—11 M69)

原表紙右下に「東寺執行権少僧都栄増〈四十九歳〉」とあり、本文の筆跡からも栄増書写本とみてよい。奥書に、「永享四年秋、硯上灑水筆端垂露而已、写本／不審在所等多々、雖然任本写之後見之輩、莫為愚／老之違失矣、／康正二年〈丙子〉二月十八日執行^筆栄増之」とある。なお、「弘安礼節并仁和寺書札」(阿刀B甲665—85 M86)は、栄増自筆本を永慶が文政十一年に書写したものである。

(c) — 12 「観応元年」東寺凡僧別当記」(「東寺文書」追加之部一)

本史料の筆跡および奥書によれば、享徳三年に栄増が書写した、観応元年(一三五〇)の「東寺凡僧別当記」である。応永三年に金剛乘院俊

尊の凡僧別当となった宏寿が、同職としての故実を学ぶために、観応元年の凡僧別当であった文海自筆の本書を書写したという。この宏寿自筆本を栄増が書写したのが本史料である。なお、(3) — 4 「東寺灌頂院御影供執事注進并差文・請文等」は、僧名に対する朱注記の書き方などが本史料に酷似している。このこともまた、(3) — 4 「東寺灌頂院御影供執事注進并差文・請文等」の原本、あるいは書写本の過程で栄増の手が加わっていることの蓋然性を高めている。現在、「東寺文書」追加之部のなかに存することから、時期は不明ながら、執行家を出て東寺家に移管されたとみられる。栄増書写本である本史料は、寺院運営などの先例故実の把握のために、寺家へ貸し出されたのだろう。

(3) — 13 「心永八幡宮御遷座記」(阿刀B甲665—15 M32)

原表紙右下に「法印権大僧都栄増〈六十六／歳〉とある。栄増自筆の奥書に「此記、宝蔵院宏清方所□間写之、／文明五年〈癸／巳〉四月廿六日、写書畢、／権大僧都栄増〈六十六／歳〉／同年六月二日、以宝輪院宗寿法印本、重而交合之、／此本〈モ〉宏清僧都以所持本、被写之也」とみえる。東寺供僧の所持本によって校合や書写を行っていたことがうかがえ、興味深い。さらに裏表紙見返しには朱筆で「此記、栄増僧都自筆所也、／但裏書多田満仲物記、又同／墨也、累代依破損〈永慶〉加／手補畢、是則相伝鹿略〈矣〉、来世／此勿習者、／天保四年〈癸／巳〉十月八日未剋下、得功之、」とみえ、天保四年に永慶により修補されたという。なお、「多田満仲物記」の反故紙を利用して書写に用いていることは紙背からも確認できる。いわゆる文学資料が、阿刀家伝来史料の体系のなかに存した可能性が看取できる。

(3) — 14 「文明八幡宮御遷座記」(阿刀B甲665—16 M33)

原表紙右下に「法印権大僧都栄増〈七十／九歳〉とある。奥書に「右者、栄増僧都自筆記也、高曆／依破損永慶加手補了、是則／前世自鹿略発所也、又之世此勿 矣、／天保四年十月朔日、得功之、(花押)」とあることから、天保四年に永慶により修補されたことがわかる。

例

(4) 東寺執行阿刀家に伝来した可能性のある史料

(4) — 1 「平家物語」(彰考館旧蔵)

中世軍記物研究でつとによく知られている、東寺執行本「平家物語」(彰考館本四卷四冊)は、元禄年間(一六八八—一七〇四)頃、現在より多く伝存していた天理本を転写したものである。『平家物語』八坂系一類本A種のひとつ(語り本系諸本、一五世紀中頃成立、文禄本〈東京教育大学蔵〉と東寺執行本〈彰考館本〉の取り混ぜ本)の古い形態をうかがうことのできる写本として有名である³⁷。その奥書には、「元本末曰、永享九年十二月朔日、悉書写了、東寺執行法印権大僧都栄僧^(マ)之^(天理本マ)」(「平家物語」卷二奥書)とあり、永享九年に栄増が書写したことが知られる。

(4) — 2 「神皇正統記」(阪本龍門文庫蔵)

本書もまた、中世軍記物研究において大変著名で、阿刀本「神皇正統記」として国文学関係の研究を中心に用いられてきた³⁸。阪本龍門文庫に所蔵されており、川瀬一馬氏によって紹介された³⁹。巻首に「阿刀氏蔵書」の朱印記を捺してある。阿刀家の伝えによれば、永享年間に栄増が書写したものであるというが、筆跡は栄増のそれとは認められず、書風も享禄・天文頃(一五二八—五五)のものと、川瀬氏は断定している。

「明德記」上（阿刀B甲665—24 E14）と筆跡・装訂ともに一致することから、阿刀家伝来史料とみてよいだろう。裏表紙見返しにみえる識語には、「右記書、爰累曆仍大破損、永慶加手補畢、是則前代、仍鹿略也、後世是勿例矣、天保四歳七月廿一日、得功之。」とあり、執行永慶が伝来本に修補を施したことを伝える、天保四年の奥書がみえる。⁴⁰

「平家物語」「神皇正統記」「明德記」とともに、一見東寺執行の職務と関わりのないようにみえる史料が含まれていることから、執行家のアーカイブもまた、中世寺院における「知」の体系の一角を担っていたことがうかがわれ、興味深い。

おわりに

東寺執行家は、平安時代以来、東寺の所務機構を担い、修理別当としての先例・故実の収集に努め、職務に関わる記録の作成、編纂、書写を行っていた。「東寺執行日記」「東寺私用集」など、東寺執行の職務に関わって生成されるもの、「東寺長者補任」「東宝記」など、東寺寺家の補任記・寺誌類、さらには「平家物語」「神皇正統記」といった東寺の寺院運営に直接的に関わらないものまで書写し、集積していた。東寺執行家のアーカイブは、寺家総体の情報（記録）を管理・集積する場として機能していたのであろう。

そのアーカイブの形成と継承の背景には、執行栄増による史料の類聚・編纂・書写事業があった。彼によって、長年集積されてきた執行家伝来史料群の整理および充実化がはかられたとみてよいだろう。執行家伝来史料群の形成と情報の継承には、こうした「器量之仁」ともいうべき個人の裁量が与って大きかったのである。⁴¹ また、同時期における東寺では、

寺僧らによる文書管理がシステムティックに機能していたことが指摘されている。こうした史料管理体制の成立は、執行家における史料管理のありかたと軌を一にしているのではないだろうか。

「阿刀家伝世資料」の大部分を占める近世写本は、今後、内容を吟味・検討していくことによって、中世東寺の実態に迫りうる可能性を秘めている。こうした史料の丹念な調査研究によって、これまでの中世東寺研究の中心であった寺僧のみならず、執行家の研究も進展していくのではないだろうか。不十分な調査の途中経過報告にとどまってしまう感が否めないが、今後、史料調査を進めていくなかで、本稿で示した展望の正否をあらためて検討していきたいと思う。

〔付記〕 本稿は、基盤研究（A）「日本中近世寺社〈記録〉論の構築」公開オンラインシンポジウム「中世寺社記録からの探究」での口頭報告「阿刀家伝世資料からみた中世東寺の執行職」（二〇二一年三月一三日）の一部です。席上、貴重な御指導をいただきましたことに謝意を表します。また、二〇二一年三月二〜三日に京都国立博物館にて、高橋敏子氏（東京大学史料編纂所・教授〈当時〉）、堀川康史氏、木下竜馬氏（ともに同研究所・助教）とともに、「阿刀家伝世資料」の原本調査を行いました。閲覧をお許しくださった京都国立博物館関係者各位および貴重な御教示をいただきました御三方に、心より御礼を申し上げます。

本稿は、若手研究（B）17K13542および若手研究20K13190の研究成果の一部である。

後注

- 1 根立研介「東寺大仏師職の系譜―文献資料の検討を中心として―」（清水善三研究代表『佛師と佛師組織に関する総合研究』、一九八八年）、同「東寺大仏師職考」（『佛教藝術』二二一、一九九三年）、同「東寺大仏師職考補遺―鎌倉から室町時代初頭にかけての動向を中心に―」（『佛教藝術』二二三、一九九五年）。以上、すべてのちに同『日本中世の仏師と社会』（塙書房、二〇〇六年）で一部改稿し収録。
- 2 橋本初子「東寺執行日記」にみる中世の稲荷祭祀について」（『朱』四一、一九九七年）。
- 3 黒川直則「東寺執行職の相伝と相論」（高橋敏子研究代表『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書、二〇〇五年）、酒井紀美「獄前の死人：」をめぐって」（藤木久志・蔵持重裕編『莊園と村を歩くⅡ』校倉書房、二〇〇四年）、西田友広「法諺」訴え無くば、検断無し」の再検討」（『史学雑誌』一二七・八、二〇一八年）。
- 4 永村眞「中世寺院史料論」（吉川弘文館、二〇〇〇年）、上川通夫「文書様式の聖教について―杲宝筆範俊解写―」（東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九年）他。
- 5 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」（『資料館紀要』八、一九八〇年）、黒川直則「中世東寺における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、一九九六年）、同「宝輪院宗承の事績―文書の保存管理や編纂との関係を中心に―」（第Ⅲ期第六回東寺文書研究会、於東京大学史料編纂所、二〇〇二年報告）他。
- 6 前掲注3黒川氏論文参照。
- 7 拙稿「紡がれる復興の語り」と運慶霊験譚―東寺講堂仏舍利出現をめぐる―」（神奈川県立金沢文庫編『運慶―鎌倉幕府と霊験伝説―』二〇一八年）。
- 8 橋本初子「東寺執行日記」（『日本歴史』古記録）総覧 古代・中世篇―新人物往来社、一九九〇年）、前掲注3黒川氏論文参照。
- 9 新見康子『東寺宝物成立過程の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）。杲宝・賢宝による『東宝記』第二「大経蔵」の編纂過程の検討により、東寺学僧である彼らは宝蔵に立ち入ることができなかったために、編纂中の一時期、寺宝の確認の叶わないことがあったという指摘がある。
- 10 史料の移動や流出について、ここでは除外している。
- 11 前掲注3高橋氏報告書、拙稿「称名寺蔵（金沢文庫保管）『東寺々務并凡僧別当方雜記』について」（『資料館紀要』四四、二〇一六年）。
- 12 醍醐寺、随心院、勤修寺、大覚寺、東大寺など、東寺長者や凡僧別当を輩出する関連諸寺院の伝来史料を指す。
- 13 網野善彦『中世東寺と東寺領庄園』（東京大学出版会、一九七八年）他。
- 14 下坂守「東寺執行日記」寛正六年・同七年分 栄増筆」（『学叢』一八、一九九六年）。
- 15 前掲注3高橋氏報告書参照。
- 16 弁、菊夜叉丸。山上家。応永三四年二月二十七日（明応四年（一四九五）七月六日（前掲注3黒川氏論文参照）。
- 17 「東寺執行日記」の史料番号はきわめて煩瑣となるため、高橋敏子「調査・収集史料の概要」（同研究代表『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書、二〇〇五年）を参照。
- 18 前掲注1根立氏論文参照。
- 19 前掲注2橋本氏論文参照。
- 20 前掲注14下坂氏論文参照。
- 21 前掲注17高橋氏論文参照。
- 22 前掲注3黒川氏論文参照。
- 23 前掲注1根立氏論文のうち、「東寺大仏師職考」および「東寺大仏師職考補遺―鎌倉から室町時代初頭にかけての動向を中心に―」を参照。
- 24 拙稿「中世後期における御影供執事役について」（海老澤衷・高橋敏子編『中世莊園の環境・構造と地域社会―備中国新見荘をひらく―』勉誠出版、二〇一四

- 年)。
- 25 高橋慎一朗「『醍醐寺文書』の東寺御影供関係史料について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一二、二〇〇二年)。
- 26 村井祐樹「崇福寺所蔵『東寺寺内敷地図』」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二一、二〇一一年)。
- 27 高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺文書(高山寺資料叢書第四冊)』(東京大学出版会、一九七五年)所収第三一〇号文書。
- 28 橋本初子「中世東寺の散在仏事料所と伝来の文書について」(『中世東寺と弘法大師信仰』思文閣出版、一九九〇年)。
- 29 高橋敏子「東寺長者補任の諸本について」(同研究代表『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書、二〇〇五年)。
- 30 たとえば、灌頂院御影供などの法会行事の執行など、東寺政所が管轄すべき職務を執行が担う。前掲注3黒川氏論文参照。
- 31 拙稿「中世東寺における寺誌の利用と継承——『東宝記』を中心に——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第四分冊』五九、二〇一四年)。
- 32 当時、覚寿は廿一口供僧方の年預をつとめていた。
- 33 原本は静嘉堂文庫蔵本(四軸一冊)で、おもな写本は彦根市立図書館琴堂文庫蔵本や藤田経世蔵本(藤田経世編「東寶記抄」)、『校刊美術史料』寺院篇中巻、中央公論美術出版、一九七五年)など。
- 34 原本は「醍醐寺聖教」一二五函二号一〜六。写本は静嘉堂文庫蔵本(八冊)、宮内庁書陵部蔵本(二冊)、東京国立博物館蔵本など。
- 35 阪本龍門文庫蔵「東宝記」に記載される文安四年の東寺供僧重耀による書写奥書より、東寺供僧が寺院運営のために適宜国宝本を借用し、書写する事例が確認できる(川瀬一馬編『龍門文庫善本書目 其の二 古寫本の部』阪本龍門文庫、一九七九年)。
- 36 前掲注5黒川氏論文参照。
- 37 高橋伸幸『東寺執行本平家物語』上・下(うもれ木文庫、一九六三・六五年)、千明守執筆担当分「東寺執行本」(大津雄一・日下力・佐伯真一・櫻井陽子編『平家物語大事典』東京書籍株式会社、二〇一〇年)。
- 38 永井行蔵「神皇正統記阿刀本に就いて」(『文学』一九、一九三三年)、神道大系編纂会編『神道大系 論説編一九北畠親房(下)』(神道大系編纂会編、一九九一年)、永井行蔵「神皇正統記初稿本の発見」(『國學院大學日本文化研究所紀要』二、一九五八年)、平田俊春「神皇正統記の成立過程の研究」(『防衛大学校紀要 人文・社会科学編』一六、一九六八年)。
- 39 川瀬一馬「神皇正統記(阿刀本) 解説」(『阪本龍門文庫複製叢刊八 神皇正統記・阿刀本』(阪本千代、一九八六年)。
- 40 「阿刀家伝世資料」のなかには、東寺執行職とは無関係の、儒家伏原家旧蔵資料と阿刀弘文氏が蒐集した資料のあることが指摘されている(金子拓「阿刀家伝世資料所蔵「御読書始次第」について」)高橋敏子研究代表『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書、二〇〇五年)。このなかで、阿刀本「神皇正統記」について触れられ、本書を後者の流出資料とされているが、奥書の内容などから、本書は東寺執行家伝来資料に含んでよいのではないかと筆者は考えている。
- 41 東寺供僧でいえば、鎌倉時代後期に、原「東寺長者補任」を編纂した定庵「東宝記」編纂など東寺観智院金剛威聖教類の書写・類聚・編纂活動を行った呆宝、その弟子賢宝、「東寺法会集草案」「廿一口方引付条目大概目安」など史料編纂を行った宗承など、組織としての故実の継承のために、史料の書写・類聚・編纂事業に携わる「器量之仁」がままみられる。栄増もまた、東寺執行家におけるそうした役割を担った人物として評価してよいのではないだろうか。

史料紹介 國學院大學図書館蔵「仁平三年御齋会記（紙背）
康応二年〈明德元年〉観智院賢宝日記」

貫井裕恵

一 はじめに（書誌について）

本稿で紹介する國學院大學図書館所蔵「仁平三年御齋会記」（貴五三四）は、東寺観智院賢宝（一三三三〜九八）の弟子にあたる興泉（？〜一三九九）が書写した、仁平三年（一一五三）の御齋会ならびに後七日御修法に関する記録である¹。紙背具注曆には、康応二年（明德元年、一三九〇）の賢宝の書き入れによる日記がみられる。

本史料は、昭和四九年（一九七四）に反町弘文荘主宰の大即売会に出品され、同年に國學院大學図書館が購入した²。書誌は、卷子装一卷、楮紙、墨界あり（天二本、地一本）。全七紙からなり、縦二九・七cm、界高二五・四cm、横は第一紙が四二・八cm、第二紙が四三・一cm、第三紙が四二・九cm、第四紙が四二・八cm、第五紙が四二・九cm、第六紙が四二・九cm、第七紙が四一・九cm。全体にわたり糊剥がれ跡・虫損あり、奥に軸の巻き込みの折れ跡あり。後補函付で、蓋の表面に「仁平三年御齋会記〈明德三年写〉／紙背に明德元年の具注曆あり」と書かれている。

二 観智院賢宝の曆記について

本史料の裏面には、康応二年正月九日〜五月十五日の具注曆がみえ、曆面の行間に賢宝による日記の書き入れが確認できることから、いわゆる「賢宝日記」の一部と認められる³。「観智院賢宝日記一覽」⁴によれば、この前後の曆記は、「大日経疏抄」（「東寺観智院金剛蔵聖教」第一三六

箱一八号）紙背にみえ、その欠落を補うことができる。すなわち、同年の曆記を復元すると、「大日経疏抄」第三紙は康応二年正月一日〜同月八日、同第一紙は明德元年（改元後）五月十六日〜六月三日、同第二紙は同年七月一日〜同月十八日、同第四紙は同年同月二十二日〜九月五日であり、本史料の紙背具注曆は同第三紙と同第一紙の間に位置する⁵。

まず、賢宝による曆記から、いくつかの興味深い記事を追ってみよう。三月二十一日条にみえる、この年の灌頂院御影供執事を勤めることになっていた「山臥宣有僧正」は、前年にあたる康応二年に御影供執事役を懈怠したために大師門徒の号を停止された⁶。南北朝期に東寺学僧の泉宝（一三〇六〜六二）・賢宝により編纂された総合的寺誌『東宝記』では、この論旨を引用し、つづけて「私云」として、宣有が執事役を「難渋」し、結果的に勤仕しなかつた経緯を載せる。『東宝記』は南北朝期までの東寺の歴史が仏・法・僧の部立てに基づき、それぞれの項目を設けて、聖教・文書・記録類を引用しながらその説明が叙述されるといふ特徴をもつ。しかしながら、おもに法会について記されている法宝中は、前述した叙述のスタイルが採用されず、執筆当時における時事的諸問題の列挙の多く見られることが目を引く。当該事案もそのひとつである⁷。灌頂院御影供の実施は、中世東寺における弘法大師信仰の拡大のため、きわめて重要な役割を担っていた。そのため、法会に必要な用途の調達を執り行う執事役は、潤沢な資金を融通できることが要件となっていた。本史料にみえる宣有は「山臥」であったが、瀬戸内海を中心に海運や陸路の経済網の発達に重要な役割を担っていた児島山伏とみられる。宣有のほかにも執事役を申しつけられた児島山伏が確認でき⁸、彼らはその財力を憑みとされて、しばしばよく東寺灌頂院御影供執事役に

任じられた。しかし大師門徒ならば当然勤めるべき課役であるにもかかわらず、宣有のように懈怠した結果、「止門徒号」すなわち門徒を追放されてしまうことが多かったようである。賢宝がこの日記を記した頃、『東玉記』は編纂のさなかにあった¹⁰。当時、賢宝を含む東寺学僧たちが直面した諸問題について、『東玉記』編纂時における、現代史¹¹として、過去に起こった法会にかかる諸問題との連関を意識しながら叙述したものとと思われる。

閏三月三日条にみえる「仁法印」は、東寺交衆に属する新熊野僧の仁重のことである。彼に東寺仏舎利の奉請が行われたという。「賢宝日記」には「新熊野別所」「新熊野祈祷」などがよく見え、賢宝の活動圏内に入っていたことがうかがえる。仁重は、泉宝の葬送や中陰にも、賢宝等門弟たちとともに尽力している。彼はもともと後宇多上皇（一二六七～一三二四）所持の舎利一粒と開田准后（法助、一二二七～八四）所持の五粒を相伝していた¹¹。鎌倉時代以降、長者・凡僧別当・執行に分与された仏舎利が「所持之舎利」というかたちで相承されていた。そうした東寺仏舎利の中世的な様相の一齣が垣間見られる。

また、室町殿関係では、四月二十一日条に、足利尊氏（一三〇五～五八）の三十三廻遠忌供養のための相国寺御八講の記事がみえる。尊氏の忌日については、宝輪院宗承が編纂した、東寺における忌日法要日集成である「東寺法会集草案」（「東寺百合文書」ヲ函一〇一）に記載があることから、その死後、東寺で法要が営まれ続けたことがうかがえる。さらに、「東寺文書」のなかには、賢宝の筆にかかる「足利尊氏三十三廻追善結縁灌頂略記」（「東寺文書」丙号外一九）¹²と「足利尊氏三十三廻追善結縁灌頂次第」（「東寺文書」丙号外二〇）が伝来しており、当日の

具体的な法要の様子がうかがえる。両史料の紙背には、ともに筆跡・内容から賢宝の暦記であることに疑いの余地はない¹³。しかも、本史料の暦記は、これら二点の暦記のほぼ直後の時期のものであることから、賢宝の具注暦再利用のスパンが表・紙背からうかがえ、興味深い。また、同月二十九日条に、足利義満（一三五八～一四〇八）の石清水八幡宮男山参詣の記事がみえる。

三 「仁平三年御齋会記」について

さて、本史料の表面に目を移そう。表面は二部よりなる。すなわち前半に仁平三年の後七日御修法を勤修した二東寺長者勤修寺法務寛信（一〇四八～一一五三）による記録、後半は「僧名裏書記案（仁平三年）」につづけて、この記事に関連する「東寺長者続紙」¹⁴からの引用よりなる。奥書によれば、明徳三年に賢宝がその弟子興泉¹⁵に命じて書写させたもので、本奥書は賢宝、本文は興泉の筆にかかるため、もとは「東寺観智院金剛蔵聖教」のうちに伝来していたと思われる。興泉の修学状況は「賢宝日記」よりしばしばうかがえる。応永六年（一三九九）三月十四日に圓寂する¹⁶。また賢宝はこの書写本の親本について、「故頼玄僧正遺跡本」を相覚法印¹⁷が書写したものであると奥書に記す。

仁平三年の御齋会および後七日御修法については、『宇槐記抄』、『兵範記』などの日記類や、「東寺観智院金剛蔵聖教」「仁和寺史料 黒塗手箱」「高山寺聖教」などのうちに同法会の様子を具体的に伝える記録類がみえるが、実見の機会を得ていないので、今回は本史料の翻刻を掲載するのみにとどめ、詳細な検討は別の機会を期すこととし、いくつか気づいたことのみ述べてみたい。

今回の後七日御修法では、一長者寛遍(一一〇〇〜六六)が姨母(叔母)の死去による服暇によつて、二長者であった寛信が大阿闍梨を勤仕することとなったという。この経緯については『東寺長者補任』などに見えるが、杲宝・賢宝等自筆稿本の『後七日御修法阿闍梨名帳』¹⁸には、服暇の原因まで明記されており、詳細な記述がみえる。さらに『東宝記』法宝上には、「服暇人灌頂会大阿闍梨勤否事、付後七日法事勅使事」という項が立ち、そのなかで以下の通り叙述されている。

仁平三年正月六日、一長者寛遍姨母逝去之間、長者依服暇、後七日御修法俄被仰寛信法務、即參勤之間、十四日転叙法印、仍寛遍退為二長者云々、已上、自長者補任等抄出之、

この叙述は『東寺長者補任』等より抄出したとみえるが、『東寺長者補任』広本・略本¹⁹ともに、服暇の原因にまで言及している写本は、管見の限りない。『東寺長者補任』のみならず、『後七日御修法阿闍梨名帳』や本史料などの、杲宝やその弟子賢宝等によつて類聚・編纂された史料が、『東宝記』の編纂材料となつたと想定してよいのではないだろうか。史料の書写・収集・類聚・編纂といった、杲宝・賢宝を中心とした中世東寺教学発展のための観智院における教学活動の成果の一端がうかがえる。²⁰

四 おわりに

「賢宝日記」は、南北朝期から室町期の寺院社会の様相、東寺寺僧の寺院運営と修学活動の様子や寺僧の事蹟などのみならず、同時代の他の史料にみえない意外な世俗の情報をも含んでいる。一本の「杲宝日記」を紹介された山家氏の報告を受けて、高橋氏は「記録者がどのように情

報を得て蓄積・選択し、その情報が寺院の中でどのように継承され利用されていくのか、寺院における情報集積のあり方が注目される」と述べられているが、²¹寺院に集積される大規模史料群の形成を考えるうえで、暦記は大変興味深い。暦記は二次利用されることが多いため、日記全体の復元に手間を要するが、そうした史料的特質をもつがゆえに、料紙の再利用のスパンといった、史料群形成における書誌的な情報を検討することが可能となり、寺僧による史料の書写・類聚・編纂という営為を具体的に復元することができる。さらに、彼らによる情報の取捨選択から、寺院の志向性が看取できるのではないか。すなわち、杲宝・賢宝は、寺誌『東宝記』の編纂に取り組んでいた。そこにみえる歴史認識は、膨大な類聚史料の情報の取捨選択のありかたからうかがえるのではないだろうか。

暦記を含む寺僧の記録類については、高橋敏子氏の研究報告書により、格段に研究環境が向上したが、²²本史料のようにこれまで未紹介のものも少なく、さらにそうした史料の発見や分析によつて、既知の暦記の再考や再評価が可能となる。そして、賢宝の師である杲宝の暦記も同様であることは言を俟たない。とくに「賢宝日記」が『東宝記』の紙背にもみえ、同書の編纂時期と重なることから、暦記とその紙背の内容を精査していくことは、『東宝記』の編纂過程の解明にも重要な示唆を与えることになるだろう。今後、暦記を含む東寺寺僧記録の検討が一層進展することを期待しつつ、ひとまず擲筆したい。

【謝辞】 貴重な史料の紹介を御許可くださいました國學院大學図書館館長様ならびに関係者の皆様に深謝の意を表します。また、高橋敏

子氏には、本史料につきまして貴重な御助言たまわりました。厚く御礼を申し上げます。

後注

- 1 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター編『國學院大學図書館所蔵 中近世文書書籍目録』（國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター、二〇一五年）。
- 2 『反町弘文莊主催古書逸品展』大即売会 出品目録』（一九七四年）。
- 3 東寺僧侶の記録については、高橋敏子研究代表『東寺における寺院統括組織に関する史料の収集とその総合的研究』（科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書 二〇〇二〜二〇〇四年度、二〇〇五年）を参照。
- 4 東宝記刊行会編『国宝東宝記紙背文書影印』東京美術、一九八六年）所収。
- 5 「歴史資料編年目録稿」七〇〇番（厚谷和雄研究代表『具注曆を中心とする歴史資料の集成とその史料学的研究』（科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書 二〇〇六〜二〇〇七年度、二〇〇八年）を参照。
- 6 康応三年三月十日付「後小松天皇編旨」。
- 7 『東宝記』法宝中のうち「依巡役關念、被放大師門徒例事」の項。
- 8 橋本初子『中世東寺と弘法大師信仰』第一章第一節（思文閣出版、一九九〇年）、三宅克広「中世後期の山伏と東寺」東寺・新熊野神社・備前兒島五流をめぐって——（中野栄夫編『日本中世の政治と社会』吉川弘文館、二〇〇三年）。
- 9 前掲注8橋本・三宅両氏論文、拙稿「中世後期における御影供執事役について——天理大学附属天理図書館西荘文庫蔵「東寺記」をてがかりに——」（海老澤衷・高橋敏子編『中世荘園の環境・構造と地域社会——備中国新見荘をひらく』勉誠出版、二〇一四年）など。
- 10 新見康子『東寺宝物の成立過程の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）。
- 11 「東寺観智院金剛藏聖教」第二四五箱六号。詳細は、橋本初子「大師請来仏舎

利の信仰」（前掲注8橋本氏著書掲載）を参照。

- 12 明德元年五月日の日付をもつ賢宝の自筆奥書によれば、同法会に色衆として参仕し、小阿闍梨を勤仕した際に見聞きしたことを記したものであるという。
- 13 両史料の紙背には曆記がみえ、前者は至徳二年（二三八五）正月四日〜同月十二日、同月十八日〜同月十九日、同月廿一日〜二月一日、六月十二日〜七月十三日、同月二十一日〜同月二十九日、八月九日〜八月十五日、八月二十四日〜九月三日、九月九日〜同月十六日、至徳三年六月二十三日〜同月二十六日、七月七日〜同月十六日、十二月二十二日〜二十九日、至徳四年二月十九日〜二月二十六日、三月一日〜同月五日、同月九日〜四月十四日、同月十六日〜同月二十五日、五月十九日〜六月四日、同月五日〜八月十日、嘉慶二年（二三三八）正月一日〜二月一日条、後者は至徳二年三月二十日〜六月四日条の賢宝日記がみえる。詳細は「観智院賢宝日記一覽」（前掲注4東宝記刊行会編著掲載）を参照。
- 14 東京大学編纂所所蔵影写本[2016-416-1]
- 15 「観智院法印御房中陰記」（応永五年）には、東寺に住した遺弟たちとともに葬儀に参列している。このとき、興泉は三位内供であった。興泉の筆跡は、「釈摩訶衍論口筆卷序」（「東寺観智院金剛藏聖教」第五三箱一一）他で確認できる。
- 16 『東寺王代記』応永六年条。
- 17 『東宝記』第十三巻紙背の「賢宝日記」明德三年三月三十日条に「宝蓮院大僧都相覚、於関東円寂、四十一才云々」とみえる。
- 18 湯浅吉美「成田山新勝寺蔵『後七日御修法阿闍梨名帳』について——東寺観智院賢宝等筆稿本および紙背資料の調査報告——」（『成田山仏教研究所紀要』一八、一九九五年）。
- 19 『東寺長者補任』の諸本については、高橋敏子「東寺長者補任の諸本について」（前掲注3同氏報告書掲載）および同「東寺長者補任」の類型とその性格」（『東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』思文閣出版、二〇一一年）に詳しい。また、東寺観智院金剛藏聖教伝来の泉宝・賢宝等編纂にかかる一本として、湯浅吉美「東寺観智院金剛藏本『東寺長者補任』の翻刻（上）」（『成田山仏教研究所

紀要』二一、一九九八年)、同「観智院に蔵する『東寺長者補任』の異本について」(『成田山仏教研究所紀要』二三、二〇〇〇年)などを参照した。

20 観智院を中心とした中世東寺教学発展の様相については、櫛田良洪「中世東寺教学の展開」(『続真言密教形成過程の研究』山喜房仏書林、一九七五年)、前掲註10新見氏著書、西弥生「中近世における東寺観智院の存続と発展」(『密教学研究』五一、二〇一九年)などを参照。

21 前掲注3高橋氏研究報告書において同氏が、山家浩樹「貞和三年 果宝日記について」(第Ⅱ期第一回東寺文書研究会報告、一九九七年)に触れて言及されている。

22 前掲注3高橋氏研究報告書参照。なお、本稿はとくに、高橋氏研究報告書と前掲注5厚谷氏研究報告書に多大なる恩恵を蒙っている。

〔凡例〕

- (一) 原文には適宜読点を加えた。
- (二) 原則として正字を以て記した。
- (三) 虫損等により判読不能な文字は□で、判読できなかった文字は■で示した。
- (四) 見せ消ちは抹消文字の左傍に、くをもって表記した。下に書かれて
いる文字が判読できる場合は、上書した文字の左傍に、冒頭に×を付し、
(一)で括り示した。また、下の文字が判読不能である場合は、上書し
た文字の左傍に・を付した。
- (五) 筆者の判断に基づく傍註・註記は(一)で示した。
- (六) 人名比定等は、『東寺長者補任』や富田正弘「中世東寺の寺院組織と
文書授受の構造」(『京都府立総合資料館』資料館紀要』八、一九八〇年)、
同「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」(『京都府立総
合資料館』資料館紀要』一三、一九八五年)などに拠った。
- (七) 翻刻に関する注記は、冒頭に○を付し、(一)で括った。

【紙背】 観智院賢宝日記

康応二(明德元) 庚午 正月九日〜五月十五日

○第一紙 具注曆…正月九日〜二月

正月九日、参随(經 殿)心院門主、去晦日任権僧正、自権大僧都直任極官了、
○コノ行全文置抹
 正月廿七日、山崎病者祈祷護(廣、下同シ)广始行、

正月廿九日、山崎病者護广始行、参久我殿对(具通)面地藏院了、正行房对(道快)面、

○第二紙 具注曆…二月一日〜同月二十三日

二月一日、傳法會配文尺論(第五、勝)、学頭(賢玉)覚證院僧正、内讀予勤之、
(宣卷)

二月三日、内讀始之、

二月四日、山崎下向、為病者加持也、

二月六日、歸寺了、

二月七日、内讀、

二月八日、内讀、

二月九日、東寺傳法會学頭職寛覚法印闕替、令補任評議了、於大師(弘法)

寶前、取闕定之(云々)、仍不及談義出任、又内讀止之、常全

法印内讀沙汰之、

二月十四日、會中講々師宗仲僧都、問者堅濟律師、

二月十六日、伯耆房十八道初行、阿ミ夕三昧、早出、

二月廿一日、圓月房妙抄傳受始之、光明峯寺結縁灌頂大阿サリ随(開梨下同シ)心
 院僧正勤仕之、

院僧正勤仕之、

二月廿二日、学衆弘経法眼補任評議了、東寺内讀師宏壽僧都、

二月廿三日、光明講、增長院行之、
(義宝)

○第三紙 具注曆…二月二十四日〜三月十四日

二月廿四日、地藏供、

二月廿八日、覚怡房来、護广始抄借用之、圓林房祈護广始行之、

二月卅日、兵僧歸房了、慈尊院使来、
(又也)

三月九日、公文所仏事行之、

三月十日、沐浴、

三月十二日、千反タラニ去月分、(陀羅尼、下同)

三月十三日、千反タラニ今月分、

○第四紙 具注曆…三月十五日～閏三月八日

三月十五日、鎮守講證義初參、去二月学頭職補任了、

三月廿日、西院明日論義引上行之、今日證義初參了、

三月廿一日、灌頂院御影供々養法、寺務地藏院大僧正參勤、執事山

臥宣有僧正、依難洪被放門徒、(云々)仍運送料足八十一貫文歎

申之、仍如先被召返御教書、還入門徒了、

三月廿四日、於講堂○冒頭二廿四日下アリ、百部仁王經轉讀、(前被義持)管領祈禱布施物二千疋送之、

圓月房来、

三月廿九日、(足利義滿)將軍男山參詣、善法寺長老唯覚上人圓寂、

閏三月一日、鎮守理趣三昧勤仕之、

閏三月二日、中陰、為訪往善法寺、

閏三月三日、仁法印来、舍利一粒奉請之、(仁重)

閏三月四日、山名幡州下國(時照)、(康行)尼崎時衆二人来、

閏三月八日、美濃土岐退治、(基國)畠山已下□向、

○第五紙 具注曆…閏三月九日～四月

閏三月十一日、自今日七ヶ日大勝金剛供、為天下静謐祈也、鎮守□(供)

僧内上首十五人勤之、下十五人不動供行之、

閏三月十五日、(乗朝法親王)参下河原殿、(乘朝法親王)往八坂房、永觀堂本尊拜見了、巡礼

禪林寺古述了、千反タラニ今月分、

閏三月十七日、於鎮守百部仁王經轉讀、為天下静謐也、寺僧

閏三月十八日、金剛王院僧正、於不動堂□千枚燒之、(大慈院)武家祈云々、相講分也

閏三月十九日、談義始之、(大慈院)

閏三月廿日、談義、山崎祈始之、鳥翅法、正行房父子来、西院巡礼、

閏三月廿一日、覚怡房来宿、

閏三月廿二日、築路、談義、

閏三月廿三日、同談義、

閏三月廿四日、持齋、談義、(已上、大慈分)

閏三月廿五日、試講、

閏三月廿六日、談義、四月分引上之、鳥翅結願、彼物退却云々、不思議、

閏三月廿七日、談義、覚怡房歸寺、

閏三月廿八日、談義、

閏三月廿九日、談義、文殊講

○第六紙 具注曆…四月一日～同廿四日

四月一日、談義、

四月二日、夏季祈禱始行、三ヶ日、

四月五日、稻荷祭礼、談義、

四月六日、沐浴、(仏事)談義、

四月七日、談義、

四月八日、談義、西院灌佛自當年始行之、導師增長院法印、觀音寺

移住、談義始行、配文菩提心論、

四月九日、上乘院使來、(乘朝) 中将アサリ來、(宗海)

四月十日、降雨、

四月十一日、中将アサリ來、

四月十三日、羽林使來、(足利義滿)

四月十五日、為鎮守講證義入寺、今日歸西山了、春若殿來、

四月十七日、歸東寺、

四月十八日、仏土院來、(融然)

四月十九日、伯州來、金觀校合了、千夜叉丸來、

四月廿一日、於相國寺八講々堂新造之、(聽聞) 講聽廿三人、(人) 證義五人、

尊氏將軍卅三年仏事也、(足利) 関白以下着座、(一条節嗣) 公卿濟々、

四月廿三日、賀茂祭礼、仍八講被閣之、

四月廿四日、伯耆房歸八坂、

○第七紙 具注曆…四月廿四日～五月十五日

四月廿四日、持齋、(於) 相國寺 八講被閣、

四月廿六日、相國寺八講中日、公卿以下八十余人、各行■三匝、取

薪、盡□了、

四月廿八日、八講結願了、

四月廿九日、於相國寺一切經轉讀、於西院、尊氏仏事、兩二日三時

理趣三昧行之、為尊氏將軍卅三年追福、於相國寺、結縁

灌頂行之、大阿、(開梨下同) 上乘院大宮、色衆卅口、小阿、光

信法印、乞戒公助法印、誦經隆覺法印、散花教遍僧都、

將軍以下諸卿取布施、綱所奉行之、從僧列有之、

五月一日、鎮守理趣三昧供養法勤之、

五月四日、結縁畢、御用趣面々令會合寶輪院了、(頼遍)

五月五日、沐浴、圓月房・觀乘房上洛、

五月六日、妙觀院來、一献沙汰之、(教遍)

五月七日、寬乘房一献、千夜叉丸來、覺怡房來、乘海房來、

五月八日、式部房來、

五月九日、於將軍亭、大北斗法始行、アサリ常住院僧正五壇アサリ

皆極官人也、此外伴僧廿人、

五月十一日、觀乘房十八道加行始行之、

【表】仁平三年御齋會記

仁平三年正月七日、丁酉、天晴、去夜、右金吾頭遠(藤原)所送之書狀、早

旦到来、其狀云、亥剋、山最雲法印母堂逝去、去是長者寬遍法印

姨母也、已有服暇、八日真言院御修法定有沙汰歟、以奉行頭辨(藤原朝隆)、早

可令奏者、即副件書狀、相示頭辨云、予外无長者已當其仁、而前一

長者无奉仕例、可勤仕者可叙法印之由、可奏達大大弁也、承返報云、

未承及只今馳參、可奏達者、依院宣令申殿下之處、僧侶者出家之日、

更離父母、寬遍早可勤仕之旨、再三令申給(高羽上志)云々、寬遍妹母者、御息三位中将母堂也、

重院宣云、於此御修法者、不知先例、禁中同時太元御修法、或師範、

或兄弟、依服假連々改定、争无此憚者、予勘申云、天永元年御齋會

講師覺樹第三日兄中納言國信卿薨、即被改定其闕、權律師經(以上第一紙)尋奉

仕頭宗講、尚以如此、況於御修法哉、院宣云、其理可然、但先可遣

請書、定辞退歟、其時可有他長者沙汰之旨、有御定云々、頭弁示送

云、内府以下申合一家人々、先只出給於所職事者、追可訴申者、七

日夜半請書到来、数剋遲儀猶豫、依一族之諷諫、遂以領狀、

八日、戊戌、天晴、申剋、出洛、以大炊御門女、大理宅為出立

處依□景已傾无程、着装束參入、真言院前駟八人、其内威儀師

「行嚴・從儀師長尋」所勤仕也、入自待賢門如例、參進、行事從進

行事從儀師勢俊・信舜綱所下部當迎來、惣在廳行俊・威儀師願尋雖

欲迎來、行俊有不快事制止、兩人令行會事、

十日、庚子、尾張守(藤原親隆)、(以下脱アラン)

十二日、壬寅、頭弁来示合大事等於兩人、内々奏院、

十三日、癸卯、天晴、申剋、惣在廳行俊到来、令書論匠番、(夾名)酉剋、

綱所群来行朝拜、先行俊以下、部參真言院、尊覺阿闍梨出向仰可參

之由、次參入、再拜、護摩堂顛、依之、藏人弁仰裝束使官掌

盛信、自早旦令打幄為下部座以北屋西端、伴僧宿所為威從座行俊日

者、雖不快右中弁再三依被示、愁以免除、事了晡時參入、會堂依為

朝拜之次、威從皆已然行朝座、奉仕問者、先年二長者之初勤之、今

度臨老又以勤仕、殊有前思、其詞云、

問、法相大乘意(非)已思應現思量有二、一者、纔取便生取所緣境、二

者、建立境界取所取緣云々、爾者此工其躰何者乎、

問、付因明門理門論心說因喻、因一喻二云々、有何差別耶、

柳講匠 流是一門才、又七步非決、雌雄、只揚問題而也、

十四日、甲辰、亥剋被下法印宣旨、早可參内之由、頭辨告送、希代

之面目也、就中雖為欠日、(以上第二紙)不補他人一身抽賞朝恩之至也、丑

剋參仕、(近衛殿)付属袈裟、先年度々着用、仍今度者私袈裟、威從下部

如例、威儀僧濟々焉、入於左衛門陣、欲登東對之間、頭弁令差脂燭

於藏人扈從右衛門才佐頭遠又以在後一家之令然縑素属目、過弓場殿

之間、寬什闍梨(先是乘後車)、献念珠并五帖、則欲引列之間、番權僧正隆覺山

階別(當)并講未參、公卿各被示慶賀、其後無程兩人參上、為先僧正參進、

僧正着御殿中間、(論匠床)予着、次、翌日頭弁云、南向御殿之時、通東間

御簾際北上東面、次第可着座、是失錯歟、只相守僧正座列尤所恥思、

次加持香水、

次論義三番、

一番 惠珎已講答三論 良頭阿闍梨問（以上、第四紙）

二番 觀愉阿闍梨答三并 覺敏得業問三論

三番 弁清大法師答三并 惠舟得業問三論

事了歸真言院、威從下部等給祿有差、（威從各長絹一疋、下部白布一段、）此外大威儀師珎也年

來弟子也、相具下部始終勤仕、威儀殊如響應給祿異他、（長絹二疋、）于時鯢鐘

頻報、天欲曉、

十五日、乙巳、如例寺家貢粥道具檢封書日記等之間、反于亭午（亭、コ）、

今夜參院、為令奏畏申之由、止宿頭弁宅、晡時參院、右中弁參會、

又右金吾申事由、殊有恩（言）。拜謝而退出了、

十六日、丙午、早日歸會、亭主引駿牛、響應之甚也、

（約二行分空白）

僧名裏書記案（仁平三年）

七日、丁酉、長者有障、俄明日御修法請（進求教誦數廻（東寺長者統紙））。來廻雖（山洛東寺長者統紙アリ）猶豫、依无末長

者愁以領狀、當日威從下部如例、出洛待賢門、西剋參仕、以言海、

尊海兩闍梨、令置道具等、

講師大法師光覺（興福寺、）

十三日、癸卯、綱所朝拜賀、護摩堂依顛倒、威從於裝束使々為下部（於伴僧宿處蓋簾下部等令打展）

等座、事了參會堂朝拜、威從皆悉前行、威儀僧有數輩、今日朝座勤（東寺長者統紙）

仕、問者先年二長者之時奉仕、今度又有所思也、

十四日、甲辰、御藥加持以前被下法印宣旨、希代之面目也、丑剋參

仕、（近衛殿）威從下部如例、威儀僧濟々焉、次加持香水、

次論義三番、番才僧正隆覺（山階別當）

一番 惠珎已講答（問東寺長者統紙） 良頭阿闍梨問三并

二番 觀愉阿闍梨答（三并東寺長者統紙） 覺敏得業問三論

三番 弁清大法師答（深東寺長者統紙） 惠舟得業問三論

事了歸真言院、威從下部等給祿、（以上、第六紙）如常、此外大威儀師珎也年來弟

子也、相具下部始終勤威儀殊響應給祿異他人、此後鯢鐘頻報、天（ケキシヨウ）

已（三）欲明（メント）、

（約十行分空白）

（賢寶白筆奥書）

明德二年四月廿五日、命興泉公令寫之了、（×以）

此記故賴玄僧正遺跡本、相覺法印書寫之（云々、）

法印権大僧都賢寶（生）之（以上、第六、七紙）

史料紹介 「宝泉院快玄日記」

高橋 敏子

(1) 記主

本具注曆記は、東寺宝泉院・醍醐寺清浄光院両院主を兼帯した快玄の日記である。

快玄は、最初堅済と名乗ったが、応永十二年（一四〇五）九月頃、快玄と改名した¹。本日記を記した応永十一年・十二年には、東寺廿一口供僧方年預を二年にわたって継続して務めており、最初の応永十一年には、年預の業務遂行の便宜のため、果たすべき行事の前例などを集成了した「廿一口年預記」も作成している²。応永二十四年三月十六日に宝泉院で自身大阿闍梨として執行した行実坊供養のための結縁灌頂の時五十八歳³、応永二十七年十二月二日に死去している⁴。

記主が快玄であることについては、記事の内容や、具注曆裏の伝法灌頂記書写筆跡（後述）などから明らかである。

日記の中で、記主は、応永十年六月十七日から二十三日にかけて、「故法印第三年仏事」のため地蔵講を執り行っているが、この「故法印」を、応永八年六月二十四日に死去した宝泉院の先の住持良宝⁵と考えることができる。応永十一年六月二十三日条に「故法印仏事引上行之」と、正忌の仏事を一日前倒しして行ったという記事も、宝泉院の先の院主のことである。また、応永十一年二月九日にみえる「醍醐先師仏事行之」については、やはり「東寺光明真言講過去帳」第四に「堅済律師師匠、明徳四年二月十日入滅」とみえ、醍醐寺における師匠弘済のこととみてよいであろう。先師・師匠だけでなく、記主が召し使っていた下級僧侶

についても、越前経誉は、「宝泉院青侍、夏衆」であったことがわかっている⁶。いずれの僧侶との関係からも、記主が宝泉院住持であり、当時の堅済＝快玄であったことを示している。

(2) 史料名

これまで、本具注曆記は、裏を料紙として利用し書写した二点の灌頂記の名称を付し、その裏書である「応永十年（応永十一年）具注曆日記」として翻刻が提示されてきた。快玄の日記であること明示したのは、「東寺文書検索システムデータベース」（作成委員会代表富田正弘、二〇〇一年）およびその目録データを引き継いだ「東寺百合文書WEB」（京都府立京都市学・歴史館）で、「応永十年（快玄日記）」と史料名を付したのが最初であると思われる。そこで、記主が快玄であることを確認した上で、ここでは、快玄が当時主要な住坊としていた東寺の宝泉院と改名後の僧名を付して名称としておく。

(3) 出典

本具注曆記は、「南都真言院伝法灌頂記」および「遍智院宮御灌頂記」の紙背具注曆記として伝わった史料である。

本稿における翻刻は、次の写本・原本を底本として行った。『大日本史料』などに割裂された記事が見えるが、未翻刻の記事も多い。

① 「南都真言院伝法灌頂記」の紙背「応永十・十一・十二年具注曆」

東京大学史料編纂所所蔵影写本（架蔵番号3061-2）、昭和十年（一九三五）四月、教王護国寺所蔵本影写、『大日本史料』は所蔵者を「東寺金剛蔵」「東寺」としているが、現在所在調

査中。

② 「遍智院宮御灌頂記」紙背具注曆日記（応永十年）

京都府立京都学・歴史館所蔵「東寺文書」丙号外一一号

それぞれの灌頂記の複製写真の所在および奥書情報は次の通りである。

① 「南都真言院伝法灌頂記」

東京大学史料編纂所所蔵レクチグラフ（架蔵番号 6800-123）、

教王護国寺所蔵、昭和十年四月撮影、

『大日本史料』七編七、十二月二十日条に翻刻あり、

応永十二年十二月二十日、東大寺真言院において執行された大阿闍梨法印権大僧都仙乗、受者東南院無品親王観覚の伝法灌頂次第。本文・奥書ともに宝泉院快玄の筆跡である。外題は別筆。

（卷子外題）「廿七ノ内 伝法灌頂記（応永十年 阿闍梨仙乗 東寺宝菩提院）」

（奥書）「右、竹園御入壇事、於当寺者、聖雲法親王大阿闍梨頼瑜法印御

灌頂外、其例希歟、今度法会就内外可取沙汰申之由蒙仰之間、涯分勘旧記、每事任先例令奉行了、仍彼子細大概所記録也、未及再治、外見旁有其憚、不可出困外矣、

応永十三年正月廿八日 権大僧都快玄記之、

② 「遍智院宮御灌頂記」（「東寺文書」丙号外一一号）

①の快玄の奥書にみえる聖雲法親王の入壇記である。法会への出仕僧頼淳の記録を、快玄の命により頼海公が書写したものである。外題は明らかに快玄の筆跡、書写奥書②の筆跡も快玄のものと思われる。

（卷子外題）「遍智院宮（聖雲法親王）御入壇記」

（奥書）「正安三年二月十四日、於醍醐寺中正院所及愚見粗記之、

（書写奥書）①抹消されている

「于時応永十二年十二月十七日於醍醐寺阿弥陀院、以東南院御本書写候了」

頼淳」

（書写奥書）②「応永十三年正月比、命頼海公令書写了、此本自南都東

南院御門跡御出、以彼次写止了、 権大僧都快玄」

①②灌頂記の書写後の伝来については、未検討である。

また紙背具注曆の欠損・接続などの状況は以下の通りである。

① 「南都真言院伝法灌頂記」部分

応永十年

正月一日～六月十二日（以下、この年の記事は「東寺文書」丙号外一一号に続く）

応永十一年

正月一日～十四日（欠） 正月二十日～三月一日（欠） 四月十七日～五月十二日（欠） 五月十五日～二十三日（欠） 五月二十七日～六月二十五日（欠） 六月二十七日～七月十六日（以下欠）

応永十二年

（年頭より欠） 八月二十日～九月二十七日（欠） 十月六日～十二月二十九日

② 「東寺文書」丙号外一一号紙背を底本とした部分は次の通り。

応永十年六月十三日～十二月二十九日

(4) 注目される記事

本具注暦記の特徴や興味が引かれる点を列挙すれば以下の通りである。すべてを尽くしているわけではなく、詳細は他日を期したい。

①日記記事は具注暦の暦面に記されているが、特に真言宗の主要行事、將軍家の動向等に関する記事は、暦面の上段枠外に記されている。東寺や自身の住坊の住持・供僧としての活動と区別して記載するという歴史事象に対する意識のあり方に注目したい。

②醍醐寺地藏院・菩提院・三宝院・亭子院、上醍醐との交流が頻繁にみられる。快玄は醍醐寺清浄光院院主を兼帯し、地藏院院主の法流相承に関しては、聖快と持円との間の付法をつなぐ役割を果たすなど、重要な役割を担っている。また仁和寺との交流もしばしばみられる。池坊との交流もみえている。

③快玄は、応永十五年頃より東寺十八口供僧領であった丹波国大山荘の所務職を預かり、地下所務代官として守護細川氏の被官とみられる稲毛修理亮と契約していた（「東寺百合文書」千函七八、ア函一五〇）。応永十年の日記に「稲毛三郎来、一夜逗留」（正月十三日）、「稲弾上行」（五月二十七日）、「禅門時丹波上洛、稲毛三郎来、禅門上へ行、三郎同道」（八月五日）、「自丹波三郎方音信」（九月九日）などの記述が見える丹波の稲毛は、大山荘の代官と関係がある者とみられる。荘園経営については、その時々のおかの関係によって運営されているのではなく、何らかの信用を形成した上での所縁を頼みにするという方法もよく用いられたのではないだろうか。宝荘蔵院領近江国三村荘の代官を務めた成仏寺長老についての次の記載も同様のことを推測させる。「成仏寺長老来臨」（応永十年五月六日）、

「成仏寺長老召請了」（同年五月十七日）。久世荘も同様である。「久世五郎来入」（同年同日）。

④住坊における若衆の修学の過程が記されている。

⑤宝泉院同宿の修行僧等が里との往来を頻繁にしていることがわかる。東寺供僧等の出自については、まだ未解明の部分も多く、注目される。星供やその他の祈禱、贈答などの記載に関連して登場する「七条」と院主快玄との関係も気になるところである。

⑥住坊に所属し、給与を二季（夏恩・冬恩）および奉公の都度受けている三綱および中綱・下部とみられる僧侶の存在がみえる。これらの東寺下級僧侶については、東寺文書や東寺執行日記によれば、主として惣寺における活動が知られるのであるが、また住坊にも奉仕している実態がうかがわれる。三綱クラスの青侍については、子院や寺務など門跡に従属し、時に夏衆や公文などになって惣寺に奉公していることが指摘されているが、中綱以下の僧侶・下部については、執行配下にあると認識されているのが現状である。下級僧侶の活動形態について、惣寺と住坊との関係を含めて検討する素材となるだろう。

⑦他の具注暦記にあまりみられない記述として、金銭授受の額の算用表記がある。公文所からの借錢や送金、おそらく所領からの上米の収納、奉公人・職人への下行など、東寺住坊の経営のあり方を探る手掛かりとなると思われる。また当時の職人の手間賃などもわかる。

後注

1 東寺の僧侶については、富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」(『資料館紀要』八、京都府立総合資料館、一九八〇年)、同「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」(『資料館紀要』一三、京都府立総合資料館、一九八五年)、「東寺文書検索システムデータベース」(「東寺百合文書WEB」(「東京大学史料編纂所 SHIPS」などを参照した。本稿で特に断らない場合の東寺僧侶の履歴については、その根拠は以上の参考文献によっている。

2 「東寺文書」追加之部二号

3 東寺宝泉院結縁灌頂雜記」(『続群書類従』二六輯上、『大日本史料』七編二八)

4 「東寺光明真言講過去帳」第五(「東京大学史料編纂所蔵影写本「賜蘆文庫文書」四一(架番号 3071.02-2-42))

5 「応永八年宝莊嚴院方表法引付」七月五日条(「東寺百合文書」た函三五号)(「東寺光明真言講過去帳」第四、前掲注4)

6 「東寺光明真言講過去帳」第五(前掲注4)

7 伴瀬明美「室町期の醍醐寺地藏院―善乗院聖通の生涯を通して―」(「東京大学史料編纂所研究紀要」二六、二〇一六年。

8 富田正弘「中世東寺の寺官組織について―三綱層と中綱層―」、前掲注1。

宝泉院快玄日記

〔応永十・十一・十二年具注曆〕 東京大学史料編纂所蔵

影写本 3061-2 / 昭和十年（一九三五）四月、教王護国

寺所蔵本影写）

〔遍智院宮御灌頂記紙背具注曆日記〕（応永十年） 京都府

立京都学・歴彩館所蔵「東寺文書」丙号外一―号）

○日記記事は具注曆の曆面に記されているが、特に真言宗主要行事、將軍家の動向等に関する記事は、曆面の上段枠外に記されている。

その記事部分については、【】（隅付き括弧）で括って示した。

○曆の記載は省略した。また日記記事のない日も省略した。曆面の

欠落箇所については、「応永十・十一・十二年具注曆」影写本参照。

○記事の改行は元の形態によらず、内容から判断して／（スラッ

シユ）もしくは改行で示した。

○概ね通用の字体を用いた。

○抹消は■で示し、文字が判読できる場合は傍注で示した。

○欠損箇所のほか、判読困難な文字についても□を用いた。特に影

写部分については難しい部分が多く、より精確な読みは他日を期

したい。

○校訂注は（ ）で括ったほか、頭に*印を付して示した。

*以下影写本「応永十・十一・十二年具注曆」

応永十年

正月六

二日庚辰、妙観院（教遍）来臨、

四日壬午、節養如例、七条ヨリ塩到来、祝着、

下賀茂定使来、左馬寮定使来、

五日癸未、三律（三位律師果曉）来臨、献酒了、

星供料足壹貫文、七条ヨリ造之、^{（送カ）}七条ノ星詠之遣之、

六日甲申、大夫四郎来、星造出之了、

自今夜星供始行、七条分・次郎分同時始行之、

七日乙酉、尼公来、円鏡居之了、帯持参、ノ金蔵院節食、

八日丙戌、【後七日妙法院僧正（超濟）、ノ太元證菩提院法印（光寛）、

七条亭参賀、練貫、檀紙一束、□□五連、扇一本、

出羽亭参賀、播磨御子、檀紙一束給之、与□扇□二給之、

九日丁亥、妙観院仏事行之、（鈎点）料足二連公文所^{十二日取之}（能登快舞）請取之、

十日戊子、妙観院輿借之、

民部卿公（快濟）里参賀、

十一日己丑、幸夜又丸里行、ノ輿宝蔵院借用之、

十二日庚寅、明□□芋頭・大根・山芋・蒟・芋茎給之、還礼餅・昆

布三・紙三・茶二・酒遣之、秋麦五斗遣之、料足四連遣

之、都合九百文、

新発里ヨリ帰、

大進律師来、三百持来、一夜逗留、檀一束・筆三管引之、
十三日辛卯、大進律師帰了、

稻毛三郎来、一夜逗留、

伊与坊来、即帰了、

讚岐法師児□請之、地藏院(聖快)へ極并茎進之、苔一箱、
還礼給之、

十四日壬辰、三院(三宝院満濟)并九品寺参、

十五日癸巳、真鏡上人来、一宿了、

十六日甲午、【廻護摩、自今日御堂御修法始行之、／蝕御祈真光院

僧正(禪守)云々、蝕現無念々々、】

自坊門星送之、二連繼之、自今夕七条為祈禱移住、

□一座頭来、

二月小

三日辛亥、公文所五連借之、仍遣之、／醍醐人遣、

四日壬子、【随心院殿(祐巖)、於北山殿北斗御修法御始行、伴僧八

□云々、】

六日甲寅、【随心院任極官(僧正)給云々、】

八日丙辰、慶任・越前(經譽)・妙一各三斗下行之、越前壹斗、二斗

今一斗都合三斗分下行之、自正月至六月上米也、公文所

四連遣之、一連相殘、

*經譽は宝泉院青侍、夏衆、永享六年十二月三日入滅(「東寺光明真言講過去帳」第五)

九日丁巳、【北山殿(足利義滿)北野御参籠、】

自□九斗八合下行、

十日戊午、【随心院殿祐(祐巖)僧正修法結願云々、】

十二日庚申、上醍醐大式坊来、自公文所一連遣了、

十三日辛酉、北山卿許并御□所等参了、

○定善四合取之、式連□律取了、一連半相殘、

*定善は宝泉院の承仕法師であることが、定善の後室妙祐禪尼の項(十二月六日仏事)の注記にみえる(文明十五年六月五日東寺法会集草案(ヲ函一〇一号))。

十四日壬戌、林一来、／大式坊醍醐帰了、

十五日癸亥、○定善一升分取之、

廿五日癸酉、大夫四郎一人来、

廿六日甲戌、番匠二人来、

廿七日乙亥、薪荷取遣、／大夫四郎一人来、

三月大

(五日壬午)、番匠三人来、

六日癸未、番匠三人来、

七日甲申、□三人□

八日乙酉、番匠作料八百文下行之、米四斗取之、□升屋葺兩人給之、

十一日戊子、【御所様(足利義滿)醍醐花御覧云々、】

一斗取之、

十二日己丑、番匠三人来、自醍醐帰了、

十四日辛卯、【御所様天小原野花御覧云々、】

十六日癸巳、練貫一、白袍一、袴一、□□院遣之、

廿日丁酉、醍醐大藏卿(覺寿力)來臨、

越前夏五連、慶住夏五連、妙一式連下行了、

廿三日庚子、壹貫文明仏借之、四條分、

一連弁律(弁律師良秀)進了、

廿四日辛丑、
(料足壹貫文明仏借之四條分)

參百文定跡夏恩下行了、

廿五日壬寅、
(參百文定跡夏恩下行了)

廿七日甲辰、宏寿法印(宝嚴院)授与、色衆八口平座、受者宏濟、

廿八日乙巳、【男山八幡將軍(足利義持)御社參、】

同法印授与、受者頼寿律師、色衆八口平座、

廿九日丙午、(鈎点)百八十文弁律借之、

曉天経舜有夢想事、醍醐坊事也、先師□法來臨云々、

池尻殿(慈隆)御姫君御入堂、

卅日丁未、西八條行、大藏卿(覺寿力)自今夕出仕、

乘觀(祐巴)許行、

四月大

二日己酉、初番茶摘了、醍醐公文所來、公文帰了、

五日壬子、弁律一連取之、(鈎点)本粹相殘也、

六日癸丑、愛光來、

七日甲寅、忍阿來、茶摘、

八日乙卯、【稻荷祭礼、】

九日丙辰、民部卿(快濟)里行、

十一日戊午、民部卿十八道伝受、暗誦始之、

十二日己未、福音死去、

十三日庚申、□宝、米五升借之、

十四日辛酉、茶摘了、自今夜定善來住、

十五日壬戌、茶調了、

十六日癸亥、(辨門方)越前・定善・大藏卿醍醐入寺、

十七日甲子、醍醐罷越了、

十八日乙丑、自醍醐面々帰了、予石田□□同入寺、

廿日丁卯、八幡參詣、

廿四日辛未、二百文油料也、明仏許遣之、油未取之、次加料物壹

連進遣了、但此間□□□□仍□□□、

五月大

一日丁丑、勘解由小路(斯波道將(義將))祈禱、七壇護摩愛染王、

願(願成院隆我)・建(建立院賢瑜)・金(金蓮院景淳)・助(堯清)・

堅(堅濟)・卿(義慶)・弁(良秀)、已上七人各一座

夏恩五連越前下行之、都合一貫文、

二日戊寅、增長院法印(行宝)入滅、巳刻、七十五、

勘解由小路、本尊・唐櫃一合并八幡御影預置、

四日庚辰、大藏卿親父來臨、明仏茅卷送之、百文遣之、

五日辛巳、琳一來、

六日壬午、【北山殿初瀬御參詣、多武峰御巡礼、】

成仏寺長老來臨、

五日辛巳、【青蓮院宮（入道尊道親王）御入滅、御土葬吉峰云々、御十三】

四郎番匠死去云々、

六日壬午、上醍醐弘意律師（慈心院）円寂、

*慈心院律師弘意没（醍醐寺過去帳・松橋流血脈）

觀智院論義、講觀智（宗海）、問宏濟、

長谷川来、廿六取明日ヨリ料也、

十日丙午、石若田舎下向、／大師御影買得之、

十二日戊子、為祈禱、尊勝タラ尼千反誦之、

十五日辛卯、【蝕御祈内山僧正（西輪院光賢）勲仕云々、蝕十四日暁天

云々、而十五日蝕云々、如何、】

廿一日丁酉、琳一来、

廿二日戊戌、□□天変□□

禅門丹波下向、／琳一帰、

廿四日庚子、七条并新熊野出了、

廿五日辛丑、七条出了、

廿六日壬寅、民部卿（快濟）里行、／醍醐大輔阿来、

廿八日甲辰、民部卿帰、

八月大

三日戊申、寺家秋季祈禱始、

五日庚戌、仁和寺伝法会開白云々、／寺家御祈禱結願、

禅門自丹波上洛、稻毛三郎来、禅門上へ行、三郎同道、

十一日丙辰、大進律師来、

十三日戊午、大進律師・刑部卿阿闍梨来、

十四日己未、刑部帰、

十五日庚申、醍醐菩提寺性善坊来、

十九日甲子、【北山殿、西大寺光明真言為御伝持御参詣云々、】

廿一日丙寅、【北山殿、自南都今日還御、三宝院御一宿云々、】

廿二日丁卯、【北山殿、北野御参籠云々、】

廿三日戊辰、幸夜又丸里行、／依□□宝蔵来、

廿四日己巳、金剛輪院（実濟）僧正入滅、七十五、

*前僧正西南院実濟

廿五日庚午、尊師（良宝）御影讚、刑部方申遣之、

廿六日辛未、大進律来、

廿八日癸酉、記一上人来、大蔵卿尊師御影誂之、

廿九日甲戌、大蔵卿禅門越前出京、

地院（地蔵院聖快）児初参、

頼源来、三宝院（訪之）状進之、

卅日乙亥、頼源召請之、

自仁和寺（真如院カ）□□□□、大蔵新発念仏聴聞、

九月小

二日丁丑、照法仏事行之、請僧、妙・金・觀（觀ニ）上人、

越前、醍醐石田遣之、

大蔵地院（地蔵院）進之、／祢一上行、

五日庚辰、今峯方へ出了、

三〇号)

六日辛巳、治部四郎許遣人、／八坂人遣了、

禪門四国下向、僧同道、

大藏醍醐行、／今峯方人遣当寺云々、

七日壬午、自地院(地藏院)御音信、真言伝七帖進之、

八日癸未、池坊音信、／新発醍醐行、

弁律(弁律師良秀)移妙(妙觀院)院、／今峯許遣人了、

九日甲申、明厳一斗六升年貢納之、明仏音信、料一貫二百文送之、

自丹波三郎方音信、

十日乙酉、大藏・民部卿(快濟)以下自醍醐歸了、

十一日丙戌、尊師御影到来、

練貫宿衣自增長院殿給了、綿計相残也、

十二日丁亥、願成来入、

十三日戊子、永俊来、

十四日己丑、民部卿里行、今□人遣之、／大藏金界正行始之、

十五日庚寅、永俊歸、／民部卿歸、／大藏里行、

自地院真言伝返給了、

十六日辛卯、民部卿十八道正行始之、

定□石田遣之、

大藏地院参□尊寺状料、

廿四日己亥、二連公文所□之、一連越前給之、

七条出了、

七条祈禱始之、代官乘濟律師進之、

廿五日庚子、綿廿文、自少僧許借之、

廿六日辛丑、自夕方唐笠張来、

廿七日壬寅、唐笠張来、

廿八日癸卯、大藏卿出□

慈雲寺入来、／唐笠張来、／新発七条行、

塗師来、三百文先下行了、

十月六

一日乙巳、自今日談義始行、学頭法印宣承、

七條出、祈禱結願、乘濟律師醍醐歸了、／石田音信了、

(鈎点)塗師来、

二日丙午、明仏料足貳貫送之、

布屋料足百文請取之、七月分也、

鎮守盜人捕之、□□一貫五百文返之了、

三日丁未、(鈎点)塗師来、／袖西大路遣之、

今晚上京焼失、／菩提寺長老入来、／自丹波音信、

四日戊申、^(三目)父死去云々、

(鈎点)塗師来、兒来、

兒来、助并兒召請之、／衛門次郎丹波下向、

五日己酉、(鈎点)塗師来、(鈎点)塗師手間二連遣之、

大藏卿醍醐行、新発里袖遣之、兒里袖遣之、

六日庚戌、(鈎点)塗師来、

七日辛亥、【内野一万部経始行、】*北野万部経会

(下段)大蔵上出、実相来臨、／山崎来、

八日壬子、(鈎点)塗師来、

九日癸丑、(鈎点)塗師来、三連下行了、都合八百文下行之、

帥律師来臨、学頭供養云々、

*応永十年五月二日増長院法印権大僧都行宝入滅(「東寺光明真言講過去帳」第四)、

応永五年九月二十九日より伝法云学頭(「東寺王代記」)。

十日甲寅、(鈎点)塗師来、

十一日乙卯、西方梅松式斗取之、帥律師許茶等遣之、

十二日丙辰、(鈎点)妙一古借之、

十三日丁巳、学頭還礼云々、／刺刀取遣之、

十四日戊午、護摩器□□以下妙観借用之、／大蔵永観堂参詣、

十五日己未、当年分七斗六升八合内上米三斗各下行之、慶住・妙一、

新発□□□□

十六日庚申、【内野御経上様御分今日結願之間、被引御布施云々、】

大蔵里罷向、／亭子院如意輪堂同行了、

十七日辛酉、【内野経今日猶観音経被読之、西御所御分云々、】

梶本田歟、左馬寮三段半□□了、三段分名主百姓□出、

地下代官七百文給之、成阿一段分参百卅三文出之、

残分百姓二□^(百カ)

十九日癸亥、亥子、弁律加下知了、

廿日甲子、【北山殿大神宮御参詣、】

(鈎点)塗師来、建立(大覚寺建立院賢瑜)召請之、

廿一日乙丑、【地震、】

(鈎点)塗師来、

廿二日丙寅、(鈎点)塗師来、

廿三日丁卯、予自今日出仕、

廿七日辛未、【聖護院(道意)三井寺拜堂云々、】

廿八日壬申、【北山殿三井寺御巡礼云々、】

廿九日癸酉、(鈎点)塗師来、

卅日甲戌、(鈎点)塗師来、二百文下行、都合一貫文、

閏十月小

二日丙子、(鈎点)塗師来、妙院粥金院張行、

三日丁丑、(鈎点)塗師来、二百文遣之、已上悉一貫二百文給之了、

妙院粥張行、

五日己卯、鳥羽猿楽有之云々、

頼原来、□法印讓状持来、

六日庚辰、(鈎点)塗師来、自今日花塗始之、

鳥羽猿楽見物料、面々被出了、

七日辛巳、(鈎点)塗師来、

八日壬午、冬恩、越前六百文、先立借用百文加之、妙一貳百文、同

定珎参百文、慶住参百文、都合一貫四百文下行之了、

自□□柒百卅五文被送之、

十一日乙酉、(鈎点)塗師来、

十二日丙戌、(鈎点)塗師来、今日□□、(朱終九)

十五日己丑、黒布百文・白布二ツ式百五十文、已上三百五文布屋料

足方取之、

十六日庚寅、三宝院罷出了、

十七日辛卯、【御所様八幡御参籠云々、廻御祈禱(梵字)(梵字)自

今日始行之、】

十九日癸巳、【今暁地震、】

増長進公印可云々、

予、大藏祈召請之、

布屋、布切五尺三寸取之、卅五云々、

廿二日丙申、越前一斗取之、先立淀(時カ)□一斗三升取之、都合二斗三

升取之、

廿三日丁酉、【御所様自八幡御還御、】

新調折敷祝始、

廿四日戊戌、越前五連、妙一々連絡之了、

助僧都許ヨリ三百文送之、

慶住式連、定珎式連下行之了、

廿五日己亥、【公方護摩、今朝結願了、】

明仏百文借之、

廿七日辛巳、宏寿法印入滅、五十七、／自七條梅所望、

廿八日壬寅、亭子院長老入滅、六十三、

廿九日癸卯、三宝院并上野(斎藤玄輔)許出仕了、

十一月大

一日甲辰、【自今日公方御祈禱始行之、当寺十人沙汰之、

／御所様粉河寺御参詣、】

二日乙巳、定琳五百文下行之、

御所(音カ)□阿弥入滅、卅三、香料足一貫十九文遣了、

三日丙午、越前五百文、慶住五百文、妙一式百文下行之、定琳三百

文下行之、慶住庵悉下行之、

四日丁未、水天□□色衆十日云々、／定珎二百文下行之、

六日己酉、【御所様自粉川還御云々、】

新発来、／実相(隆禪)来、□律来、

七日庚戌、【公方様(梵字)(梵字)今日結願、粉川御参詣間、于今

延引云々、】

白布二段、二百五十文取之、

八日辛亥、三社等文書沙汰之、人数観一、三律(三位律師景暁)、弁律来、

九日壬子、子論行之、／慈雲寺□□一□遣之、

十日癸丑、折敷開還礼／面沙汰之、／淀四郎来、平履借之了、

十二日乙卯、賢□法眼□□平ヶサ二帖□甲／念珠表袴絵六鋪遣之、

新曆到来一卷、

十三日丙辰、刑部鈍色白裳取之、／妙院(梵字)(梵字)具足取之、

但杓□箸鳥居猶□止之、

淀四郎来、成□来、

十七日庚寅、自醍醐歸了、／石田塩屋方出了、

十八日辛卯、煤払了、節御開口、自今夜七条祈禱始之、

廿日癸巳、正月未抽擲了、

廿二日乙未、醍醐烏頭和布礼遣之、

二石三升二合定善遣之、当年上来皆悉(マツ)下行之、定琳明年

正月分取之、

廿四日丁酉、烏頭和布・榧一、北山卿遣之、／七条祈禱結願了、

廿五日戊戌、今熊野仏事行之、*仁重五七日忌

增長料足壹貫文□了、／民部卿里行、／餅抽擲、

廿七日庚子、天神堂論義被行之、

廿八日辛丑、糠三俵、藁三丸、□□取之、

越前四百文下行之、□□□□□□

*以上「東寺文書」丙号外一一号「遍智院宮御灌頂記」紙背具注曆記

*以下影写本「応永十一年・十二年具注曆」

応永十一年

正月大

四日丙午、節養如例年、／上賀茂定使来、

五日丁未、葵坊節養、児・新(新発意カ)同道、

六日戊申、左馬寮定使来、／天目覆輪詔遣之、一古副遣之、

頼源来、一古持来、

七日己酉、地院(地藏院聖快)・荃・榧進之、菜□二遣之、承仕□□遣之、

／□□柴八日分□之、(欠世)

八日庚戌、【後七日妙法院僧正(超濟)、太元法證菩提院法印(光寛)、

下御所・地院・七条等出了、

明仏餅以下送之、

九日辛亥、天目出来覆輪一古詔之了、

十日壬子、民部卿(快濟)里行、／稻毛三郎来、

十一日癸丑、天目覆輪詔二分百六十文、／定珠奉行所詔之、

公文所(能登快舜)一古借遣之了、

十二日甲寅、民部卿自里歸、／三寶院様罷出了、／定珠地院進之、

十三日乙卯、琳一・永俊参賀、

廿日壬戌、番匠二人来、大夫次郎、次郎四郎、壁途木三百下行之、

今一連分残、

廿二日甲子、斎藤許出了、三院(三寶院)参了、自寺家一献随身之、

廿四日丙寅、仁和寺刑部来、／七條出了、

廿八日庚午、百部仁王經誦之、導師增長院法印、請僧十六口、

卅日壬申、□藤次郎来、榧以下随身之、／金蓮院憑子始行之、

二月小

一日癸酉、【自今日公方御祈禱護摩一句、守臈次可勤仕云々、仍普

光院法印(頼曉)勤仕之、支具一句分十疋、】

二日甲戌、先妣仏事行之了、

三日乙亥、大輔阿(阿闍梨重賢)八万四千基卒都婆供養之、

三寶院、若宮御参籠云々、

四日丙子、仁和寺菩提院移住于大教院云々、

追善□社地蔵講行之了、

五日丁丑、自寺家三宝院一献進之、現酒肴種一荷、素麵折以下、

夕方若宮参了、

六日戊寅、参仁和寺大教院了、

宏寿法印(宝嚴院)追善、自今日三日九時理趣三昧始行、

八日庚辰、宏寿法印百ヶ日仏事、宝嚴院執行之、導師妙觀院法印、

九日辛巳、醍醐先師(法印權大僧都弘濟)仏事行之了、

*堅濟律師師匠、明徳四年二月十日入滅(「東寺光明真言講過去帳」第四)。

十一日癸未、明仏許人遣了、

十二日甲申、静□坊稻荷参籠之間罷出了、

十六日戊子、【北山殿石引、】

金蓮院立柱、／三院(三宝院)出了、

廿二日甲午、【北山殿(足利義満)八幡御社参、】

廿七日己亥、自正月至六月、定、経、慶、妙上□給之、□定至七月、

醍醐罷越了、

廿八日庚子、醍醐坊事始了、番匠三人来、

三月大(欠損)

四月小

十六日丁亥、□□□□

十七日戊子、醍醐越了、

十九日庚寅、醍醐坊移建、

廿日辛卯、自醍醐帰了、

廿三日甲午、慶住一連、定珎一連下行之、

廿七日戊戌、【御所様(足利義満)兵庫御成云々、】

廿九日庚子、□□□於御影堂、阿弥陀三昧行之、

五月大

三日癸卯、矢野両方結解了、

四日甲辰、久世結解了、■■■■^①

六日丙午、久世結解了、

七日丁未、【御所様自兵庫還御、】

覺寿醍醐出了、受法料也、

齋藤(玄輔)許出了、二百疋・種一三百五十文隨身了、

長慶寺出了、

八日戊申、祈禱大般若転読了、導師妙觀、／覺寿帰寺了、

十二日壬子、【^異□国官人并僧衆入洛、奏音楽了、又□□□□□】

十五日乙卯、仁和刑部卿、自今夜十八道加行始之、

十六日丙辰、【異国官人并僧衆参北山殿、諸卿卅餘人、僧正五人参集、】

十八日戊午、□阿弥許向了、新渡唐紙六十餘幅見了、

廿一日辛酉、御兒御賀殿許参、対面応阿弥了、三宝院同参了、

*この日、廿一口供僧方評定において、足利義満児御賀丸が、寺領大和国河原城莊の
所務権を所望していることについて知らせがあったため、了承する旨を治定し、遠
行している同莊給主頼寿僧都にかわつて、廿一口供僧方年預を務めていた本記記主
堅濟(快玄)が出向いている。応永十一年廿一口方評定引付参照(く函一号)。

六月小

五日乙亥、小河殿（足利滿詮）并北山辺出仕了、

六日丙子、仁和刑部十八道次第伝受之、

七日丁丑、【□御輿迎、】

八日戊寅、【祇園会、異国官人等見物、昨日依降雨、今日執□之、】

九日己卯、□藏壇所罷出了、料足二結・榿一隨身、

十一日辛巳、因幡堂□□參籠之間、一献隨身之、出宝輪・宝巖・祐

尊法眼・□□、已上四人、

十二日壬午、快濟、金界（金剛界）次第伝受之、暗誦、□□□□初行結願、

正行自今夜同始行、

十四日甲申、一折張行了、

十五日乙酉、【□光覚法印（醍醐證菩提院）、□□□無念、】

*月蝕、大分十五分之九半強、虧初亥五刻六十六分、加時子三刻分□、復未丑初刻

十七分半（『大日本史料』七編六）。

十六日丙戌、面々一折張行之、

廿三日癸巳、故法印（良宝）仏事引上行之、夏恩、妙一々連事、定珎

二連、慶住一連下行之、

廿四日甲午、【□□僧并□□□歸唐、】

七月大

一日庚子、【異国官人一人帰唐、】

七日丙午、【於男山社頭、仁王經法修之、アサリ隆源僧止（醍醐報恩院）、

伴僧甘□、】

八日丁未、【御所様兵庫御成云々、】

十一日庚戌、快濟金界加行結願、同初行自今夜始行、

十三日壬子、【仁王經法結願、御所様自兵庫還御、】

十四日癸丑、自公文所五百文送之、昨日一連、今五連、

定珎二連、妙一□連、慶住五十文、夏恩下行之、

（以下欠）

〔応永十二年〕

（ここまで欠損）

（八月）

廿四日丁亥、力者直垂二具、刀一腰、弁律師（良秀）使用之、

九月小

三日丙申、赤松出羽（則友）許祈禱始之、

九日壬寅、出羽祈禱結願了、仍帰坊、

十二日乙巳、飯尾太和（浄珎／兼行）許罷出了、

十一月大

廿八日庚申、冬恩、二百文妙一下行、

十二月小

八日庚午、妙一三連下行之□□定□一貫□□、_{（下付）}

九日辛未、□□□□未進一貫文、三百文□□下行之、残二百文□

□□□□□□□□□□

*以上影写本「応永十・十一・十二年具注曆」

史料紹介 「見聞雜記」(欠落部断簡)

高橋 敏子

一 史料の構成と記主

「見聞雜記」は、東寺寺僧宗承(のちの宝輪院院主)が、自身の日次記および別の双紙より抜き書きした記録である。全体の構成は、前半と後半とに分かれている。前半部は、自身の日次記の中から、応仁二年から文明五年までの六か年分について必要な記事を抜き出し、後半部では、その他の双紙の中から必要事項を抜き書きするという形になっている。後半部は、記主宗承が出家得度した寛正元年から文明十年までの記事を記載しており、双紙抜き書きのほかに自身の業績を書き加えることもしていると思われる。

宗承は、康正三年(一四五七)に十五歳で出家得度し(「見聞雜記」、長祿三年(一四五九)に鎮守八幡宮供僧、寛正六年(一四六五)に本供僧に補任されて以来、種々の供僧組織の奉行を務め、文明十五年には凡僧別当に補任された。大永五年(一五二五)十二月二十九日に八十三歳で死去している。この間、東寺供僧がかかわる寺内のあらゆる行事、祈禱、法会、荘園、造営などに関する文書を整理し、保存管理を進め、それらを基礎として法会集・文書集・法式集など寺僧の活動の基盤となるような資料の編纂活動を精力的に行っている、東寺供僧の中でも特筆すべき存在であった。

二 テキストの散逸・錯簡と散逸分の発見

「見聞雜記」は、『続群書類従』第八七二(三〇輯上)・『歴代残闕日記』一九・宮内庁書陵部松岡文庫本(206-364・206-366)など近世の写本の形で残っており、それらの書写時点で既に欠落・錯簡が生じていたが、貫達人氏(『群書類題』第二十雑部(二))、桑山浩然氏²、黒川直則氏³、伴瀨明美氏⁴の考察によつて錯簡は訂正され、テキストの精度が高くなつてきている。

また、散逸した原本についても、桑山氏が宗承自筆の一紙を発見し紹介している。今回、また新たに一般財団法人石川武美記念図書館成篁堂文庫所蔵「成篁堂古文書」⁵のうちにある原本(応仁三年正月、文明元年十二月、文明二年正月・二月)二紙を見出すことができたので、ここに、その紙背文書とあわせて紹介する。

この史料が「見聞雜記」の散逸分と推定される根拠は、年号および本文の一つ書などの記載様式が従来のテキストと合致すること、記事中にみえる僧侶の名称が「見聞雜記」の中にしばしばみえること(覚永、俊雄、頼俊、榮舜ら)、筆跡が宗承のものと同断されることなどである。また紙背文書の中にみえる武家の中に、阿波守護家(細川讃州)被官や(佐河、新開、一宮など)、造太など同家領であった讃岐国の地名を冠した者がいることと、記主宗承の出自が、その阿波守護家被官友成氏であることと符合し、傍証となる。

さらに、これ以前の錯簡に関する上記各氏の研究成果を踏まえて、いくつかのポイントとなる記事の年月日を推定し、記事の整序・欠落箇所を別表(「見聞雜記」整序表)に示した。参照されたい。

後注

- 1 宗承の履歴も含めて、黒川直則「宝輪院宗承の事蹟―文書の保存管理や編纂との関係を中心に―」(第三期第六回東寺文書研究会、二〇〇二年二月)参照、同「中世東寺における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編著『記録資料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年)参照。
- 2 桑山浩然「戦乱と民衆の対応―東寺の記録から―」科研究成果報告書『日本中世後期・近世初期における飢饉と戦争の研究』(研究代表者佐々木潤之介、二〇〇〇年)
- 3 黒川直則前掲注1研究会報告
- 4 伴瀬明美「史料紹介 小池篤氏収集文書「地藏院殿御灌頂記」について」(東京大学史料編纂所第二八七回研究発表会、二〇二二年七月五日、『古文書研究』掲載予定)
- 5 「成實堂古文書」第十九雑文書(其二)八〇東寺評定引付(一卷)のうち(『成實堂古文書目録』明治書院、一九三六年)
- 6 『東寺執行日記』寛正五年正月十九日条宗承の灌頂の記事に「三位公(宗承)、細川讚州(成之)友成子」とみえる(刊本第一巻は、思文閣出版、二〇二二年)。また「東寺光明真言講過去帳 第七」に「道喜禅門、文明五五六、宗承律師父」とみえている。

見聞雜記（欠落分）

（応仁三年〈文明元〉正月・十二月、文明二年正月・二月、紙背文書）

（一般財団法人石川武美記念図書館 成篁堂文庫所蔵、「成篁堂

古文書」第十九雜文書其二八〇 東寺評定引付 一卷のうち）

○本記は、東寺宝輪院宗承が、自身の日記および別の双紙より抜き書きした記録「見聞雜記」の欠落分のうち、これまで知られていなかった応仁三年正月、文明元年十二月、文明二年正月・二月の記事およびその紙背文書の翻刻である。

○東京大学史料編纂所所蔵レクテグラフ「成篁堂古文書」（第十九雜文書其二ノ一）（G800-200-134）所収の「東寺評定引付」に含まれる二紙を底本として翻刻した。

○概ね通用の字体を用いた。

○原字に重ね書きして修正している箇所については、修正後の文字の右に（×）の記号を付して抹消した原字を示した。

○原本の行あきは、そのまま翻刻に生かした。

○欠損箇所のほか、判読困難な文字についても□を用いた。

○判読に際し、宮崎肇氏のご教示を得た。

（一紙目）〇応仁三年（文明元）正月

応仁三年_{五分}記分

一、正月三ケ日之出仕、去年已来単衣也、

一、同二日、公人等諸奉行へ参賀事、去年以来単衣也、廿一口ノ惣年預計へ也、

□、同三日、西院修正輪燈ノ油ツキノ数事、下二重ハ七充、上二重

ハ五充、都合廿四燈、仍二本ノ分四十八燈也、内陣ノ餅ノ積様ハ影前赤机ニ六ナラへ、舍利塔ノ前ニ六ナラへ也、宝印頂載_戴已後、

紙当座ニ支配了、

（袋綴中央折り目）

一、同五日、評定始一献ノ事、先々ノ様、初献_{雜樂}、第二献_{并焼}、_{相ノ}第三献_{菓子}、_{蓋五ト入}、雖然当年始而以後二献・三献ノ儀式了、

一、同八日ヨリ榮舜公出仕了、

一、同十一日、清水寺坂経書堂ノ前ノ在家放火云々、_了

（一紙目紙背）（年末詳）正月某日 某書状（後欠）

○年記は二紙目紙背文書の次年である。

又三河へ所領取の衆、符河殿、佐竹□三、同二三、

佐竹又三、□□等五人被下候、符河弥五郎方も八郎

左衛門方を意得候て被下候、去月廿五日に被立候、

残五人はいまた京にて候、下候もの之状別紙に在之、

去十二月廿一日御状、同卅日京着、委細拝見申了、西家事ハ京中

儀も、公方の御法も大略行候ハぬ程に、無力様に候、先日も委申候哉、乍去了簡も候ハ、猶々可申候、

一、名号錢ハ猶二百文と被申候、先御状の候ハ、可申候、

一、佐河方去月廿二日に風度上洛候、行末事□□□□きよし三全つよく被申候へともわれくくるしからす存候程に、主にまかせ申候へハ、廿七日歟、被下候、其後も努々くるしからぬことにて候、

一、御成等之儀、兼日に委申候、

一、公文名夫十五日までハめし遣候へと承候へとも、違例候てあはちに候とて、錢ハかり弥四郎衛門に□つけ上候、

□□□事、先日も申候哉、御成等又其後ハ（以下欠）

（二紙目）**○文明元年十二月、文明二年正月・二月**

一、同廿四日、山名彈正忠殿、（是豊）山崎へ被出云々、

文明第二曆庚寅分

一、正月五日ヨリ俊雄公寺家出仕了、

一、同日、評定始ノ雜羹朱器用之、当年始也、

一、同十一日、頼俊灌頂ノ糸縫也、

（袋綴中央折り目）

一、同廿四日、於当坊、頼俊灌頂沙汰了、教授護摩覚永僧都、關伽水加持神供予沙汰了、

一、同廿七日、清水坂珎皇寺、子剋計ニ悉炎上了、但御本尊取出了、

一、同廿一日、修正廻請、折紙ニテ在之、廿一口ノ年預ノ沙汰、当年始也、（又所作）□寺務未補ノトキ毎度如此歟、

一、二月五日、新日吉ノ社放火云々、

（二紙目紙背）**（年未詳）十二月二十四日 某書状（前後欠）**

（前欠）

今日まで因七日御坐候、はくたいの御大義にてこそ候へ、因州、城州、造太兩人しつかいはしりまいにて候、きそくハ一兩充兩御所へまいり候、一兩ハ飯尾掃部方、一兩ハ一宮民部方へにて候、懸御目衆ハ、帶刀殿、式部殿、弥八殿、三郎殿、因州、防州、城州、海部兩人父子ともに四人、七条、新開、河村、田井、由木、在用、矢野、一宮式部、高立、一宮中務、河村民部、一宮民部、造太二人、彦六左衛門、われく此衆にて候、夜中程まで御坐候、なをく委ハ今度可申候、

一、筵百枚御上候よし承候、郡司にたつね候へ□、舟につミ不得候程に、もとし申候よし申候、はくたいのさし合にもなり候ハんする物おも、御心地あしく候、

一、近日ハ御屋形様、此御大儀三まいにて候程に、ことなる儀も候ハす候、われくも御心いそかしき様にも候程に委ハ追而可申候、

一、佐河方、一昨日廿二日京着候、上洛なくともにて候しを三全より申せと候程にかやうにて候、乍去、（以下欠）

③⑩	94 頁下段 17 行目 ～ 95 頁上段 7 行目	応仁元年	9 月 14 日～ (9 月 21 日)	「東寺長者補任」参照。	
			欠落の有無不明。		
③⑪	95 頁上段 8 行目～ 同下段 7 行目		聞き書き		
			欠落の有無不明。		
③⑫	95 頁下段 8 行目～ 96 頁上段 17 行目	文明 6 年	7 月 18 日、そ の他		
			欠落の有無不明。		
③⑬	96 頁下段 1 行目～ 97 頁上段 9 行目	文明 9 年	6 月 19 日～ 12 月 24 日	(7 月) 28 日宝蔵盗人乱入 については「東寺長者補 任」参照。／9 月 22 日・ 11 月 11 日畠山義就、大内 政弘、畠山義統らの下国 の条は、『大日本史料』8-9 の同日条参照。	師主法印(宗寿)権僧正宣下 の条、文明 9 年 7 月 17 日後 土御門天皇口宣案写(「醍醐 寺文書」62 函 16)等参照(『大 日本史料』8-38 東寺宝輪院宗 寿卒伝)。
③⑭	97 頁上段 10 行目 ～同上段 13 行目	文明 10 年	3 月 8 日・閏 3 月	師主権僧正(宗寿)伝法会 学頭に治定の条、『大日本 史料』8-38 東寺宝輪院宗 寿卒伝参照。	「文明十閏三、久世方評定始」 の記事については年月日要検 討、鎮守八幡宮供僧の評定始 は毎年 7 月 2 日が通例であり、 戦国期「久世方」と称するよ うになると正月 5 日が評定始 となる(現存の引付ではナ函 61 号の享禄 4 年久世方評定引 付が最も早いもの)。また文 明 10 年前後で閏 3 月がある のは文明 17 年。

⑳	88 頁下段 11 行目 ～ 89 頁上段 4 行目	康正 3 年 ～長禄 4 年	康正 3 年 4 月 5 日～長禄 4 年閏 9 月 5 日	す。これより以下は、別の双 紙のうちより抜き書きした。 したがって、これ以前と年紀 が前後している。 長禄 4 年 3 月 27 日条灌頂 院御影供祭文を本記録の記 主が勤仕、「東寺執行日記」 長禄 4 年 3 月 21 日「御影 供事」条に「祭文三位公(宗 承) 宝輪院弟子」と見える。	長禄 4 年 7 月 7 日泉宝法印一 百年忌諷誦文(「観智院金剛 蔵聖教 166 箱 48(5) 号) 参照。
㉑	88 頁上段 11 行目 ～同下段 7 行目	(長禄 4 年(寛 正元)～寛正 3 年	欠落なく接続。 (長禄 4 年閏 9 月 5 日)～ 寛正 3 年 8 月 22 日	寛正元年 11 月 12 日「予、 入度者入了」に対応する記 事が、寛正元年宝莊嚴院評 定引付(た函 90)11 月 4 日 条「三位公、当寺度者所望 之間披露之処、不可有子細 由評義了」に見える。当時 三位の公名を称したのは宗 承。	寛正 3 年正月 28 日夜「木屋 町在家炎上了」の記事、廿一 口方引付条目大概目安(宗承 記)(追加 13)寛正三年条に「一 木屋町焼失、二月廿八日夜 云々」と見える。日付要検討。 ／寛正 3 年 8 月 22 日条足利 義政東寺御成は、寛正 3 年廿 一口方評定引付(ち函 17)8 月 10 日条「一、御成事、可 為来廿二日」など参照。
㉒	89 頁上段 5 行目～ 90 頁上段 4 行目	(寛正 3 年)	欠落なく接続。 (寛正 3 年 8 月 22 日)・(寛 正 3 年)9 月 24 日		
欠落あり。					
㉓	90 頁上段 5 行目～ 同下段 9 行目	(寛正 4 年)	4 月 8 日～ 11 月 21 日	寛正 4 年 8 月 8 日に勝智 院(義政母日野重子)の他 界により、8 月 15 日の放 生会が同 23 日に延引され たことが記された 8 月 23 日条より遡って、4 月 8 日 条より寛正 4 年の年紀で あると推定(伴瀬*2)。	
㉔	90 頁下段 10 行目～ 91 頁下段 14 行目	寛正 5 年	2 月 19 日～ 2 月 28 日	2 月 19 日条、予(宗承)(こ の記録の記主)の登壇記事 については、寛正 4～5 年 鎮守八幡宮評定引付(ね函 5)寛正 5 年 2 月 3 日条参照。 受戒に際して受者(宗承)・ 阿闍梨(宗寿)両方に支給 される久世荘召夫について の記事。	
黒川直則氏は欠落を想定しているが、欠落なくともよいか?					
㉕	91 頁下段 15 行目～ 92 頁上段 2 行目	寛正 5 年	(2 月 28 日?) 、(3 月 21 日)、 6 月 17 日	「三宝院(義賢)弟子入室、 十七歳、同夜得度」の条、 日付等未詳。次の灌頂院御 影供は 3 月 21 日執行。	6 月 17 日条の西院不動堂内陣 掃除記事、廿一口方引付条目 大概目安(宗承記)(追加 13) 寛正 5 年「西院不動堂内陣掃 除依三宝院仰有之」参照。
㉖	92 頁上段 3 行目～ 同下段 5 行目	寛正 6 年	3 月 15 日～ 7 月 30 日	4 月 4 日記主宗承東寺学衆 補任の条、寛正 6 年別当方 雑記(追加 12) 4 月 2 日伝 法会衆補任状案参照。	快寿法印(宝泉院、清浄光院) 7 月 30 日入滅の記事、寛正 6 年廿一口方評定引付(け函 17)8 月 4 日条と関連。
㉗	92 頁下段 6 行目～ 94 頁下段 6 行目	寛正 7 年 (文正元)	2 月 9 日～ 12 月 20 日	2 月 9 日条、地藏院(義快 ／持円)(66 歳)他界、寛 正 7 年 2 月 9 日前大僧正義 快讓状(追加購入 13-6)、「光 明講過去帳第七」等参照。	
㉘	94 頁下段 7 行目～ 同下段 16 行目	文正 2 年 (応仁元)	1 月 11 日～ (3 月) 27 日	1 月 11 日条、上御霊社にお ける畠山政長と義就の合戦 の記事については『大日本 史料』8-1 応仁元年 1 月 18 日条の記事に内容合致。た だし日付については要検討。	
欠落あるか?					
㉙	桑山所蔵 *3	応仁元年 (文正 2)	(5 月 3 日)、 7 月 14 日、8 月 15 日・21 日・23 日・ 24 日・25 日	8 月 23 日条大内政弘(新介) 東寺着陣の記事、『大日本 史料』8-1 応仁元年 8 月 23 日条参照。	
欠落の有無不明。					

				ら、月について要検討。2月5日新日吉社放火の記事、『大日本史料』8-3 文明2年2月5日条に合致。	
おそろく数紙の欠落の後に、文明2年7月23日条が接続する。					
⑪	81頁上段10～ 82頁下段2行目	(文明2年)	(7月)23日～ (10月)18日	(7月)28日～(9月)26日の記事が、文明2年9月20日に醍醐地蔵院で行われた大阿闍梨東寺宝輪院宗寿・受者地蔵院新門主通快の伝法灌頂に関係することは、伴瀨*2参照。また、冒頭「同廿三日」の記事は、東寺寺官による法会道具買得寄進について記しており、地蔵院伝法灌頂に関連していると推測されることから、文明2年7月の年紀としておく。	10月3日の相国寺塔炎上の記事は、『大日本史料』8-3 文明2年10月3日条に合致。
欠落あるか？					
⑫	82頁下段3行目～ 14行目	文明2年	12月4日～ 同29日	12月4日寺官敬観追放の記事、文明2年廿一口方評定引付(ち函19)12月4日条参照。	(12月)24日条について、『大日本史料』8-3は文明元年12月24日条に配列しているが、文明2年と推測される。
⑬	82頁下段15行目～ 85頁上段4行目	文明3年	1月3日～ 7月6日	(1月)25日・(3月)12日・(3月)17日条は、文明3年廿一口方評定引付(天地38)に関連記事が見える。	
欠落あり。					
⑭	85頁上段5行目～ 15行目	文明4年	1月13日～ 3月21日	この記録の記主が、寛正7年に続き、当文明4年に2度目の東寺若衆論議方奉行を務めたことが記されている。	
欠落あり。					
⑮	85頁上段16行目 ～同下段16行目	文明4年	(4月)24日～ 12月21日	冒頭「同廿四日、定全(定金)法橋之在所発向了」の記事は、文明4年廿一口方評定引付(く函26)4月26日条「一、去廿四日夜、依有定金条々不儀、彼在所へ発向」より4月であることがわかるが、前条が3月で、かつ冒頭が「同」から始まるので、欠落があると推測できる。	「同廿八日公禅法印死去了」は文明4年廿一口方評定引付(く函26)4月28日条に関連記事があり、4月であることは明らか。
⑯	86頁上段1行目～ 同下段9行目	文明5年	1月5日～ 3月29日	3月の記事「遠碧院、山名宗全入道追号」は、文明5年3月18日山名持豊死去に合致。	
欠落あるか？					
⑰	86頁下段10行目～ 88頁上段4行目	文明5年	6月1日～ 9月30日	8月16日俊雄が度者に入る記事について、文明5年宝莊院院方評定引付(た函103)8月14日条「宝輪院之住少将公俊雄、籠衆所望状披露」の記事参照。	
欠落あり。					
⑱	88頁上段5行目～ 10行目	文明5年	(10月)14日～ (12月)29日	(10月)14日条、妙(梵字ア)禪尼一周忌は去月であったが延引した旨記されている。妙(梵字ア)禪尼の忌日が9月であったことは、本記録文明4年11月3日条に、この日が禪尼の四十九日であると見えることから判明する。したがって、本日条は10月と確定するが、月の記載がなく、かつ前日条の日付は9月30日であることから、本条の前に欠落があったものと推測する。なお、妙(梵字ア)禪尼は、記主宗承の乳母である(「東寺光明真言講過去帳第七」)。	
⑲	88頁下段8行目～ 10行目		識語	已上六ヶ年(自戊子、癸巳) 応仁2年～文明5年の分は、日次記のうちから少々写し残	

「見聞雑記」整序表

*1 「成篁堂古文書」(第十九雑文書其二ノ一)(東京大学史料編纂所蔵レクチグラフ 6800-200-134)

*2 伴瀬明美「史料紹介小池篤氏収集文書『地藏院殿御灌頂記』について」(東京大学史料編纂所第 287 回研究発表会: 2021 年 7 月 5 日、『古文書研究』掲載予定)

*3 「桑山浩然氏所蔵文書」宗承による原本(楮紙・一紙): 桑山浩然「戦乱と民衆の対応—東寺の記録から—」(科研研究成果報告書『日本中世後期・近世初期における飢饉と戦争の研究』研究代表者: 佐々木潤之介、2000 年)参照。

整序順	『統群書類従』30 輯 上所収頁	年	月日	備考 1	備考 2
①	78 頁下段	表紙		表題「見聞雑記〈從応仁二 戊子始之〉」	
(欠落あり)					
②	79 頁上段 9 行目～ 同下段 7 行目	応仁 2 年	(4 月)13 日～ 9 月 2 日	表紙の情報、およびこの記 録の前半と後半の間に記さ れた識語によれば、前半部 分の記載は応仁 2 戊子の歳 から文明 5 癸巳の歳までの 6 年間である。	この丁の冒頭にみえる稲荷祭 礼について、応仁 2 年の稲荷 祭礼は、4 月 13 日に執行され ている。この記事以前に欠落 があることは、冒頭に年号表 記が欠けていること、最初の 条の月日記載が「同十三日」 と月名を記載していないこと から明らかである。
(おそらく欠落なし、同じ 9 月条であるとみられる。)					
③	78 頁下段系図の後 ～ 79 頁上段 8 行目	応仁 2 年	(9 月)7 日～ 10 月 1 日	冒頭にみえる天龍寺・臨川 寺已下在々所々焼亡、船岡 の城焼失の記事が、応仁 2 年 9 月であることについて は、『大日本史料』8-2 応 仁 2 年 9 月 7 日条参照。	
(欠落なし)					
④	79 頁下段 8 行目～ 80 頁上段 3 行目	応仁 2 年	(10 月 1 日) 「建武ノ例如 此云々」～ (12 月)21 日	記事の分割は、書陵部統群 書類従本・松岡本の丁の区 切りによる。	(11 月)25 日「今出川殿西方 へ御成了」は足利義視が西軍 陣に赴いたことを示してお り、応仁 2 年である。/ 12 月 9 日、灌頂院内陣に於いて、 浄忍と同子浄幸が布商人を殺 害し逐電した事件について も、応仁 2 年の年紀であるこ とが確認できる(『阿刀家伝 世資料』B 甲 665-35)。
(欠落なく「成篁堂古文書」応仁 3 年 1 月 3 日～同 11 日条に接続すると思われる。)					
⑤	成篁堂古文書 *1 (一紙)	応仁 3 年 (文明元)	1 月 3 日～(1 月) 11 日	応仁 3 年(文明元年)の年 紀が記載されている。	
あるいは一紙分の欠落があるかもしれない。					
⑥	80 頁上段 4 行目～ 10 行目	応仁 3 年 (文明元)	2 月 1 日～ 14 日	(2 月)14 日にみえる宝勝院 坊沽却のこと、文明元年廿 一口方評定引付(天地 37) 2 月 14・16・21 日条に関連 記事があることから、文明 元年であることが明らか。	
欠落あり。					
⑦	80 頁上段 11 行目 ～ 81 頁上段 6 行目	応仁 3 年 (文明元)	(3 月)9 日～ (5 月)16 日	冒頭記事が 3 月である根拠に ついて、次の山名持豊の城陥 落のことを記した「同十七日」 条が応仁 3 年 3 月であること は『大日本史料』8-2 文明元 年 3 月 16 日条から明らか。 また前の条の日付が「同十四 日」で、当九日よりも数字が 後になるので、前条は「二月 十四日」であるはず。当日は 「三月九日」と推測される。	(4 月)22 日条、『大日本史料』 8-2 文明元年 4 月 22 日条に合 致。5 月の記事中に、年号が 去(4 月)28 日に文明に改元 されたとの記載あり。
あるいは欠落があるかもしれない。					
⑧	81 頁上段 7 行目～ 9 行目	文明元年 (応仁 3)	7 月 4 日・10 日	(7 月)10 日清水寺本堂・塔 婆等焼失の記事、『大日本 史料』8-2 文明元年 7 月 10 日条に合致。	
欠落分あり、そのあとに成篁堂古文書中の文明元年(12 月)24 日～文明 2 年 2 月 5 日条が接続する。					
⑨	成篁堂古文書 *1 (⑨⑩併せて一紙)	文明元年 (応仁 3)	(12 月)24 日	『大日本史料』8-3 文明元年 12 月 24 日条参照。	
⑩		文明 2 年	1 月 3 日～ 2 月 5 日	(1 月)27 日清水坂珞皇寺 炎上の記事が『大日本史料』 8-3 文明 2 年 2 月 26 日条 と内容が通じていることか	

仁和寺

『一音坊顕證日記』について

林 晃弘

はじめに

本稿は近世前期の仁和寺の僧一音坊顕證の日記について基礎的な検討を行うものである。顕證は近世前期の仁和寺再興において大きな役割を果たしており、その事績は同寺の歴史を考える上で極めて重要である。仁和寺御経蔵一四二箱に自筆の日記が残されている（一号一～五二）。¹ 原題は「日記要記」「日記」「日次」などであり、これまでの研究では『顕證日記』や『一音坊顕證日記』と呼ばれている。以下では『顕證日記』とする。

まず、現在の『顕證日記』の利用状況を確認しておきたい。この日記は特に寛永・正保年間の仁和寺造営に関する研究のなかで注目されてきた。主要な先行研究としては、川本重雄・川本桂子・三浦正幸「賢聖障子の研究（下）」²が『顕證日記』の記事から堂舎造営の経過を、紺野敏文「仁和寺阿弥陀三尊像の造立年代の検討」³が造像・仏師関連記事を整理している。また、宇野茂樹「寛永復興金堂諸尊像」も『顕證日記』と関連史料を利用して、寛永期の金堂諸尊像の造立について詳細に検討を加えている。

また、近年の久保智康・朝川美幸『もつと知りたいたい仁和寺の歴史』⁴や東京国立博物館他編『特別展 仁和寺と御室派のみほとけ』⁵でも、近世前期の仁和寺再興の文脈のなかで顕證にスポットが当てられ、『顕證日記』の図版も掲載されている。造営事業に関する顕證の史料は御

経蔵一〇〇箱にもまとまって伝存しており、併せて参照することにより具体的な検討が可能になる。⁷

寛永・正保年間の造営事業以外では、田能村忠雄が「絵所権右衛門」こと巨勢昌信について、寛永一九年（一六四二）、正保二年（一六四五）・三年、万治三年（一六六〇）の記事に言及する。⁸ 第二〇冊の寛永二十一年一〇月三日条を落としていることから、この冊を欠く上村観光寄贈の写本（後述）に拠った可能性がある。また、『史料京都の歴史 第一四巻 右京区』は「太秦村」「御室村・花園村」の項目で、計九カ所を読み下しにて引用する。これは上村観光寄贈の写本によるものである。⁹ なお、仁和寺聖教を考える上でも顕證の役割は重要であるが、¹⁰ 聖教関係のまとまった記事は少ないためか、あまり利用されていないようである。¹¹

以上のように、主に建築史や美術史の分野で関連部分の記事が引用されているが、全体にわたる検討はなされていない。また、自筆本はやや読みづらいためか、写本のみにも拠ったとみられるものもあるが、両者の関係は十分に検討されていない。そこで本稿では、本史料の利用環境を向上させるべく、記主とその周囲の人物、記録の概要、自筆本・写本の関係、錯簡の問題等について整理する。

なお、「表1」は御経蔵一四二箱一号の『顕證日記』の各冊の概要を一覧化したものである。また、「表2」は御経蔵一四二箱一号分と後で触れる国立歴史民俗博物館所蔵「田中穰氏旧蔵典籍古文書」分について、記事の有無を月単位で示したものである。¹²

【表1】『顕證日次記』各冊の概要

No.	朱番号	外題	収録期間	紙背	紙数	備考	上村
1	一	(なし)		あり	27	蔵書印：朱長方印「仁和寺／南勝院」、表紙に朱書にて「寛永八年七月」、墨書にて「寛永八年七月」と記す、いずれも後筆か	—
2	二	日次要記	寛永12年12月7日～寛永13年12月21日	あり	10	—	—
3	三	日次記	寛永15年9月8日～11月1日	あり	4	—	—
4	四	(なし)	寛永16年11月3日～寛永17年1月4日	あり	11	表紙から記事を記す	—
5	五	日次 [寛永十七／二月]	寛永17年2月9日～5月4日	あり	21	蔵書印：朱長方印「法住庵」	—
6	六	庚辰暦日次	寛永17年5月5日～6月5日	あり	5	中欠、蔵書印：朱長方印「法住庵」	—
7	七	日次 [寛永十七庚辰／七月十五日]	寛永17年7月15日～8月20日	あり	8	蔵書印：朱長方印「法住庵」	—
8	八	寛永十七年八月日次記	寛永17年8月21日～10月16日	あり	15	蔵書印：朱長方印「法住庵」	—
9	九	寛永十七年 [庚／辰] / 十月下旬 / 日次記	寛永17年10月17日～11月25日	あり	14	蔵書印：朱長方印「法住庵」	—
10	十	寛永十七年十一月日次 / 至臘月晦日	寛永17年11月25日～12月29日	あり	7	中欠カ、蔵書印：朱長方印「法住庵」	—
11	十一	日次記 [寛永十八十一月八日 / 始之]	寛永18年11月8日～12月12日	あり	19	蔵書印：朱長方印「法住庵」	○
12	十二	寛永十八年 / 全十九年日記	寛永18年12月27日以前 ～寛永19年1月15日	あり	11	表紙は後補、1丁目は破損大	○
13	十三	日次記 [寛永十九 / 正十五]	寛永19年1月15日～2月4日	あり	10	蔵書印：朱長方印「法住庵」	○
14	十四	(なし)	寛永19年2月5日～3月8日	あり	14	表紙から記事を記す	○
15	十五	寛永十九年三月日次	寛永19年3月8日～5月21日	あり	11	朱番号の「五」を墨書にて「六」に訂正	○
16	十六	巡礼記	寛永19年4月19日～4月25日	あり	5	朱番号の「六」を墨書にて「五」に訂正	○
17	十七	日次記 [寛永廿 / 六月]	寛永20年6月26日～9月25日	あり	8	蔵書印：朱長方印「法住庵」	○
18	十八	寛永廿暦日次記 [從六月十五日 / 至八月十五日]	寛永21年6月15日～8月15日	あり	8	表紙に「寛永廿暦」とあるが、正しくは寛永21年の日次記	○

19	十九	寛永廿年日次 [九月廿五日]	寛永20年9月25日～12月9日	なし	10	蔵書印：朱長方印「法住庵」	○
20	廿	(なし)	寛永21年9月27日～10月23日	あり	11	表紙から記事を記す、前後欠	—
21	廿一	寛永廿一申日次 [自九月七日／至同廿六日]	寛永21年9月7日～9月26日	あり	8	中欠カ、蔵書印：朱長方印「法住庵」	○
22				(欠)			
23	廿三	正保貳年日次記 [起壬五月十四日／至六月廿日]	正保2年閏5月14日～6月19日	あり	9	蔵書印：朱長方印「法住庵」	○
24	廿四	正保三年 [丙／戌] 正月日記 [從元日／至廿五日]	正保3年1月1日～1月25日	あり	9	—	○
25	廿五	正保三年 [丙／戌] 三月日次 [從廿一日／至]	正保3年3月21日～5月20日	あり	6	—	○
26	廿六	日次	正保3年10月11日～12月3日	あり	10	—	○
27	廿七	正保三戊十二月日次	正保3年12月5日～12月29日	あり	6	—	○
28	廿八	正保第四曆記	正保4年1月1日～12月16日	あり	9	中欠カ	○
29	廿九	正保五年 [戊／子]	正保5年1月1日～5月13日	なし	10	—	○
30	三十	慶安元七日記	慶安1年7月3日～11月9日	あり	7	朱番号は「四十」と記し、「四」を「三」に訂正する	○
31	卅一	慶安 [己／丑] / 慶安己丑記	慶安2年9月24日～12月29日	あり	8	錯簡あり	○
32	卅二	慶安上章撰提記	慶安3年1月1日～1月5日	あり	2	—	○
33	卅三	寛永十八年 / 明暦三年	慶安3年1月6日～7月28日	あり	9	表紙は後補、内容は慶安3年	○
34	卅四	慶安庚寅仲商日記	慶安3年8月1日～12月27日	あり	8	—	○
35	卅五	慶安四 [辛／卯] 正月記	慶安4年1月1日～3月14日	なし	12	—	○
36	卅六	慶安四年日次 [三月]	慶安4年3月16日～11月晦日	あり	14	—	○
37	卅七	承応新年記	承応1年9月日～12月28日	あり	9	—	○
38	卅八	承応二年 [癸／巳] 日次記	承応2年1月1日～3月15日	あり	9	—	○
39	卅九	承応二年記	承応2年6月10日～9月2日	なし	7	表紙は後補、表紙に付箋あり	○
40	四十	承応二日次記 [同三年]	承応2年9月5日～承応3年1月22日	あり	9	—	○

41	四十一	承応二三日次記	承応2年3月21日～6月11日	あり	7	—	○
42	四十二	明暦元年〔乙／未〕記	明暦1年8月16日～9月20日	あり	5	—	○
43	四十三	日次〔明暦二〕	明暦2年閏4月5日～10月23日	あり	13	—	○
44	四十四	明暦三記	明暦3年2月13日～3月21日、他	あり	7	錯簡あり	○
45	四十五	万治第二暦日次記	万治2年1月1日～3月23日	あり	8	—	○
46	四十六	万治二要記	万治2年3月12日～万治3年6月24日	なし	29	—	○
47	四十七	万治第三歳〔庚／子〕	万治3年1月1日～6月3日	あり	7	—	○
48	四十八	寛文七	寛文7年1月8日～7月28日	あり	8	—	—
49	—	明暦参〔起三月／至九月廿一日〕	明暦3年3月晦日～9月21日 寛永17年5月20日～5月24日	あり	7	錯簡あり、中欠、収録期間については本文参照	○
50	—	(なし)	明暦3年5月21日～8月15日	あり	10	前後欠、収録期間については本文参照	—
51	—	(なし)	年未詳	あり	3	錯簡	※
52	—	(なし)	寛永21年10月20日～10月21日	あり	1	断簡	—

*「上村」欄は上村観光寄贈の写本に写されているものに「○」を付した。なお、51については本文を参照。

【表2】『顕證日次記』の記事の有無（月単位）

和暦	西暦	1	閏1	2	閏2	3	閏3	4	閏4	5	閏5	6	閏6	7	閏7	8	閏8	9	閏9	10	閏10	11	閏11	12	閏12	
寛永8	1631	×		×		×		×		×		×		1		1		1		1		×		×		×
寛永9	1632	1		1		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×
寛永12	1635	×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×
寛永13	1636	2		2		2		2		×		×		2		×		×		×		×		×		2
寛永14	1637	×		×		×		×		×		×		×		×		歴博		歴博		×		×		2
寛永15	1638	×		×		×		×		×		×		×		×		3		3		3		×		×
寛永16	1639	×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		3		×		×
寛永17	1640	4		5		5		5		5・6・49		6		7		7・8		8		8・9		4		4		4
寛永18	1641	×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×
寛永19	1642	12・13		13・14		14・15		15・16		15		17		17		17		17・19		19		11		×		×
寛永20	1643	×		×		×		×		×		18		18		18		21・20		20・52		×		×		×
寛永21	1644	×		×		×		×		×		23		23		×		×		×		×		×		×
(正保1)																										
正保2	1645	×		×		×		×		×		23		23		×		×		×		×		×		×
正保3	1646	24		×		25		25		25		×		×		×		×		26		26		×		26・27
正保4	1647	28		28		×		×		×		×		×		×		28		28		28		×		28
正保5	1648	29		29		29		29		29		×		30		30		×		×		×		×		×
(慶安1)																										
慶安2	1649	×		×		×		×		×		×		×		×		31		31		31		×		31
慶安3	1650	32・33		33		33		33		33		33		33		34		34		34		34		×		34
慶安4	1651	35		35		35・36		36		36		36		36		36		36		36		36		×		36
慶安5	1652	×		×		×		×		×		×		×		×		37		37		37		×		37
(承応2)																										
承応2	1653	38		38		38・41		41		41		41・39		39		39		39・40		40		40		40		40
承応3	1654	40		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×
承応4	1655	×		×		×		×		×		×		×		42		42		43		43		×		×
(明暦元)																										
明暦2	1656	×		×		×		43		43		43		43		43		49		49		49		×		×
明暦3	1657	×		×		49		49		49・50		50		50		50・49		49		49		49		×		×
明暦4	1658	×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×
(万治元)																										
万治2	1659	45		45		45・46		46		46		46		46		46		46		46		46		×		×
万治3	1660	47		46・47		46・47		46・47		46・47		46・47		46		46		46		46		46		×		×
寛文7	1667	48		×		48		×		×		48		48		×		×		×		×		×		×

*数字は『顕證日次記』自筆本の番号。「歴博」は国立歴史民俗博物館「田中稷氏旧蔵典籍古文書」分。錯節のうち年月が確定できない第4冊・第51冊は除いた。

第一章 一音坊顕證と周囲の人びと

一、顕證の略伝

まず、記主の一音坊顕證について簡単に紹介したい。履歴についての基礎史料は、貞享元年（一六八四）に仁和寺真乘院孝源がまとめた「法住菴顕證上人一音房略伝」（以下、「略伝」と呼ぶ）である。早くに土宜覺了が高山寺伝来のものを翻刻している¹³。それをもとにいくつかの事績を加えたものが、密教辞典編纂会編『密教大辞典』¹⁴の顕證の項目で、次の通りである。

仁和寺の学匠。字は一音、俗姓木村氏、慶長二年十二月廿一日摂州生玉に生る。幼にして聡叡、十一歳の時紀伊高野山に登り、釈迦文院宥盛に謁して得度し、広沢華藏院の法軌によりて四度加行を修し、後暫く郷里に帰り、泉州堺に仮居す。歳十八益々密教の玄奥を慕ひ、仁和寺に來りて心蓮院に寓し、又梅尾山寺に入りて菊淵に逢ひ、広沢伝法院流の四度を重修し、初めて灌頂壇に入りて両部の印璽を受く。次いで洛西法輪寺恭畏の門を叩きて醍醐地藏院流の四度を受け、槇尾平等・心王院恵燈に就きて地藏院流の灌頂を受け、更に心蓮院宥盛に従ひて広沢流の源底を尽す、之より諸方に遊化して密法を修し、又仁和・高山両寺の経庫に入りて数千卷の聖教経書を修補す。寛永年間幕府の発願によりて禁裏の諸殿を仁和寺に賜ひ、寺基再興の業を始むるや、師は覺深法親王を補佐して拮据これに尽瘁し、点地・堂塔殿舎の配置結構・仏像の彫塑・莊嚴の具足等総べて先蹤往謨に則り、中興の偉業を完成せり。延宝二年三月浄嚴は師の盛誉を慕ひて上洛し、尊寿院道場に於て密軌の蘊奥を授かり、且つ梅尾法

鼓臺の聖教を借覽す。晚年北長尾の辺に法住庵を新建して此に移り、専ら禪誦密觀を事とす。延宝六年二月十三日同庵に寂す、寿八十二。その墳墓もと長尾に在りしが、最近花園法金剛院内仁和寺墓地に移せり。著作に心地開通抄二卷・血脈鈔十二卷・光明真言法一卷・邪偽経印信一卷等あり。

（続日本高僧伝十一・孝源撰法住庵顕證上人一音房略伝）

主に「略伝」に基づきつつ、顕證の修学・研鑽の過程、仁和寺での聖教の整理、寛永・正保期の造営事業への尽力などについての確にまとめられている。現在の顕證の説明は、おおよそこの内容に基づくものである。

『顕證日次記』や関連史料をもとにいくつか補足すると、まず、法名は元和八年（一六二二）から寛永四年（一六二七）ごろには「兼性」と表記しており、のちに「顕證」と改めている¹⁵。『顕證日次記』紙背文書を見ると、寛永八（一六三一）・九年記である第一冊紙背には、「方寸様」「方寸房様^カ」という人物に宛てた文書が四点ある。これらの発給者のうち常住坊という人物は大坂・住吉のあたりの者のようであり、確実なことは言えないが、「方寸」はこの地域出身の顕證の可能性が高いように思われる。よく知られる「一音坊」との坊号は、第四冊紙背の寛永一五年（一六三八）に比定できる六月四日付の安藤加左衛門尉書状に見える¹⁶。また、複数ある仮名書きの紙背文書の宛所から「いちおんぼう」と読むことが確定できる。

「略伝」で顕證が晩年に居住したとされる法住庵は、文妙上人と号した印玄法印が隱遁した北長尾の庵室に由来し、現在の宇多の福王子町と長尾町の境付近にあったという¹⁷。この点に関連して、顕證の蔵書印として「法住庵」印が知られており、第二二冊の寛永二年（一六四四）

九月二四日条で蔵書を貸し出す際にこの黒印を用いている。また、正保三年（一六四六）正月記である第二四冊紙背の八月二日付信政書状は「法住庵御房」宛である。顕證は四十代のころには法住庵と称していたようである。

二、顕證の俗縁

ここでは日記を読み解く上で参考になると思われることから、顕證の俗縁について簡単に紹介しておきたい。「略伝」によれば顕證は摂津生玉に生まれ、俗姓は木村氏であったという。顕證の父は後述の史料から木村宗知という名であることが知られるが、宗知がどのような人物であったかは不明である。

母は『顕證日記』第三六冊の慶安四年（一六五二）八月四日条に「今日河内久宝寺姉兩人使越了、母廿五年忌追善料指上了」、六日条に「母忌景僧齋了」とある。また、第四六冊の万治二年（一六五九）八月六日条で三十三回忌を行っている。寛永四年（一六二七）八月六日に没したものとみられる。

顕證には姉が二人あり、日記や紙背文書から交流の一端がうかがえる。ひとりには久宝寺の姉、いまひとりは江戸の姉である。

まず、久宝寺の姉は、河内国久宝寺の安井小左衛門友勝の妻である。友勝の兄安井定吉（道卜）の子孫の安井九兵衛家伝来の系図には、友勝について「木村宗知娘ヲ妻トス、清知ト号ス、仁和寺一音坊妹也」と記載する。¹⁹この仁和寺一音坊が顕證であり、父が木村宗知なる人物であることが知られる。

久宝寺の姉には子が少なくとも二人確認できる。ひとりは安井小左衛門友重である。²⁰このことから紙背文書の差出にみられる「こさへもん

はゝ」は久宝寺の姉であることがわかる。もう一人の子は安井与一右衛門で、万治三年（一六六〇）五月二日に没する（『顕證日記』第四七冊同六日条）。

江戸の姉は、第二四冊の正保三年（一六四六）正月一九日条に「江戸予姉方状来」とあるのが初見である。この記事によれば子は梶原左内と名乗っており、正保二年六月に越中富山の前田利次に仕えて二〇〇石を与えられ、同年八月に江戸へ下ったという。したがって紙背文書の差出人の「さないはゝ」は江戸の姉のことである。第三七冊表紙の書付によれば、左内は承応元年（一六五二）時点で二二歳である。

明暦三年（一六五七）三月二九日の晩、左内は富山城下において、小姓同士の密通事件を契機に目付を殺害し、自らも切腹して果てる。この時、顕證の姉も自刃し、享年は六三であったという（『顕證日記』第四九冊、明暦三年四月二日条²¹）。なお、この一件については、『加賀藩史料』が加賀藩家老今枝直方の『新山田畔書』をもとに明暦二年の事件として綱文を立てているが、²²正しくは明暦三年の出来事であることがわかる。『顕證日記』はこの事件に関する貴重な同時代史料である。

三、顕證と仁和寺の人びと

仁和寺における関係の深い人物についても簡単に紹介する。まず、覚深入道親王である。後陽成天皇の第一皇子で、天正一六年（一五八八）生。文禄三年（一五九四）に親王宣下をうけ、儲君同前に遇されていたが、慶長六年（一六〇一）三月五日に真光院に入り、同二八日に出家する。同十五年に灌頂を受ける。寛永一一年（一六三四）、上洛中の徳川家光に仁和寺再興を求め、その後、幕府の支援のもと実現する。正保五年（一六四八）没。²³顕證は覚深入道親王のもとで仁和寺再興の一連の

事業に携わる。

次の性承（承法）入道親王は、後水尾天皇の第三皇子で寛永一四年（一六三七）生。正保四年（一六四七）九月二五日に親王宣下をうけ、同二七日に出家する。延宝六年（一六七八）没。²⁴ 顕證との関係で興味深いのは、若年の性承入道親王に対して読書の指南を行っている点である。例えば、『御室御記』第一冊の慶安三年（一六五〇）九月三日条に「一音坊頭痛再発故御物読無之」、四日条に「一音坊出頭、御読書有之」とある。²⁵ また、『顕證日次記』第三九冊の承応二年（一六五三）七月一日条に「宮様従今日釈論御読書被始之了、新摺御本被召了」とある。顕證はその学識をもって教育を担当していたのである。

顕證は院家の心蓮院に属していた。顕證の時代の院主は宥厳・雅厳である。宥厳は『顕證日次記』で「師主御房」「師主僧正御房」などと呼ばれる人物である。『仁和寺諸院家記（恵山書写本）』には、「宮内卿、晋海僧正付法、寛永十九年十一月三日、任権僧正、六十二、寛文二年六月廿五日、入滅、八十二、云々」とある。²⁶

雅厳は、『顕證日次記』では「二位公」などとして登場する人物である。『仁和寺諸院家記（恵山書写本）』では「二位、土御門安二位泰重猶子、権僧正宥厳入室、承応元年二月八日、得度、十三、万治二年三月十三日、入壇、廿、同四年 月 日、権律師、永 宣旨、寛文三年十一月十五日、任権少僧都、廿四」とある。²⁷

この他、顕證と親しい仁和寺僧として阿證がいる。もとは佐竹義継といい、佐竹義重の子として慶長一五年（一六一〇）に生まれ、佐竹北家を継いだ人物である。兄義宣の跡を継ぎ藩主となることが予定されていたが、寛永三年（一六二六）に廢嫡され、京都に居住し、出家して芳楊

軒阿證と号した。寂尔房ともいう。正保三年（一六四六）に尊寿院を再興し、寺地を賜る。明暦二年（一六五六）閏四月八日に没した。²⁸ 『顕證日次記』をみていくと顕證と阿證は行動を共にすることが多く、日常的な交流を見て取ることができる。

第二章 『顕證日次記』の概要

一、御経蔵一四二箱の自筆本

御経蔵一四二箱の『顕證日次記』の自筆本は、「表1」にまとめたとおりである。表紙に朱筆で附番してあるものが「一」から「四十八」までで、「二十二」は欠である。貼付されるラベルは第四八冊までは朱筆の通りに付番される。それに続き、朱筆のない冊を四九・五〇・五一、断簡一点を五二とする。調査段階では五〇・五一・五二を紙綴りで一括し、「目録外」と記してあった。²⁹ この他にも御経蔵一四二箱三号は『顕證日次記』の断簡であり、一は「寛永十八年「辛／巳」正月日次記」等とあり、二は年未詳正月八日条等を記す一紙分である。いずれも紙背文書がある。この自筆本は仁和寺尊寿院に伝来し、文久二年（一八六二）一二月の教遍僧正遷化後に御経蔵へ移されたものである。³⁰ その時の史料が一四二箱に残される次の二点である。

〔史料1〕仁和寺史料 御経蔵一四二箱四号

(一)

顕證上人日並記

右者当院古記類之内秘用之品也、此度教遍僧正依遷化院内無人、且信美不調法二附、守護之処モ無覺束奉存候間、当時

御殿御経蔵江奉納置候、尤此儀者古僧正在世中雑話之砌被申置候故也、

文久二戊十一月 尊寿院家 武田図書信美

謹誌

(二)

顕證上人日並記

大ノ分 四十一冊

小ノ分 六冊

紙文庫入 壹包

外二

信美新写^(武田) 十一冊

右者当院古記類之内秘用之品也、此度僧正殿依遷化院内無人、且信美不調法二候間、守護之処モ無覺束奉存候間、当時 御殿御経蔵奉納置候、尤此儀ハ故僧正殿在世中御雑話之砌被仰置候御趣意之故也、但シ、僧正殿遷化之後、右之段矢守左衛門大尉ヲ以申上、則今日 相納置事、

文久二戊十一月七日 武田図書信美

注目したいのは、(二)の冊数の記述である。「大ノ分」が四一冊、「小ノ分」が六冊、「紙文庫入」が一包と、武田信美の新写本一一冊であるとする。「大」と「小」を合わせると四七冊であり、現状の附番された冊数と一致する。

ただし、「大」「小」の区分は明瞭ではない。ここで形状について簡単に説明すると、大多数は、①料紙の短辺を半分に折り、それを重ねた状

態で半分に折り、綴じたものである。これ以外に、②横帳のもの(第四冊・第一二冊・第一七冊)、③料紙の短辺を半裁し、それを半分に折った状態で重ねて袋綴じにしたもの(第三冊・第五冊・第一一冊・第一九冊・第三〇冊)、④小型の縦帳とするもの(第二九冊・第四八冊)、⑤切紙を小さな横丁にしたもの(第四六冊)がある。

朱筆にて番号が附された四七冊のうち、一紙の約二分の一の大きさが三冊(②)、約四分の一の大きさが四一冊(①・③)、それ以下のものが三冊(④・⑤)であり、「大」四一冊、「小」六冊に区分することは難しい。文久二年以降に形状が変更された可能性も考えられる。

また、武田信美の新写本一一冊についても不明である。ただし、後で触れる一四二箱二号の近世の写本は、「史料一」と文字の感じが似ており、そのうちの一冊に該当する可能性がある。

自筆本の利用にあたって注意すべき点があるので、以下、列記しておきたい。

1、表紙と内容の年代が相違するもの

(1) 第一八冊は表紙に「寛永廿曆日次記〔從六月十五日／至八月十五日〕」とあるが、実は寛永二十一年(一六四四)のものである。このことは、例えば七月二日条に寛永二十一年の口宣案を写すことから明らかである。なお、川本重雄・川本桂子・三浦正幸「賢聖障子の研究(下)」は正しく寛永二十一年の日記として利用し、宇野茂樹「寛永復興金堂諸尊像」もこの点を注で指摘している。³¹⁾

(2) 第三三冊は後補表紙に「寛永十八年／明曆三年」とあるが、内容は慶安三年(一六五〇)の日次記である。正月九日条に細川光尚死去(慶安二年二月二六日没)の伝聞記事がある。なお、朱

筆の附番は正しく時代順になっている。

2、朱番号の順序

(1) 第二〇冊・第二一冊は朱筆の番号の順序が逆転しており、第二二冊・第二〇冊の順が正しい。

(2) 承応二年(一六五三)分は、第三八冊・第四一冊・第三九冊・第四〇冊の順である。後述のように一四二箱二号の写本はこの正しい順序である。一方、同七号の写本は現状の番号順である。

3、月の誤記

第三四冊の本文中に「壬十一月朔日」とあるのは壬十月の誤りである。第五〇冊の本文中にも月を誤った箇所がある(後述)。

4、記事の重複

第四六冊と第四七冊には重複する記事がある。例えば、万治三年(一六六〇)四月二三日条の場合は、(性承入道親王)第四六冊には「今日御門主関東御下向、御首途」、第四七冊には「天陰、今日御門主江戸御下向、勢多迄御送参了、石山衆於橋詰御膳被上、御伴上下悉被申付了」とある。ただし、双方に共通する記事は数件である。この点をどのように理解すべきかについては今後の課題である。

5、錯簡・脱落等

第三二冊・第四四冊・第四九冊・第五一冊に錯簡がある。第六冊は中欠であり、第一〇冊・第二一冊・第二八冊も一部脱落の可能性がある。第二〇冊は前後欠で、部分的な切り取りもみられる。第五〇冊も前後欠である。これらのうちいくつかの点は本章三・四で検討を加えることにしたい。

二、御経蔵一四二箱以外の顕證の記録

御経蔵一四二箱以外のものとして、国立歴史民俗博物館所蔵「田中穰氏旧蔵典籍古文書」三四六の『未詳記』がある。これは寛永一四年(一六三七)九月二二日から一〇月一四日の記録であり、筆跡・内容から顕證の記録の一つとみてよい。「法住庵」印と「仁和寺／尊寿院」印が重ねて押してある。体裁は縦帳である。紙背文書もみられない。これらの点は御経蔵一四二箱分と異なる。

この他の顕證の記録としては、向井芳彦が、「仁和寺再興記」の転写本が仁和寺旧臣香山家に伝来していると記しているが、この記録は現在確認できないようである。また、高山寺にも顕證の記録類が残るとい³³う。

『顕證日次記』とは性格が異なるが、顕證の記録は『御室御記』の中にもある。『御室御記』は仁和寺坊官によって書き継がれ、慶安二年(一六四九)から安政五年(一八五八)まで一八九冊が現存する³⁴。顕證が関わったことがはっきりわかる部分が承応二年(一六五三)の次の記事である。

〔史料2〕『顕證日次記』第四一冊 承応二年四月二一日条

一、(性真入道親王)従大覚寺殿渡辺庄右衛門申侍為御使者参了、太秦開帳之事被仰参了、様子御日次記予付了、

〔史料3〕『御室御記』第一冊 承応二年四月二一日条

十一日、曇、今日(性真入道親王)従大覚寺殿御使者以被仰入、今度太秦寺僧開帳之儀可令執奏之旨依申上候、(後水尾院)仙洞被仰上候処、無相違被仰出候、早々可被仰進候処、一両日已前相究被仰出候故、只今以御使者被仰参候由、

御使渡部庄右衛門申云々、御返事云々、太秦開帳之義珍重思召候、然者如先規役者被示合可被遣旨、一条良琢申渡了、

〔史料2〕の「御日次記予付了」に相当する記事が〔史料3〕である。字体からも顕證自身が記したとみてよい。この時期の『御室御記』を執筆した者の一人が顕證であることがわかる。ただし、顕證筆と思われる部分の割合は高くはない。

これ以外の部分では、『御室御記』第四冊のうちに「四 二冊之内／明暦三自五月始之御日次記」と記された一丁分の記録が綴じ込まれている。これは字体から顕證の筆とみられる。

このように御経蔵一四二箱以外にも顕證の作成した記録が確認できる。また、当時の『御室御記』の記録方法の一端も明らかになる。

三、写本と錯簡

御経蔵一四二箱の内には二種の写本がある。一種は近世の写本一冊であり、以下では仮に「近世写本」とよぶ。もう一種は大正三年（一九一四）に臨済宗の僧侶で五山文学研究家である上村観光が寄贈した写本上下二冊であり、仮に「上村写本」とよぶ。

「近世写本」（一四二箱二号）は、外題に「一音坊日記〔慶安四／承応二〕」とある。第三七冊・第三八冊・第四一冊・第三九冊をこの順で写したものである。前述のように、この部分の順序はこの通りであり、この写本の作成時点では正しい順序になっており、その後、朱番号が付された段階で前後した可能性が考えられる。なお、本写本の第三九冊部分の後半は、綴じる際に順番を間違えたようで、錯簡となっている。

前述のように、この写本は文久二年（一八六二）に尊寿院から御経蔵

に移された武田信美の新写本一冊のうちの二冊にあたる可能性がある³⁵。〔史料1〕と筆跡が近いように思われる。

「上村写本」（一四二箱七号一・二）は、外題は一冊目が「一音坊日記」、二冊目が「一音坊日記 下」、で、内題はいずれも「一音坊顕證日記」とする。二冊目の奥書に次のように記される。

〔史料4〕「上村写本」第二冊奥書

日次記二冊者上村観光氏寄贈也、

大正三年九月日 現住比丘法龍（上世）記

「表1」の「上村」欄に丸印をつけたものが本写本に写された冊である。抜けがある点は注意を要する。冊単位で写してあるものは、第四三冊までは番号順であるが、以降、第四九冊・第四五冊・第四六冊・第四七冊の順である。

この写本を確認すると、錯簡の部分は、第四九冊は現状と同じであるが、第三一冊・第四四冊・第五一冊は異なっている。この三冊に含まれる錯簡は、「上村写本」では、A自筆第三二冊と第三三冊の間、B自筆第四三冊と第四九冊の間の二カ所にまとめて写されている。

第三一冊については、現状、最も内側に綴じてある「一、今日因州鳥取石川源右状来」から某月二四日条までの一紙分が錯簡である。この一紙分は、「上村写本」では第三一冊のなかにではなく、Aの部分に二カ所に分けて写されている。つまり「上村写本」作成時点では第三一冊とは別に綴じられていたものが、現状は第三二冊に竄入しているのである。なお、一二日条には「今日前大覚寺宮七回忌云々」との記事があり、尊

性入道親王（慶安四年三月二日没）の七回忌で、明暦二年（一六五六）三月であると考えられる。

第四四冊の分は、A・Bの部分に分かれて写されており、記載順も異なる。第五一冊の三紙の内一紙分は、Aの冒頭部分の「極官去年済」から「水本殿書状」にあたり、同冊の他の二紙については写されていない。このように、第三一冊・第四四冊・第五一冊の錯簡分は、「上村写本」の作成段階では現状と異なるかたちで存在していたようであり、その後現在の構成にまとめ直されたとみられる。つまり現状の編成は比較的新しい時期に手が加えられている可能性が高いといえる。

四、錯簡・断簡部分の復元

錯簡や欠のある部分を検討したところ、寛永一七年（一六四〇）、明暦三年（一六五七）の日記において復元ができた。また断簡の第五二も元の位置が特定できた。これらの点について以下で報告する。

なお、先述のように、御経蔵一四二箱の『顕證日記』は、料紙の短辺を半分折り、それを重ねた状態でさらに半分に折って綴じたものが多く、以下で取り上げるものはいずれもこの体裁である。これらは解体して一紙ごとにする、表紙と裏表紙が同じ面になり、二紙目、三紙目の順に内側になる。そのため、外側から一紙目、二紙目、三紙目のように示す。

(1) 明暦三年記

先に明暦三年（一六五七）分から検討を加える。明暦三年の記事は第四四冊・第四九冊・第五〇冊にみられる。

第四四冊は最も外側の一紙の表紙にあたる部分に「明暦三記」とある。

二紙目に「明暦三酉二月」とあり二月一三日から三月二一日の記事がある。間に挟まる部分が中欠となり、二紙目から一紙目にかけて某月一日から二〇日の記事がある。後半の部分が何月の記事であるかは特定できていない。

第四九冊は全七紙である。外側から数えて一紙目に「明暦参」[起三月／至九月廿一日]とある。二紙目に「明暦三年酉」とあり、三月晦日以降の記事が記され、四月五日条には阿證の一周忌の記事がある。二紙目から三紙目にかけての四月一二日条に梶原左内切腹・同母自害の記事がある。四紙目の五月一九日条に梶原左内とその母の四十九日の記事がある。次の五紙目まで連続するものとみられ、前半は五月二一日までの記事がある。その内側の六紙目・七紙目は接続せず、中欠となっている。後半は八月一七日から九月二一日の記事がある。

第五〇冊は、全一〇紙で、前後欠であるが、この部分の記事は連続するものとみて問題ない。七月一〇日条に梶原左内とその母の百カ日の供養の記事があることから明暦三年記である。外側から数えて四紙目に「五月朔日」とあることから、それから遡り、日付が記される最初の記事である二紙目の某月二二日条は四月となるはずであるが、実は第四九冊の外側から三紙目にも五月一日の記事があり、同日の記事が重複することになる。

結論からいえば、この第五〇冊の「五月朔日」との記載は「六月朔日」の誤記である。これに続く五紙目の六日条に「五仏常信院廻文来、明後八日樋口平大夫第三回忌、斎可来由申参候」とある。前年の明暦二年六月八日条（第四三冊）に「今日樋口平大夫一周忌」とあることから、樋口の忌日は六月八日とみてよい。³⁶ また、その次の七日条には祇園祭の

記事があり、これも六月の行事である。したがって、第五〇冊の「五月朔日」は「六月朔日」の誤記であると考えられ、同冊において日付が記される最初の記事は五月二二日条ということになる。最後の記事の日付は八月一五日である。

これで日付的には第四九冊の五紙目までの間に第五〇冊が入っても問題がない。念のために接続部分を改めて確認しておく、後半の、第五〇冊末尾の八月一五日の記事は「今日江戸知足院後住（寛永）続目御礼、使僧被差上」で終わっている。それに続くことになる第四九冊の五紙目の部分の冒頭は「銀子参枚被上、柴ノ金剛院トヤラン云僧云々、前住遺言之由申了」であり、内容的に一つの記事であるとみてよい。

以上のことから、第四九冊の外側から五紙分と第五〇冊を合わせて、明暦三年の三月晦日から九月二一日までの日次記を復元することができた。ただし、これと第四四冊分との関係はなお検討を要する。

(2) 寛永一七年五月・六月記

第四九冊の七紙のうち、外側の第五紙までは明暦三年記であったが、残りの内側の二紙についても年代が特定できる。この部分には二二日から二四日の日付がある。このうち、二二日条で顕證は渡辺了（推庵）を見舞っている。渡辺了については、第七冊の寛永一七年（一六四〇）七月二四日条に「夜八時分渡辺推庵大仏卅三間於屋敷死去、年七十九歳」とあり、これより降ることはない。次に、二四日条をみると、嵯峨から帰った心蓮院の納所法師が「一昨日板倉周防守清涼寺被来、积尊御戸の鑰請取、本願へ被渡之云々」と語ったとあり、それについて顕證は「数年公事落居了、大覚寺宮・寺僧等恥辱之至也」などと記している。寛永

一四年一〇月九日の火災後に清涼寺の本願と大覚寺の相論が起きたことが知られているが、それが一旦決着したのであろう。³⁸したがって寛永一四年一〇月以降、寛永一七年六月以前に絞り込め、その後ろの方の時期のものであると考えられる。

ここで注目されるのが二二日条の「今日 前近衛関白殿御帰着云々」という記事である。前近衛関白は近衛信尋のことであり、その子尚嗣の日記には寛永一七年五月二二日条に「前関白御上洛」とある。³⁹また、同じく二二日条の「成多喜勝運帰着了、於関東御一礼、首尾無残所之由被語申了」は、『顕證日次記』第五冊の寛永一七年四月一七日条の成多喜勝運が徳川家光の江戸城本丸移徙の祝儀の使者として関東に発足したという記事に対応する。以上のことから、この二紙分は寛永一七年五月の記事である。

この期間については第六冊が寛永一七年五月五日から六月五日の記録であるが、現状の最も内側の部分をみると五月二一日から二四日までの記事を欠いている。第四九冊の二紙は、まさにこの部分に該当するものであり、その冒頭の絵師雲谷等益に関する記事などは五月二〇日条のつづきということになる。

(3) 断簡の第五二

第五二は二二日の記事を含む断簡である。これは第二〇冊目の外側から三紙目の欠損部分に当てはまる。断簡部分の二二日条の末尾は「賀茂半承被遣□□候間」であるが、判読不能の二文字分は、第二〇冊目の対応する部分と合わせると「他行」と読める。したがってこの断簡は寛永二二年（一六四四）一〇月二〇日・二二日条の一部である。

おわりに

本稿では近世前期の仁和寺再興において重要な役割を果たした一音坊顕證の日記について、自筆本の概要、写本との関係、錯簡の問題など、外形的なことから整理してきた。現状錯簡となっている一部については、本来の構成を復元することができた。

『顕證日記』は記録が残らない時期もあるため断片的にはなるが、近世前期の仁和寺と周辺の社会を知る上で貴重な記録である。顕證による聖教等の奥書や他の記録類、『御室御記』などの関係史料と併せてさらなる活用が望まれる。

【付記】本稿をまとめるにあたっては総本山仁和寺学芸員朝川美幸氏から史料の所在や関連文献等について多大なご教示をいただいた。記して謝意を表する。なお、本研究はJSPS科研費18H03583のほか、20H00010・21K13090の成果を含むものである。

後注

- 1 「仁和寺史料御経蔵百四十二箱」（東京大学史料編纂所ポーンデジタル BD2015-019201）。紙背文書についても撮影を行った。
- 2 『国華』一〇二九、一九七九年。
- 3 『佛教藝術』一二二、一九七九年、のち改題の上、紺野敏文『日本彫刻史の視座』中央公論美術出版、二〇〇四年。
- 4 『仁和寺研究』二、二〇〇一年。
- 5 東京美術、二〇一七年。
- 6 特別展図録、二〇一八年。
- 7 御経蔵一〇〇箱の顕證関係史料を用いたものに、林温「仁和寺五重塔内 莊嚴と顕證―近世初期仏寺堂内絵画制作事業の具体相―」（『MUSEUM』六八四、二〇二〇年）、同「仁和寺観音堂壁画―近世初期仏教空間の構想―」（『芸術学』二四、二〇二二年）がある。
- 8 「仁和寺の巨勢家譜について」（『大和文化研究』六巻二号、一九六一年）。
- 9 平凡社、一九九四年。「太秦村」四七の注記に「仁和寺僧顕証の日記。なお当巻では、その写本を使用」とある。「御室村・花園村」での引用では史料名を「一音坊顕澄日記」としているが、『顕證日記』のことである。九七の記事の五行目で「板倉周賀守」と記し、「周」を「伊」に直すか、この修正は自筆本にはなく、上村観光寄贈の写本にはみられるものである。
- 10 顕證による典籍・聖教の整理については、阿部泰郎「守覚法親王と『密要鈔』」（阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究【論文篇】』勉誠社、一九九八年）第二章四、朝川美幸「近世仁和寺典籍・聖教成立の一側面」（『密教学研究』五三、二〇二二年）。朝川が指摘するように、顕證は寛永八年七月に『御靈宝目録』『密要鈔目録』『紺表紙目録』『御聖教惣目録』『諸記録目録』をまとめている。『顕證日記』の最初の記事は、第一冊挟み込みの断簡の寛永八年七月二五日条である。また、寛永八年八月一四日条には「入相時分、從菩提院（信遍）殿以御使從 門主（覺深入道親王）孔方資八千字拜領云々、謹頂戴了、退云、去

夏御聖教考合之賞歟、向後以之思之、進難為之者也、豈末世有様事、志雖在、善事隨時難成、比興々々」とある。顕證が覚深入道親王より「八千字」の錢（孔方品）を拝領したという記事であり、この年の夏に仁和寺聖教を勘合した賞かと考え、思いを新たにしているようである。聖教の整理事業の完了が、日記を継続的に記す契機となった可能性も考えられる。

- 11 『顕證日次記』には聖教の書写・修補・購入等の記事もみられる。注目されるものとして、第一五冊の聖教購入の記事がある。寛永十九年（一六四二）三月二十六日、顕證は寺町の中野是誰の物本屋で『景德伝燈録』等の七種八十余冊の新版の聖教を購入する。これらは官位を与えられた僧の御札の品として四月二日に覚深入道親王に披露がなされ、その指示を受けて一日に「御印」を押し「御経蔵」に納めたことがわかる（ここでの「御経蔵」は双ヶ岡に所在した時代のものである）。この時の新版聖教のなかには現在確認できるものもあり、「御印」は山本秀人「御経蔵典籍文書の蔵書印」（『真言宗寺院所蔵の典籍文書の総合的調査研究―仁和寺御経蔵を対象として―』科研報告書、研究代表者月本雅幸、二〇〇一年）の分類する1a型の仁和寺額型朱印のうちの一種であることがわかる。この点については別途紹介したいと考えている。
- 12 この他、田中作太郎『陶器全集 二四 仁清』（平凡社、一九六五年）が、「山田鉢庵老御示教」として『一音坊日記』との史料名をあげ、御室焼の記事を引用する。しかし、この引用史料については宮川菜々子『御室窯の会席器研究』（慶應義塾大学大学院文学研究科修士論文、二〇一九年）により顕證の日記ではないことが明らかにされている。
- 13 「法住庵顕證上人御伝について」（『密宗学報』一五九、一九二六年）。孝源は正保四年（一六四七）に真乗院に入室し、顕證を直接知る人物である。土宜は高山寺の史料を翻刻するが、仁和寺塔中蔵一三九箱一六号にも写本があり、本稿の作成にあたってはこちらを確認した。なお、高山寺には顕證手記の書物等が多数あり、「法住庵」の木印も伝来するとのことであるが未確認である。
- 14 上巻、法藏館、一九三一年。西暦は筆者が補った。一三行目の「先蹤往謨」は、

「略伝」では「勘先蹤模往規」である。

- 15 奈良国立文化財研究所（奈良文化財研究所）編『仁和寺史料 目録編（稿）』一〇五（一九九八）二〇二二年の範囲では、御経蔵一七箱七二―五の奥書に「元和八年正月十四日以仁和寺心蓮院御本書寫了、沙門顕證」とあるが、この「顕證」は何らかの文字に上書きしているようである。一七箱七五―一の奥書には「元和八年七月廿一日写之、右写本次第先度入壇之時用之了、兼性改顕證」とある。この「兼」は別の字を擦り消して上書きしたようにもみえる。顕證への改名時期については、三〇箱一三の奥書は「寛永四年十月十五日於真光院殿学問所一日馳筆畢、金剛仏子兼性改顕證」である。二四箱八五には「寛永四年十二月八日以心蓮院御本令書写之補闕了、顕證」とあり、上書き等の形跡はない。この時期以降は顕證と表記するものと思われる。ただし、六〇箱一七の文中本奥書に「寛永七年九月中旬兼性改顕證」とあり、誤写の可能性もあるが、この点は課題である。
- 16 六月四日付の安藤加左衛門尉書状は二通あり、そのうち民部卿宛書状には「私事数年方々仕、今度も島原一揆見物ニ罷越候へとも」とあり、年次が確定できる。
- 17 古藤真平「仁和寺の伽藍と諸院家（下）」（『仁和寺研究』三、二〇〇二年）。
- 18 山本秀人「御経蔵典籍文書の蔵書印」（『真言宗寺院所蔵の典籍文書の総合的調査研究―仁和寺御経蔵を対象として―』科研報告書、研究代表者月本雅幸、二〇〇一年）。
- 19 大阪市史編纂所編『安井家文書』（大阪市史料調査会、一九八七年）二号・三号。二号の系図は小右衛門とするが、小左衛門が正しい。また、二号の系図の翻刻は父の名を「木村宗和」とするが、大阪歴史博物館架蔵の写真帳を確認したところ翻刻の誤りであり、三号の系図の通り「木村宗知」が正しい。なお、久宝寺安井氏については、小谷利明「河内渋川郡久宝寺村安井氏に関する基礎的考察」（『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』二一、二〇一〇年）を参照。
- 20 『安井家文書』二号・三号の系図には大西不入、のち自白と改めたところがあるが、『顕證日次記』にはこの名では登場しない。
- 21 本冊には錯簡があるが、当該記事は明暦三年のものである。この点については

第二章四で検証する。

22 侯爵前田家編輯部編『加賀藩史料』第三編（石黒文吉、一九三〇年）、明暦二年三月二十九日条。

23 『仁和寺御伝（顕證書写本）』（奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料 寺誌編』

二、吉川弘文館、一九六七年）。

24 同右。

25 『仁和寺記録（御記）』一（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）。

26 『仁和寺諸院家記（恵山書写本）上』（奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料

寺誌編』一、吉川弘文館、一九六四年）。西暦は筆者による。

27 同右。

28 神宮滋『仁和寺尊寿院阿證』（イズミヤ出版、二〇一七年）。

29 一四二箱に収められている奈良文化財研究所の調査時の目録のうちいくつかメモがある。そのうち欠番の「二十二」のところに「（不明）（別に表紙なきものあり）四月―八月の間で年があわない」とのメモ書きがあり、第五〇冊とみられる。また第三二冊と第三三冊の間に「別に三枚（年不詳）」とあるのは第五一冊であろうか。第四八冊の次行に「番号なし、明暦三起三月至九月廿八」とあるのは、第四九冊であろう。

30 一部のものに蔵書印があり、第一冊のみ「仁和寺／南勝院」印である。別に伝来したものが、ある段階で一緒にされた可能性がある。

31 前掲注（2）・（4）。

32 「仁和寺金堂及び御影堂考」（『史迹と美術』二二三号、一九五一年）。

33 前掲注（13）。

34 久保智康・朝川美幸『もっと知りたい仁和寺の歴史』（東京美術、二〇一七年）。

35 自筆本の紙数はそれぞれ異なるが、四七冊を一一冊に分けて写した場合、写本一冊には自筆本四冊分程度が収録される計算になる。

36 この部分を含む六月三日条後半から同一四日条は、「仁和寺史料御経蔵

百四十二箱」（東京大学史料編纂所ポーンデジタル BD2015-019201）の、冊子

の状態では撮り漏らしている。ただし、紙背を撮影するため開いた状態では撮影している。

37 当該記事は二三日条と二四日条の間に書き込まれるが、『渡辺推庵遺像裏書』（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）所載の渡辺勘兵衛石碑銘の没日は二四日であることから、二四日に付く記事であると判断した。なお、渡辺了については黒田惟信編『東浅井郡志』卷三（滋賀県東浅井郡教育会、一九二七年）も参照。

38 「清涼寺文書」（水野恭一郎・中井真孝編『京都浄土宗寺院文書』同朋舎出版、一九八〇年）、村上紀夫「中近世の一山寺院と本願―嵯峨釈迦堂清涼寺をめぐる」（『新しい歴史学のために』二四九、二〇〇三年、のち村上紀夫『近世勧進の研究』法蔵館、二〇一一年）。これまでの研究ではこの相論は長期にわたり、宝永三年（一七〇六）に大覚寺門跡支配として最終的に決着したとされる。『顕證日記』の当該記事から寛永一十七年五月には本願側の理運となったことがわかる。

39 『妙有真空院尚嗣公記 寛永十七年記（自正月至九月）』（陽明文庫所蔵・東京大学史料編纂所 H-CAT Plus 禁裏公家文庫）。

史料紹介 仁和寺所蔵『聞書』

川本慎自

はじめに

『聞書』は、仁和寺所蔵典籍のうち、書籍第四十箱に収められる写本である。書名は後補と思われる墨書外題に従うが、表紙押紙には「妙心寺岑大虫語」とあり、本文内容から、戦国期の東国で妙心寺派の教線を拡大した禅僧、大蟲宗岑（二五二一～一五九九）の撰述にかかる部分を含む典籍と考えられる。以下、本書を紹介して翻刻を掲げるとともに、若干の考察を加えることとしたい。

一 書誌と概要

まず、本書の書誌的事項を左に記す。

書籍第四十箱一号 聞書 写本一冊

袋綴装。二四・一×一七・九センチ。一二丁。表紙外題直書「古本」

／聞書」、表紙押紙「露」。印記「仁和寺文庫」（朱方印、陰陽刻、

重ね捺しか）。付箋（後補）「妙心寺岑大虫語一冊」。

仁和寺所蔵典籍は、国宝・重文指定のほかは大きく分けて御経蔵・塔中蔵・書籍の三つの史料群に分類されているが、本書はこのうち書籍第四十箱に収められる。第四十箱は禅宗関係の書籍を集めた箱で、写本四点四冊・版本一〇八点一一〇冊・近代活字本三冊が収められている。早く一九六九年に奈良国立文化財研究所による調査がなされ、その際の目録は仁和寺に保管されているが、史料編纂所では二〇二一年十二月

に調査を行い、調書作成と写真撮影を行った。調査目録は『東京大学史料編纂所報』五七号に掲載し、撮影画像についてはポーンデジタル（BD2021-015900）として史料編纂所図書室内の端末において閲覧公開を行っている（写本・五山版・古活字版については全丁撮影、その他の近世版本については冊首・冊尾のみ撮影）。

二 構成と内容

本書の内容は、大きく分けて三つの部分に整理することができる。第一は、冒頭から第四丁裏まで、いわゆる五智如来に諸事象を対応させる五蔵観思想を概観して説明した部分である¹。第二は、第五丁表から第十丁表まで、天正九年（一五八一）に大蟲宗岑が撰述した部分である。第三の部分は第十丁裏から末尾までで、玄膺という僧の撰述にかかる部分である。以下、それぞれの部分の文体と内容を見ていきたい。

第一の部分は、基本的には漢文体であるが、振り仮名・送り仮名まで含んで考えればナリ体の抄物とみることも可能で、何らかの講述を背景としたものと考えられる。『聞書』という外題はここから付されたものであるろう。記述の内容としては、五智如来のそれぞれに対応する虚空蔵菩薩や方角、色、干支、臓器、味などを列挙して説明する。後述する第二・第三の部分との関連では、とくに塔婆や梵字との対応に詳しく言及することに注目しておきたい。

第二の部分は、末尾の第十丁表に「維時天正九年辛巳孟種宗岑判」とあることから、天正九年七月に大蟲宗岑により撰述された文であることが知れる。文体は第一の部分と同一であり、あるいは第一・第二を通して大蟲宗岑によるものと見ることもできよう。ただし、第一の部分が仏

教理の概説的な内容であるのに対し、第二の部分では天正九年の具体的な事件に即した内容であるという点で若干様相が異なる。記述の内容としては、梵字・漢字の起源を伏犧の三人の子によるとする説を紹介し、中国から日本への伝来の過程を説く。その上で、天正九年七月に「常州佐竹群」^(郡)において、曹洞宗の僧が塔婆に梵字を書いたことを真言宗の僧が「詰難」したという事件を記す。以下、それに対する反論が記されるが、その論拠として、空海が日本に初めて禅宗を伝えたとする説話、「四十九院」の塔や卒塔婆を建てる始原の説話、洛中に五山寺院を建てる際の宗峰妙超と玄恵ら四僧との宗論の説話などを挙げる。

第三の部分は、玄膺という僧の撰述にかかる部分である。この玄膺は佐竹氏の菩提寺である曹洞宗寺院・天徳寺の天正九年当時の住持、伏州玄膺に比定することができ、前述の天正九年の事件の当事者と考えられる。記述の内容としては、第二の部分の大蟲の撰述を受けた若干の補足と、「佐竹諸寺家」へ宛てた「理状」からなる。理状は解状の誤写か、あるいは律令(公式令六十三条)の規定にある「不理状」を模したものと考えられるが、いずれにせよ天正九年の事件における曹洞宗側から真言宗側への反論を記したものである。

この三つの部分の構造から考えると、本書は天正九年に曹洞宗の伏州玄膺が真言僧からの「詰難」に対する反論として作成したもので、そのなかで第一の部分(五智の概説)および第二の部分(大蟲宗岑の撰述)を引用したものと見ることができ、第二の部分は、「伏乞、諸宗他に弓を挽つ莫かれ…山居樵子、微分を省みず、傍観嘆呼の餘り、謹んで之を記す」とあるように、撰述した大蟲宗岑は曹洞宗と真言宗との争論の当事者ではない臨濟僧ではあるが、伏州玄膺の求めに応じて反論を代弁

したものと考えられる。つまり、本書は全体として、天正九年の曹洞僧と真言僧との間の争論における、曹洞宗側の主張を記したものと位置づけることができよう。

三 天正九年の常陸における「宗論」

ここで、本書の背景となる曹洞宗と真言宗との間の争論について、若干の考察を加えたい。

まず前提として、本書を撰述した大蟲宗岑と伏州玄膺について確認しておきたい。大蟲宗岑は冒頭に述べたとおり、戦国期の東国で活躍した臨濟宗関山派(妙心寺派)僧で、下総国分氏・常陸小田氏の帰依のもとに下総大龍寺・常陸巢月院などに住し、また岩城興徳寺・鹿島根本寺・那須雲岩寺・宇都宮興禅寺など、北関東の多くの五山系寺院を中興して妙心寺末とした。天正六年(一五七八)に那須雲岩寺に住したのち、慶長五年(一六〇〇)に示寂している³。その語録に『大蟲岑和尚語集』(『長沙録』)があり、下総大龍寺・那須光厳寺に写本が伝わったとされるが、焼失等によりいずれも現存せず、現在知られるのは下総大龍寺本を明治十九年に書写した史料編纂所本のみである⁴。

一方、伏州玄膺は、戦国期の常陸の曹洞僧で、生年は不明であるが、天正四年(一五七六)に佐竹氏菩提寺である曹洞宗寺院・天徳寺の五世住持となっている。六世住持・鳳山善達の就任年から、天正十一年(一五八三)ごろに示寂したものと推定される⁵。なお、このとき天徳寺は常陸太田に所在していたが、その後、佐竹氏本拠の移動にともなって水戸、秋田へと移転し、この過程のなかで水戸に残った岱崇山天徳寺と秋田へ移った万固山天徳寺に別れて現在に至っている⁶。

本書に年紀の見える天正九年には、大蟲宗岑は下野雲岩寺、伏州玄膺は常陸天徳寺にあったことが確認できる。那須黒羽の雲岩寺と常陸太田の天徳寺では若干の隔たりがあるようにも見えるが、両者は下野・常陸国境の八溝山地を挟んだ両麓に位置していずれも那珂川流域に属する場所にあり、至近とは言えないが往来は難くない距離である。大蟲はそれまでに常陸を拠点に活動していた僧であり、伏州との接点があったものと考えられ、両者の関係と天正九年という成立年との間には矛盾なく理解できるものといえよう。

さて、本書に見える天正九年の争論における、大蟲宗岑の真言宗への反論においては、「四十九院」というものにその言及の多くが割かれている。天正九年に常陸の曹洞宗と真言宗との間で争論があったことを示す史料は管見の限りでは他に見出すことはできないが、三十年ほど後の慶長十八年（一六一三）には、本書と同じく「四十九院」をめぐって曹洞宗と真言宗の間で「申分」のあったことが『本光国師日記』に見えている。⁷

四十九院とは、弥勒菩薩の在所である兜率天の内宮にある四十九の宮殿を指すが、この四十九院を模した建造物が寺院内に設置されていたことが吉野金峰山などに古代から見られ、中世寺院の塔頭名称にも「四十九院」を称するものが見られる。また、現代に至るまで、葬送の際に四十九種の梵字を記した四十九本の卒塔婆・石塔を宮殿状に組み合わせたものを墓所の設えに用いる習俗があり、これも「四十九院」と呼ばれている。この習俗は中世に遡るものであり、たとえば『餓鬼草紙』（東京国立博物館所蔵）第四段の塚墓の場面に見えるものはその早い事例と考えられている。また、高野山奥の院にある大名家墓所では、佐

竹義重靈屋（慶長四年銘）をはじめとして、石製の四十九院卒塔婆で囲まれているものが多く見られ、『高野山全山絵図』（承応二年（一六五三）裏書）にも「左右に四十九院石塔数多」と記されていることが指摘されている。¹⁰

本書第六（七丁）で、真言宗側から梵字の使用を咎められたことへの反論として、禅宗側が兜率天の四十九院の始原に遡って主張しているということは、つまり葬送儀礼に用いる「四十九院」をめぐって真言・曹洞の対立があったものと考えられよう。

『本光国師日記』に見える慶長十八年の「四十九院」をめぐる「申分」も、こうした葬送儀礼の執行をめぐる争論であると考えられる。近世初頭には禅宗・真言宗と修験との間で葬儀権をめぐる争う「祭道公事」が頻発していたことが指摘されている。¹¹ 中近世移行期の関東においては、曹洞宗や新義真言宗が末寺を拡大してゆくなかで、修験による葬送執行権を奪取する動きが顕著に見られ、修験を挟んで曹洞宗と真言宗との間でも争論となっていたのである。慶長十八年の「申分」もそのなかで争われたものであり、つまり本書で争点となっている「四十九院」は天正九年から近世初頭に至るまで引き続き曹洞宗と真言宗の間で争われていることがうかがえるのである。本書に見える天正九年の争論は、近世初頭の関東における祭道公事の先駆けとして理解できるものといえよう。

なお、「四十九院」の文脈を離れてみても、本書の成立とほぼ同時期の天正二（一五七四）～五年（一五七七）には、常陸の真言僧の絹衣着用について天台宗側から異を唱えられる「絹衣相論」が勃発しており、この時期の常陸の真言宗は他宗との軋轢に曝される状況にあった。¹² 絹衣

相論の背景には、この時期の常陸における真言宗の進展があったとされており、その直後に真言と曹洞の間で争論があったとすれば同様の背景を考えることができよう。

一方、眼を常陸・関東から全国に転じれば、戦国期は安土宗論（天正七年）や松本問答（天文五年）など「宗論」が多発した時期である。¹³大蟲宗岑は関東の人であるが、『大蟲岑和尚語集』の記述から妙心寺を中心に京都にも幅広い人脈を持っていたことがうかがわれ、京都や近江で「宗論」が頻発する状況を熟知していたものと考えられる。そうした社会状況のなかで、本書成立の契機となった曹洞宗と真言宗との間の争論が発生したのである。争論自体は第七丁裏にあるように武力行使も伴うものであり、具体的な葬送儀礼の主導権をめぐる争いであったと考えられるが、禅宗側の反論が大蟲宗岑の学識に委ねられた結果、争論は単に葬送執行をめぐる鬭諍に留まることなく、四十九院の始原や禅宗初伝のような教理上の根源を争うこととなり、「宗論」の高みに押し上げられることとなったのである。

「宗論」は京都においては法華宗や浄土宗が中心となるが、常陸においては真言宗を軸として発生していたことをうかがわせるものとして、本書の記述は重要なものといえるであろう。

四 大蟲宗岑の教学知識

では、大蟲宗岑はいかなる知識のもとに真言宗への反論を行ったのであろうか。本文に即して、いくつかの典拠を考えてみたい。

まず第六丁表から第七丁裏の「四十九院」に関する部分については、兜率天の四十九の宮殿自体は『観弥勒上生兜率天経』などの經典に見え

るものであり、広く知られたものと考えられる。真言宗における四十九院塔婆は空海の兜率天往生信仰に基づいたものであり、¹⁴四十九院を対象とした聖教としては鎌倉後期の真言僧・頼瑜による『四十九院事』があり、後の承応二年（一六五三）に頼慶『四十九院縁起』（慶長九年成立）と併せて版本が刊行されている。『四十九院事』の記述はおおむね大蟲の言及と一致するが、『四十九院事』は頼瑜仮託のものである可能性も指摘されており、¹⁵大蟲がこの本を参照したかどうかは確認できない。ただし、『大蟲岑和尚語集』所収の「江岩艇公二十五年忌之香語」（天正三年四月廿日）に「兜率卅九院龍華深根固蒂」という一節があり、¹⁶天正九年の真言宗との争論以前から、少なくとも四十九院が兜率天の内宮に始原を持つという知識は持っていたものと考えられる。

また、第六丁表では禅宗の日本初伝について言及する。空海が西京大悲寺の安装和尚の弟子となり、達磨からの禅の血脈を日本に伝えたとし、その旨を記した碑が東寺にあるとする。この空海が日本に禅宗を初めて伝えたとする説自体は、唐僧義空宛の書翰が『高野雑筆集』に混入した結果、空海の書状と誤認されて生じた伝承であることが高木神元氏によって明らかにされている。¹⁷第六丁表で東寺に立つとする碑文については、「日本国首伝禅宗記」として虎関師鍊『元亨釈書』巻六などにその概要が記されるが、¹⁸そこでは日本に禅を初めて伝えたのは空海ではなく義空とされ、大悲寺安装も登場しないため、大蟲宗岑の典拠とは考えられない。

空海を西京大悲寺安装の弟子とする説は、『諸宗伝派』（国立公文書館所蔵）所収の空海撰（仮託）「東寺碑文」に見える。¹⁹ここでは「西京大悲和尚弟子空海、自達磨十三代之弟子」とあり、大蟲宗岑の記述とほ

ぼ一致している。『諸宗伝派』自体は天台や真言の法系図とともに血脈を示す諸文を集成した近世編纂のものであり、大蟲はその祖本にあたる何らかのものを参照したのであるうと考えられるが、撰文が空海仮託になっているというのを勘案すると、禪宗よりはむしろ真言の側に情報源があるものと考えられる。いずれにせよ、大蟲は禅僧が比較的容易に参照することのできる『元亨釈書』だけでなく、それに加えておそらくは真言側の情報源をも参照していたことがうかがえる。

大蟲の反論の典拠の三つめとして、第八丁表では「醍醐天皇聖朝」（後醍醐か）に大徳寺の宗峰妙超と玄恵ら山門・三井寺・東寺・奈良の四僧との間で宗論が行われたことに言及する。これは、いわゆる「正中宗論」と呼ばれるものであるが、玄恵ら四僧が宗峰妙超と論戦を交わして敗れ、玄恵らが宗峰の弟子となるといった事実は同時代の史料には確認できず、史料上の初見は心永三十三年（一二二六）成立の『大燈国師行状』における記述であることが小木曾千代子氏・大田壮一郎氏によって明らかにされている。²¹したがって、大蟲の情報源としては、『大燈国師行状』もしくはそれ以降に成立した玄恵の宗峰帰依説話に拠っているものと考えられる。

以上をまとめると、大蟲宗岑は本書における真言側への反論を行うにあたって、『元亨釈書』や『大燈国師行状』といった禅宗側の情報源だけでなく、頼瑜『四十九院事』や『諸宗伝派』の祖本にあたる典籍を参照しており、広く真言側の情報源も索捜していたことがうかがえるのである。

おわりに

ここまで見てきたように、『聞書』に見える大蟲宗岑の主張は、「四十九院」の始原を説いた上で空海が中国禅宗に学んだことを示すことによつて、四十九院や梵字が真言宗だけのものではないことを位置づけようとしたものであった。この大蟲の主張の対蹠点を取るならば、真言宗側が最初に曹洞宗側に対して行った咎め立ての論理は、空海の弥勒上生信仰を踏まえて「四十九院」卒塔婆およびそこに記される梵字が空海に由来するものであるとし、禅宗側が後からその領域に踏み込んできた旨を主張したものではないかと推定される。

こうした主張の背景には、真言宗、あるいは日本中世の仏教界の意識として、空海の伝えた真言密教こそが古来の仏教であり、禅宗は比較的近年に発生した新たな仏教であるという意識があると考えられる。これに対して大蟲は、中国禅宗という視角を導入することによつて、禅宗もまた古来の仏教であるという認識を示したのである。このように考えると、本書は、自らの宗派の始原をどこに置くかという系譜意識を示す史料として重要な意味を持つものといえよう。

最後に、本書の伝来について、蛇足ながら若干の言及を加えておきたい。第十二丁裏で示されるように、本書は曹洞宗の伏州玄膺から常陸佐竹の諸寺に宛てて発せられたものであり、それに則るならば真言宗側の諸寺に伝来されるべきものである。しかし、本書で天正九年の争論の当事者となった常陸の真言宗諸寺は三宝院流や無量寿院流・東寺流が多く、仁和寺との関わりは相対的には大きくない。²²本書が仁和寺に現蔵されるに至った背景としては、むしろ伏州玄膺が住持した天徳寺が常陸太田

から秋田へ移転した後も、佐竹氏菩提寺であり続けるということを考えるべきであろう。

近世の佐竹氏からは、初代藩主佐竹義宣の子である阿証が仁和寺尊寿院に入っている。²³阿証は近世初頭に仁和寺聖教の整備を行った顕證と関係が深いことから、秋田天徳寺・佐竹氏から阿証を介して仁和寺の顕證のもとに収蔵されるという曹洞宗側からのルートを想定することもできよう。このことは、本書が仁和寺所蔵典籍の三つの史料群のうち、真言聖教を収蔵した「御経蔵」・「塔中蔵」ではなく、主に外典の版本などを収める「書籍」に含まれることから推測できる。もちろんこれは顕證日記などで詳細な検討を加えることが必要であるが、一案として提示しておきたい。

以上、極めて雑駁な考察に終始したが、戦国・近世初頭の東国仏教の様相を示す史料であることを指摘して、史料紹介の責を塞ぎたい。

〔付記〕

- ・ 本書の調査にあたっては、総本山仁和寺学芸員朝川美幸氏にご高配・ご教示を賜った。記して感謝申し上げたい。
- ・ 本稿脱稿後、松田紹典「戦国末期本派僧心裏の都鄙」(『禅学研究』七二、一九九四年)において、光嚴寺本『長沙録』(焼失)を昭和十三年に筆写したものの紹介がなされており、その中に本稿で紹介した『聞書』の「第二の部分」とほぼ同内容の一節があることに気づいた。これを受けて『長沙録』との伝本系統・書写関係の検討を行うべきであるが、後考を期したい。

後注

- 1 五蔵観思想は覚鑿『五輪九字明秘密釈』およびそれに続く道範『五智五蔵等秘抄』以下の諸聖教において述べられるが(那須政隆『五輪九字秘密釈の研究』大東出版社、一九三六年、栗山秀純『興教大師の『五輪九字明秘密釈』と中世日本文化における五蔵観思想』榊田博士頌寿記念高僧伝の研究』山喜房仏書林、一九七三年、ヘンドリック・ファン・デル・フェーレ『五輪九字明秘密釈の研究』ノンブル社、二〇〇三年)、本書の記述はそれらに比べると大幅に少なく、こうした聖教の概要を抄出したものと考えられる。なお、これら五蔵観の聖教の一つとして、仁和寺塔中蔵には『五智蔵秘抄』が収められるが(米田真理子・阿部泰郎「仁和寺蔵『五智蔵秘抄』翻刻」『中世宗教テクスト体系の復原的研究』科研報告書、二〇一〇年)、本書との直接的な関わりはないものと考えられる。

- 2 ただし、たとえば『雑筆要集』に示される不現状の様式とは異なっている。

- 3 松田奉行「大蟲宗岑禪師讚仰」(『禅学研究』三七、一九四二年)、松田紹典「死と転生(その二)長沙録による大虫略年譜」(『聖和』一七、一九八〇年)、玉村竹二『五山禅僧伝記集成』(思文閣出版、二〇〇三年、初出一九八三年)四二五頁、清宮良造『大虫和尚一代記』(大虫和尚顕彰会、一九九五年)、外山信司「下総矢作城(大崎城)と大蟲和尚」(千葉城郭研究会編『城郭と中世の東国』高志書院、二〇〇五年)、川本慎自「足利学校の論語講義と連歌師」(『中世禅宗の儒学学習と科学知識』思文閣出版、二〇二二年、初出二〇一四年)。

- 4 『大蟲岑和尚語集』(史料編纂所架蔵謄写本、二〇一六―一五五二)、『牛久市史料中世Ⅱ 記録編』(牛久市、二〇〇〇年)に翻刻される。史料編纂所には別本(四一―一六一―一)もあるが、これは二〇一六―一五五二を野紙に筆耕したものである。本書の書名については、堀川貴司「書評 川本慎自著『中世禅宗の儒学学習と科学知識』」(『史学雑誌』一三〇―一―、二〇二二年)で『大蟲岑和尚語録』とすべきという指摘があり、禅僧語録の書名の通例としてはたしかにそれが標準形ではあるが、現存の伝本の外題・内題はすべて『大蟲岑和尚語集』となっており、『……語録』とするものはないため、現存伝本の表記に即して姑く『大蟲岑和尚

- 語集」としたい。なお、史料編纂所所蔵史料目録データベースでは『大蟲岑和尚語録』と表記される部分があるが、蔵書目録カードからデータベースへ移行する際の誤入力に由来するものである。また、松田紹典「干戈裡看花」（楠正弘編『解脱と救済』平楽寺書店、一九八三年）において、これらの伝本とは別に静嘉堂文庫に『長沙録』の存することが指摘されるが（一〇五函二〇架『大蟲岑和尚語集』（色川三中旧蔵本）が該当するか）、稿者は未見である。
- 5 『秋田・天徳寺史』（天徳寺、一九九四年）五六頁。
- 6 佐々木章格「水戸開基帳にみる洞門寺院（三）」（『曹洞宗研究員研究生研究紀要』一五、一九八三年）、中嶋仁道『曹洞教団の形成とその発展』（曹洞宗大本山総持寺出版部、一九八六年）、佐藤秀孝「初期曹洞教団の関東進出―明全・詮慧と常陸佐竹氏」（『駒澤大学禅研究所年報』一、一九九〇年）。
- 7 『本光国師日記』慶長十八年四月十七日条。坂本正仁「真言宗と祭道」（『豊山教学大会紀要』一二、一九八四年）で指摘される。
- 8 小松茂美編『日本絵巻大成』七（中央公論社、一九七七年）八頁。
- 9 水谷類「四十九院の成立と展開」（『廟墓ラントウと現世浄土の思想』雄山閣、二〇〇九年）。
- 10 金子智二「高崎市周辺における近世石堂・四十九院塔について」（『高崎市史研究』一九、二〇〇四年）。日野西真定編『高野山古絵図集成』（清栄社、一九八三年）一〇六頁。
- 11 小沢正弘「江戸初期関東における祭道公事」（『埼玉県史研究』九、一九八二年）、宇高良哲「徳川家康と関東修験」（『近世新義真言宗史の研究』青史出版、二〇一七年、初出一九八四年）、広瀬良弘「中・近世における曹洞禅僧の活動と葬祭について」（『宗学研究』二七、一九八五年）、菅野洋介「関東における本山派修験の存立事情」（『日本近世の宗教と社会』思文閣出版、二〇一一年）。
- 12 絹衣相論については、天台・真言双方が織田信長や朝廷の裁許を求めたことから、政治史においてもつとに注目されており、金子拓「天正二―五年の絹衣相論の再検討」（『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年）で詳しく研究史が整理されている。また、常陸における寺院の状況については、『関東天台―東国密教の歴史と造形 関東天台をさぐる』（茨城県立歴史館、二〇二二年）に詳しい。
- 13 河内将芳「安土宗論再見」（『中世京都の都市と宗教』思文閣出版、二〇〇六年、初出二〇〇三年）、神田千里「中世の宗論」（『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇三年）、大塚紀弘「中世仏教における融和と排除の論理」（『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』二九、二〇一三年）、大田壮一郎「宗論の史的考察」（天野文雄編『禅からみた日本中世の文化と社会』ぺりかん社、二〇一六年）。
- 14 松丸俊明「真言密教と弥勒信仰」（『真言宗豊山派総合研究院紀要』七、二〇〇二年）、堀内規之「弥勒信仰と頼瑜」（『頼瑜僧正七百年御遠忌記念論集 新義真言教学の研究』大蔵出版、二〇〇二年）。
- 15 水谷類「四十九院事 頼瑜」（東京大学図書館蔵）（注9前掲書）。
- 16 『平久市史料 中世Ⅱ 記録編』三四九頁。
- 17 高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」（『高木神元著作集四 空海思想の書誌的研究』法蔵館、一九九〇年、初出一九八一年）。
- 18 『元亨釈書』巻六（『新訂増補国史大系三一 日本高僧伝要文抄・元亨釈書』九九頁）。虎関師錬は実際に東寺において碑を搜索したものの、すでに碑は割れており、四片の断片しか得られなかったとした上で、この碑文が東寺に実在するということから空海が禅宗首伝に関わったことは事実無根ではないと結論づける。このほか『塵添瑿囊鈔』などにも同様の記述が見えるが、これらは『元亨釈書』を受けたものである。一方、宋濂『宋学士文集』卷三八所収の「贈合儀感主序」に「日本国首伝禅宗記」の内容に関する記述のあることが田中史生氏によって指摘されているが（『唐人の対日交易―高野雑筆集』下巻所収「唐人書簡」の分析から）『関東学院大学経済学会研究論集 経済系』二二九、二〇〇六年、「唐僧義空の来日」『アジア遊学』一四二、二〇一一年）、ここにも西京大悲寺安奘は見えない。
- 19 『諸宗伝派』（国立公文書館所蔵、特六一―二一九）。高木注（17）前掲論文で紹介されている。なお、「東寺碑文」は琴堂文庫蔵『抜書』・東京大学総合図書館所蔵

- 蔵『夢窓録考証』(C四〇―二二五)に見えることが西山美香「檀林皇后の〈生と死〉をめぐる説話」(『仏教文学』二五、二〇〇一年)で紹介される。このほか駒沢大学図書館所蔵『興禪記』(一八八・八一―二二)・両足院所蔵『諸書拔萃録』(二八〇函一―二号、田口幸滋「建仁寺両足院所蔵聖教目録添足」、『禅文化研究所紀要』三五、二〇二二年)にも見える(西山美香氏のご教示による)。
- 20 辻善之助『日本仏教史之研究』(金港堂書籍、一九一九年)三三三頁、玉村竹二「大徳寺の歴史」(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年)。なお、鎌倉後期から南北朝にかけての禅宗と顕密との間の論争については歴史学・仏教学の双方から多くの研究があるが、ここでは詳しくは踏み込まない。
- 21 小木曾千代子『玄恵法印研究 事跡と伝承』(新典社、二〇〇八年)一三四―一四四頁、大田注(13) 前掲論文。
- 22 堤禎子「中世常陸における真言宗教団の展開について」(『茨城県歴史館報』三、一九七六年)、内山純子「常陸における真言宗の展開」(『東国における仏教諸宗派の展開』そしえて、一九九〇年、初出一九八五年)、宮内教男「開基帳」にみる中世常陸北部の真言宗」(『茨城県立歴史館報』三四、二〇〇七年)。
- 23 古藤真平「『尊寿院伝記』の研究」(『仁和寺研究』二、二〇〇一年)、神宮滋「仁和寺尊寿院阿證」(イヅミヤ出版、二〇一七年)。

仁和寺所蔵『聞書』翻刻

(表紙)
古本聞書

(押紙)「露」「妙心寺岑大虫語 一冊」

凡例

- ・用字は原則として原文に即すが、JISコードのない一部の異体字については常用漢字に改めた。
- ・振り仮名・送り仮名・返点は原文の通りに翻刻したが、返点の欠があるものは「」内に補った。また、振り仮名等のうち、原文に朱字で訂正されたものについては『』で示した。朱引は割愛した。
- ・梵字はすべて■で示し、原文の振り仮名で種子が示されていないものについては「」内に示して補った。
- ・小字割書はへ／＼で示した。
- ・■は塗り消し、□は虫損を示す。なお、●は文字通り黒い丸が書かれている部分である。

(1才)

○東方大圓鏡智阿闍佛以^ハ■字^ヲ為^ニ種字^ト、此佛身所變之則。

則号^ニ金剛虚空蔵^ト

○南方平等性智寶性佛以^ハ■字^ヲ為^ニ種字^ト、此佛身所變之

則名^ヲ寶光虚空蔵^ト

○西方妙觀察智無量壽佛以^ハ■字^ヲ為^ニ種字^ト、此佛身所變

之則号^ニ蓮華虚空蔵^ト

○北方成所作智釋迦文佛以^ハ■字^ヲ為^ニ種字^ト、此佛身所

變之時号^ニ葉用虚空蔵^ト

○法界中央毘性智大日以^ハ■字^ヲ為^ニ種字^ト、斯佛身所變之

則号^ニ法界虚空蔵^ト、故曰^ハ■字^ヲ為^ニ種字^ト、斯佛身所變之

佛躰分別方便門之時然也

(1ウ)

○不二之法門之時一佛^{ニシテ}而無^レ有^ニ佛^ニ也

不二之法門之垂示也

(㊦)

有為空、無為空、畢竟空、虚空蔵之當體也、亦八角磨盤走^ル空裡^ニ、八角

者、東西南北四維、合而八角也、磨盤与

云、角比喻、言也、畢竟空裡歸也、虚

空、云、世間之不有_レ空、佛性真空也、爰、不

立文字、教外別傳也、迷故三界城、悟故

十方空、本来無東西、何処有南北、并復如是也、

(2才)

○一身十王六長三尊 眼耳鼻舌身 色聲香味觸 (十佛/十王) 也

眼者水、初江王、釈迦是也、色、即水、變成王、弥勒是也、耳者

風、平等王、觀音是也、聲者即風、都市王、勢至是也、鼻者

火、太山王、藥師是也、香者即火、秦廣王、不動是也、舌者

地、閻魔王、地藏是也、味、即地、轉輪王、阿弥陀是也、身者

即空、五官王、普賢是也、觸即空、○帝王、文殊是也、

穴長三尊、意者阿閼佛、法者大日 (法八意也)、有為

空、無為空、畢竟空、虚空藏是也、

畢竟五輪五輪定儀、東西南北四維、万法有為之以_二

道理、示_二本来妙躰常自寂空真如不可得空_一也、常

自寂空真如為_二實相無相涅槃妙_一心、無縫塔而五輪

(2ウ)

之外、渾沌未分田地無極也、併非_二五輪於_レ嫌、色即空、煩

惱即菩提、生死即涅槃、有為即無為、万法無法如是_レ以_二

今時日用理、示_二久遠實城理_一引導也、龕前而急度

作_二圖相_一、拶眼、驀斯當躰也、

(青空)

(白風)

(赤火)

(黒水)

(黄地)

春三月青帝 秋三月白帝 夏三月赤帝 冬三月黒帝 中央四土用

木体青色東團 金躰白色西 火躰赤色南 水躰黒色北 土躰黄色中

形 佉 半月 伽 三角 羅 圓形 婆 四角 阿

甲乙 双調 庚辛 平調 丙丁 黄鐘 壬癸 盤抄 戊巳 壹越

(3才)

角 肝臟 商 肺臟 徵、心臓 羽 腎臟 宮 脾臟

■_二等虚空_一 ■_二因業_一 ■_二塵垢_一 ■_二音説_一 ■_二本不生不可得_一

醉味 辛味 苦味 鹹味 甘味

東面 ■_二辛_一 西面 ■_二苦_一 南面 ■_二鹹_一 北面 ■_二甘_一

故云、五點種字、周遍法界、鬼畜佛心悉曇

三身四智、體中圓、八解六通、心地印

夫塔婆者、諸佛之本源、衆生成佛直路、本地法身、法界塔

婆、權分_二別妙形_一、下_二第二義門_一彫刻三摩耶形、露_二毘盧_一法

法身体、故先備_二卍字_一、又備_二一二三_一事、法報應之_二三

身、又佛法僧_二三宝_一也、三摩耶形云都露法身真如解脱

形容也、又云_二三聚淨戒_一、即是制_二無明_一三毒心、三摩耶形、

者十波羅蜜也、所謂十波羅蜜者、布施 持戒 忍辱

精進 禪定 智惠 等覺 妙覺 果滿 菩提 是也、
布施者清_二六根_一能除_二六賊_一離_二諸色境_一、名為_二布施_一、能禁_二耳賊_一、於_二彼聲塵_一音聲皆得解脫、名為_二持戒_一、能降_二伏鼻賊_一、等_二諸香臭_一自_一在智見香_一、名為_二忍辱_一、能制_二舌賊_一、不_レ諸味貪_一、名為_二精進_一、能除_二身賊_一、於_二諸觸欲_一湛然不動、名為_二禪定_一、能調_二意賊_一、不_レ準_二無明_一常修_二覺惠_一、名為_二智惠_一、如是是一時成就人、等覺妙覺果滿、菩提佛身

(4才)

圓滿躰、有情非情、同時成道如是、無漏法身、名号_二三摩耶形_一也、彫刻則顯_二般若用_一、不_レ彫刻_一則般若躰、又或云真如、又云堅固法身、又云不動金剛尊、或云無縫塔、是本心佛性空之異名也、大乘一部此_二五體_一則先

〔空風火水地〕妙法蓮華經

人々之両眼者、金剛界胎藏界両部之大日也、両耳_ハ釈迦多_ハ宝_二佛也_一、二鼻之穴_ハ普賢文殊之_二菩薩也_一、口_ハ字_二形也_一、舌_ハ蓮華_一一葉也、如是以_二七穴_一云_二七菩提_一、陰相命根_二六穴_一云_二阿吽_一二字_一、以_二斯九穴_一為_二九品淨土_一、左手_ハ東方大圓鏡智阿闍佛也、右手_ハ西方妙觀察智無量佛也、左足_ハ南方平等性智寶性佛也、右足_ハ成所作智_一釈迦文佛也、腹_ハ即中央法界体性

(4ウ)

智大日如来也、若_レ斯依_二五智身_一、名曰_二法界宮殿道場_一也、故曰_二即心成佛_一也、口傳云、通身一部之法華人々一身納_二法華

一部_一、法華文字六万九千三百八十餘字也、六万人々六根、九千九穴、三百人々貪瞋痴也、八十八分内專也、又八識田也、四字手足之四也、又行住坐具也、故通身一部之法華云々、故我等面前_ハ文殊、背後_ハ普賢、身_ハ釈迦、故畢竟五尺之全躰、通身一部之法華相傳、是一代秘密也、故釈云、行住坐臥、造次顛倒、四威儀、坐立経行、一心念法華、即見普賢色見三昧也、如是我聞_ハ生句、作礼而去_ハ死句、又本末究竟云々、天台始末道場用_レ之也、

(5才)

夫勘_二梵漢文字之起本_一、或云伏犧時、或云黄帝時、從_二伏犧即位_一天元甲寅、至_二日本天正九年辛巳_一、二兆七億六万二千八年也、從_二瞿曇未生塵劫以前_一梵漢字有_レ之、佛豈_レ制_レ之、況於_二日本聖德太子・吉備公・傳教・弘法之徒_一乎、夢不_レ見_レ之、伏犧即位後、商迦羅天・鼻仲天夫婦産_二三子_一、波羅摩・迦羅摩・蒼頡_ハ彼兄弟始作_二文字_一、波羅摩於_二西竺_一作_二梵字_一、迦羅摩於_二胡国_一作_二伽書_一、蒼頡於_二震旦_一作_二古文字_一、此即文字海濫觴也、吾佛初從_二鹿園_一終到_二鶴樹_一、四十九年半滿頓漸、通別圓教、横説豎説、曰_二之大藏經_一、盡是視多之梵文也、漢明帝時、摩騰竺法蘭四十二章經白馬馱_レ之來、於_レ爰翻_二梵文_一作_二漢字_一、板行流_二布天下_一、般若六百卷玄奘翻_レ之、

(5ウ)

法華七軸鳩摩羅什譯_レ之、吉備玄昉上人入唐時、玄昉

度^ス藏於扶桑^一矣、抑^モ本朝分^ニ八宗^一、法相[・]三論[・]俱舍[・]

成實[・]律教[・]淨土、就^レ中天台[・]真言、此等大乘^一宗旨也、台
教者如來後融妙旨、龍樹尊者得^レ之、以^ニ智者^一為^ニ高祖^一、
最澄弘^レ之、寂照入^レ宋持^ニ諸經^一來、從^レ此昌、密宗者如來受
用之宗印也、龍猛菩薩自^ニ南天^一鐵塔得^レ之、二百餘部譯
之、本朝廷曆^ノ末、傳教弘法一時異受台密、有^ニ慈覺知照^一、
東密有小野廣澤溢^ニ四海^一云々、所謂八宗之根源、從^ニ世
尊胸襟^一流出、蓋天蓋地、這裡何有^ニ優劣^一、吁悲哉、今當^ニ
五々百年濁世末法^一、八宗共滅^ニ其宗旨^一、徒益^ニ多聞^一增^ニ長^一
人我見^一事^ニ鬪爭^一、於^レ粵天正九年辛巳秋之閔孟^一、以東

(6才)

常州佐竹群、洞上与^ニ密宗^一有^ニ詰難^一、問^ニ其故^一、或曰、洞家納
子、浮屠銘書^一梵字^一、密宗尤^レ之云、梵字吾家傳、他宗不
可書^レ之、又四十九院佛塔、是又在^ニ高野^一而已、他家不可^レ有^レ之、吁
可憐生、古語云認^ニ他財^一為^ニ己宝^一之謂乎、世所^レ傳弘法大
師、日本四聖人第一、不^ニ畜入唐耳^一、無^レ端度天与^ニ文殊大師^一相見
了、扶桑歸朝日、嵯峨天皇御宇接^ニ之玄番寮^一、即改^ニ此寮^一
成^ニ東寺^一住^ニ持^一之、一代化佛、稱^ニ小釈迦^一亦宜哉、其未齋味^ニ其
宗^一、堪^ニ嗟嘆^一者哉、夫弘法八宗兼学、專參^ニ吾達磨禪^一、吾
宗派載^レ之、昔日東寺立^ニ一牌^一、其略曰、西京大悲和尚弟
子空海、内證酌^ニ曹溪流^一、化他續^ニ惠果灯^一云々、又碑文
云、西京大悲寺安奘和尚云、大師所承血脉者乃有^ニ三譜^一、

(6ウ)

一達磨傳授^レ正法、二天台相承、三真言密付也云々、夫台教、
空假中三觀、密宗有^ニ瑜伽三密觀法^一、三密者身口意、
三業也、瑜伽翻^レ之則相應也、身口意相應、如意圓滿、
又阿字之觀法、阿一字翻^レ之則無也、吾宗有^ニ趙州狗子
無佛性^一話、無門開和尚拈^レ之云、只者一个無字、乃宗門第
一関、目^レ之曰^ニ禪宗無門関^一、若參^ニ無字^一則莫^レ作^ニ虚無會^一、莫^レ
作^ニ有無會^一、如^レ吞^レ了个熱鉄丸^一相似、吐又吐不^レ出云々、又云、
只者無字、倚^レ天長劔如^ニ塗毒鼓^一云々、且道一箇阿字、歸^ニ何
処^一三世佛、心即、人々具足箇々圓成、一如來乾坤大地草木春夏
秋冬日月星辰蠢動含靈、収^レ以歸^ニ阿之一字^一、挂^レ天挂^レ地、森
羅万象齊漏泄、鴉鳴鵲巢松風蘿月、豈^レ非^ニ浮圖之三^一

(7才)

摩耶形^一乎、燕語鶯吟桃紅李白、豁^レ開兜率、四十九院、頭
々物々現^ニ毘盧法身^一拈^ニ阿字一劍^一、則截^ニ断万機^一目前不^レ立^ニ一法^一、
斯即八宗如來藏之一宝也、悲哉、密宗不^レ徹^ニ阿字觀法^一、著^ニ梵
文^一不^レ離^ニ假相^一、夫刻^ニ木浮屠^一建^ニ四十九院^一、悉從^ニ如來金口^一
出者乎、假立^ニ化城^一濟^ニ度迷倒衆生^一、故經曰、衆靈中尊、世
間之父、一切衆生、皆是吾子云々、為^ニ什麼^一、為^ニ密教一宗^一說^ニ
大藏^一乎、若又佛為^ニ密教一宗^一說^レ之、則為^ニ什麼^一、流^ニ布閻浮提^一
内、吁此一落索、三歲之孩兒亦所^レ辨也、又四十九院者、兜率
天宮龍華樹下弥勒大士說法之時、四十九佛輔^ニ佐^一之、最

初号^ヲ恒說華嚴院^ト、此主^ハ即毘盧遮那^{シヤナ}、終号^ヲ常行律儀

院^ト、此主^ハ即釈迦牟尼佛^ニ、其院者[、]梵曰^ニ羅摩^ト、又曰^ニ波演那^ト、漢

(7ウ)

曰^テ院^ト、是諸佛安住之処也、到^テ這裡^ニ三世諸佛百億分身入^レ□

入^レ聖人^ニ淨入^レ穢濟^ニ度^ニ三界^ヲ、或時登^ニ初利^ト、或時下^ニ泥犁^ニ、應^レ物

現^レ形^ヲ、釈迦是牛頭之獄率、祖師是馬面阿婆、入^ニ駟胎^ニ借^レ馬

腹^ヲ、嘗^レ苔喫^レ辛^ヲ、娑婆往來八千度、一月在^レ天^ニ、如^ニ影浸^ニ衆水^ニ、

是皆濟度利益之誓願也、佛於^テ跋提河^ニ說^キ涅槃經^ヲ、了^テ曰^テ、四十

九年一字不說、看^ヨ々瞿曇露^ス些^ニ子鋒銳^ニ、到^テ衲僧面前^ニ佛

是乾屎橛、磨^ニ三斤^ヲ、一大藏經拭^ニ不淨^ヲ故紙、梵漢文句、七々

塔木浮屠之形改、盡^ニ止^レ啼黃葉^ヲ、標^ス月指也、胡為密

宗著^テ表相^ヲ秘^{シテ}梵文^ヲ為^ス我有^ト、阿呵々承聞、今夏於^テ佐

竹^ニ洞上密宗已及^ニ宗論^ニ、未^レ發^ニ一問^ヲ、真言惡比丘懷^ニ刀子^ヲ

袖^ニ鐵槌^ヲ、帶^ニ于^ニ戈^ヲ二百餘輩打^ニ困洞上^ニ、々々衆或喫^ニ

(8オ)

痛棒^ヲ、或蒙^ル瘡^ヲ、古今未曾有歟、

昔日醍醐天皇聖朝北野御所代、於^ニ洛中^ニ新建^ニ立^ス五山^ヲ御

願^レ砌^ヲ、山門[・]三井寺[・]東寺[・]奈良四个之諸講師、其数三千八

百有餘、其中棟梁山門之玄惠法印[・]三井寺僧正[・]東寺虎

聖[・]奈良阿一聖人、是等四人張本人也、以^ニ牒狀^ヲ言^ス上^ニ、無^ニ古今^ニ

哉、何於^ニ洛中^ニ可^レ建^ニ立^ス五山^ヲ事、与^ニ禪宗^ニ成^ニ宗論^ヲ、日本國中

無^ニ一人^ニ悉^ク可^レ拂^ニ禪宗^ニ云々、惟時元弘四年正月、於^テ清涼

殿^ニ宗論、紫野大德寺開山妙超侍者、蒙^テ勅^ヲ參^内、侍者

取^ニ杖拂^ヲ向^テ帝王^ニ奏^{シテ}云、今日宗論以^ニ一言^ニ可^レ理、負者作^ニ

下部^ト、帝王用^ニ此語^ヲ与^ニ天台宗^ト々々論請^レ勅^ヲ、玄惠法印出問、

如何是教化別傳、師答云、八角磨盤走^ニ空裡^ニ、法印不^レ□

(8ウ)

此語^ヲ、即作^ニ下部^ト、其名曰^ニ宗疑^ト、次^ニ三井寺僧正携^レ□

置^ニ師面前^ニ、師問^テ云、是何物、僧正云、此是乾坤箱、師以^レ杖

一擊^{シテ}云、乾坤打破時如何、僧正不^レ及^ニ答語^ニ、即為^ニ下人^ト、其

名曰^ニ宗圓^ト、二人共昇^レ輿^ヲ行^ニ紫野^ニ、建^ニ立^ス大德寺^ヲ、此是醍

醐天皇勅願所也、宗論略云、廿一日晚南禪寺正眼院長

老^ニ大光國師蒙^テ勅^ヲ參^内、東寺虎聖參^内出問、如何是

禪、國師拳^ニ扇子^ヲ云、你試射看、虎聖云、中、師重袖^ニ扇

子^ヲ云、箭已離^レ絃^ヲ、猶無^ニ返回^ノ勢^ニ、尚射看、虎聖良久云、

禪已盡而已、師云、欲^レ知^ニ吾宗^ヲ、白雲隔^ニ万里^ニ、虎聖云、禪

得而可^レ聽哉、師云、近前來向^テ汝道^ニ、虎聖近前、師一足

踏倒、虎聖起來三拜而取^ニ弟子例^ヲ、其名曰^ニ宗虎^ト、三

(9オ)

大將已被^レ取^レ頸^ヲ、殘黨不^レ全、者外三千八百餘有者皆悉

歸伏同取^ニ弟子例^ヲ云々、右一件事、蒙^ニ綸命^ヲ、於^テ今洛陽五

岳措^レ之^ヲ、天鑑無^レ私、於^ニ佐竹^ニ、爭論於^ニ市中草堂^ノ傍^ニ、可^レ發^ニ

一笑^ヲ、若強^シ及^ニ宗論^ニ、其州太守殿閣集^ニ一門之國老^ヲ、君臣

烈坐、備^ニ奉行^ヲ設^ニ警護^ヲ、於^テ傾^レ聽處^ニ互^ニ一問一答^ノ之上、決^ニ斷

宗師長短、則是非乍顯露、彼爭論洞上、密宗敗闕不
少、吾宗不守一隅、始學顯密教、後歸別傳宗師、建仁
開山明庵禪師登叡山極台教、後入宋國參禪、洞上
永平開山道元和尚登橫川首楞嚴院、礼公圓僧正、難
髮、十八歲中閱大藏、後參建仁明菴、々々為法器、從
明全入宋、掛錫於天童云々、上野州新田郡長樂寺

(9ウ)

於今從開山榮朝、寺中立真言院、兒孫修密法云々、加之
紀州由良開山法燈國師、十九薙髮、上高野山染指
於三密、後入宋國參佛眼、歸朝後閑居高野云々、到吾
禪、不理論自他不瞞人我、專以此事為本、弘法大師極顯
密、後歸吾宗、又天台座主數多極台教、入唐參吾宗、歸
朝住睿山云々、此語載五燈會元、事跡繁多故不記
姓名、看々、教外別傳端的、木浮圖銘書、法伽羅婆阿
亦不妨、書篆漢字亦得、倭子書伊呂波仁浦邊登
亦得、拈一莖草作塔婆亦得、喚拄杖作四十九院亦得、
不書一字不加一點、舍那妙躰塵々刹々顯現、正恁麼時
何認梵漢之文句、爭人我乎、謹白諸宗縱到三五

(10オ)

五百年、世尊大慈大悲、廣恩粉骨碎身難酬之、
吾儂方袍圓頂、著佛衣、誦佛經、唱佛語、喫佛飯、形似
沙門、心無慚愧、剩三家村里、魔魅人家男女、賺殺漁樵

蠻夫、殊不守自讚毀他戒、如徒黨、十箇八九有之、夫
密教爭論之起本、畢竟從貪欲一念始、悲哉、滅佛種族、
伏乞、諸宗他弓莫挽、他馬莫騎、他非莫辨、他事莫知、他
是阿誰、努力諸人、本佛遺戒各自守封疆、則諸宗之
門葉宗枝日繁茂、西飛佛日再發光輝、則稱之
釋氏、亦不妨者乎、山居樵子不省微分、傍觀嘆呼之
餘、謹記之、仍而如件、

維時天正九年辛巳孟種日

宗岑判

大虫

(10ウ)

尔時佛告帝釋、俱傳自生不作一善、唯可見人間之
骸處、帝釈則來見人間葬所、俱傳所葬西方去一里
有率都婆、其中有此根本真言、朽率都婆、真言墮落地
上、其文一字隨風繫、俱傳躰上、尔時帝釈歸來、奇異八
地獄移、每地獄一如是、遂成不苦、尔時俱傳並諸罪人
皆共具足三十二相、圓滿八十種好、一時成蓮華臺藏世
界諸佛菩薩、金剛頂瑜伽、最勝秘密成、隨求
即得神變、伽持成就陀羅尼之儀軌、大隨求即得
大陀羅尼明王真言中、佐羅野努瑟鷓鴣怖羅耶娑婆

詞 鶴 八点者定惠之義也 白八万法惣持之躰

斷不善、實相般若之義也、烏三菩提之躰、常住無為空寂行、恒

(10ウ・欄上注記)

惣持 心也

(11オ)

沙佛像一之了義也、彼書^{シテ}鶴之字^ヲ散^{セハ}山川江海^ニ、所^レ觸走獸・飛禽・虫類・含靈・螻蟻・蚊虻・蚯蚓・魚類悉^ク啖食、苦於^レ脫速得^ニ人身之躰^ヲ也、後生^ニ安樂國^ニ、若有^レ人間^ニ陀羅尼^ヲ、受持書写者所^レ有業生滅云々、

烏^ハ以^テ體比^ニ根本^ヲ、言^{ナレバ}紫極宮中烏抱^レ卵、是^ニ玄中玄、妙中妙、本来無^レ弁、金剛正體是非理^ニ示言^也、

(11ウ)

謹奉理狀 厥^ニ釈迦^ニ如来者、中天竺^ニ摩竭陀國之主、淨

飯大王第一王子也、有時夜、諸天下來告云、出家是宜^シ、

太子即歡喜而潛出^ニ王宮^ヲ到^ニ檀特山^ニ、依^ニ阿羅々仙人^ニ

十九而出家、便^ニ抹菓汲水拾薪設食^{シテ}而難行六年也、到^ニ

雪山^ニ六年端坐、頂上巢^レ鵲、眉間巢^ニ蝶綱^一、芦芽穿^レ膝、

食^ニ麻蓼^ヲ、樹皮為^レ衣、嚼^レ菓咬^レ冰、受^ニ凍餓^一、苦行之久^ニ、

依^レ之十二月八日夜、雪山下山暎、忽然^ト大悟、生死已斷^{シテ}、成等

正覺、是謂^ニ三十成道^一、始從^ニ鹿野苑^ニ終到^ニ跋提河^ニ迄^テ四

十九年說法、一大藏經五千四十餘卷是也、此皆梵文也、

後來有^ニ摩騰竺法蘭者^一、始而四十二章經、漢土^ノ下^ニ白馬

寺^ニ、漢國之儒者疑思太多、故彼四十二章經与^ニ儒門^一、

(12オ)

經書^一折^リ我慢幢^ヲ、以^ニ炬火^ヲ焚^{シテ}燒見^レ之^ヲ、佛經毫末不^レ焚、

儒門^ノ經書成^ニ灰燼^一、依^レ之折^ニ我慢幢^ヲ、貴^ニ佛經^一感^{スル}信無

窮、梵字^{ホコナル}莽鹵^ニ故作^ニ漢字^一、以^テ旒^ニ滿^ニ三國^一、十宗八宗真

俗凡聖、誦^レ口念^レ心無^レ自無^レ他、案^ル其根源^ヲ、事^一、和國之假

名、真草行共^ニ梵字^一受用之當躰也、全不^レ可^ニ宗^一々々有^ニ隔

碍^一、何亦於^ニ道俗貴賤^一乎、今時諸宗受持書写讀誦^{スル}

所^ノ之諸經、皆佛說也、息滅共為^レ本^レ之^ヲ、三三千年後到^ニ如

今^一、少計無^ニ爭論^一者、然^ル處^ニ真言宗旨淺智法師共謗^ニ佛^一、心

宗^一誹^ニ祖宗^一、恰^モ師子身中之虫之如^レ咬^レ破^レ己身^一、彼若不^レ休^ニ爭

論^一、密宗受持讀誦解脫書寫處^ノ之^ノ經、皆是^ニ可^ニ奪^一收^一哉、

併於^ニ佛^一、心宗^一

彼^ノ外道不^レ諍事者、夫^{ソレ}禪宗諸宗之頂上^ニ、大海而不^レ選

(12ウ)

塵^ヲ、蓋^シ又為^ニ一切衆生故^一也、右^ニ条々^一、具^ニ奏^ニ達御覽所希

也、恐惶稽首、

林鐘日

玄膺在判

佐竹 諸寺家江

古語云、經來白馬寺、僧到赤烏年、人天眼目在^ニ

自^ニ此由來^一宗養和尚悉曇三十丁^ニ記給也、

本朝^ニ而禪宗諸宗頂上義^一、弘法大師自書^ニ牌文^一東寺在^レ之、

編集後記

2018年4月に始まったこのプロジェクトの3・4年目は、2020年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、調査活動などが大幅に制限され、プロジェクトの進行が危ぶまれた。しかしそうした困難にもかかわらず、本報告書に示したように、万全とは言えないものの、一定度成果を出すことができた。グループメンバーのご尽力、そして協力いただいた研究補助スタッフ・調査先寺社・機関のご厚意に支えられたものであり、この場を借りて深く感謝申しあげたい。

ただしなお積み残しの翻刻史料や、学界で共有されるべき未発表の知見などもある。それらについては、今後メンバー各位が折に触れ成果を発表し、寺社記録論の進展に裨益されんことを願う次第である。

なお本書の編集事務は、代表遠藤・比企貴之(DTP制作担当。もと本科研研究支援専門員、現國學院大學研究開発推進機構助教)が当たった。

東京大学史料編纂所研究成果報告 2022 - 8

日本中近世寺社〈記録〉論の構築

—日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化

基盤研究(A)(2018～2022年度)「日本中近世寺社〈記録〉論の構築—日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化」(代表遠藤基郎)(課題番号18H03583)報告書3

2023年3月1日 発行

編者 「日本中近世寺社〈記録〉論の構築」グループ

発行者 遠藤基郎(研究代表者)

東京大学史料編纂所

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1